

地方分権に関する基本問題についての 調査研究会報告書

(座長：堀場 勇夫)

平成31年3月

一般財団法人 自治総合センター

はしがき

第1次・第2次地方分権改革では、国と地方の関係を対等・協力の関係に変えるという理念の下、地域が自らの創意と工夫により課題を解決するための制度的基盤の構築が図られてきた。

平成25年6月に「第3次一括法」、平成26年5月に「第4次一括法」が成立し、地方公共団体に対する事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等が進められてきた。

さらに、地方の発意に根ざした取組を推進する新たな手法として、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行う「提案募集方式」が平成26年から導入された。

「提案募集方式」による地方公共団体等からの提案等を踏まえ、事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等を一層推進するため、平成27年6月に「第5次一括法」、平成28年5月「第6次一括法」、平成29年4月「第7次一括法」が成立し、平成30年6月には「第8次一括法」が成立した。

このような地方分権に関する種々の改革の進展や課題を視野に入れながら、地方分権に関する基本問題について先進的かつ実践的な調査研究を実施するため、平成16年度に本研究会を設置し、検討を重ねてきた。平成30年度においては4回の研究会を開催しており、本報告書は、その成果をとりまとめたものである。

本報告書が、我が国の地方税財政を考える上での一助となれば幸いである。

なお、本研究会は、一般財団法人全国市町村振興協会と一般財団法人自治総合センターが共同で実施したものである。

平成31年3月

一般財団法人	全国市町村振興協会
理事長	坂 本 森 男
一般財団法人	自治総合センター
理事長	梶 田 信一郎

地方分権に関する基本問題についての調査研究会

委員名簿

座長	堀場 勇夫	青山学院大学名誉教授
座長代理	中井 英雄	大阪経済法科大学国際学部教授
	赤井 伸郎	大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
	金崎 健太郎	関西学院大学法学部教授
	木村 俊介	明治大学公共政策大学院教授
	國崎 稔	愛知大学経済学部教授
	齊藤 慎	大阪学院大学経済学部教授
	佐藤 主光	一橋大学国際・公共政策研究部教授
	中里 透	上智大学経済学部准教授
	西川 雅史	青山学院大学経済学部教授
	橋本 恭之	関西大学経済学部教授
	花井 清人	成城大学経済学部教授
	林 正義	東京大学大学院経済学研究科教授
	福重 元嗣	大阪大学大学院経済学研究科教授
	藤本 正樹	近畿大学経済学部准教授
	御船 洋	中央大学商学部教授
	望月 正光	関東学院大学経済学部教授

目 次

第 1 章 平成30年度調査報告

- 地方消費税に関する論点整理 3
- 法人事業税の偏在問題について 25
- マクロの地方財政健全化に向けて
ーミクロ合計（個別自治体認識）との乖離の解消策ー . . . 42
- ふるさと納税制度と国・地方の財政 62

第 2 章 参考資料

- 自治体戦略2040構想研究会について 81
- 平成29年度決算の概要等について 106
- 平成31年度税制改正関係について 147

第 1 章

平成30年度調査報告

地方消費税に関する論点整理

中里透

(上智大学・日本政策投資銀行)

税制(譲与税を含む)を活用した 地域間財政調整の経緯

- 2008年 地方法人特別税・同譲与税創設
(所得割・収入割の一部を国税化し、譲与税により配付
譲与基準は人口(1/2)と従業者数(1/2))
- 2014年 消費税率(国・地方)引き上げ
地方法人特別税の規模を3分の2に縮減
3分の1を法人事業税に復元
地方法人税の創設・交付税原資化
- 2015年 地方消費税の清算基準の見直し
(人口:12.5%⇒15%、従業者数:12.5%⇒10%)
- 2017年 地方消費税の清算基準の見直し
(人口:15%⇒17.5%、従業者数:10%⇒7.5%)
- 2018年 地方消費税の清算基準の見直し(人口:50%、従業者数:廃止)

税制(譲与税を含む)を活用した 地域間財政調整の経緯

「経済財政改革の基本方針2007」(2007年6月19日閣議決定)
(抜粋)

2. 税制改革の基本哲学

(5) 真の地方分権の確立

法人二税を中心に税源が偏在するなど地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方税の在り方や国と地方の間の税目・税源配分(地方交付税財源を含む)の見直しなど、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差の縮小を目指す。

3

税制(譲与税を含む)を活用した 地域間財政調整の経緯

大都市狙い撃ちの「財政力格差是正論」への反論

(東京都・2007年6月1日)(抜粋)

東京をはじめとする都市部の財源を吸い上げて地方に回すという考え方は、「国と地方」の根本的な分権改革の議論を「都市対地方」の問題にすり替えようとするものです。

大改造!! 劇的ビフォーアフター

(before)「内部留保課税」は「排除いたします」

(after)「夢もチボーもないね」(東京ぼん太)

「マアいろいろあらアな」

4

「国」と「地方」という用語の定義

人生いろいろ、「国」もいろいろ、「地方」もいろいろ

○あいまいな「日本国」の私

「日本には各省各課の数だけ日本政府がある」(京極純一先生)

○「国」と「地方」

「政府」と「地方六団体」(「国と地方の協議の場」(内閣官房))

「霞が関三丁目」と「霞が関二丁目」(「地財折衝」(財務と総務))

「各省庁」と「総務省」(「地方財政措置についての各府省への
申入れ」)

「霞が関二丁目」と「平河町」(「国への要望」(知事会⇒総務省))

○「地方」と「都市」(「九都県市」?「三大都市圏」?「新宿」?)

「平河町」と「新宿」(「全銀協」と「ゆうちょ銀行」)

5

地方消費税をめぐる2つの質問

「税収」と「一般財源」のあいだ

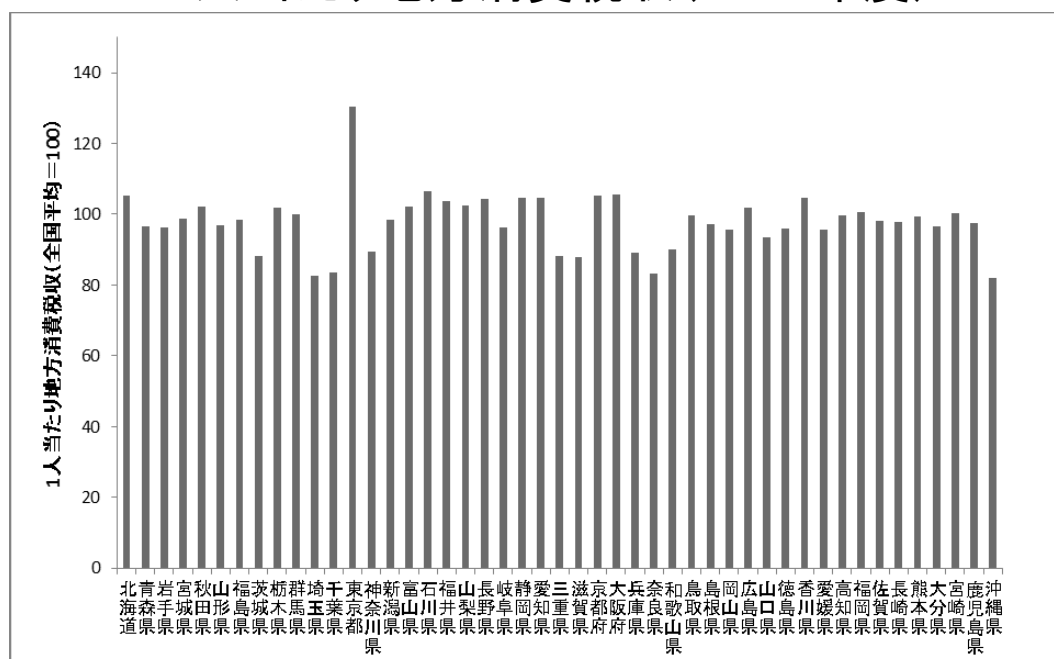
○「(地方)消費税は偏在度の低い/偏在性の小さい税」とされているにもかかわらず、なぜ清算基準の見直しが求められること
となったのでしょうか?

○地域間の税源の偏在(財政力格差)を是正するための措置
としてすでに地方交付税がある中で、なぜ税制を通じた財政
調整が求められることとなったのでしょうか?

○清算基準の見直しによって税収の均霑化が実現すれば、
さらなる財政調整は必要ないということになるのでしょうか?

6

清算基準の見直しが必要とされた理由
1人当たり地方消費税収(2015年度)



(資料出所)総務省「地方税に関する参考計数資料」より作成

7

清算基準の見直しが必要とされた理由 10年前の認識

○地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25条）

第1条 この法律は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。）の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

8

税制による対応が求められる理由 不交付団体の水準超経費(財源超過額)の存在

○地方交付税はあくまで交付団体間の財政調整を行うシステム

⇒不交付団体の水準超経費相当分(財源超過額)を財政調整に活用することは、地方交付税制度の枠内では対応できない

⇒税制(地方税)を通じた財政調整による対応が必要

- ・譲与税化を通じた調整⇒地方法人特別税
- ・交付税原資化を通じた調整⇒地方法人税
- ・清算基準の見直しを通じた調整⇒地方消費税

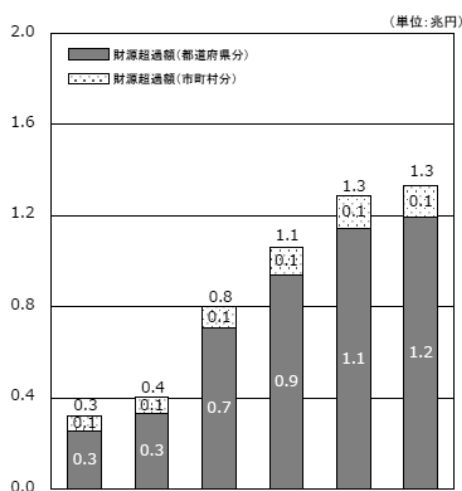
9

税制による対応が求められる理由 不交付団体の財源超過額と基金残高の推移

【財源超過額の推移】

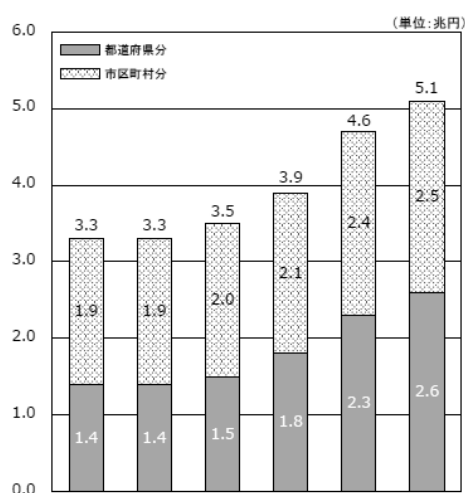
〔財源超過額〕

普通交付税の算定における基準財政収入額が基準財政需要額を超える額



※1: 財源超過額は、臨時財政対策債発行可能額調整後の数値であり、一本算定ベースである。
 ※2: 平成28年度以前は再算定があった場合は再算定後の数値であり、平成29年度は当初算定の数値である。
 ※3: 特別区の財源超過額については、都区合算により、東京部分として計上している。
 ※4: 上記の数値は、表示桁数未満四捨五入による。

【基金残高の推移】

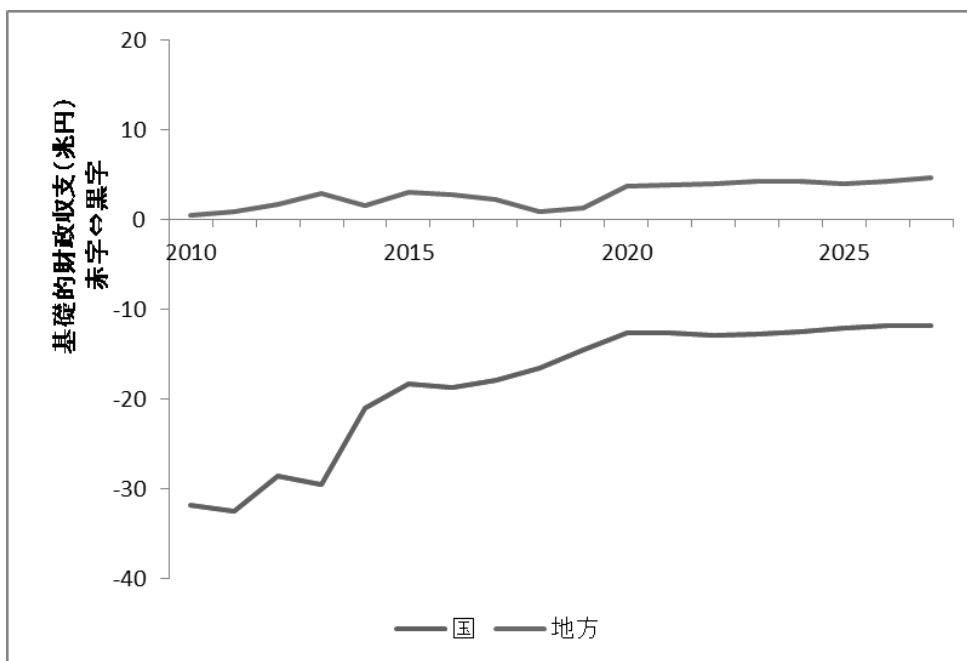


※1: 各年度とも、平成28年度普通交付税算定における不交付団体の基金残高である。
 ※2: 基金残高は、財政調整基金及び特定目的基金の合計額である。ただし、東日本大震災分及び平成28年度末地震分を含まない。
 ※3: 上記の数値は、表示桁数未満四捨五入による。

(資料出所)総務省

10

税制による対応が求められる理由 「国」と「地方」の基礎的財政収支の推移



(資料出所) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(2018年7月)より作成

11

税制による対応が求められる理由 「平河町埋蔵金」(?) 論争

地方財政計画と基金

- 地方の基金残高は、21.5兆円と過去最高となっており、交付団体・不交付団体の別によらず、近年増加傾向にある。仮に基金への積立てを一切行わず、過去最高額での取崩しのみを続けた場合でも、現在の基金残高は約7年分に相当する。
- 毎年度、赤字国債を発行して地方交付税を措置している現状を踏まえれば、各団体の基金残高の増加要因等を分析・検証し、国・地方を通じた財政資金の効率的配分に向け、地方財政計画への反映等につなげていく必要。
- また、個々の団体ごとに見てみると、財政力指数0.33未満であって、基金残高割合(基準財政需要額に対する基金残高の割合)が100%以上の団体については、基準財政需要額に占める「まち・ひと・しごと創生事業費」等の割合が相対的に大きい傾向にある。小規模な団体が「まち・ひと・しごと創生事業費」等として配分された財源を使いこなせておらず、結果として基準財政需要額が過大となっている可能性があり、詳細を分析する必要があるとともに、必要に応じ、地方公共団体の広域的な連携や合併等の更なる推進、「まち・ひと・しごと創生事業費」等の水準の妥当性等を検討・検証すべきではないか。

(資料出所) 財務省資料

12

税制による対応が求められる理由 「平河町埋蔵金」(?)論争

「母屋でおかゆ、離れですき焼き」
(2003年2月25日・衆議院財務金融委員会)

○塩川国務大臣 この件につきましては、十日ほど前でしたけれども、予算委員会で上田さんが指摘されましたね。私は、それを、非常に感銘を持って拝聴しました。というのは、私も、事実、ずっと長い議員生活の中では、これは実は疑問を持っておった点なのであります。要するに、母屋ではおかゆ食って、辛抱しようとけちけち節約しておるのに、離れ座敷で子供がすき焼き食っておる、そういう状況が実際行われておるんです。本当に私はそういう感じを持っておるんです。

だったら、これをどうするのかということ、これについては、私一人の力ではとてもできるものじゃありません。政治の動きがずっとそっちへ流れていってしまった。そこに小泉の言っている構造改革が、行政改革の本体はそこにあると私は実は思っておるんです。

13

さらなる財政調整が必要とされる理由 「地方一般財源総額実質同水準」ルール

「経済財政運営と改革の基本方針2015」
(2015年6月30日閣議決定)(抜粋)

地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度(平成30年度)までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

「経済財政運営と改革の基本方針2018」
(2018年6月15日閣議決定)において継続を確認

14

さらなる財政調整が必要とされる理由 地方交付税の算定に関する教科書的な説明

(地方交付税の算定方法)

各団体(都道府県・市町村)について基準財政需要(A)と
基準財政収入(B)を算定

⇒基準財政需要と基準財政収入から各団体の財源不足額
($A - B$)を算定

⇒各団体の財源不足額(C)をもとに地方全体の財源不足を
算定(これが「出口」ベースの地方交付税額(C))

⇒別途、国税5税の税収見込をもとに「入口」ベースの地方
交付税額(D)を算定

⇒両者(CとD)の乖離が生じている場合には、適宜調整

⇒地方交付税の「総額」が決定

15

さらなる財政調整が必要とされる理由 地方交付税の算定に関する現実の調整(未定稿)

(地方交付税の算定方法の「大胆な模式図」・実際は繰り返し計算が必要)

総務省と財務省の協議(地財折衝)により地方交付税の総額(A)が決定

⇒別途、地方税・譲与税の収入(B)の見積もりを実施

これより「マクロの」基準財政収入相当額(C)を算定

(=地方税・譲与税の収入－留保財源額－水準超経費相当分)

⇒地方交付税の総額(A)と基準財政収入(C)から

「マクロの」基準財政需要相当額($A + C$)を算定

⇒($A + C$)をもとに、総額がおおむね一致するよう各団体の基準財政需要
を算定(D)

⇒各団体の基準財政収入と基準財政需要をもとに交付税を配分

⇒計数整理の結果生じた乖離分を調整(補正率)

16

さらなる財政調整が必要とされる理由 税収増が交付団体と不交付団体に与える影響の違い

(不交付団体)

税収の増加分がそのまま一般財源の増加につながる

(交付団体)

税収の増加分(留保財源分を除く)が交付税の減少によって相殺されるため、税収の増収分ほど一般財源は増えない場合がある

⇒「税収格差の是正は交付団体の一般財源の充足につながる」とは必ずしもいえない(不交付団体の水準超経費の増加分が抑えられるだけという場合も)

⇒「分け入っても 分け入っても 青い山」

17

さらなる財政調整が必要とされる理由 「内部留保課税」の枠組みとしての「税収格差」是正策

つまるところ、税収格差の是正を目的とした措置は、不交付団体の水準超経費(相当分)を活用して自治体間の税財源の均霑化を図り、もって臨財債の発行抑制(地方側)と交付税の特例加算の縮減(国側)に資する取り組みということに。

大改造!! 劇的ビフォーアフター

(before)「内部留保課税」は「排除いたします」

(after)「夢もチボーもないね」(東京ぼん太)

「マアいろいろあらアな」

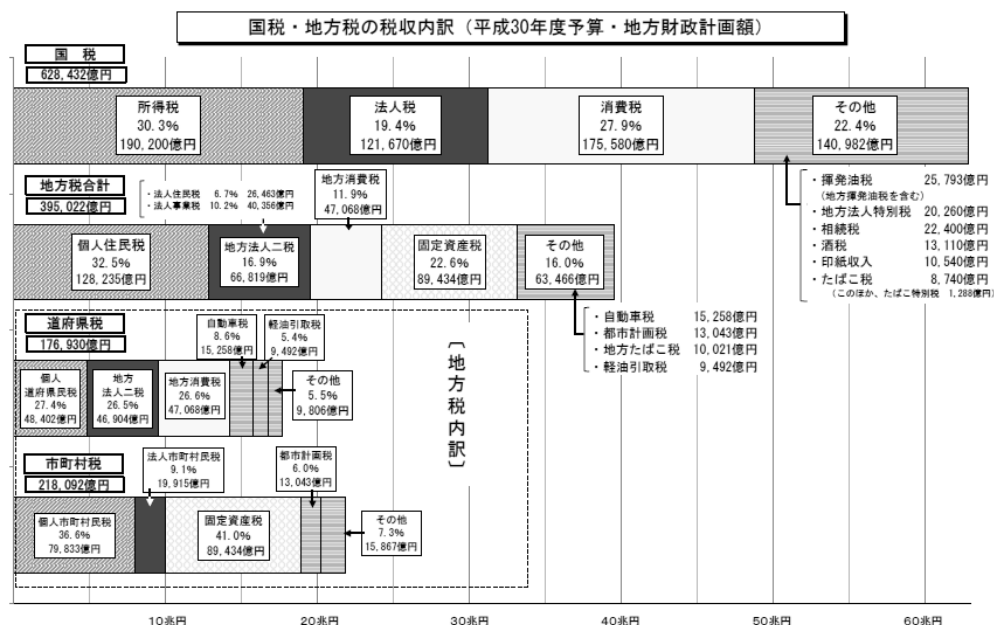
18

地方消費税の清算基準の見直し 見直しの背景

- 総じてみると、地方消費税は法人2税(法人事業税・法人住民税)と比べ相対的に偏在度の低い税目であるが、東京都とその他の道府県との対比でみると、無視し得ない税収格差がある。
- 消費税率(国・地方)が10%に引き上げられると、上記の差はさらに拡大する。
- 不交付団体については、10%への引き上げ時に増収分がそのまま一般財源の増加につながるが、交付団体については増収分が地方交付税(臨財債を含む)の交付額の減少で相殺されるため、増収分の一部しか一般財源が増加しない(一般財源の格差が拡大することもある)

19

地方消費税の清算基準の見直し 地方税の税収規模

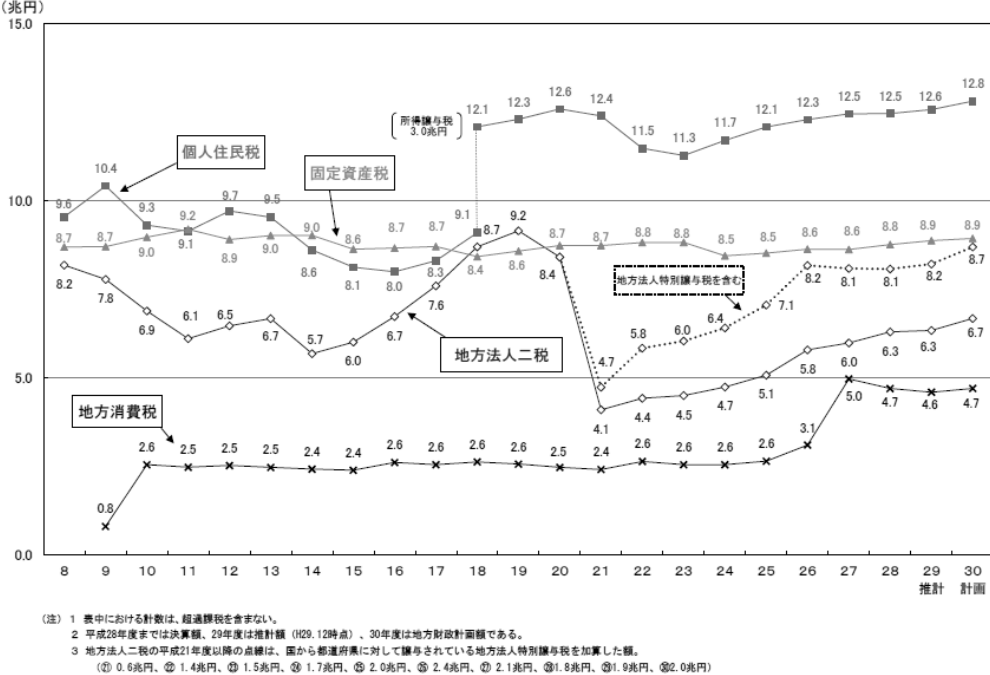


(資料出所)総務省

20

地方消費税の清算基準の見直し

主要税目の税収の推移



(資料出所)総務省

地方消費税の清算基準の見直し

地方消費税の概要(改正前)

項 目	内 容
1. 課税主体	都道府県
2. 納税義務者	(譲渡割) 課税資産の譲渡等(特定資産の譲渡等を除く)及び特定課税仕入れを行った事業者 (貨物割) 課税貨物を保税地域(外国貨物を輸入申告前に蔵置する場所)から引き取る者
3. 課税方式	(譲渡割) 当分の間、国(税務署)に消費税と併せて申告納付(本来都道府県に申告納付) (貨物割) 国(税関)に消費税と併せて申告納付
4. 課税標準	消費税額
5. 税 率	現 行 63分の17 (消費税率換算 1.7%) 国(税関)に消費税と併せて申告納付 8% 平成31年10月～ 78分の22 (消費税率換算 2.2%) 10% <軽減税率対象> 78分の22 (消費税率換算 1.76%) 軽減税率 8%
6. 税 収	49,742億円(平成27年度決算額) ※平成29年度地方財政計画額: 45,993億円
7. 使 途 (平成26年4月～)	制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費 その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策)に要する経費(税率引上げ分のみ)
8. 清 算	国から払い込まれた地方消費税額を最終消費地に帰属させるため、消費に関連した基準によって都道府県間で清算 指 標 ウェイト(H29～) ①「小売年間販売額(商業統計)」と ②「サービス業対個人事業収入額(経済センサス活動調査)」の合算額 75% ③「人口(国勢調査)」 17.5% ④「従業者数(経済センサス基礎調査)」 7.5%
9. 交 付 金	税収(清算後)の2分の1を市町村に交付
9. 交 付 基 準	人口(国勢調査)と従業者数(経済センサス基礎調査)1:1で按分 (平成26年4月以降、税率引上げ分については、人口のみで按分)
10. 沿 革	平成9年4月 創設 平成26年4月 税率100分の25(消費税率換算1%)から63分の17(消費税率換算1.7%)に引上げ 税率78分の22(消費税率換算2.2%)への引上げ時期については、平成27年10月から平成29年4月、更に 平成31年10月へと延期されている

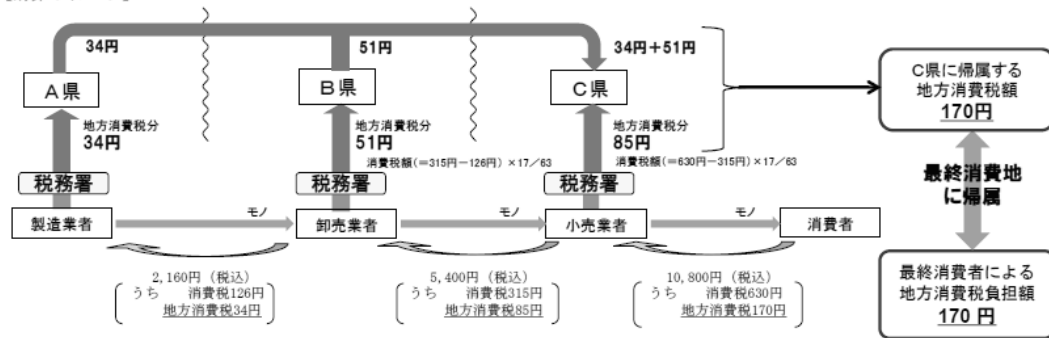
(資料出所)総務省

地方消費税の清算基準の見直し

地方消費税の「清算」

- 消費税・地方消費税の最終負担者は消費者であり、収収は「最終消費地」(下記C県)に帰属すべき(仕向地原則)。
- しかしながら、我が国の消費税・地方消費税制度においては、製造業者、卸売業者等の各中間段階で、製造業者、卸売業者等により、本店所在地の税務署(国)に、消費税と地方消費税を一括して申告納付。
また、その上で税務署(国)から所在都道府県に地方消費税相当額が払いこまれる(納税者の事務負担軽減の観点から、地方消費税の徴収を国に委託)ため、「最終消費地」(下記C県)と「収収が一旦帰属する都道府県」(下記A県・B県)との不一致が生じる。
- 地方消費税の清算は、最終消費地と収収の最終的な帰属地(ともに下記C県)とを一致させるために、一旦各都道府県に払い込まれた収収を、各都道府県間において「消費に相当する額」に応じて「清算」しているもの。

【清算のイメージ】



(資料出所)総務省

23

地方消費税の清算基準の見直し

清算基準として用いられる指定統計の概要(改正前)

清算基準に用いている指標	小売年間販売額	サービス業対個人事業収入額	人口	従業者数
統計の名称	「商業統計」	「経済センサス活動調査」	「国勢調査」	「経済センサス基礎調査」
調査実施省庁	経済産業省	総務省・経済産業省	総務省	総務省
調査開始年度	昭和27年度	平成24年度	大正9年度	平成21年度
調査頻度	3年ごと→5年ごと(H9～)→経済センサス活動調査の2年後(H23～)	5年ごと(今回は例外として平成28年)	5年ごと	おおむね5年ごと(調査頻度の決まりはない)
調査対象	卸売・小売業の全事業所	全産業の全事業所(注)	全世帯	全産業の全事業所(注)
調査方法	全数調査	全数調査	全数調査	全数調査
現在使用中の調査	平成26年商業統計調査	平成24年経済センサス活動調査	平成27年国勢調査	平成26年経済センサス基礎調査
内容(清算基準に関する特徴)	○ 卸売業者による小売販売額、小売業者による小売販売額のそれぞれを把握可能。 ○ 清算基準においては、商品販売形態が「通信・カタログ販売」及び「インターネット販売」であるものの額を控除して用いている(平成29年度改正)	○ サービス業基本調査の後継調査。 ○ 清算基準においては、サービス関連産業B(※1)及び医療・福祉に関する統計を利用(※1)サービス関連産業B ・不動産業 ・宿泊業、飲食サービス業 ・学術研究、専門・技術サービス業 ・生活関連サービス業、娯楽業 等 ○ 土地売買業、情報通信業等の額を除外して用いている(平成27年度改正)	○ 10年ごとの大規模調査だけでなく、その中間年に行われる簡易調査も清算基準に反映させている。	○ 事業所・企業統計の後継調査。

(資料出所)総務省

24

地方消費税の清算基準の見直し

平成29年度税制改正大綱

平成29年度税制改正大綱(抜粋)
2016年12月8日 自民党・公明党

第三 検討事項

地方消費税の清算基準については、平成30年度税制改正に向けて、地方消費税の税収を最終消費地の都道府県により適切に帰属させるため、地方公共団体の意見を踏まえつつ、統計データの利用方法等の見直しを進めるとともに、必要に応じ人口の比率を高めるなど、抜本的な方策を検討し、結論を得る。

25

地方消費税の清算基準の見直し

制度改正に向けた論点(三位一体改革?)

○「最終消費地の都道府県により適切に帰属させる」
⇒越境消費への対応(居住地以外での商品購入、インターネット取引等)
⇒供給側統計で把握できる消費額と実際の消費地における消費額の乖離
⇒清算基準の精緻化(清算基準として利用する統計の見直し)

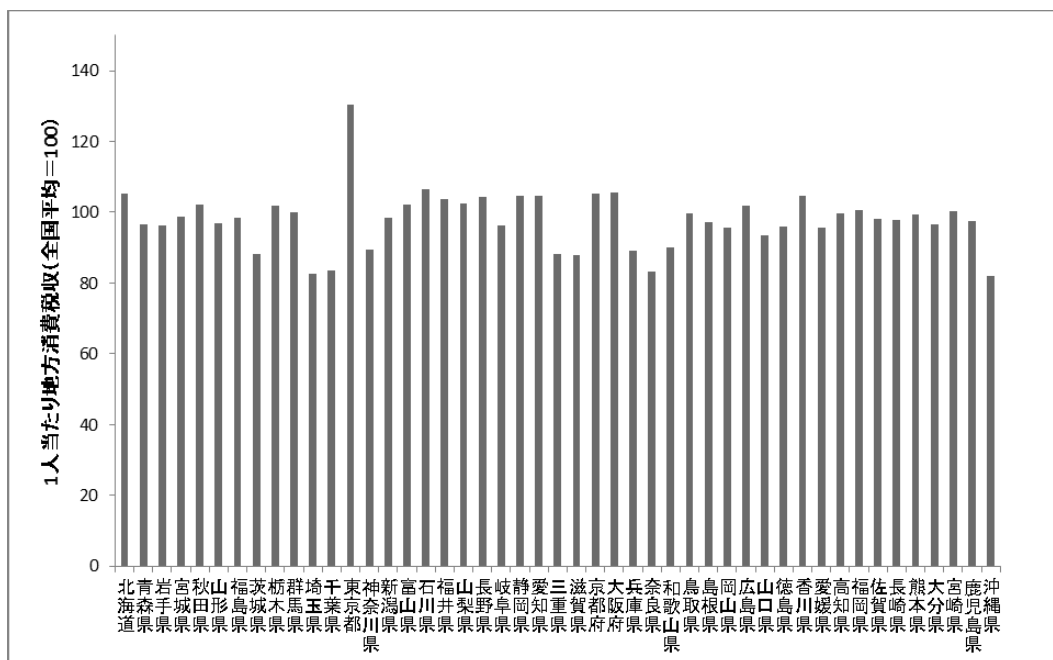
○「必要に応じ人口の比率を高める」
⇒既存の統計では把握できない消費額(販売額)の適切な帰属の確保
⇒「消費代替指標」として各都道府県の人口を利用

○「抜本的な方策」
⇒指定統計(商業統計調査・経済センサス活動調査)による「カバー率」の見直しも含めて検討を行う

26

税制抜本改革と「偏在性の小さい地方税体系」の構築

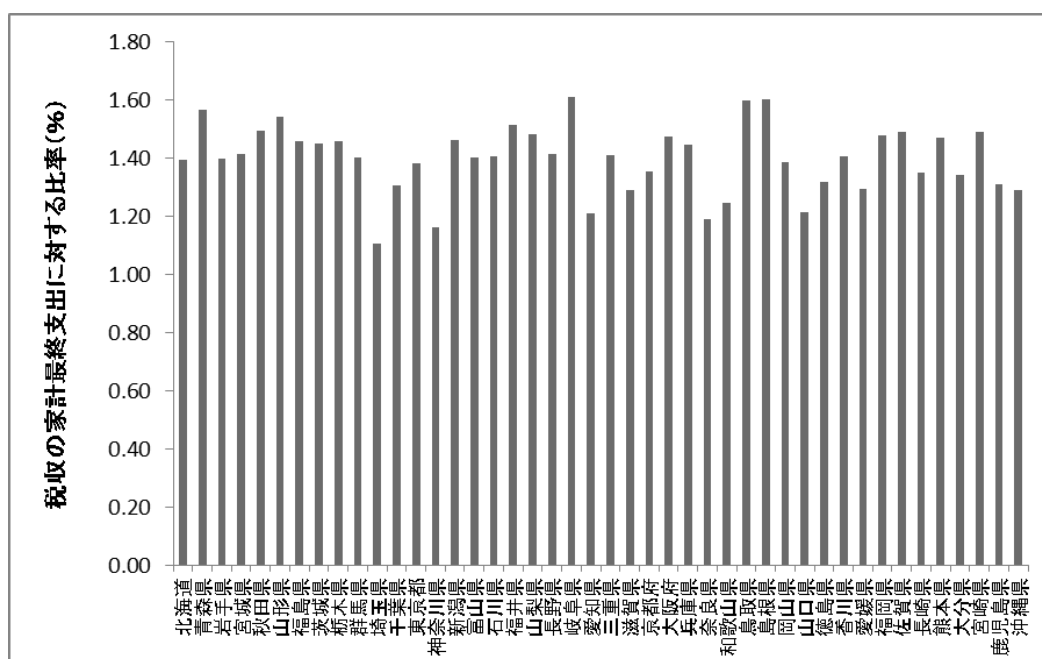
1人当たり地方消費税収(2015年度)



(資料出所)総務省「地方税に関する参考計数資料」より作成

27

家計最終消費支出に対する地方消費税の税率の比率(2014年度)



(資料出所)内閣府・総務省資料より作成

28

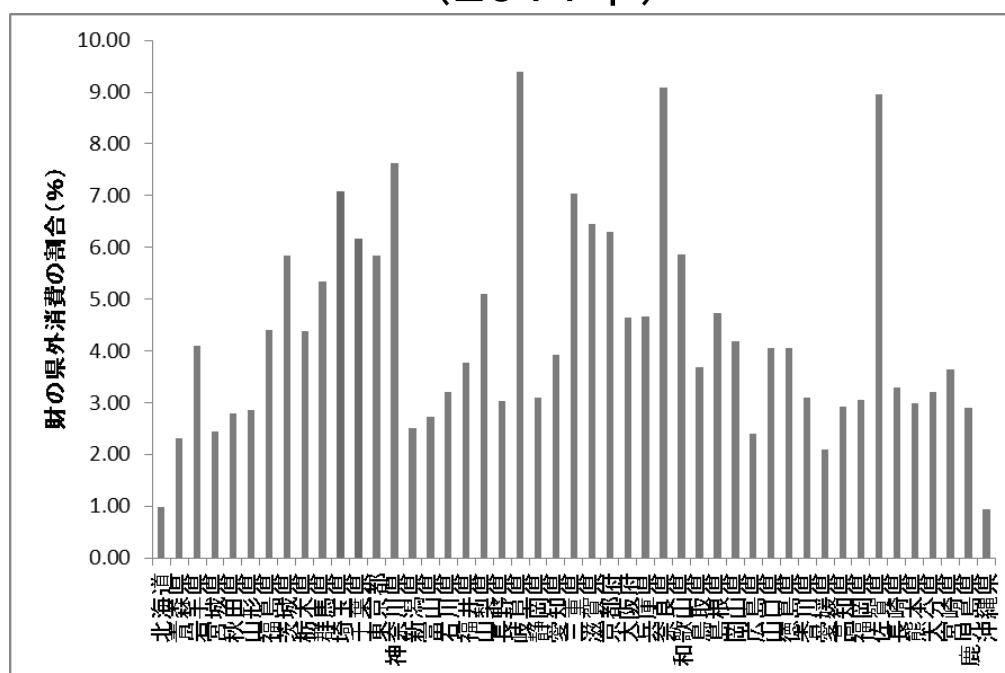
論点の確認

販売地と消費地の乖離への対応

- 地方消費税の「税収格差」は
「大都市と地方の税収格差」ではなく、
「大都市圏内における税収格差」の問題である。
(東京都と周辺の県、大阪府と周辺の府県の間の格差の話)
- 1人当たりの消費支出額は各都道府県で均一でないため、
人口を基準とする配分の比重を高めることは、
地方消費税の清算に財政調整の要素を持ち込むことになる

29

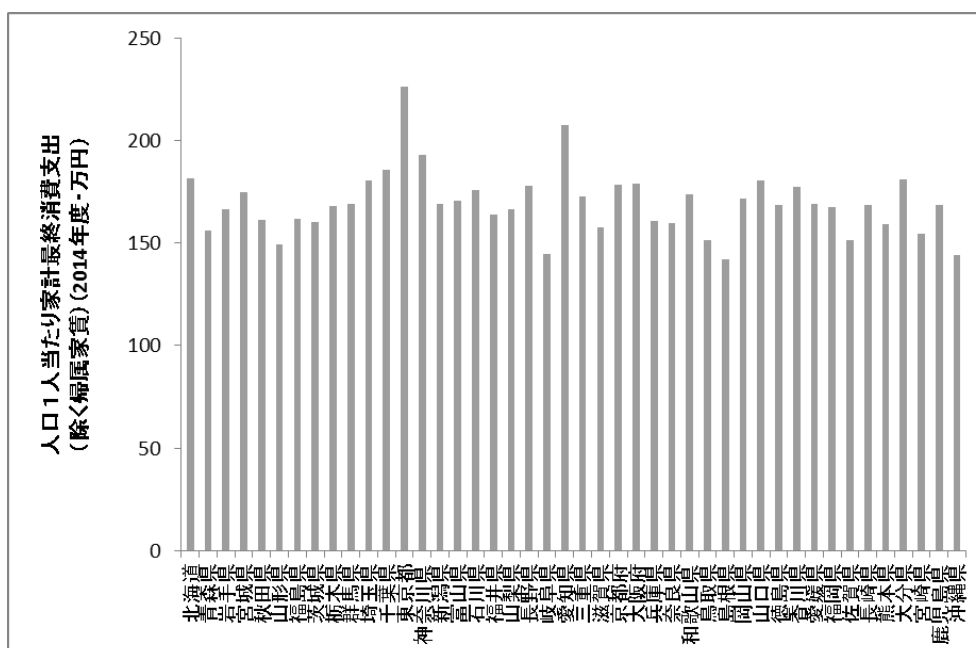
県外消費の割合(2人以上の世帯) (2014年)



(資料出所)総務省「全国消費実態調査」より作成

30

人口1人当たり家計最終消費支出 (2014年度)



(資料出所)内閣府・総務省資料より作成

31

論点の確認 非課税取引の取り扱い

○主な非課税取引(国税庁ホームページより抜粋)

- ・土地の譲渡及び貸付け
- ・国等が行う一定の事務に係る役務の提供
- ・社会保険医療の給付等
- ・介護保険サービスの提供
- ・社会福祉事業等によるサービスの提供
- ・学校教育
- ・住宅の貸付け

○非課税取引の取り扱いにおいて留意が必要なのは、
中間取引においては消費税の課税がなされていること
(「ゼロ税率」とは異なる)

32

論点の確認

消費税(国・地方)の社会保障財源化

○平成29年度税財政等に関する提案(抜粋)

(全国知事会・2016年10月3日)

今後も清算基準の見直しにあたっては、社会保障財源を確保するため地方消費税率を引き上げる経緯に鑑み、可能な限り経済活動の実態を踏まえたものとするとともに、商業統計や経済センサス活動調査において正確に都道府県別の最終消費を把握できない場合に、消費代替指標として「人口」を用いること等により、算定における「人口」の比率を高める方向で見直すことを検討すべき

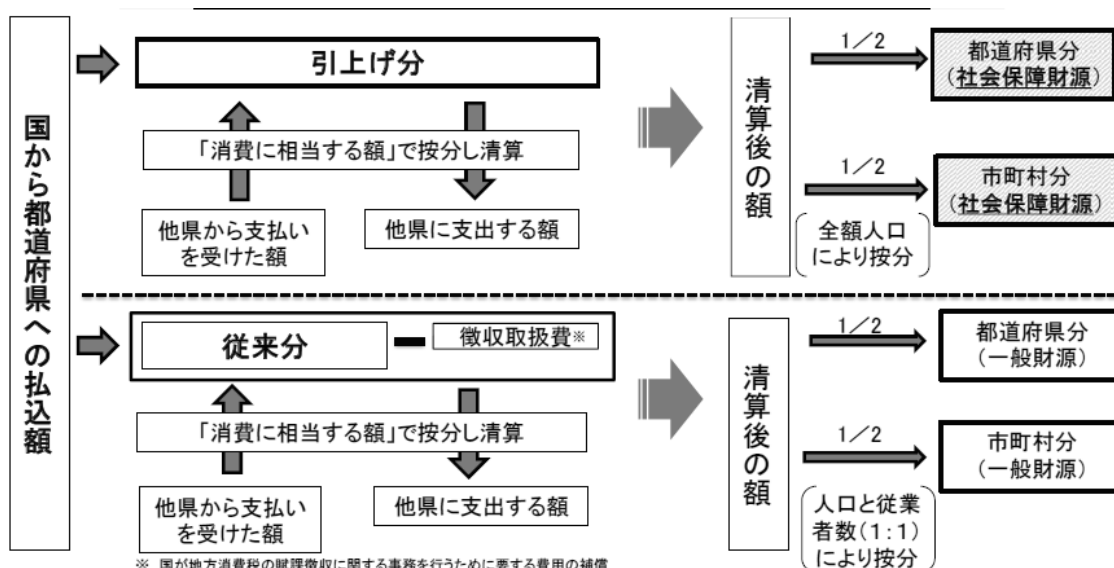
⇒「社会保障財源化」と「清算基準の見直し」は本来は無関係

- ・消費税は「課税資産の譲渡等」に着目して課税がなされるものなので、
 税収の配分(清算)に税収の用途への考慮が入り込む余地はない
- ・地方消費税のうち社会保障財源化されたのは、8%への引き上げ分のみ

33

論点の確認

消費税(国・地方)の社会保障財源化



(資料出所)総務省

34

見直しの手順

(1) 利用する統計の選択

税額算定の基礎となる「消費に相当する額」のうち物品とサービスの消費額について、どのような統計をもとに算定を行うかを決定

(2) 除外する業種・販売方法等の選択

採択した統計から得られる消費額のデータのうち、どの範囲を「消費に相当する額」の算定に利用するかを確定

(3) カバー率の設定

利用する統計から算定される消費額と、消費税の課税対象となる消費額をもとに、指定統計に基づいて税収の配分を行う割合を決定

(4) 人口・従業者数等による配分割合の設定

利用する統計ではカバーできない消費額について、代替指標として利用する統計を選択し、それらの統計による配分割合を決定

35

見直しの方向性

○販売地と消費地の乖離への対応

- ・需要側統計への移行（「県民経済計算」のデータの利用）

〔データの精度 サービスの消費の取り扱い〕

- ・需要側統計による補正（「全国消費実態調査」の利用）

〔県外消費の消費地が不明 世帯単位のデータであることの制約〕

- ・供給側統計における一部品目の除外

○供給側統計によって把握できない消費への対応

- ・人口と従業者数による配分割合の調整

〔都道府県ごとの1人当たり消費額の違い〕

○非課税取引の取り扱い

〔サービスの価額のうち課税分と非課税分の把握が困難〕

36

平成30年度改正

- 指定統計と人口・従業者数による配分割合の見直し
 指定統計による配分:75%から50%に
 人口による配分 :17.5%から50%に
 従業者数による配分:廃止
- 清算基準として利用する商業統計調査の小売年間販売額について、
 現行の額から下記の項目の欄の金額を除外
 医療用医薬品小売、自動販売機による販売、百貨店、衣料品専門店、
 家電大型専門店、衣料品中心店
- 清算基準として利用する経済センサス活動調査のサービス業対個人
 事業収入額について、現行の額から下記の項目の欄の金額を除外
 建物売買業、土地売買業(土地売買業を除く)、不動産賃貸業(貸家業、
 貸間業を除く)(「土地賃貸業」を除く)、不動産管理業、火葬・墓地
 管理業、娯楽に附帯するサービス業、社会通信教育、医療、福祉
 (「社会保険事業団体」を除く)

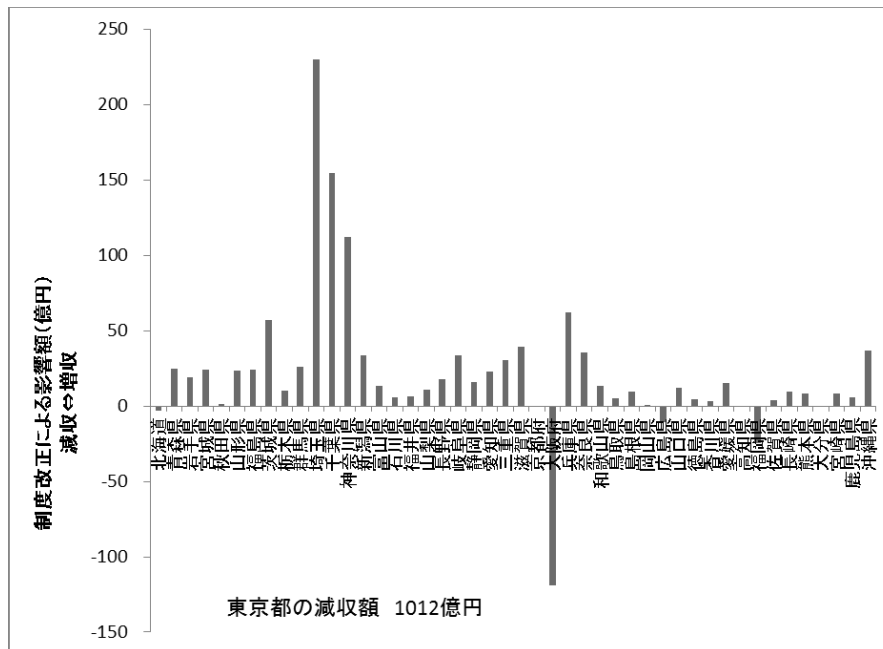
37

平成30年度改正に基づく配分の試算 地方消費税の配分に関する先行研究

	橋本 (2013)	足立・玉岡 (2015)	宮口 (2015)	本稿 (4.3)	本稿 (4.4)
小売年間販売額	平成 19 年商業統計調査	平成 19 年商業統計調査	平成 19 年商業統計調査	平成 26 年商業統計調査	平成 26 年商業統計調査
サービス業 対個人事業収入額	平成 16 年サービス業基本調査	平成 24 年経済センサス活動調査	平成 16 年サービス業基本調査	平成 24 年経済センサス活動調査	平成 24 年経済センサス活動調査
指定統計による カバー率	75%	75%	90%	70%	50%
試算の前提	(ケース 1) 人口 25%・従業者数 0% (従業者数を清算基準から除外) (ケース 2) 上記に加えて昼夜間人口比率による補正を実施	人口 15%・従業者数 10% (平成 27 年度改正を反映)	人口 7.5%・従業者数 2.5% (カバー率の変更に伴い人口と従業者数による配分割合を変更) 昼夜間人口比率による補正を実施	(ケース 1) 人口 22.5%・従業者数 7.5% (ケース 2) 人口 20%・従業者数 10% (ケース 3) 人口 17.5%・従業者数 12.5%	人口 50% 従業者数基準は廃止

38

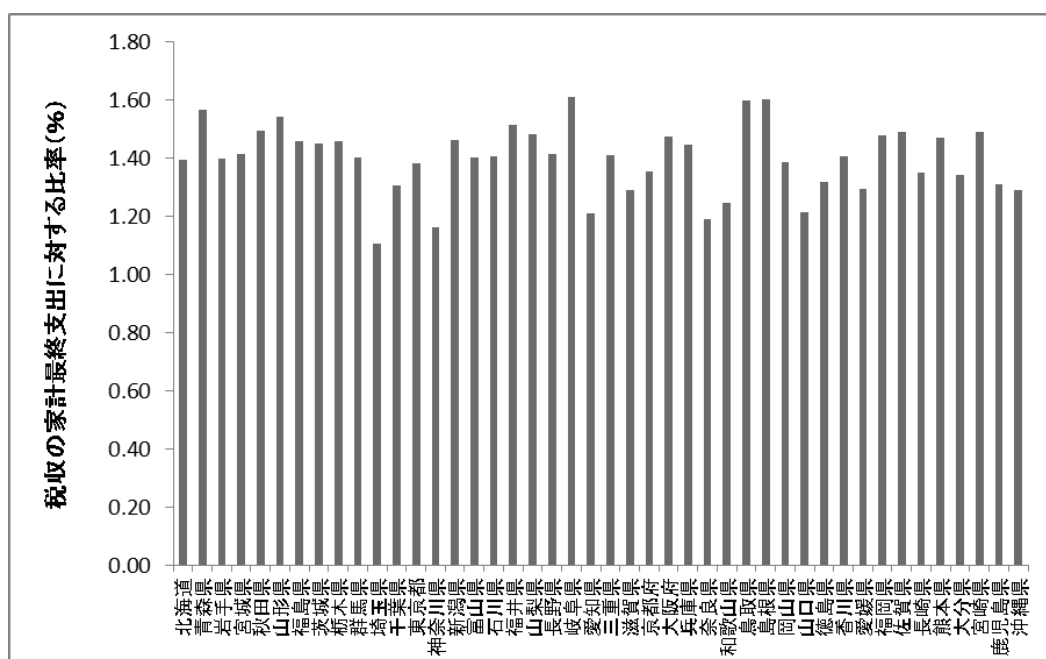
平成30年度改正に基づく各都道府県の 地方消費税収(試算・税込規模4兆7,000億円)



(資料出所)総務省・経済産業省資料をもとに試算

39

家計最終消費支出に対する地方消費税の 税込の比率(平成30年度改正に基づく試算)



(資料出所)内閣府・総務省・経済産業省資料をもとに試算

40

平成30年度改正の評価

○東京都と大阪府の隣接県の税収は増加したものの、消費額対比で見た場合の税収は依然として低位にとどまっている。

⇒「大都市圏内」よりも「都市と地方」の税収格差を意識

⇒人口による配分のウェイトを高めに設定

（事実上の消費譲与税化？）

○西日本の県における税収の増加の度合いが相対的に低位にとどまっている。

⇒「医療・福祉」のサービスを「消費に相当する額」から除外した影響

（社会保障財源化の経緯に配慮を、との要請との整合性は？）₄₁

さらなる財政調整の検討へ

税収増が交付団体と不交付団体に与える影響の違い（再掲）

（不交付団体）

税収の増加分がそのまま一般財源の増加につながる

（交付団体）

税収の増加分（留保財源分を除く）が交付税の減少によって相殺されるため、税収の増収分ほど一般財源は増えない場合がある

⇒「税収格差の是正は交付団体の一般財源の充足につながる」とは必ずしもいえない（不交付団体の水準超経費の増加分が抑えられるだけという場合も）

⇒「分け入っても 分け入っても青い山」

さらなる財政調整の検討へ 分け入っても分け入っても青い山

○平成30年度税制改正大綱(抜粋)
(2017年12月24日 自由民主党・公明党)

地方創生を推進し、一億総活躍社会を実現するためには、税源の豊かな地方公共団体のみが発展するのではなく、都市も地方も支え合い、連携を強めることが求められる。

(中略)

こうした観点から、特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、消費税率10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されること等も踏まえて検討し平成31年度税制改正において結論を得る。

43

さらなる財政調整の検討へ 分け入っても分け入っても青い山

報道資料

平成30年5月11日

「地方法人課税に関する検討会」の設置・開催

地方財政審議会に「地方法人課税に関する検討会」を設置することとしましたのでお知らせします。

1 設置の目的

与党税制改正大綱等を踏まえ、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討を行うため、地方財政審議会に「地方法人課税に関する検討会」を設置する。

(以下略)

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zeimu03_02000039.html

44

法人事業税の偏在問題について

富山大学 中村 和之

愛知大学 國崎 稔

第2回 基本問題研究会 2018年9月7日

1

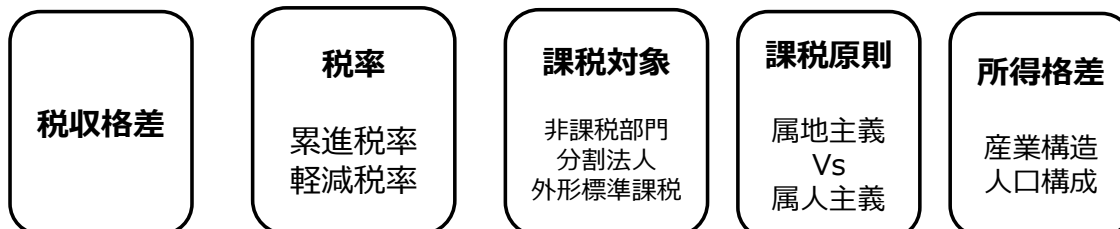
全国知事会要望書(2018年7月25日)より

- 全国知事会東京一極集中の是正と地方創生の推進に向けた施策の推進
 - 平成30 年度与党税制改正大綱において平成31 年度改正において結論を得るとされた地方法人課税の更なる偏在是正措置については、地方税の充実により財政力の格差が拡大することがないように、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて、地方法人課税の意義も踏まえつつ、今後の地方法人課税のあるべき全体像を見据えた検討を行うべきとする全国知事会の提言を踏まえた検討を行われたい。

2

論点

$$\frac{\text{税収}}{\text{人口}} = \frac{\text{税収}}{\text{課税ベース}} \times \frac{\text{課税ベース}}{GRP} \times \frac{GRP}{\text{所得}} \times \frac{\text{所得}}{\text{人口}}$$



今回はこのあたりに着目

所得格差を拡大した形で税収偏在が発生

3

2. 県内総生産と比較した法人 事業税収の偏在度・累進度

4

2.1 法人事業税収の偏在度・累進度

- ・ 県内就業者数をベースに見た地域間配分
 - － 県内就業者と県内総生産は『県民経済計算（平成17年基準）』の付表より作成した。法人事業税収は『地方財政統計年報』の各年版における収入額に基づく。
 - ・ 就業者とは、生産活動に常用雇用・日雇を問わず従事する者をいい、県内就業者数とは、居住地を問わず県内で就業する者の数を指す。
 - － ただし、県民経済計算における県内就業者数は基準年度の変更に伴って値が変わるので注意が必要。
 - － 対象期間は2001年度から2014年度
 - ・ 県民経済計算は恐らく2015年度推計より、基準年度が変更されるので2015年以降と一貫した推計は困難
 - ・ また、2015年度の県民経済計算は各都道府県レベルでしか公表されていない（基準年度の改訂の影響で遅れている？）
- ・ 県内総生産の偏在との関係を見るために、就業者あたりでみた県内総生産のローレンツ曲線とジニ係数、法人事業税収の集中度曲線と集中度係数を調べる

5

GRP/就業者でみた偏在度と累進度

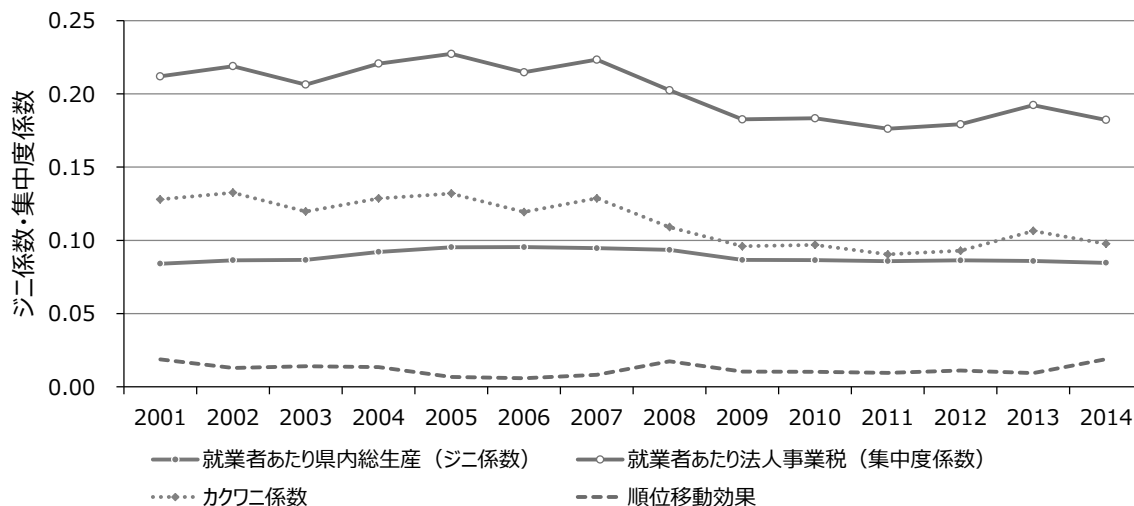
県内就業者あたりGDPをベースにした法人事業税収の偏在度・累進度

	Year													
	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
Gini(GRP)	0.084	0.086	0.087	0.092	0.095	0.095	0.095	0.093	0.087	0.086	0.086	0.086	0.086	0.085
Conc(Tax)	0.212	0.219	0.206	0.221	0.227	0.215	0.223	0.203	0.183	0.183	0.176	0.179	0.192	0.182
Kakwani(Tax)	0.128	0.133	0.120	0.129	0.132	0.119	0.129	0.109	0.096	0.097	0.090	0.093	0.106	0.098
Reranking	0.019	0.013	0.014	0.013	0.007	0.006	0.008	0.017	0.010	0.010	0.009	0.011	0.009	0.019

- ・ Gini(GRP)は県内総生産のジニ係数、Conc(Tax)は法人事業税収の集中度係数、Kakwani(Tax)は法人事業税のカクワニ係数、Rerankingは順位移動効果を表す。
- ・ 県内就業者ベースで見た県内総生産のジニ係数の値は、人口ベースで見たジニ係数（前回報告）よりも小さく、県内総生産の格差の一部は就業者の集中に起因することがわかる。
- ・ 法人事業税収の集中度係数の値も県内就業者数ベースでみた方が小さい。
 - － ただし、カクワニ係数の値は、人口ベースで見ても県内就業者ベースで見ても大きな違いはない。

6

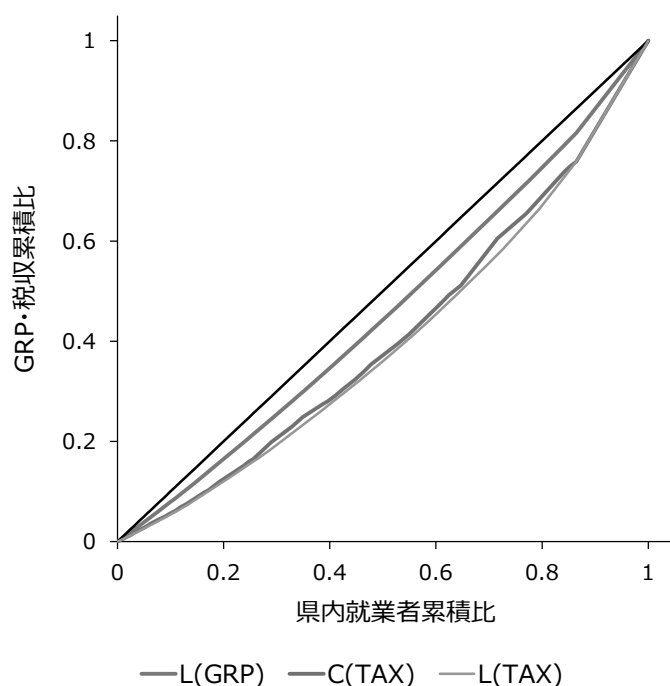
偏在度・累進度の推移



- ・ 県内総生産のジニ係数は2004～2008年にかけて上昇したがその後は低下して近年ではほぼ横ばい（小泉構造改革の影響か）。
 - － 2009年以降の低下はリーマンショックの影響も考えられる。
- ・ 法人事業税の集中度係数やカクワニ係数は、2008年～2009年にかけて集中度係数やカクワニ係数でみた集中度は低下
 - － リーマンショックによる県内総生産や税収の落ち込みが関係していると思われる。

7

ローレンツ曲線と集中度曲線（2014年）



- ・ 記号
 - － $L(\text{GRP})$: 県内総生産のローレンツ曲線
 - － $C(\text{TAX})$: 法人事業税収の集中度曲線
 - － $L(\text{TAX})$: 法人事業税のローレンツ曲線
- ・ 法人事業税が就業者に対して比例的に課税されておれば、均等分布線と一致
- ・ GRP に 比 例 的 で あ れ ば $L(\text{GRP})$ と 一 致
- ・ 順位移動効果がなければ $C(\text{TAX})$ は $L(\text{TAX})$ と 一 致。
- ・ 就業者あたりGRPの中位グループで順位移動が発生

8

2.2 事業所数を基準にした分析

- 各県内の事業所数をもとに、**事業所あたりのGRPの格差と事業所あたりの法人事業税収の偏在度**を考える
- 事業所数は『事業所・企業統計調査』（平成13年，16年，18年），『経済センサス』（平成21年，平成24年，平成26年）に掲載されている都道府県別の民営総事業所数（事業内容等が不詳である事業所を含む）に基づく
 - 事業所統計とセンサスではデータが連続していないようだが，偏在を考える上では相対的な分布がわかれば良いので，大きな問題はないと考えた
 - 統計の調査年以外の年度は線形補完でデータを作成
- 事業所あたり県内総生産の累積比と事業所数の累積比をもとにローレンツ曲線やジニ係数を求める

9

GRP/事業所数でみた偏在度・累進度

県内事業所あたりGDPをベースにした法人事業税収の偏在度・累進度

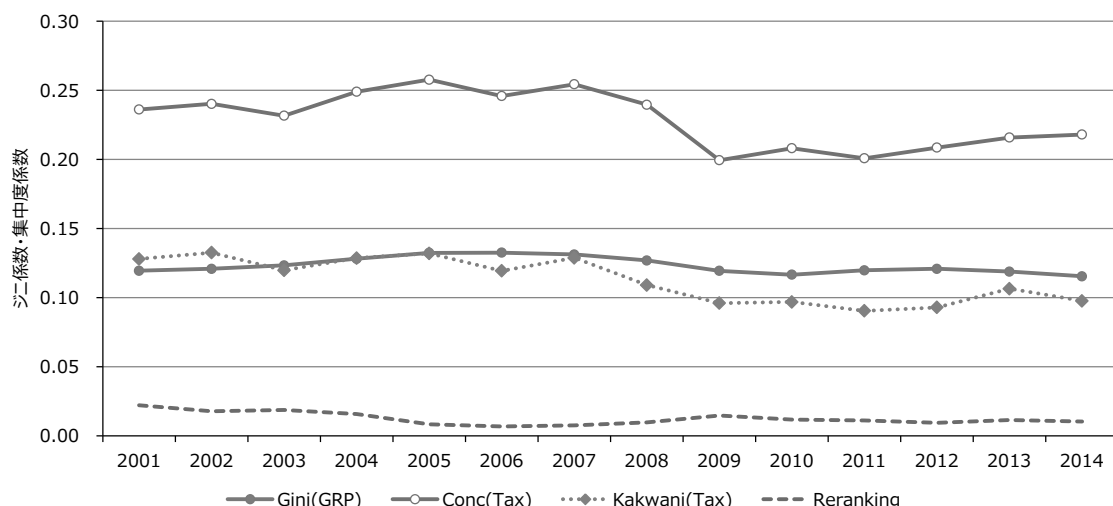
	Year													
	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
Gini(GRP)	0.119	0.121	0.123	0.128	0.132	0.133	0.131	0.127	0.119	0.117	0.120	0.121	0.119	0.115
Conc(Tax)	0.236	0.240	0.232	0.249	0.258	0.246	0.254	0.240	0.199	0.208	0.201	0.209	0.216	0.218
Kakwani(Tax)	0.117	0.119	0.108	0.121	0.125	0.113	0.123	0.113	0.080	0.092	0.081	0.088	0.097	0.103
Reranking	0.022	0.018	0.019	0.016	0.008	0.007	0.008	0.010	0.015	0.012	0.011	0.009	0.012	0.010

- 県内総生産のジニ係数や税収の集中度係数は就業者あたりGRPの場合よりも大きい
 - 大規模事業所の都市圏への偏在が関係していると考えられる
 - 結果的に事業所数で見た地域間のばらつきは小さくなる
 - ただし時系列でみた変化は類似している
- カクワニ係数，順位移動効果は就業者あたり税収で見た場合とほぼ同じ

10

(GRP/事業所)でみた格差・偏在度・累進度の推移

- 時系列的な変動は就業者あたりGDPと類似



11

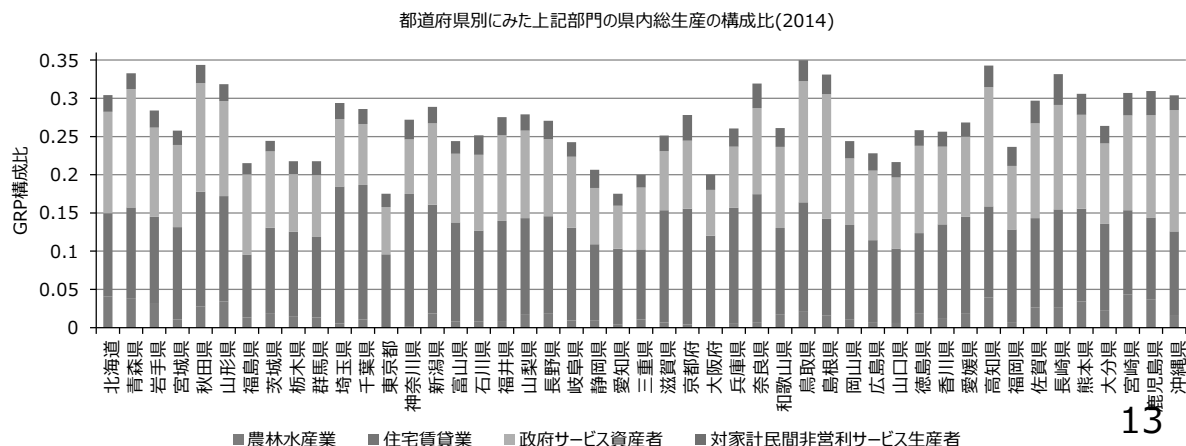
2.3 GRPの格差よりも大きい法人事業税収の偏在

- 就業者あたりのGRPの偏在を拡大する形で法人事業税収の偏在が生じている理由
 - 法人事業税の課税ベースの大きさが都道府県間で異なる
- 課税ベースの差異が生ずる要因
 - 産業構造の違い
 - 県内就業者数は全産業についての合計なので、課税対象となる法人企業の就業者が少ないほど、就業者あたり税収は少なくなる。
 - 特に地方圏では、非課税部門である公務や帰属家賃がGRPの重要な構成要素なので、GRPの格差よりも課税ベースの格差は拡大→次に考える
 - 労働分配率の違い
 - 労働分配率が高い地域ほど、付加価値が同じであれば利潤課税の課税ベースが小さくなるので就業者あたり税収は少なくなる。
 - 企業間の利潤率の違い
 - 県単位で集計した利潤額が同じであっても企業間の利潤の格差があれば、累進課税と赤字法人非課税（税率ゼロ）に起因して、利潤のばらつきが大きい地域ほど税収は大きくなる。
- 事業所あたりのGRPの偏在を拡大する形で法人事業税収の偏在が生じている理由
 - 地域間における事業所規模の違い
 - 都市圏では、数少ない大規模事業所が大きな課税所得を生み出す

12

2.4 修正されたGRPでみた累進度

- GRPには法人事業税の課税対象ではない産業の付加価値も含まれる
 - 個人事業が多いと思われる第1次産業、帰属家賃部門、政府サービス生産、民間非営利団体など
- 課税ベースと比較した累進度や偏在を見るためには、GRPは適当でないかもしれない
- またグループ化する際にも異質な地域がグループ化される可能性がある
 - GRP/就業者が同じであれば、労働生産性が高い地域と帰属家賃の比率が高い地域が同一グループに類型化される可能性
- より課税ベースに近い形で付加価値を捉えて累進度や偏在性を考える
 - 修正されたGRP(AdjGRP)=GRP－農林水産業付加価値－住宅賃貸業付加価値－政府サービス生産者付加価値－対家計民間非営利サービス生産者付加価値



法人事業税の累進度と偏在性(修正GRP)

- 県内就業者あたりの修正されたGRPを格差の指標として考える**
 - 厳密に考えれば、修正されたGRPに含まれる産業の就業者あたりで考えることが必要（今回は1次接近）
 - ただし、民間企業部門の経済活動の尺度としては近似的に妥当すると考えられる
 - データ出所は県民経済計算
- 前と同じくGRPのローレンツ曲線，就業者あたり法人事業税収の集中度係数を用いて比較

(修正GRP/就業者)でみた偏在度と累進度

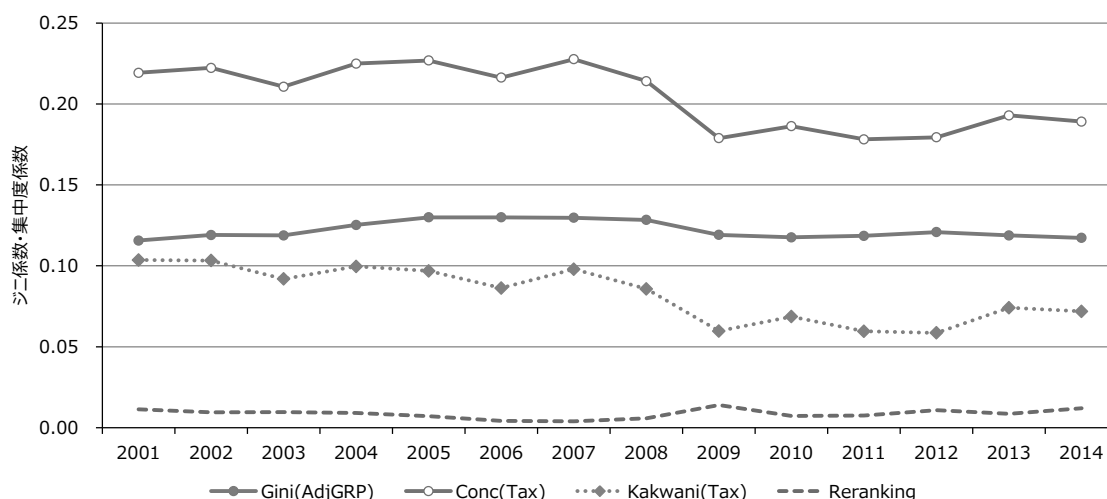
県内就業者あたりGDPをベースにした法人事業税収の偏在度・累進度

	Year													
	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
Gini(AdjGRP)	0.116	0.119	0.119	0.125	0.130	0.130	0.130	0.128	0.119	0.118	0.119	0.121	0.119	0.117
Conc(Tax)	0.219	0.222	0.211	0.225	0.227	0.216	0.228	0.214	0.179	0.186	0.178	0.179	0.193	0.189
Kakwani(Tax)	0.104	0.103	0.092	0.100	0.097	0.086	0.098	0.086	0.060	0.069	0.060	0.059	0.074	0.072
Reranking	0.011	0.009	0.010	0.009	0.007	0.004	0.004	0.006	0.014	0.007	0.008	0.011	0.009	0.012

- Gini(AdjGRP)は修正された県内総生産のジニ係数、Conc(Tax)は法人事業税収の集中度係数、Kakwani(Tax)は法人事業税のカクワニ係数、Rerankingは順位移動効果を表す。
- 修正GRPのジニ係数は、修正前のGRPよりも大きく、GRP/事業所でみたジニ係数とよく似た値
- 法人事業税収の集中度係数もGRPよりわずかに高い
 - 法人事業税収のローレンツ曲線は2.1と同じなので、集中度係数やカクワニ係数の変化は、修正されたGRPと元々のGRPの分布の違いに起因する
- カクワニ係数の値はGRP/就業者やGRP/事業所よりも概ね低い値を示す
 - より課税ベースを近似していると考えられる

15

偏在度・累進度の推移



- すべての係数について水準は異なるが時系列的な推移は2.1の結果と類似している

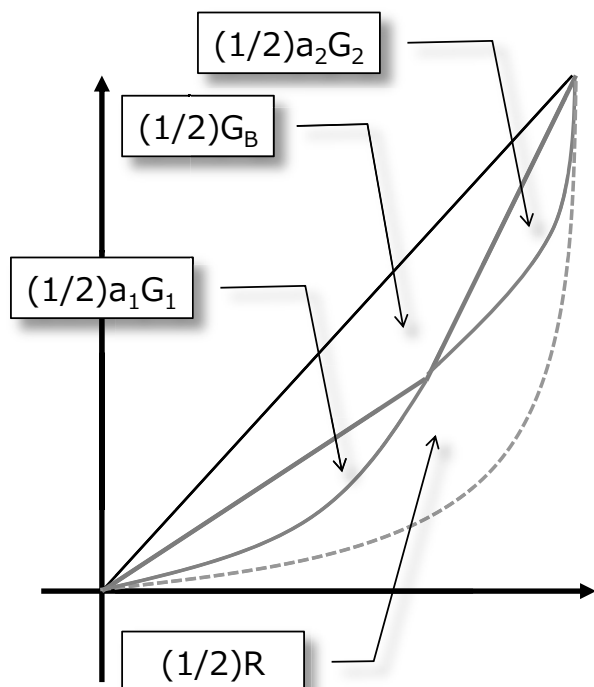
16

3. 法人事業税収のグループ間・グループ内の偏在性

17

3.0 Lambert-Aronson Decomposition

- Lambert and Aronson (1993, EJ)
 - グループ化された所得分布における格差のジニ係数が, (1)グループ間格差, (2)グループ内格差, (3)順位移動効果に分解され, , ローレンツ曲線, 集中度曲線を用いて表すことができることを示す
- $G = G_B + \sum_k a_k G_k + R$
 - G_B : =グループ間ジニ係数
 - G_k : =第kグループのグループ内ジニ係数
 - R : =順位移動効果
 - a_k : =グループ内ジニ係数のウェイト (人口シェア×所得シェア)



18

分析の視点

- ・ 何を以て， 税収の偏在や格差を測るか
- ・ 何に着目してグループ化するか

		グループ化の基準			
		県内就業者 あたりGRP	県内就業者 あたり修正さ れたGRP	…他の基準	
税収偏在の 捉え方	県内就業者 あたり税収	3.1.1	3.2.1		
	県内事業所 あたり税収	3.1.2			
	…				
	他の捉え方				

19

3.1 グループ化(1)-就業者あたりGDPによるグループ化-

- ・ 県内就業者1人あたりGRPに基づくグループ化
 - 2001年から2014年までの(GRP/就業者)の2乗ユークリッド距離を用いて5グループにクラスター化
 - ・ 分割にはMatlabの“kmeans”関数を利用して， クラスター数を与えて各クラスターの重心からの距離の総和を最小にするようにクラスター化
 - $\min_{c_i} \sum_i (\mathbf{x} - \mathbf{c}_i)(\mathbf{x} - \mathbf{c}_i)^T$ をグループ分けと重心($\mathbf{c}_i$)の双方について解く
 - 解いている問題の性質上(GRP/県内就業者)が小さい県は大きくまとめられやすい

グループ (都道府県 数)	都道府県	就業者あ たりGRP (百万円)	GRP シェア	就業者 シェア
1 (14)	青森県, 岩手県, 秋田県, 山形県, 鳥取県, 島根県, 愛媛県, 高知県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 宮崎県, 鹿児島県, 沖縄県	6.50	10.4%	13.2%
2 (10)	北海道, 群馬県, 埼玉県, 新潟県, 山梨県, 長野県, 岐阜県, 奈良県, 福岡県, 大分県	7.37	19.5%	21.9%
3 (14)	宮城県, 福島県, 茨城県, 栃木県, 富山県, 石川県, 福井県, 静岡県, 京都府, 和歌山県, 岡山県, 広島県, 徳島県, 香川県	7.86	19.9%	20.9%
4 (8)	千葉県, 神奈川県, 愛知県, 三重県, 滋賀県, 大阪府, 兵庫県, 山口県	8.50	31.5%	30.5%
5 (1)	東京都	11.36	18.6%	13.5%

就業者あたりGRP, GRPシェア, 就業者シェアは推計対象期間の値をプールして求めた各グループの平均値

20

3.1.1 税収/就業者で測った税収偏在の分解

- ・ 県内就業者1人あたりGRPに基づき都道府県をグループ化したうえで，県内就業者あたり法人事業税収の偏在を考える
 - － 経済活動水準との関係ではなく，就業者数と比較した税収の偏在そのものに注目するので，就業者あたり事業税収のローレンツ曲線をもとに偏在度を求める

グループ別にみた法人事業税収と就業者数の構成比

	Year													
	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
グループ別税収構成比														
G1	0.072	0.075	0.073	0.069	0.067	0.068	0.067	0.070	0.080	0.077	0.077	0.077	0.076	0.075
G2	0.159	0.160	0.160	0.159	0.153	0.159	0.155	0.152	0.165	0.165	0.167	0.166	0.163	0.161
G3	0.182	0.177	0.188	0.182	0.188	0.187	0.186	0.191	0.194	0.187	0.190	0.192	0.188	0.188
G4	0.327	0.326	0.333	0.331	0.331	0.336	0.334	0.334	0.309	0.323	0.326	0.322	0.319	0.335
G5	0.261	0.262	0.245	0.259	0.262	0.250	0.259	0.252	0.253	0.248	0.240	0.242	0.255	0.242
グループ別就業者数構成比														
G1	0.135	0.135	0.134	0.134	0.133	0.133	0.132	0.131	0.131	0.131	0.131	0.130	0.130	0.129
G2	0.219	0.219	0.219	0.220	0.219	0.219	0.219	0.219	0.218	0.218	0.218	0.218	0.218	0.217
G3	0.211	0.211	0.210	0.210	0.210	0.210	0.209	0.207	0.206	0.207	0.206	0.207	0.208	0.208
G4	0.301	0.302	0.302	0.303	0.304	0.304	0.305	0.306	0.308	0.307	0.308	0.308	0.309	0.310
G5	0.135	0.133	0.134	0.133	0.133	0.134	0.135	0.136	0.137	0.136	0.138	0.136	0.135	0.136

グループ間偏在とグループ内偏在

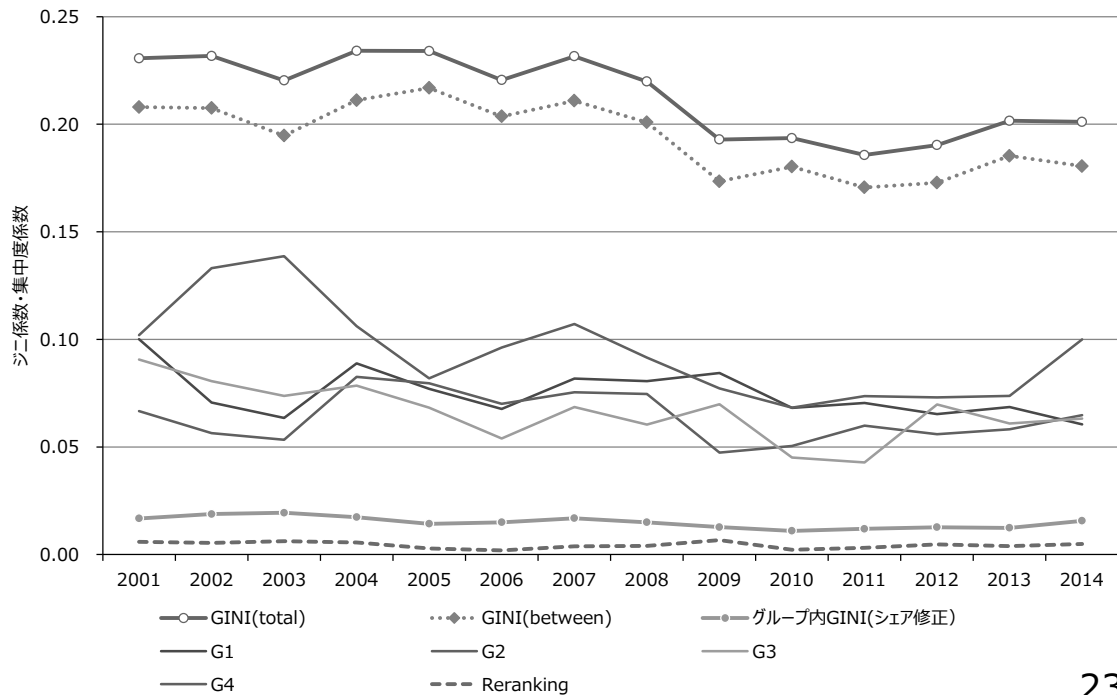
- ・ GINI(TOTAL)は全体のジニ係数（再掲）
- ・ GBはグループ間のジニ係数
 - － ほぼ全体のジニ係数と並行に推移
- ・ $\sum a_k G_k$ はグループ内のジニ係数を加重和した値
 - － 値は小さいが計測期間を通じてほぼ変わらない
 - － ただし，第4グループ(東京以外の大都市圏)のグループ内偏在度は低下傾向
- ・ Rは順位移動効果

県内就業者あたりでみた法人事業税収の偏在度（就業者あたりGRPでグループ化）

	Year													
	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
GINI(total)	0.231	0.232	0.220	0.234	0.234	0.221	0.232	0.220	0.193	0.194	0.186	0.190	0.202	0.201
G_B	0.208	0.207	0.195	0.211	0.217	0.204	0.211	0.201	0.173	0.180	0.171	0.173	0.185	0.181
$\sum a_k G_k$	0.017	0.019	0.019	0.017	0.014	0.015	0.017	0.015	0.013	0.011	0.012	0.013	0.012	0.016
R	0.006	0.005	0.006	0.006	0.003	0.002	0.004	0.004	0.007	0.002	0.003	0.005	0.004	0.005
グループ別のジニ係数														
G1	0.100	0.071	0.063	0.089	0.077	0.068	0.082	0.081	0.084	0.068	0.070	0.065	0.069	0.060
G2	0.067	0.056	0.053	0.083	0.080	0.070	0.075	0.075	0.047	0.051	0.060	0.056	0.058	0.065
G3	0.091	0.081	0.074	0.079	0.068	0.054	0.069	0.060	0.070	0.045	0.043	0.070	0.061	0.063
G4	0.102	0.133	0.139	0.106	0.082	0.096	0.107	0.092	0.077	0.068	0.074	0.073	0.074	0.100
G5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22

グループ間偏在度とグループ内偏在度の推移

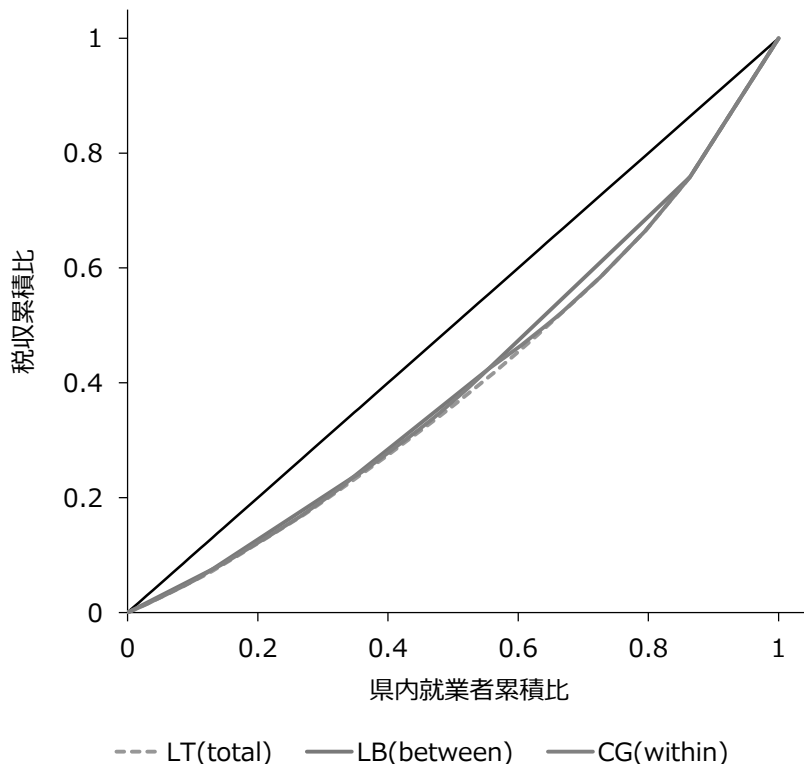
偏在度の指標(県内就業者あたり法人事業税収)・グループ化の基準(県内就業者あたりGRP)



23

グループ間ローレンツ曲線と集中度曲線(2014)

偏在度の指標(県内就業者あたり法人事業税収)・グループ化の基準(県内就業者あたりGRP)



- 記号
 - LT(total):=全体のローレンツ曲線
 - LB(between):=グループ間のローレンツ曲線
 - CG(within):=グループ内のローレンツ曲線に基づいて描いた集中度曲線
- 事業税収が就業者に比例して発生するならLT(total)は均等分布線に一致
 - 就業者の差異よりを拡大する形で税収の偏在が存在
- LT(total)とCG(within)の差が順位移動効果を表す
 - 順位移動がなければCGとLT(total)は一致
- 第3グループと第4グループあたりでLB(between)はLT(total)の内側にわずかであるが収縮
 - 就業者あたりGRPの中位グループで順位移動が発生

24

3.1.2 税収/事業所数でみた税収偏在の分解

- ・ 事業所あたりの税収で見た偏在をグループ間偏在とグループ内偏在に分解する
- ・ 各グループの税収構成比は、税収/就業者でみた場合と同じ
- ・ グループ別の事業所構成比は、県内就業者数構成比と比較して
 - － G4, G5で事業所構成比の方が若干低い

グループ別にみた法人事業税収と事業所数の構成比

	Year													
	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
グループ別税収構成比														
G1	0.072	0.075	0.073	0.069	0.067	0.068	0.067	0.070	0.080	0.077	0.077	0.077	0.076	0.075
G2	0.159	0.160	0.160	0.159	0.153	0.159	0.155	0.152	0.165	0.165	0.167	0.166	0.163	0.161
G3	0.182	0.177	0.188	0.182	0.188	0.187	0.186	0.191	0.194	0.187	0.190	0.192	0.188	0.188
G4	0.327	0.326	0.333	0.331	0.331	0.336	0.334	0.334	0.309	0.323	0.326	0.322	0.319	0.335
G5	0.261	0.262	0.245	0.259	0.262	0.250	0.259	0.252	0.253	0.248	0.240	0.242	0.255	0.242
グループ別事業所構成比														
G1	0.141	0.141	0.141	0.141	0.141	0.141	0.140	0.138	0.137	0.137	0.137	0.137	0.136	0.136
G2	0.226	0.227	0.227	0.227	0.227	0.226	0.226	0.226	0.226	0.226	0.226	0.227	0.227	0.226
G3	0.219	0.219	0.219	0.219	0.219	0.218	0.218	0.217	0.216	0.216	0.216	0.215	0.214	0.213
G4	0.294	0.294	0.294	0.294	0.294	0.294	0.296	0.297	0.299	0.299	0.299	0.299	0.300	0.300
G5	0.119	0.119	0.119	0.119	0.119	0.120	0.121	0.122	0.122	0.122	0.122	0.122	0.123	0.125

グループ間・グループ内の偏在度(事業所あたり税収)

- ・ 全体で見たジニ係数は就業者ベースでみた場合よりも高くなる
- ・ グループ間ジニ係数も就業者ベースよりも高い
- ・ 各グループのジニ係数も就業者ベースよりも高い傾向にある
- ・ 順位移動効果(R)もほぼ同じ水準で際立った特徴はない
- ・ 結局、事業所規模の違いが税収の偏在に反映されていると考えられる

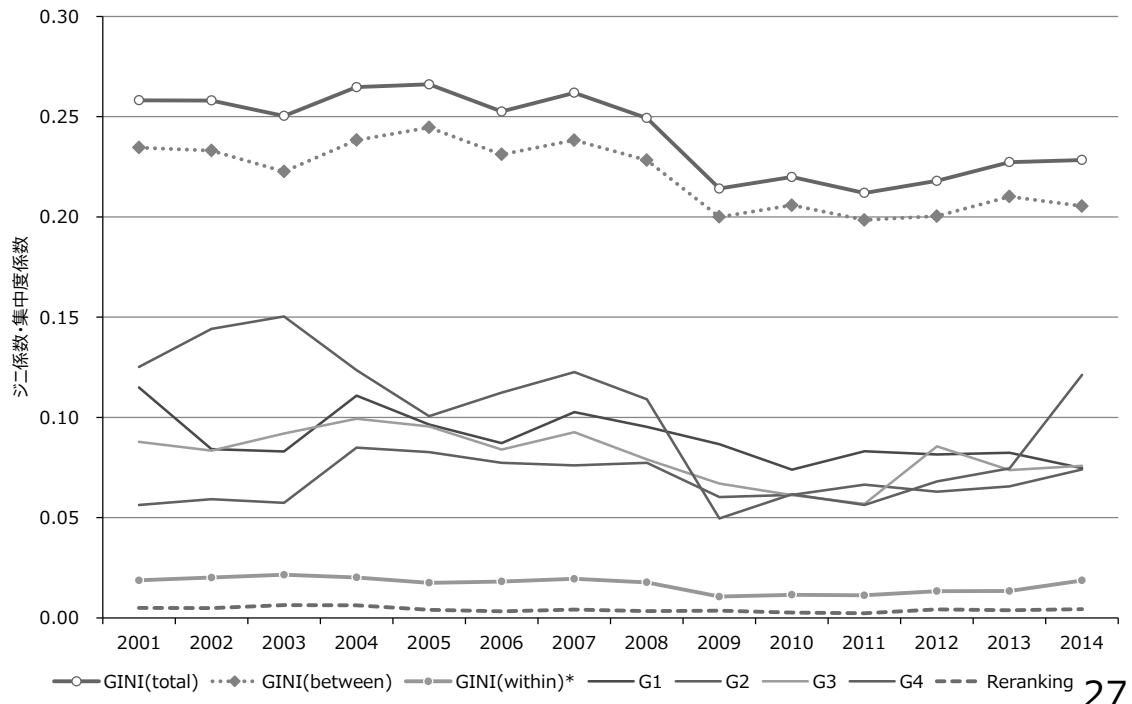
県内事業所あたりでみた法人事業税収の偏在度(就業者あたりGRPでグループ化)

	Year													
	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
GINI(total)	0.258	0.258	0.250	0.265	0.266	0.253	0.262	0.249	0.214	0.220	0.212	0.218	0.227	0.228
G_B	0.235	0.233	0.223	0.238	0.245	0.231	0.238	0.228	0.200	0.206	0.198	0.200	0.210	0.205
$\Sigma a_k G_k$	0.019	0.020	0.021	0.020	0.017	0.018	0.019	0.018	0.011	0.011	0.011	0.013	0.013	0.019
R	0.005	0.005	0.006	0.006	0.004	0.003	0.004	0.003	0.004	0.003	0.002	0.004	0.004	0.004
グループ別のジニ係数														
G1	0.115	0.084	0.083	0.111	0.096	0.087	0.103	0.095	0.087	0.074	0.083	0.081	0.082	0.075
G2	0.056	0.059	0.057	0.085	0.083	0.077	0.076	0.077	0.060	0.061	0.066	0.063	0.066	0.074
G3	0.088	0.083	0.092	0.099	0.095	0.084	0.093	0.079	0.067	0.061	0.057	0.086	0.074	0.076
G4	0.125	0.144	0.150	0.124	0.101	0.112	0.123	0.109	0.050	0.062	0.056	0.068	0.075	0.121
G5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26

グループ間偏在度とグループ内偏在度の推移

- 時系列的な推移は就業者ベースの場合とほぼ同じ

偏在度の指標(県内事業所あたり法人事業税収)・グループ化の基準(県内就業者あたりGRP)



27

3.2 修正されたGRP/就業者でグループ化

- 2.4で考えた「就業者あたりの修正されたGRP」の対象期間中の値をもとに都道府県を5グループ化して，税収格差の分解を考える
 - 就業者あたりの修正されたGRPの値には，地域の生産性と産業構造が反映

$$\frac{\text{修正GRP}}{\text{就業者数}} = \frac{\text{対象産業就業者}}{\text{就業者数}} \times \frac{\text{修正GRP}}{\text{対象産業就業者}}$$

産業構造

労働生産性

28

グループ化(2)-就業者あたり修正GDPによるグループ化-

- 県内就業者1人あたり修正されたGRPに基づくグループ化
 - 前と同じく、対象期間の値をもとにグループの数を5に設定したうえで、2乗ユークリッド距離を最小にするように重心(平均値)と地域を選択
 - 半数近くの県がグループ1になってしまい、グループ化が上手くできているかが議論の余地あり
 - グループ分けのために解いている問題の性質上、大きな値のサンプルは細かく分類される傾向
 - ただし就業者数のグループごとの構成比ではそれほどの偏っているわけではない(結果的に小規模県がまとめられている)
 - 地域の階層性や産業構造を考えるとそれなりに類似した地域がグループ化されているようにも見える

グループ (都道府県数)	都道府県	就業者あたりAdjGRP (百万円)	GRPシェア	就業者シェア
1(23)	青森県, 岩手県, 秋田県, 山形県, 富山県, 石川県, 福井県, 山梨県, 奈良県, 和歌山県, 鳥取県, 島根県, 徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県, 沖縄県	4.95	%	%
2(6)	北海道, 埼玉県, 千葉県, 静岡県, 兵庫県, 福岡県	5.75	%	%
3(14)	宮城県, 福島県, 茨城県, 栃木県, 群馬県, 新潟県, 長野県, 岐阜県, 三重県, 滋賀県, 京都府, 岡山県, 広島県, 山口県	6.00	%	%
4(3)	神奈川県, 愛知県, 大阪府	6.81	%	%
5(1)	東京都	9.47	%	%

就業者あたり修正されたGRP, GRPシェア, 就業者シェアは推計対象期間の値をプールして求めた各グループの平均値

29

3.2.1 税収/就業者で測った税収偏在の分解

- 県内就業者1人あたり修正されたGRPに基づき都道府県をグループ化したうえで、県内就業者あたり法人事業税収の偏在を考える
 - 3.1.1の分析と異なるところは、グループ分けだけ

グループ別にみた法人事業税収と就業者数の構成比

	Year													
	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
グループ別税収構成比														
G1	0.129	0.130	0.131	0.125	0.120	0.124	0.121	0.125	0.137	0.134	0.137	0.135	0.132	0.130
G2	0.177	0.182	0.183	0.183	0.185	0.189	0.183	0.185	0.195	0.196	0.197	0.196	0.191	0.190
G3	0.201	0.191	0.198	0.196	0.204	0.204	0.204	0.206	0.207	0.203	0.207	0.206	0.203	0.203
G4	0.232	0.236	0.242	0.237	0.229	0.234	0.234	0.232	0.208	0.219	0.220	0.221	0.219	0.235
G5	0.261	0.262	0.245	0.259	0.262	0.250	0.259	0.252	0.253	0.248	0.240	0.242	0.255	0.242
グループ別就業者数構成比														
G1	0.207	0.207	0.206	0.206	0.204	0.204	0.203	0.201	0.201	0.201	0.201	0.201	0.200	0.199
G2	0.230	0.231	0.231	0.232	0.232	0.232	0.233	0.234	0.234	0.234	0.235	0.235	0.235	0.234
G3	0.238	0.237	0.237	0.237	0.237	0.238	0.237	0.235	0.234	0.234	0.232	0.233	0.234	0.234
G4	0.191	0.192	0.192	0.192	0.193	0.192	0.193	0.193	0.195	0.195	0.195	0.195	0.196	0.197
G5	0.135	0.133	0.134	0.133	0.133	0.134	0.135	0.136	0.137	0.136	0.138	0.136	0.135	0.135

30

グループ間・グループ内の偏在度(就業者あたり税収)

- 全体で見たジニ係数は3.1.1と同じ
- グループ間ジニ係数も類似した値を示す
- グループ内ジニ係数の値はGRP/就業者によるグループ分けよりも全体に低い
 - 個別に見るとG1のジニ係数はやや高い
 - 財政学的な含意とともに、グループ分けに起因する問題もあるかもしれない
- 順位移動効果(R)はGRP/就業者によるグループ分けよりも高い
 - こちらも財政学的な含意とともに、グループ分けに問題がある可能性もある

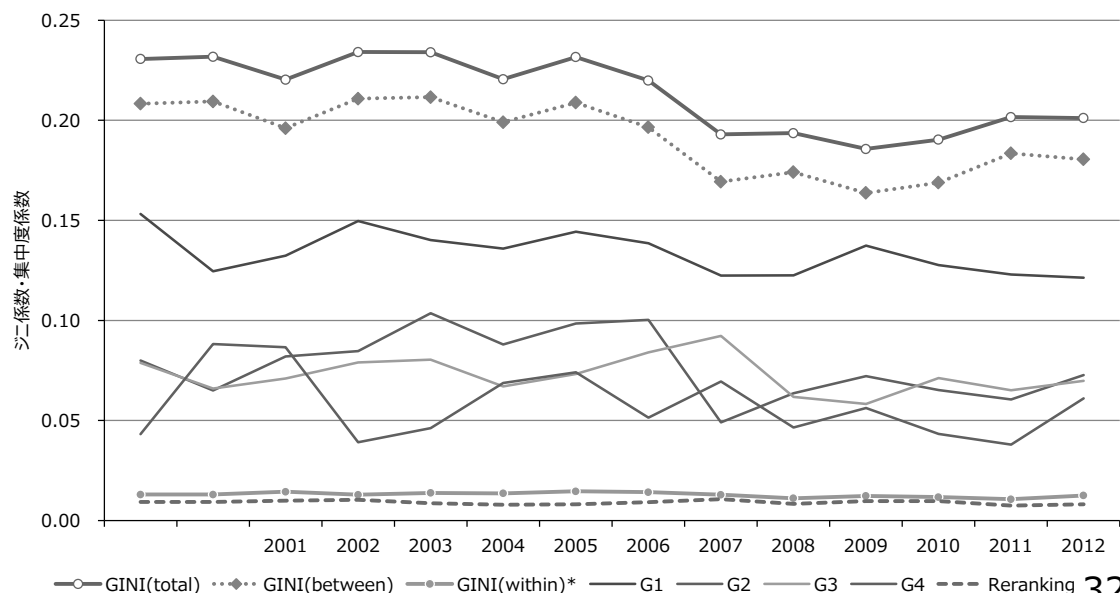
県内事業所あたりでみた法人事業税収の偏在度(就業者あたり修正されたGRPでグループ化)

	Year													
	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
GINI(total)	0.231	0.232	0.220	0.234	0.234	0.221	0.232	0.220	0.193	0.194	0.186	0.190	0.202	0.201
G_B	0.208	0.209	0.196	0.211	0.212	0.199	0.209	0.197	0.169	0.174	0.164	0.169	0.183	0.180
Σa_kG_k	0.013	0.013	0.014	0.013	0.014	0.014	0.015	0.014	0.013	0.011	0.012	0.012	0.011	0.013
R	0.009	0.009	0.010	0.010	0.009	0.008	0.008	0.009	0.011	0.008	0.010	0.010	0.007	0.008
グループ別のジニ係数														
G1	0.153	0.125	0.132	0.150	0.140	0.136	0.144	0.139	0.122	0.123	0.137	0.128	0.123	0.121
G2	0.080	0.065	0.082	0.085	0.104	0.088	0.098	0.100	0.049	0.064	0.072	0.065	0.061	0.073
G3	0.079	0.066	0.071	0.079	0.080	0.067	0.073	0.084	0.092	0.062	0.058	0.071	0.065	0.070
G4	0.043	0.088	0.087	0.039	0.046	0.069	0.074	0.051	0.070	0.046	0.056	0.043	0.038	0.061
G5	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

グループ間偏在度とグループ内偏在度の推移

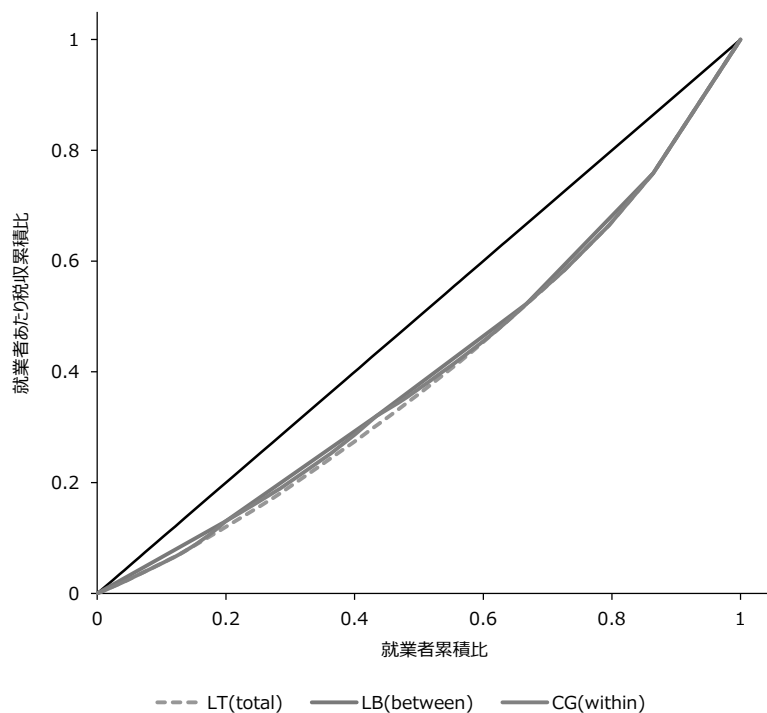
- G1のグループ内ジニ係数の値が高い
 - G1には23県が含まれ、産業構造の多様性を反映しているか

偏在度の指標(県内就業者あたり法人事業税収)・グループ化の基準(県内就業者あたり修正されたGRP)



グループ間ローレンツ曲線と集中度曲線(2014)

偏在度の指標(県内就業者あたり法人事業税収)・グループ化の基準(県内就業者あたり修正GRP)



- 各グループのグループ内偏在が比較的良好
 – 景色は就業者あたりGRPでグループ化したときよりも良い
- G1で比較的に目立つグループ内格差が発生
 – 順位移動も下位グループで発生
 – 実態ある論点だと捉えるか、グループ分けに起因するものかについて検討が必要

33

今後の課題

- グループ内の偏在度は制度改正によってもそれほど大きく変化していないことがわかったが、その大きさや全体の偏在への寄与度は小さい
 - 意味づけと政策的含意を明確にする必要
 - グループ内偏在度やグループ間偏在度の持つ意味を定量的に示すことができないか？
 - タイル尺度のような完全にグループ間・グループ内分解可能な加法的尺度を用いずに、ジニ係数を用いることの理論的な整理
- 税収の偏在度を捉えるには、何を用いればよいか
 - 「〇〇あたりの法人税事業税収」の〇〇には何が良いか？
 - この値の選択でジニ係数の値（水準）が決まる
 - ただし、どの値を選択しても時系列的な動向に大きな変化はない
- より妥当なグループ分けの設定
 - グループ分けによってグループ間偏在やグループ内偏在が決まる
 - 説得的なグループ分けの基準が必要
 - 各地域の潜在的な担税力に着目
 - 各地域の受益の大きさに着目
 - 各地域の産業構造や地理的要因に着目

34

マクロの地方財政健全化に向けてーミクロ合計 (個別自治体認識)との乖離の解消策ー

from『地方財政健全化法とガバナンスの経済学
(有斐閣)ー健全化法10周年記念ー』(近刊2019.05)」

赤井伸郎・石川達哉

2018.10.23

書籍第7章の目次

- ポイント 2
- はじめに 2
- 1. マクロの地方債等残高とミクロの地方債等残高合計額との乖離の実態 4
 - 1.1 地方財政全体の借入金残高の状況 4
 - 1.2 乖離を生み出す「地方債元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額」7
 - 1.3 自治体別の「地方債元利償還金に係る基準財政需要額への算入見込額」10
- 2. 地方財政計画上の財源不足額と臨時財政対策債の問題点 14
 - 2.1 将来負担比率のガバナンス効果が及ばない債務 14
 - 2.2 地方財政全体の持続可能性と地方財政計画における臨時財政対策債 15
 - 2.3 臨時財政対策債元金償還費に係る基準財政需要額見込額の推定 20
 - (1)臨時財政対策債の理論元利償還費 20
 - (2)臨時財政対策債の理論元金償還費 23
 - (3)臨時財政対策債元金償還費に係る基準財政需要額算入見込額 26
 - 2.4 地方債務としての交付税特会借入残高29
 - 2.5 自治体に帰属させるべき債務を反映したミクロの地方債等残高合計額(修正ミクロ合計額) 31

3. 乖離解消とマクロの財政健全化に向けた方策：債務割り当てシミュレーション	34
3.1 基本的な考え方	34
3.2 個別自治体への債務割り当ての方法	35
(1) 臨時財政対策債に係る基準財政需要額算入見込額に基づく按分(方法1)	35
(2) 基準財政収入額に基づく按分(方法2)	36
(3) 振替前基準財政需要額に基づく按分(方法3)	36
3.3 債務割り当てシミュレーション(2018年度末)の結果	37
(1) 都道府県に対する債務割り当てシミュレーションの結果	37
(2) 市町村に対する債務割り当てシミュレーションの結果	39
4. 代替的な方策と求められる制度改革	41
4.1 現行制度下での「地方財源不足額」解消策	42
(1) 地方交付税財源の拡充	42
(2) 自治体の独自財源の拡充	44
(3) 地方歳出額の減額	45
4.2 地方交付税制度の抜本的改革策	46
● まとめ	48
● コラム6：適正規模の財政調整基金に向けて	51

ポイント

- 地方財政健全化法の下で将来負担比率によって測られるミクロの地方債務の集計額が、地方全体で将来負担しなければならない現実のマクロの地方債務からは乖離している実態、その乖離が拡大している実態を明らかにする。
- マクロとミクロ合計の乖離額のうち、臨時財政対策債償還費に係る今後の基準財政需要額算入見込額は、交付税特会借入残高と同様に、将来の財源が確保されておらず、先送りが続いている債務の総額であること、それにより地方財政の持続可能性が本当に問題ないのか否かを判断できなくなっていること、を指摘する。
- 臨時財政対策債償還費に係る今後の基準財政需要額算入見込額(非公表)を元金ベースで試算し、2018年度末時点で57.7兆円に達していること、この債務と交付税特会借入残高をミクロの地方債務集計値に合算した金額は年々増大を続けていることを示す。
- 乖離額の具体的な解消策を提示し、その影響・負担の変化について試算する。

はじめに

- 地方財政健全化法によって定められた4種類の健全化判断比率は、個別の自治体に自発的な財政健全化を促す効果を持っている。
- 地方財政健全化法の枠組みで評価する限り、実際に、個別自治体における財政健全化は大きな成果を挙げている。
- しかし、それは、グロスの地方債残高の1/3を占める臨時財政対策債を実質債務から除外する効果を持つ算定方法に依存している。臨時財政対策債は、当面の歳出を賄ううえで足りない資金を埋め合わせることで国による財源保障を成り立たせている。その足りない財源とは、地方財政計画策定で生ずる「地方財源不足額」のことである。

4

- 「地方財政対策」を通じて当年度の臨時財政対策債償還費に係る財源として新たな臨時財政対策債発行を充てることは、実質的な借換えを自治体に行わせているに等しい
- しかも、それは当年度限りの措置であって、将来の償還財源を国が確保しているわけではないから、本質的には、地方における将来世代の負担として先延ばしされているに過ぎない。
- この臨時財政対策債を除外して自治体の実質的な債務を測ることに象徴されるように、地方財政健全化法の下でミクロ的に見た財政健全化は、マクロ的に見た財政健全化とは同一ではない
- 健全化判断比率で測られた個別自治体の財政状況を集計値で捉えても、地方財政の持続可能性が危ぶまれる状態に陥っているのか否かは明らかではない

5

重要な論点と事実

- 第1に、地方全体の債務をマクロ的に捉えることが必要である。マクロの地方債務と、個別自治体における地方財政健全化法上の地方債務(地方財政健全化法で問われるミクロ)の積み上げとの間には大きな乖離が生じており、その乖離幅は拡大傾向を続けてきた。
- 第2に、乖離の主因は「全地方債の元利償還金に対する将来の基準財政需要額への算入見込額(以下では、全地方債に関する場合には、「基準財政需要額算入見込額」と簡略化して記述することにする)」にある。その過半を占める臨時財政対策債については、償還財源が確保されていない以上、個別自治体に帰属させるべき債務として再認識し、マクロとミクロ合計の乖離を出来る限り生じさせない仕組みに変えることが望ましい。

6

- 第3に、地方財政計画策定過程では毎年度必ず「地方財源不足額」が生じ、それを解消するために総務省と財務省の協議による「地方財政対策」を通じて、当該年度限りの財源手当てを行うことが毎年度繰り返して行われている。
- このような財源手当ての結果として、かつては、交付税及び譲与税配付金特別会計(以後、交付税特会と略記)の借入金残高が累増していった時期がある。現在は、それに代わる手段として2001年度から発行が始まった臨時財政対策債の残高がピーク時の交付税特会借入金残高を超えて膨張している。

7

構成

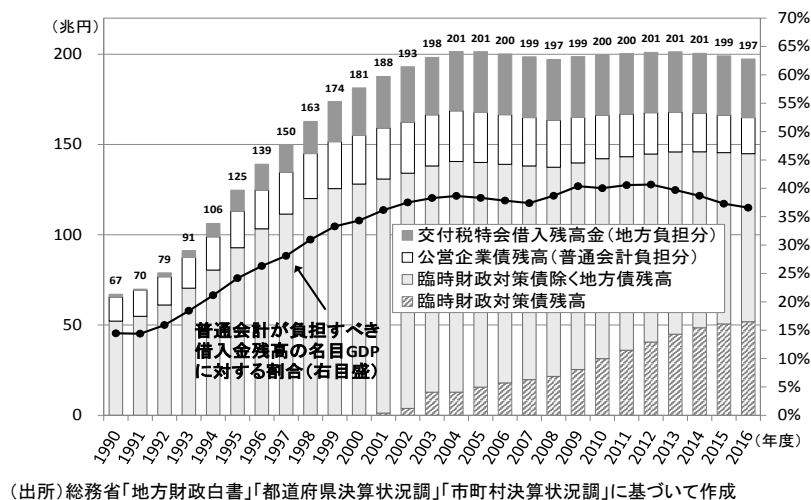
- 第2節では、ミクロの地方債務とマクロの地方債務の乖離の実態を明らかにする。
- 第3節では、地方財政計画策定過程で生ずる「地方財源不足額」が本質的には解消されていないこと、問題が臨時財政対策債に集約されることを述べる。地方債務に関するマクロとミクロ合計の乖離のうち、臨時財政対策債償還費に焦点を当て、推定の方法論を示したうえで、今後の償還費に対する基準財政需要額見込額を初めて明らかにする。
- 第4節では、ミクロの財政健全化インセンティブをマクロの財政健全化に直結させるように、臨時財政対策債に由来するマクロとミクロ合計の乖離を解消させる具体的な方策を提示する。具体的には、現状では帰属が明確ではない債務を個別自治体に分担させる3つの方法を示し、そのシミュレーション結果を都道府県と市町村に分けて提示する。
- 第5節では、第4節で示した方策とは異なる代替的な方策と、これに関係する地方交付税制度の改革策を示す。
- 第6節では、本章の内容を総括する。

8

1. ミクロの地方債務とマクロの地方債務の乖離の実態

1.1 地方財政全体の借入金残高の状況

図 7-1 地方財政全体の借入金残高の状況



9

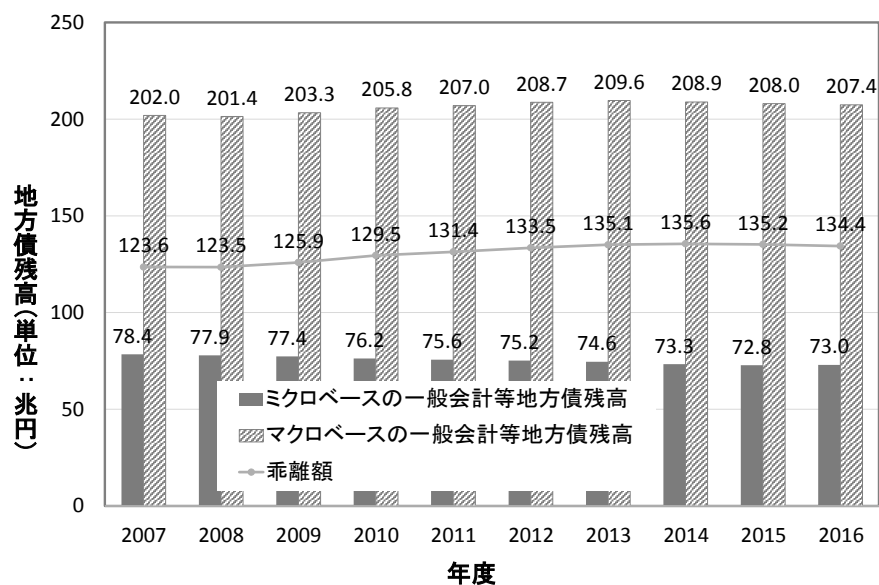
1.2 乖離を生み出す「地方債元利償還金に対する基準財政需要額算入見込額」

- 地方財政健全化法の下で将来負担比率算定プロセスにおけるミクロの債務残高集計時は「基準財政需要額算入見込額」を控除している

=> マクロの債務残高と地方財政健全化法の下でのミクロの債務残高合計値とは一致しない。

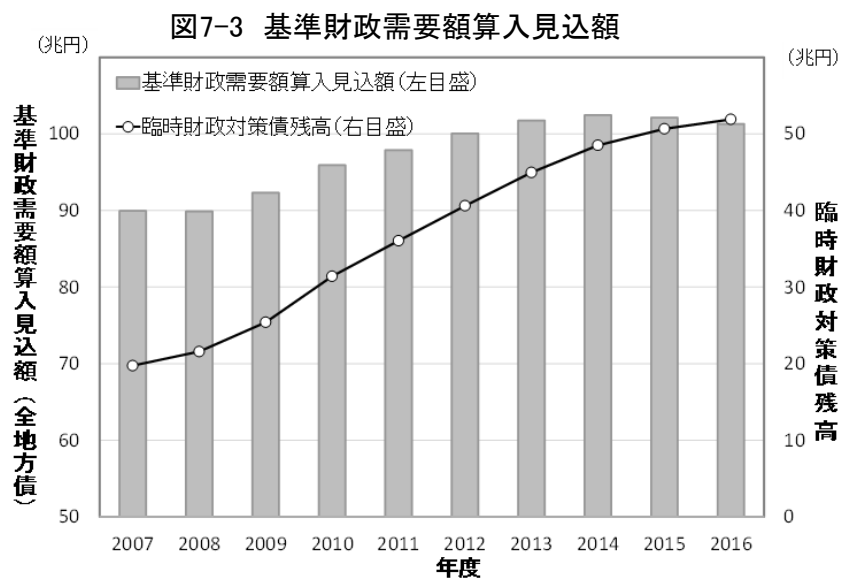
10

図 7-2 マクロとミクロの地方債残高および乖離額



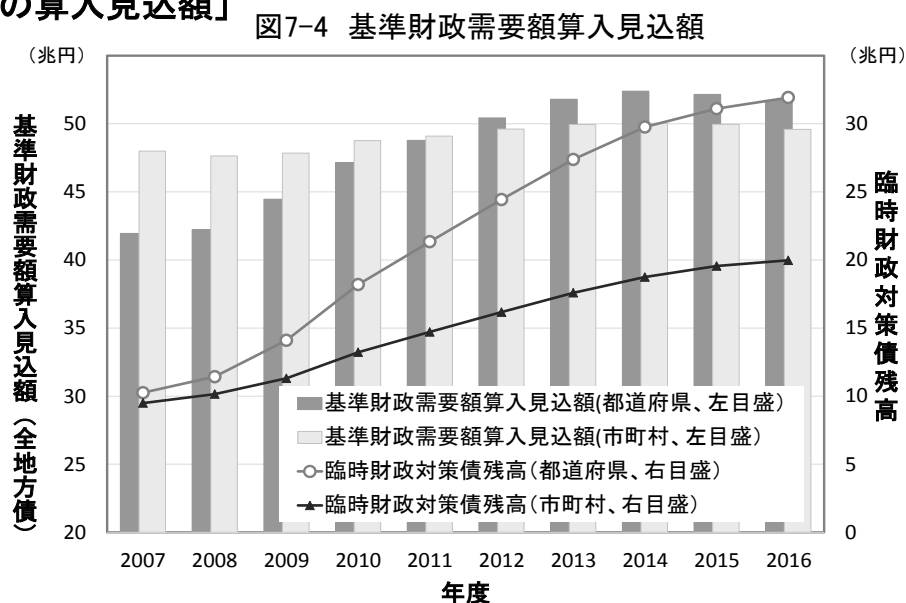
11

地方財政健全化法の下でのミクロ合計額とマクロの乖離の乖離を生み出す根幹にある、各自治体における「基準財政需要額算入見込額」の集計値の推移



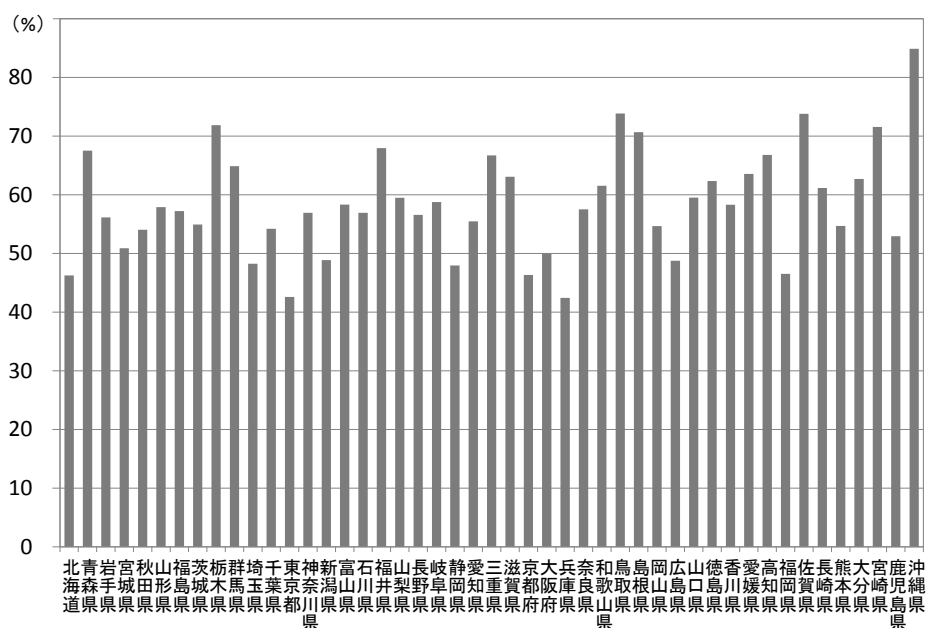
12

1.3 自治体〔都道府県・市町村）別の「地方債元利償還金に対する将来の基準財政需要額への算入見込額」



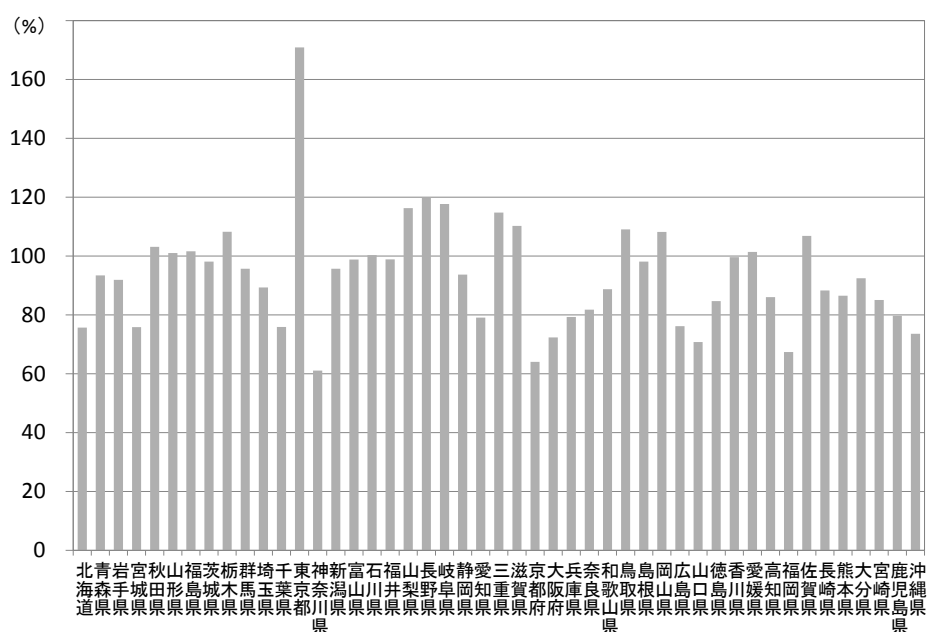
13

図7-5A 全地方債の元利償還金に対する今後の基準財政需要額算入見込額
(対一般会計等地方債残高比、2016年度、都道府県)



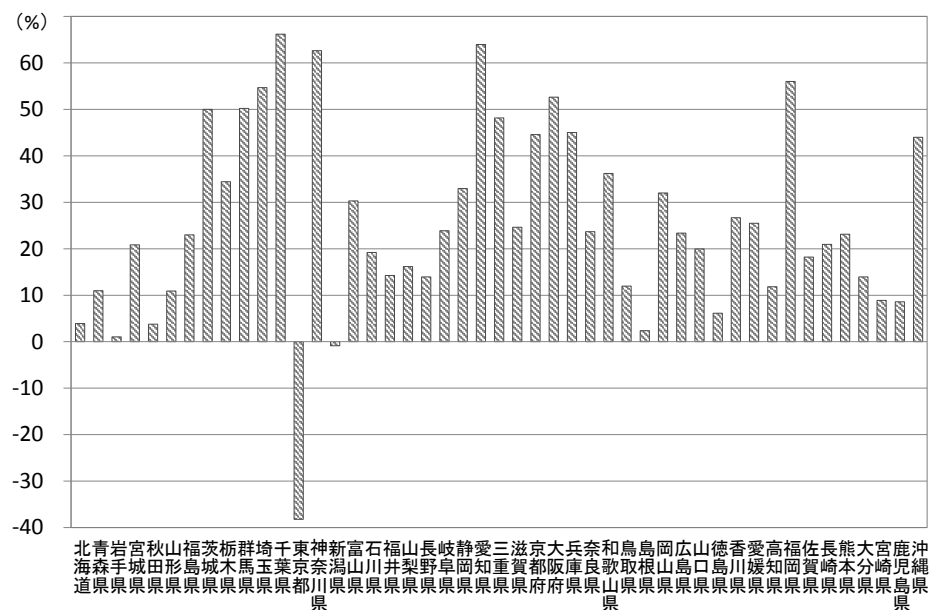
14

図7-5B 全地方債の元利償還金に係る今後の基準財政需要額算入見込額
(対一般会計等地方債残高比、2016年度、都道府県毎の市町村集計値)



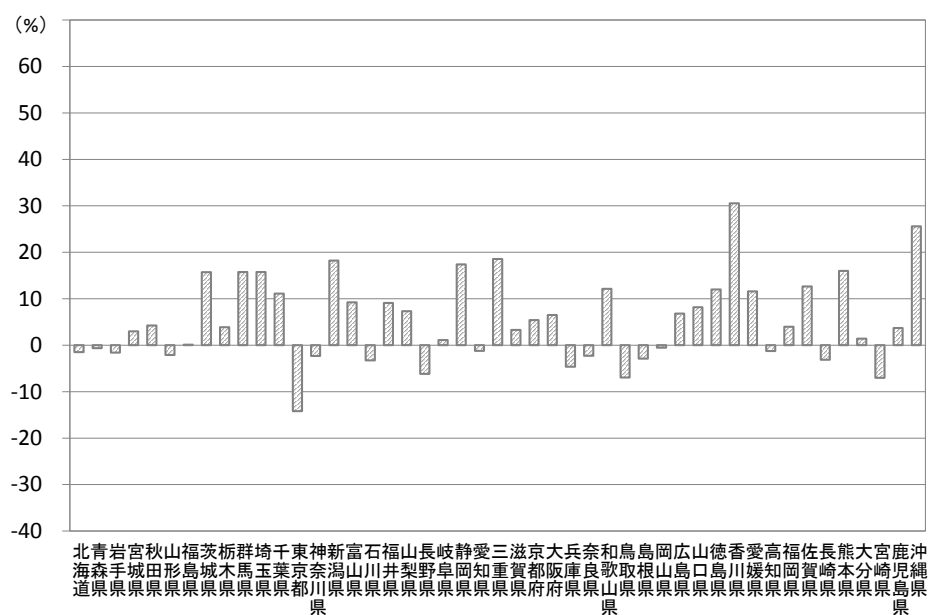
15

図7-6A 全地方債の元利償還金に係る今後の基準財政需要額算入見込額の変化率
(対2007年度実績比変化率、2016年度、都道府県)



16

図7-6B 全地方債の元利償還金に係る今後の基準財政需要額算入見込額の変化率
(対2007年度実績比変化率、2016年度、都道府県毎の市町村集計値)



17

2. 地方財政計画上の財源不足額と臨時財政対策債の問題点

2.1 将来負担比率のガバナンス効果が及ばない債務

- 臨時財政対策債の元利償還費は、全額が制度によって後年度に措置（財源補填）されるものと位置付けられており、毎年度の措置額は理論償還費方式で発行可能額に基づいて算定され、基準財政需要額に算入されている。
- しかし、実際には、理論償還費相当額は、地方交付税として現金交付されるのではなく、新たに割り当てられる臨時財政対策債発行可能額の一部に全額が振り替えられている。
- すなわち、既往臨時財政対策債の償還財源が新たな臨時財政対策債によって賄われるという、実質的な借換えが行われているに過ぎず、償還財源確保の実質的な先送りが2002年度以来続けられている。

18

- 地方財政健全化法によって導入された将来負担比率は、自治体の実質的な償還義務も持つ債務に対しては、確実な返済を促すガバナンス効果を持つが、制度によって償還財源が補填される位置づけになっている債務は監視対象とはせず、ガバナンス効果も持たないからである。
- 自らの責任において償還費を負担しなければならないと認識していない債務に対しては、自治体の自発的な財政健全化努力は向けられない

19

- 基準財政需要額算入見込額として計上されている額に対して、本当に制度として財源を確保しているか否か
- 制度として償還財源が確保していないケースにおいて、確保しているケースと同様に、実質債務からの控除項目として扱うのは不適切
- それが臨時財政対策債対策であり、将来負担比率の監視から実質的に外れてしまう。
- 自治体の債務であるにもかかわらず、将来負担比率の監視から外れる債務、ガバナンス効果が及ばない債務の総額が、まさしく、前節で指摘した「マクロとミクロ合計の乖離額」
- もちろん、将来負担額の集計対象から外れていても、国から償還費が補填されることが確実であれば、問題視する必要はないかもしれない。しかし、臨時財政対策債の場合は、将来の償還財源が全く確保されていない。

⇒ 地方財政全体の持続可能性を揺るがしかねない問題

20

2.2 地方財政全体の持続可能性と地方財政計画における臨時財政対策債：論点

- (1) 地方財政計画の策定過程で恒常的に「地方財源不足額」が生じていること、
- (2) その解消手段として、臨時財政対策債が用いられていること、
- (3) 臨時財政対策債は後年度の地方交付税算定過程で償還費の全額が制度的に措置される前提となっているため、自治体自身に起債とそれに対応する歳出の総額を減らすインセンティブが働きにくいこと、
- (4) 前年度の計画や自治体の歳出の実績を踏まえて策定される地方財政計画にも歳出の総額を減らすメカニズムが働きにくく、「地方財源不足額」が自律的に解消することは期待できないこと、
- (5) 臨時財政対策債の償還費に関して、実際には、制度による償還財源の確保は行われておらず、財源確保の先送りがされているに過ぎないこと、
- (6) 持続可能性の問題を問うべきであるにもかかわらず、国、自治体、住民のいずれにおいても、財源確保の先送りに対する危機意識が醸成されにくい状況が産み出されていること、である。

21

2.3 臨時財政対策債元金償還費に係る基準財政需要額見込額の推定

(1)臨時財政対策債の理論元利償還費

表7-1 都道府県に対する臨時財政対策債の理論元利償還費算入額

	2001年 度債	2002年 度債	2003年 度債	2004年 度債	2005年 度債	2006年 度債	2007年 度債	2008年 度債	2009年 度債	2010年 度債	2011年 度債	2012年 度債	2013年 度債	2014年 度債	2015年 度債	2016年 度債	2017年 度債
2001年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2002年度	14.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2003年度	14.00	8.40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2004年度	14.00	8.40	15.50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2005年度	72.00	8.42	14.83	14.98	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2006年度	71.00	66.53	14.77	14.98	17.89	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2007年度	71.00	66.03	71.92	14.98	17.89	19.10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2008年度	70.00	65.59	71.19	73.57	17.92	19.11	17.99	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2009年度	69.00	65.21	70.52	72.73	63.69	19.11	18.01	16.01	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2010年度	68.00	64.80	69.77	71.81	62.97	66.03	18.02	15.98	13.87	-	-	-	-	-	-	-	-
2011年度	68.00	64.40	69.22	70.92	62.29	65.21	64.19	15.98	13.87	12.51	-	-	-	-	-	-	-
2012年度	67.00	63.99	68.47	70.08	61.57	64.32	63.38	66.80	13.87	12.53	10.12	-	-	-	-	-	-
2013年度	66.00	63.29	67.78	69.17	60.92	63.43	62.57	65.87	58.28	12.47	10.10	7.33	-	-	-	-	-
2014年度	65.00	62.92	66.43	68.32	60.19	62.53	61.69	65.13	57.79	60.39	10.08	7.28	7.22	-	-	-	-
2015年度	65.00	62.53	65.72	67.41	59.48	61.62	60.91	64.29	61.49	60.00	57.92	7.28	7.22	5.53	-	-	-
2016年度	64.00	62.08	65.02	66.50	49.98	60.67	60.03	63.49	60.99	59.52	57.60	54.98	7.23	5.50	3.07	-	-
2017年度	63.00	61.68	64.39	65.58	49.90	48.51	59.22	62.69	60.48	59.03	57.20	54.68	56.07	5.48	3.09	1.70	-
2018年度	62.00	61.32	63.67	64.79	49.72	48.42	47.80	61.81	60.02	58.59	56.79	54.50	55.80	53.51	3.10	1.67	1.67

市町村(市場公
募債発行市町
村および一般
市町村)の表は、
本文参照

22

(2)臨時財政対策債の理論元金償還費

表7-4 都道府県に対する臨時財政対策債の理論元金償還費算入額

	2001年 度債	2002年 度債	2003年 度債	2004年 度債	2005年 度債	2006年 度債	2007年 度債	2008年 度債	2009年 度債	2010年 度債	2011年 度債	2012年 度債	2013年 度債	2014年 度債	2015年 度債	2016年 度債	2017年 度債
2001年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2002年度	0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2003年度	0.00	0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2004年度	0.00	0.00	0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2005年度	58.00	0.00	0.00	0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2006年度	57.81	58.13	0.00	0.00	0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2007年度	58.62	58.12	56.43	0.00	0.00	0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2008年度	58.44	58.17	56.57	58.59	0.00	0.00	0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2009年度	58.26	58.27	56.77	58.63	45.80	0.00	0.00	0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2010年度	58.08	58.36	56.90	58.59	45.90	46.93	0.00	0.00	0.00	-	-	-	-	-	-	-	-
2011年度	58.89	58.44	57.24	58.58	46.04	47.01	46.20	0.00	0.00	0.00	-	-	-	-	-	-	-
2012年度	58.71	58.52	57.38	58.62	46.15	47.02	46.22	50.79	0.00	0.00	0.00	-	-	-	-	-	-
2013年度	58.54	58.32	57.57	58.58	46.32	47.02	46.24	50.67	44.41	0.00	0.00	0.00	-	-	-	-	-
2014年度	58.35	58.44	57.11	58.60	46.42	47.02	46.19	50.75	44.53	47.87	0.00	0.00	0.00	-	-	-	-
2015年度	59.17	58.54	57.28	58.57	46.53	47.01	46.24	50.71	48.85	48.08	47.80	0.00	0.00	0.00	-	-	-
2016年度	59.00	58.58	57.48	58.54	37.87	46.96	46.20	50.73	49.03	48.21	47.97	47.65	0.00	0.00	0.00	-	-
2017年度	58.83	58.67	57.73	58.50	38.46	35.69	46.22	50.74	49.20	48.32	48.06	47.71	48.86	0.00	0.00	0.00	-
2018年度	58.65	58.80	57.92	58.59	38.98	36.29	35.63	50.68	49.42	48.49	48.13	47.87	48.94	47.98	0.00	0.00	0.00

市町村(市場公
募債発行市町
村および一般
市町村)の表は、
本文参照

23

(3)臨時財政対策債元金償還費に係る基準財政需要額算入見込額

- 理論元金償還額を2002～2017年度について集計し、2001～2017年度の臨時財政対策債発行可能額累計値から控除すれば、2017年度末における臨時財政対策債償還費(元金償還費)に係る今後の基準財政需要額算入見込額〔Deductible Amount〕₂₀₁₇が計算できる。

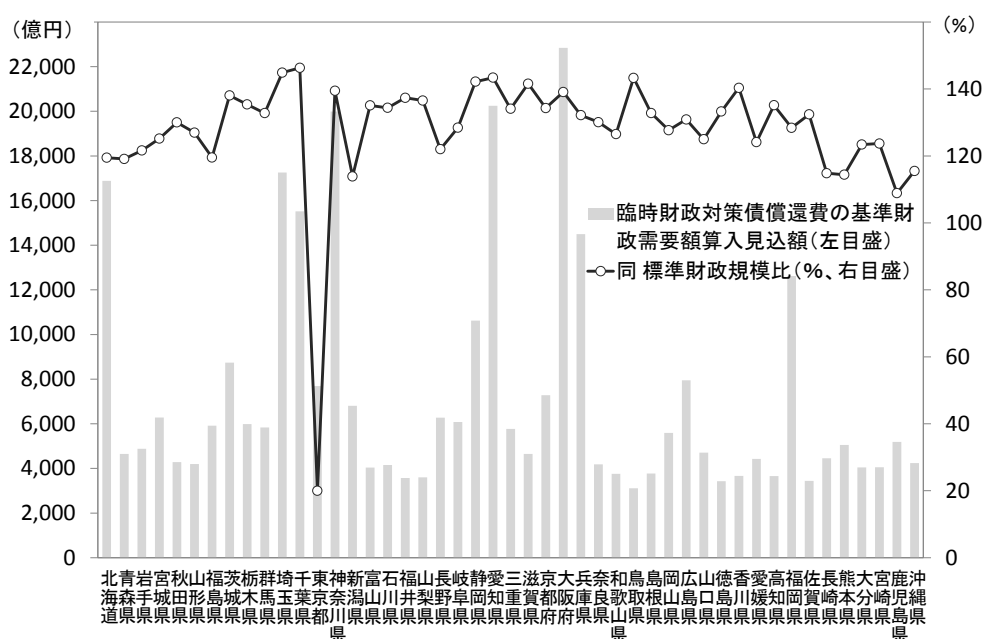
*Deductible Amount*₂₀₁₇

$$= \sum_{i=2001}^{2017} Issuable\ amount_i - \sum_{t=2002}^{2017} \sum_{i=2001}^{t-1} Priancipal_{i,t} \times Issuable\ amount_i$$

ただし、*Deductible Amount*₂₀₁₇:2017年度末における基準財政需要額算入見込額

24

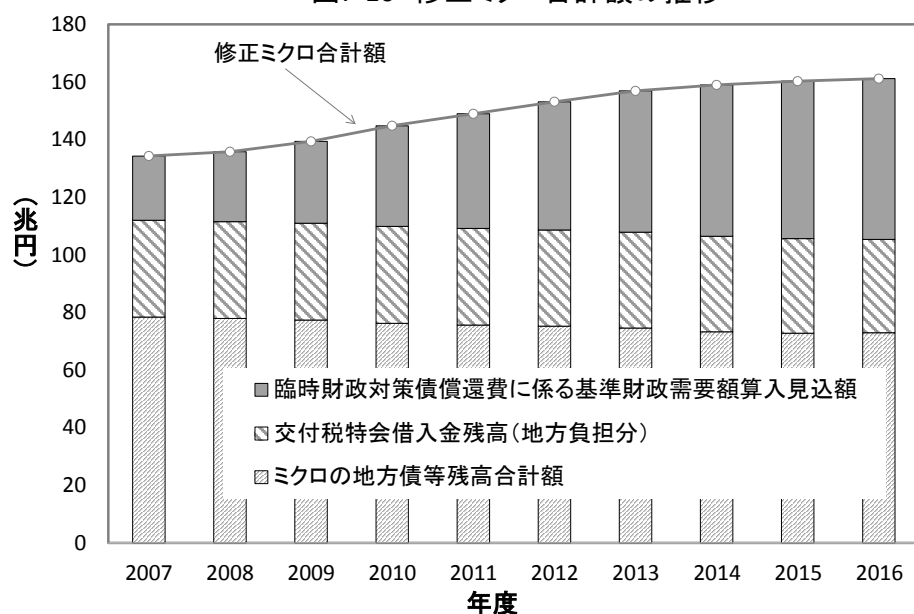
図7-8A 臨時財政対策債償還費に係る今後の基準財政需要額算入見込額
(2017年度末、都道府県[市町村は除く])



25

自治体に帰属させるべき臨時財政対策債に係る債務と交付税特会借入金を反映したミクロの地方債等残高合計額(修正ミクロ合計額)

図7-10 修正ミクロ合計額の推移



(注)臨時財政対策債償還費に係る基準財政需要額算入見込額(筆者推定値)と交付税特会借入金残高は2018年度までの数値が利用可能だが、ミクロ合計額集計に必要なデータが2016年度決算分までしか公表されていない。

26

3. 乖離解消とマクロの財政健全化に向けた方策:債務割り当てシミュレーション(2018年度末)

- 地方債務の拡大を防ぐためには、ミクロ合計額とマクロの乖離を解消し、ミクロでは負担感のない臨時財政対策債償還費についても、将来負担しなければならないと認識させる必要がある。すなわち、「地方財源不足額」に対する財源措置が講じられるために、起債や他の歳出を抑制するインセンティブが働かず、「地方財政対策」を通じた臨時財政対策債への依存を高め、結果として増大する臨時財政対策債残高の償還財源確保が先送りされ続ける構造を改める必要がある。
- そこで、以下では、解消すべきミクロ合計額とマクロの乖離は、臨時財政対策債償還費に関する基準財政需要額算入見込額と交付税特会借入金残高の合計額であると考え、乖離額の解消に向けた3つの方法を提案する。また、それぞれの方法が採用された場合に各自治体が明示的に負うことになる債務の分担額について、都道府県と市町村に分けて、シミュレーションを実施する。

27

(1)臨時財政対策債に係る基準財政需要算入見込額に基づく按分(方法1):

- 個別自治体の「臨時財政対策債償還費の基準財政需要算入見込額」をその自治体の負担として帰属させる。言い換えると、各自治体の算入見込額をそのまま戻す。交付税特会借入残高の負担額は、地方全体の「臨時財政対策債償還費の基準財政需要算入見込額」に占める当該自治体分で按分する。

⇒ 臨時財政対策債発行可能額は、総務省が考える各自治体固有の返済能力を考慮して自治体毎に割り当てられているとみなすことが出来る。既往臨時財政対策債のうち、制度によって償還財源が確保されていない部分を各自治体が自力で償還していくとすれば、その返済能力にたよらざるを得ない。交付税特会借入金を含めて、その返済能力に応じて、自治体毎の負担額を割り当てるべきだと考えるものである。

28

(2) 基準財政収入額に基づく按分(方法2):

- 「臨時財政対策債償還費の基準財政需要額算入見込額」を都道府県集計値と市町村集計値に分け、その額を基準財政収入額に基づいて按分し、個別自治体の負担として帰属させる。交付税特会借入残高の負担額は、地方全体の基準財政収入額に占める当該自治体分で按分する。

⇒ 「方法2」は、基準財政収入額に基づく按分方法である。将来に繰り延べられた債務を返済する際の財源は、地方の財源しかないと考えられるものである。すなわち、現行の地方税収の中でやりくりする(他の歳出への充当額の減額)か、地方税を引き上げて返済をするか、のいずれかである。

29

(3) 振替前基準財政需要額に基づく按分(方法3):

- 「臨時財政対策債償還費の基準財政需要額算入見込額」を都道府県集計値と市町村集計値に分け、その額を振替前基準財政需要額に基づいて按分し、個別自治体の負担として帰属させる。交付税特会借入残高の負担額は、地方全体の振替前基準財政需要額に占める当該自治体分で按分する。

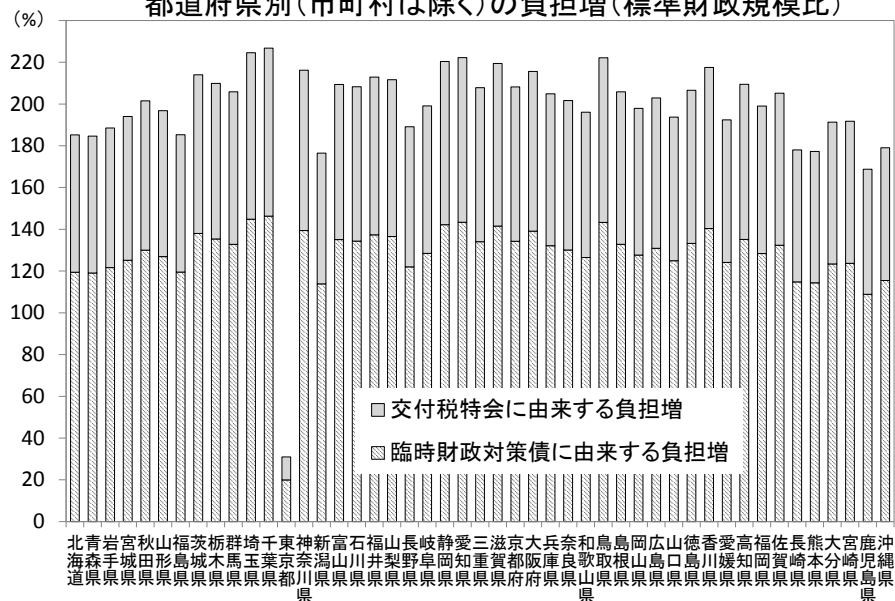
⇒「方法3」は、振替前基準財政需要額(振替後基準財政需要額+臨時財政対策債発行可能額)に基づく按分方法である。振替前基準財政需要額は、国が自治体に対して保障する地方公共サービスの水準に対応している。将来に繰り延べられた債務を返済する財源は、このサービスの水準を低下させて確保するべきだと考えるものである。

30

3.3 債務割り当てシミュレーションの結果

(1) 都道府県に対する債務割り当てシミュレーションの結果

図7-11A 方法1:臨時財政対策債に係る基準財政需要額算入見込額ベースの按分:
都道府県別(市町村は除く)の負担増(標準財政規模比)

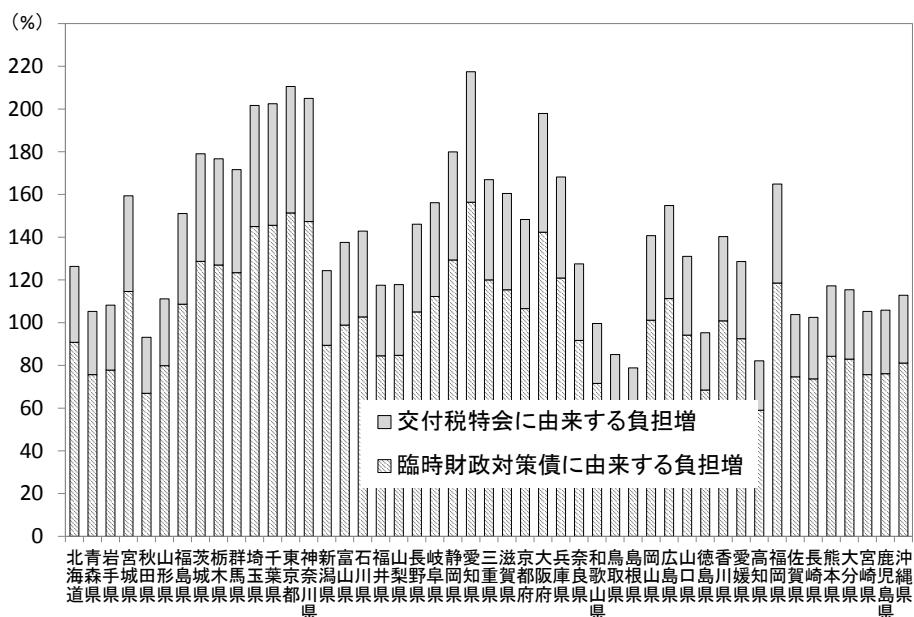


市町村の結果
は、本文参照

- 最も負担能力が高いと考えられる東京都に関しては、交付税特会借入金に由来する負担増は標準財政規模比11%にとどまっている。

31

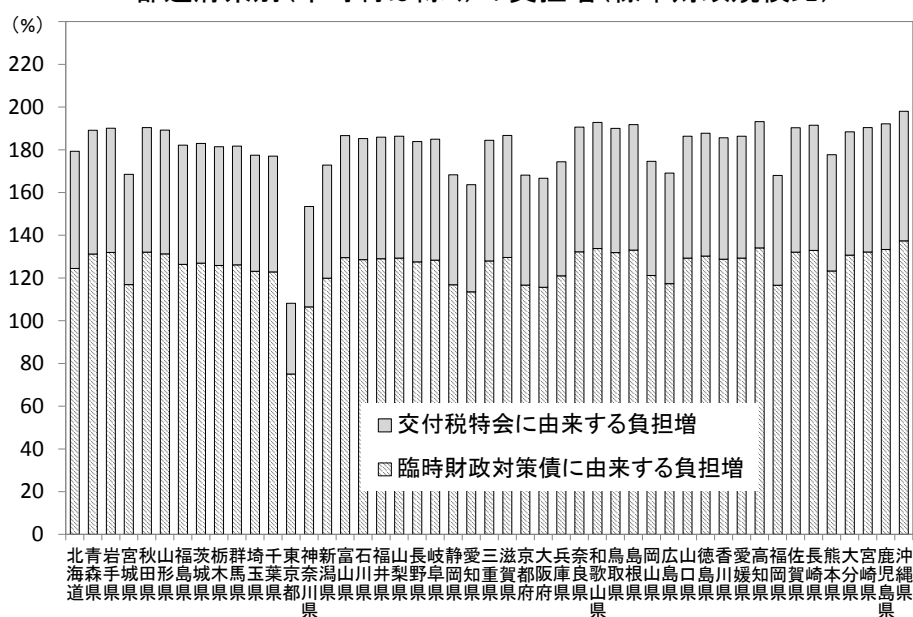
図7-12A 方法2:基準財政収入額ベースの按分:
都道府県別(市町村は除く)の負担増(標準財政規模比)



- 都道府県相互の負担増の格差が最も大きい

32

図7-13A 方法3:振替前基準財政需要額ベースの按分:
都道府県別(市町村は除く)の負担増(標準財政規模比)



- 振替前基準財政需要額の絶対値も振替前基準財政需要額に基づく按分額(負担増)も東京都が突出して高いが、按分額(負担増)の標準財政規模比は東京都が最も小さい。ただし、「方法1」と比べれば、他の道府県との差は小さい。

33

5. まとめ

- 当報告では、マクロの地方財政健全化に向けて、マクロとミクロ合計の債務額の乖離の実態を明らかにした。
- その原因は、将来負担比率算定に際して、地方債の元利償還金に対する今後の基準財政需要額算入見込額が分子から控除される項目として扱われることにあり、地方財政健全化法の下でのミクロベースの一般会計等地方債残高合計値とマクロベースの一般会計等地方債残高の間には2016年度末で130兆円を超える乖離が生じている。

34

- 特に問題視されるのは、臨時財政対策債であり、地方財政計画策定で生ずる「地方財源不足額」を解消する「地方財源対策」における中心的手段として用いられる一方、発行体のコスト意識が希薄なまま、将来の償還財源を先送りし続けていること
- いわば、「制度による財源保障」と「地方財源不足額」の板挟みの中で、自治体には臨時財政対策債発行可能額が割り当てられ、後年度の地方交付税算定過程でその償還費を全額措置する前提にもかかわらず、実際には恒久的な償還財源を確保することなく、新たな臨時財政対策債発行によって実質的な償還先送りが続けられてきた。
- その結果、巨額の残高があるにもかかわらず、実質的には自治体の債務として認識されないという奇妙な実態を作り出し、将来に大きな痛みを残す状態になっている。

35

- さらに深刻なのは、新たに発行される臨時財政対策債によって既往臨時財政対策債の元利償還金をも賄うことは、毎年の「地方財政対策」において決定されているに過ぎず、それを毎年度繰り返すことについて、制度やルールのうえでの裏付けがあるわけではないことである。将来の償還財源は確保されていないにもかかわらず、将来負担比率算定上も実質債務から除外されている「臨時財政対策債償還費に係る基準財政需要額算入見込額」（筆者推定値）は2018年度末で57.7兆円にも達している。
- 同様のことが、臨時財政対策債が導入される前の時代に地方財源不足額解消手段として用いられた交付税特会借入にも当てはまり、2018年度末で31.7兆円もの借入残高が残る見込みである。これらに対する将来の償還財源が確保されていない以上、マクロの視点では地方全体で負担すべき債務であるにもかかわらず、個別自治体の債務として認識は希薄である。

36

- 「臨時財政対策債償還費に係る基準財政需要額算入見込額」と交付税特会借入残高をミクロベースの一般会計等地方債残高合計値に合算した額（修正ミクロ合計）の推移を見ると、2007年度以降、単調増加を続けている。
- つまり、公表されたマクロの一般会計等地方債残高やミクロの一般会計等地方債残高集計合計値を見ているだけでは、地方財政の持続可能性を揺るがしかねない実質債務の継続的増大には気づかないということである。
- しかも、「臨時財政対策債償還費に係る基準財政需要額算入見込額」と交付税特会借入残高は、将来負担比率の集計対象から除外されるため、確実な返済を促すガバナンス効果も働かない。

37

- 現行制度の改革を行わないのであれば、必要なのは、これらの債務を個別自治体の債務として帰属させることである。その具体的な手段として、各地方自治体へ債務を割り当てる3つの方法（臨時財政対策債に係る基準財政需要額算入見込額に基づく按分、基準財政収入額に基づく按分、振替前基準財政需要額に基づく按分）を提示し、実際に適用した場合の負担額の変化も都道府県と市町村に分けて試算した。健全化判断比率で判断する限り、ミクロベースでの地方財政健全化は着実に成果を挙げてきたが、一層の財政健全化を実現するためには、マクロとミクロ合計の乖離を解消させるこれらの方策を早期に実施することが必要である。

ふるさと納税制度と国・地方の 財政

関西大学経済学部教授
橋本恭之

2019年1月11日（金）総務省基本問題研究会

目的

ふるさと納税制度が国・地方の
財政に与える影響をみること

寄附金上位 10 団体（平成28年度）

		寄附件数	寄附金額	返礼割合
宮崎県	都城市	528,242	7,333,161,142	75.3%
長野県	伊那市	59,084	7,204,692,803	48.3%
静岡県	焼津市	231,244	5,121,281,170	48.0%
宮崎県	都農町	257,268	5,008,694,641	42.9%
佐賀県	上峰町	272,265	4,573,292,473	62.2%
熊本県	熊本市	69,473	3,686,309,585	0.5%
山形県	米沢市	35,574	3,530,993,034	64.1%
大阪府	泉佐野市	216,651	3,483,582,231	42.0%
山形県	天童市	201,925	3,357,548,554	57.8%
北海道	根室市	165,797	3,307,433,737	49.7%

出所：総務省（2018）「平成29年度ふるさと納税に関する現況調査」より作成

3

寄附金上位 10 団体（平成29年度）

		寄附件数	寄附金額	返礼割合	送料込み返礼割合
大阪府	泉佐野市	862,082	13,532,509,287	45.0%	50.2%
宮崎県	都農町	430,018	7,914,818,710	36.9%	43.4%
宮崎県	都城市	523,164	7,474,219,521	42.8%	62.3%
佐賀県	みやき町	122,058	7,223,542,226	-	37.1%
佐賀県	上峰町	510,453	6,672,269,729	-	60.2%
和歌山県	湯浅町	325,558	4,951,282,489	36.9%	43.1%
佐賀県	唐津市	384,019	4,388,880,000	50.0%	55.2%
北海道	根室市	242,022	3,973,346,448	27.3%	45.3%
高知県	奈半利町	196,108	3,905,638,554	52.3%	64.0%
静岡県	藤枝市	107,762	3,708,148,155	45.8%	49.5%

出所：総務省（2018）「平成30年度ふるさと納税に関する現況調査」より作成。

4

泉佐野市の税収とふるさと納税

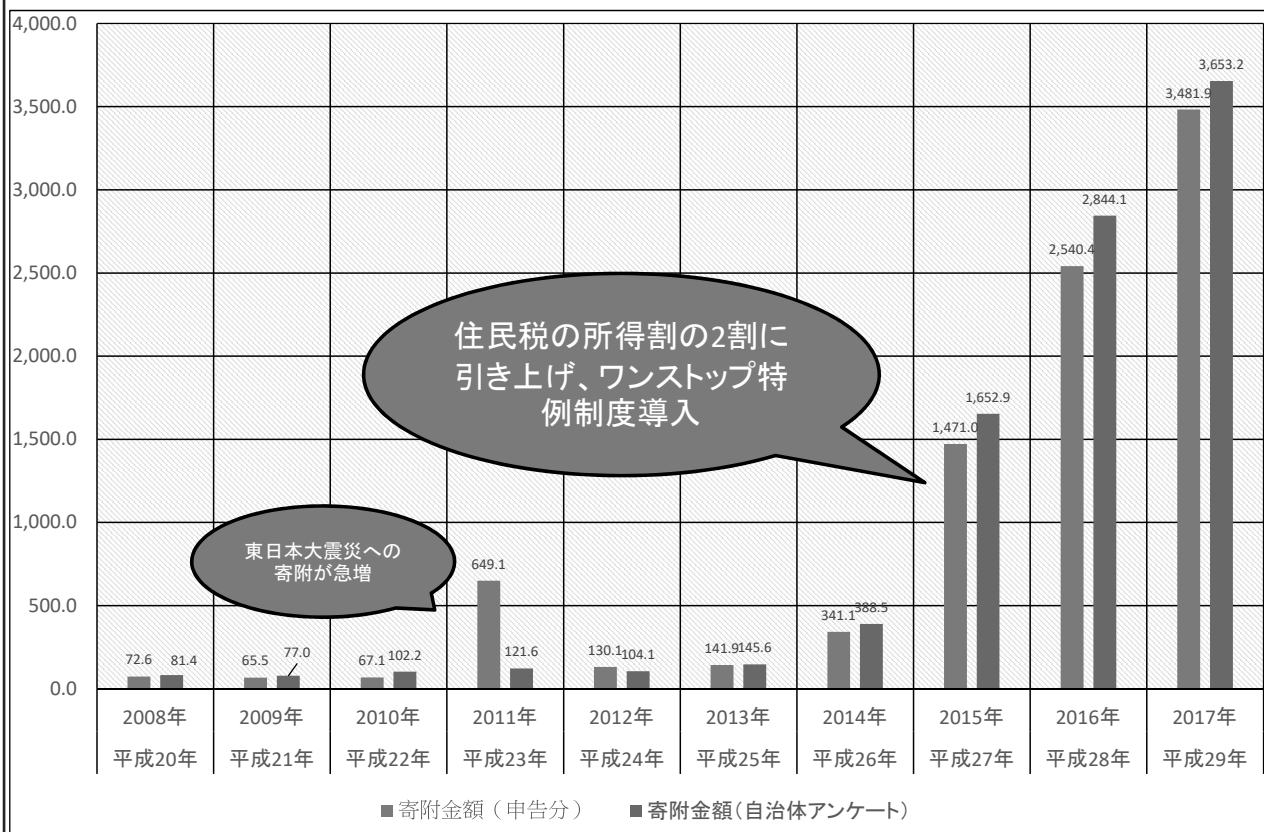
- 地方税収 211.3527億円（平成28年度）
- ふるさと納税 135.3251億円（平成29年度）
- 財政力指数 0.94

返礼品調達費用の推移

	2015年度	2016年度	2017年度
返礼品の調達に係る費用	38.3%	38.4%	38.5%
返礼品の送付に係る費用	2.6%	5.3%	6.6%
広報に係る費用	0.9%	1.1%	1.5%
決済等に係る費用	1.1%	1.8%	2.1%
事務に係る費用、その他	5.1%	5.7%	6.8%
	47.9%	52.2%	55.5%

出所：総務省、総務省「ふるさと納税に関する現況調査」各年版より作成。

図1 ふるさと納税における寄附金額の推移 単位:億円



出所:総務省(2018)「平成30年度ふるさと納税に関する現況調査(税額控除の実績等)」、総務省(2018)「平成30年度ふるさと納税に関する現況調査」より作成。

所得税・住民税増税の影響について

- 2014年度改正
給与所得控除の上限額が適用される給与収入1,500万円(控除額245万円)を、2016年分は1,200万円(控除額230万円)に、2017年分以後は1,000万円(控除額220万円)に引き下げ
- 2017年度改正
2018年分から給与収入 1,120万円超から配偶者控除を段階的に削減し、1,220万円超で配偶者控除はゼロ
- 2018年度改正
給与収入850万円超 控除額195万円
合計所得金額2,500万円超 基礎控除ゼロ

2017年税制下の個人住民税

給与所得＝給与収入－給与所得控除

$$1,080\text{万円} = 1,300 - 220$$

課税所得＝給与所得－所得控除(基礎控除＋配偶者控除＋社会保険料控除)

$$819\text{万円} = 1,080 - (33 + 33 + 195)$$

個人住民税所得割

$$819\text{万円} \times 0.1 = 81.9\text{万円}$$

2018年税制下の個人住民税年税制 の

給与所得＝給与収入－給与所得控除

$$1,080\text{万円} = 1,300 - 220$$

課税所得＝給与所得－所得控除

$$852\text{万円} = 1080 - (33 + 195)$$

個人住民税所得割

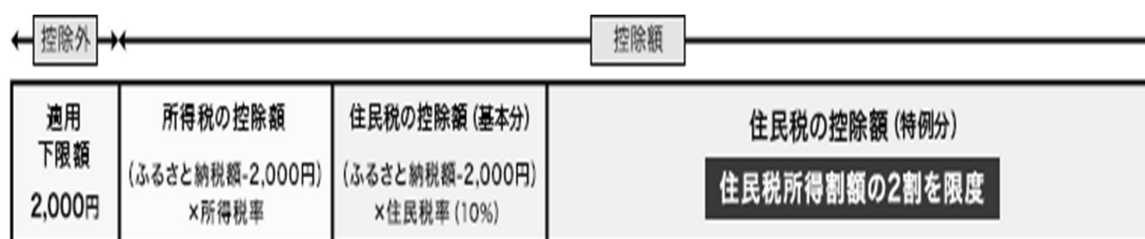
$$852\text{万円} \times 0.1 = 85.2\text{万円}$$

自己負担2,000円で寄附可能な金額

2017年分 24.6478万円

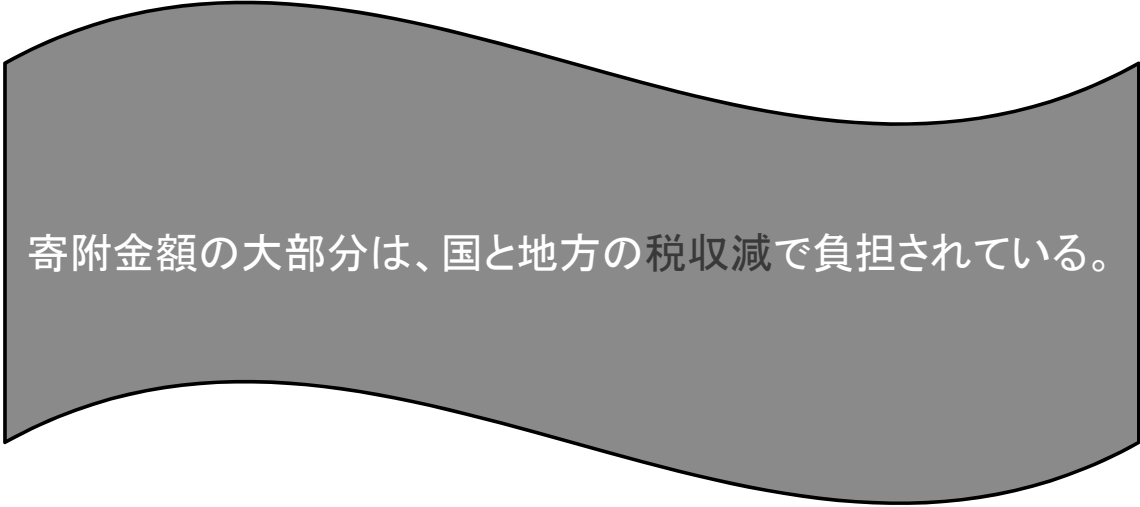
2018年分 25.6328万円

ふるさと納税の仕組み



出所: 総務省ホームページ

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/mechanism/about.html (閲覧日2018年9月30日)



寄附金額の大部分は、国と地方の税収減で負担されている。

ワンストップ特例制度の導入（2015年度）

- 5カ所までの寄附の場合、確定申告不要
- 居住者がワンストップ特例制度を利用した場合、国税分も地方が還付

ワンストップ特例制度の利用方法



<<タオルのふるさとキャンペーン実施中>>

B231 【ふるさと納税】 アサヒスーパードライ 市制70周年記念缶 350ml×1ケース（24本）ビール

商品番号 1-ar-b231
10,000円

送料無料

兵庫県への最安送料

宅配便

すべての配送方法と送料を見る

※最安送料での配送をご希望の場合、注文確認画面にて配送方法の変更が必要な場合があります。
※離島・一部地域は追加送料がかかる場合があります。

1. ふるさと納税専用ページです。注文内容確認画面に表示される「注文者情報」を住民票情報とみなします。

2. 寄付金の用途を選択（詳細はページ下部の「寄付金の使い道について」をご参照ください）

3. 楽天通販サイトではありません。返信メールや「お礼の品」のお届けが遅くなる場合がありますのでご理解下さい。

4. ワンストップ特例制度を申請する

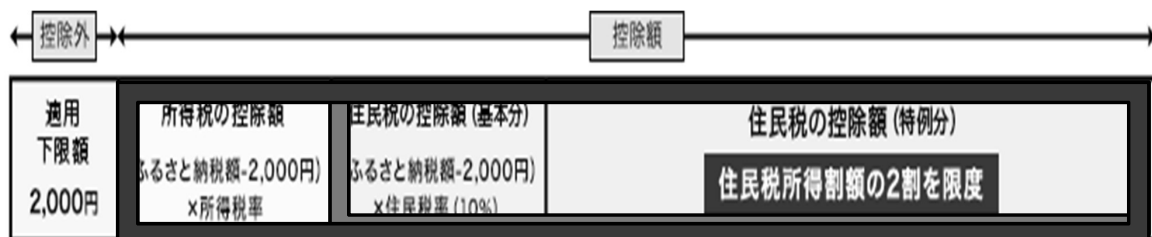
1 か月以降のお届け

口数

寄附を申込む

出所: 楽天ふるさと納税ホームページ <https://item.rakuten.co.jp/f272132-izumisano/1-ar-b231/> (閲覧日 2018年10月2日)

ワンストップ特例制度の影響



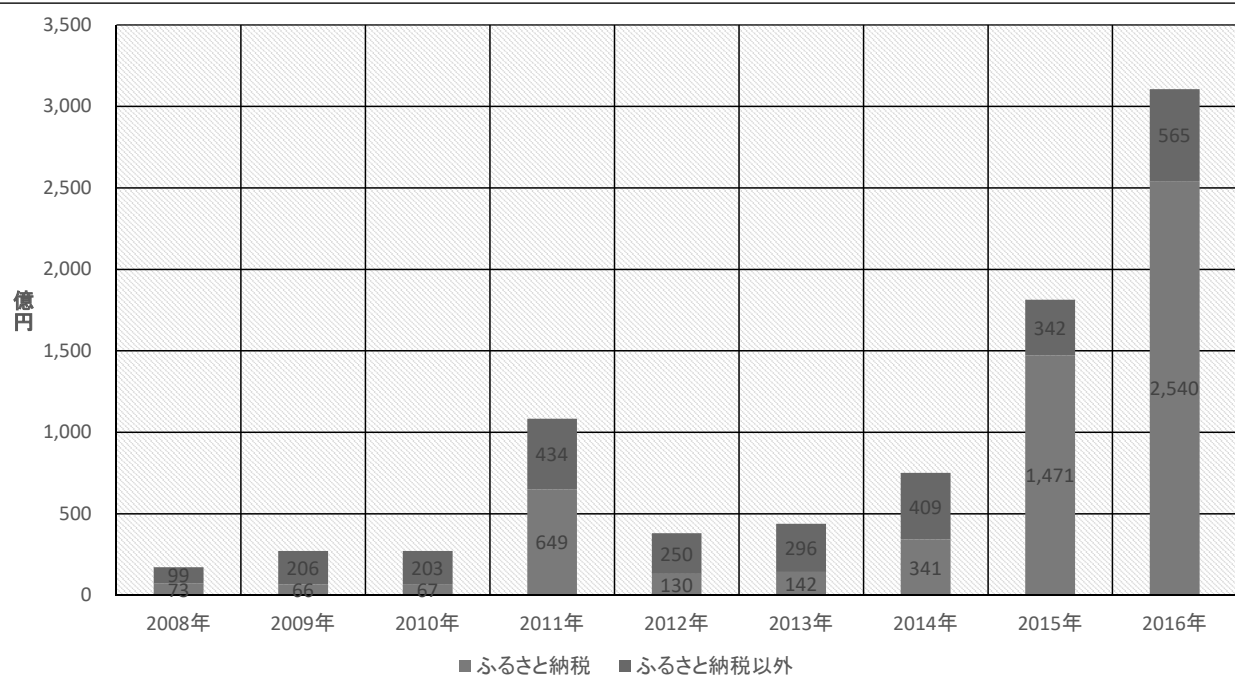
出所: 総務省ホームページ

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/mechanism/about.html (閲覧日 2018年9月30日)

ふるさと納税における交付税の扱い

- 従来の寄附と同様に、基準財政収入には算入しない。
- 税収減少額の75%が基準財政収入に反映。

寄附金総額の推移



出所：総務省「市町村課税状況等の調」、「ふるさと納税に関する現況調査（住民税控除額実績等）」各年版より作成。

ふるさと納税の現状（2017年）単位：億円

支出内訳		収入内訳	
返礼品調達送付	1241.02	国税負担	728.71
広報・決済・事務その他	244.11	地方税負担	1766.64
寄附充当	1055.28	寄附者負担	45.06
	2540.41		2540.41

出所：総務省（2017）「平成30年度ふるさと納税に関する現況調査（住民税控除額実績等）」「平成30年度ふるさと納税制度に関する現況調査」より作成

ふるさと納税制度は、実質的には特産品購入の租税支出（隠れた補助金）制度となっている。

推計方法

- 地方税負担は、ふるさと納税の現況調査（住民税税額控除額実績等）
- 寄附者負担は、寄附人員 × 2000円
- 国税負担は、寄附総額マイナス地方税負担、寄附者負担

ふるさと納税制度による地方税控除比率の推移

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
寄附金額(億円)	73	66	67	649	130	142	341	1,471	2,540
適用者数	33149	33104	33458	741677	106446	133928	435,720	1,298,719	2,252,793
寄附金税額控除(億円)	19	18	20	210	45	61	184	1,002	1,767
ワンストップ適用者	—	—	—	—	—	—	—	418,761	771,800
ワンストップ寄附金(億円)	—	—	—	—	—	—	—	242	471
ワンストップ税額控除(億円)	—	—	—	—	—	—	—	230	449
ワンストップ適用者数比率	—	—	—	—	—	—	—	32.2%	34.3%
ワンストップ寄附金額比率	—	—	—	—	—	—	—	16.5%	18.5%
住民税控除(ワンストップ)比率	—	—	—	—	—	—	—	15.6%	17.7%
住民税控除比率	26.1%	27.6%	30.5%	32.4%	34.8%	42.7%	54.0%	68.1%	69.5%

出所：総務省「ふるさと納税に関する現況調査（税額控除の実績等）」各年版より作成。

都道府県別でみた地方税控除率

	2014年			2015年		
	控除率	道府県分	市町村分	控除率	道府県分	市町村分
滋賀県	60.5%	24.2%	36.3%	73.0%	29.2%	43.8%
埼玉県	60.3%	24.1%	36.2%	72.5%	29.0%	43.5%
千葉県	59.3%	23.7%	35.6%	71.5%	28.6%	42.9%
岡山県	58.6%	23.4%	35.2%	71.3%	28.5%	42.8%
神奈川県	54.8%	21.9%	32.8%	71.1%	28.4%	42.6%
三重県	63.8%	25.5%	38.3%	71.0%	28.4%	42.6%
大阪府	58.8%	23.5%	35.3%	70.5%	28.2%	42.3%
宮城県	52.6%	21.0%	31.5%	70.4%	28.2%	42.2%
茨城県	63.1%	25.2%	37.8%	70.3%	28.1%	42.2%
栃木県	42.4%	17.0%	25.4%	69.8%	27.9%	41.9%
奈良県	58.5%	23.4%	35.1%	69.2%	27.7%	41.6%
福井県	48.2%	19.3%	28.9%	69.2%	27.7%	41.5%
兵庫県	59.6%	23.8%	35.7%	69.1%	27.6%	41.5%
沖縄県	54.9%	22.0%	32.9%	69.1%	27.6%	41.5%
宮崎県	55.2%	22.1%	33.1%	69.1%	27.6%	41.4%
新潟県	40.5%	16.2%	24.3%	69.1%	27.6%	41.4%
和歌山県	59.5%	23.8%	35.7%	68.8%	27.5%	41.3%
石川県	47.4%	19.0%	28.5%	68.7%	27.5%	41.2%
静岡県	47.8%	19.1%	28.7%	68.7%	27.5%	41.2%
福岡県	54.2%	21.7%	32.5%	68.7%	27.5%	41.2%
香川県	62.6%	25.0%	37.6%	68.6%	27.5%	41.2%
群馬県	57.5%	23.0%	34.5%	68.3%	27.3%	41.0%
長崎県	59.4%	23.7%	35.6%	68.0%	27.2%	40.8%
愛媛県	62.5%	25.0%	37.5%	67.8%	27.1%	40.7%
山梨県	59.4%	23.8%	35.7%	67.8%	27.1%	40.7%
東京都	57.9%	23.1%	34.8%	67.7%	27.1%	40.6%

出所：総務省「ふるさと納税に関する現況調査（税額控除の実績等）」各年版より作成。

ワントップ特例制度による控除率は、
東京都以外の府県の方が大きい

東京都の住民は、他の道府県の住民より所得水準
が高く、確定申告する人が多い

埼玉県下の市町村別控除(2017年分)単位:万円、%

	一人あたり寄附金額	控除率	県民税分	市町村民税分
新座市	83,139	82.6%	49.5%	33.0%
東秩父村	34,900	81.1%	48.7%	32.4%
宮代町	67,267	80.1%	48.1%	32.0%
朝霞市	86,242	78.7%	47.2%	31.5%
川島町	60,624	78.1%	46.9%	31.3%
吉川市	84,748	77.8%	46.7%	31.1%
嵐山町	73,431	77.8%	46.7%	31.1%
美里町	74,183	77.6%	46.5%	31.0%
神川町	62,537	77.5%	46.5%	31.0%
飯能市	76,087	77.2%	46.3%	30.9%
和光市	88,527	77.2%	46.3%	30.9%
寄居町	72,562	77.1%	46.3%	30.8%
八潮市	86,320	76.9%	46.2%	30.8%
ふじみ野市	94,709	76.6%	46.0%	30.7%
伊奈町	88,979	76.6%	46.0%	30.6%
白岡市	91,102	76.5%	45.9%	30.6%
北本市	82,300	76.3%	45.8%	30.5%
日高市	85,402	76.3%	45.8%	30.5%
松伏町	80,011	76.3%	45.8%	30.5%
鴻巣市	84,394	76.1%	45.5%	30.6%
蕨市	91,348	75.8%	45.5%	30.3%
狭山市	81,897	75.6%	45.4%	30.2%
蓮田市	92,582	75.5%	45.3%	30.2%
川口市	96,925	75.2%	45.1%	30.1%
草加市	96,657	75.2%	45.1%	30.1%
戸田市	99,413	75.2%	45.1%	30.1%
入間市	85,000	75.0%	45.0%	30.0%
久喜市	93,522	74.8%	44.9%	29.9%
上尾市	96,137	74.7%	44.8%	29.9%
志木市	102,691	74.6%	44.8%	29.8%
小川町	76,482	74.6%	44.7%	29.8%
越生町	82,421	74.5%	44.7%	29.8%
鳩山町	76,161	74.5%	44.7%	29.8%
越谷市	95,807	74.4%	44.6%	29.8%
桶川市	88,550	74.4%	44.6%	29.8%
幸手市	88,417	74.1%	44.5%	29.6%
坂戸市	95,380	73.9%	44.4%	29.6%
さいたま市	112,695	73.7%	59.0%	14.7%

出所:総務省「平成30年度ふるさと納税に関する現況調査(税額控除の実績等)」より作成。

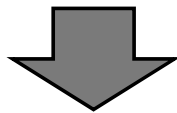
ふるさと納税制度による交付税への影響(単位:億円)

	都道府県分	市町村分	合計
2016年分	390.2	541.3	931.5
2017年分	439.1	844.2	1,283.3

出所:総務省「ふるさと納税に関する現況調査(税額控除の実績等)」各年版より作成。

交付税総額への影響

2017年分の寄附に対する交付税の増加額は、2018年度の交付税総額15兆480億円の0.9%にすぎない。



ふるさと納税利用者の増加が続けば
深刻な影響も

どこまで増える可能性があるのか？



出所：総務省「平成30年度地方税に関する参考係数資料集」総務省「ふるさと納税に関する現況調査（税額控除の実績等）」各年版より作成

利用者は中間から高所得層が中心？

課税標準階級	納税義務者数	構成比
10万円以下の金額	2,408,216	4%
10万円を超え100万円以下	19,314,753	34%
100万円 " 200万円 "	16,188,854	28%
200万円 " 300万円 "	8,704,590	15%
300万円 " 400万円 "	4,635,542	8%
400万円 " 550万円 "	3,209,862	6%
550万円 " 700万円 "	1,219,157	2%
700万円 " 1000万円 "	937,926	2%
1000万円を超える金額	973,767	2%
合 計	57,592,667	100%

出所：総務省「平成29年度市町村課税状況調べ」「課税標準段階別所得割平成28年分」より作成

交付税配分前後の国、地方、寄附者の負担（2017年）

国税負担	728.7	国負担	2,012.0
地方税負担	1,766.6	地方負担	483.4
寄附者負担	45.1	寄附者負担	45.1
寄附金総額	2,540.4	寄附金総額	2,540.4

出所：総務省(2018)「平成30年度ふるさと納税に関する現況調査（税額控除の実績等）」、総務省(2018)「平成30年度ふるさと納税に関する現況調査」より作成。

報告のまとめ

- ふるさと納税制度は、特産品購入のための租税支出(隠れた補助金)制度として機能している
- ワンストップ特例制度による地方税控除率が上昇している。
- ワンストップ特例制度による影響は、東京都・大都市以外の方が大きい。
- 地方税収減少にともなう交付税への影響はマクロ的には小さい

ふるさと納税制度の改善策

- ワンストップ特例制度は廃止すべき
本来国が負担すべきものを地方に押しつけている
ふるさと納税の理念「税に対する意識が高まり、納税の大切さを自分ごととしてとらえる貴重な機会」に即して考えると確定申告させるべき
- 特産品購入の補助金制度なら公平性の確保が必要
→特例控除の段階的縮小

参考文献

- 奥野信宏・八木匡・小川光(2017)『公共経済学で日本を考える』中央経済社.
- 鈴木善充・橋本恭之(2017)「ふるさと納税に関する研究－北海道下市町村データによる分析－」『生駒経済論叢』第15巻第2号, pp.21-31.
- 橋本恭之・鈴木善充(2016)「ふるさと納税制度の現状と課題」『会計検査研究』第54号, pp.13-26.
- 橋本恭之(2016)「ふるさと納税制度の検証と改善策」『地方財務』第743号, pp.31-26.
- 橋本恭之・鈴木善充(2017)『地方財政改革の検証』清文社.
- 橋本恭之・鈴木善充(2018)「ふるさと納税返礼品規制についての検討－北海道下自治体を中心に－」『関西大学経済論集』第67巻第4号, pp.831-843.

第 2 章

参 考 資 料

自治体戦略2040構想研究会について

2040年頃をターゲットに人口構造の変化に対応した自治体行政のあり方の検討が必要

- 我が国の人口は、2008年(1.28億人)をピークに減少。**大都市部を中心に高齢化が急ピッチで進行。**
2040年頃には総人口は毎年100万人近く減少。
→ **自治体の税収や行政需要に極めて大きな影響を与える。**
- 医療、福祉、インフラ、空間管理など、**住民サービスの多くは地方自治体が支えている。**
地方自治体が**持続可能な形で**住民サービスを提供し続けることが、「住民の暮らし」や「地域経済」を守るために不可欠。さらには、我が国が国際社会において「名誉ある地位」を占め続けるためにも必要。

高齢者人口がピークを迎える**2040年頃**(2042年に3,935万人)をターゲットに、
 ① 住民生活に不可欠な行政サービスがどのような課題を抱えていくことになるのか、
 ② その上で、住み働き、新たな価値を生み出す場である、都市をはじめとする自治体の多様性をどのように高めていくのか、
 ③ ①、②のために、**どのような行政経営改革、圏域マネジメントを行う必要があるのか、**
 検討を進める必要がある。

▶ **持続可能で多様な自治体による行政の展開が、我が国のレジリエンス(強靱性)向上につながる。**

世界の変化(2015→2040)

- 人口はアジア、アフリカを中心に18億人増加
世界の人口:74億人→92億人(うちアジア7億人、アフリカ9億人)
アジアの人口:印+3億、パキスタン+0.9億、インドネシア+0.5億、中+0.2億
- 人口は都市部へ集中。都市の時代に
世界の都市人口:40億→57億、印+2.8億、中+2.6億、インドネシア+0.7億
- 東アジア諸国を中心に高齢化が進展
合計特殊出生率(2015):日1.45、タイ1.4、韓1.24、台湾1.18
- 世界経済の中心は欧米からアジアへ
GDPシェア(2010→2030):米24→20、欧17→12、中16→24、印6→10、日7→4

日本の変化(2015→2040)

- 人口は0.16億人減少し、1.11億人に
- 団塊ジュニア世代が高齢者となり、高齢者人口がピーク
65歳以上人口:3,387万人 → 3,921万人(+534万人(+16%))
75歳以上人口:1,632万人 → 2,239万人(+607万人(+37%))
- 三大都市圏で特に高齢化が急速に進行。
東京都も2025年をピークに人口減少に転じる。
65歳以上人口: 東京都 307万人 → 400万人(+93万人(+30%))
大阪府 232万人 → 265万人(+33万人(+14%))
愛知県 178万人 → 224万人(+46万人(+26%))
- 生産年齢人口減少により労働力確保が課題
生産年齢人口:7,728万人 → 5,978万人(▲1,750万人)

開催概要

座長・座長代理・委員

(座長)	清家 篤	日本私立学校振興・共済事業団理事長 慶應義塾学事顧問
(座長代理)	牧原 出	東京大学先端科学技術研究センター教授
(委員)	飯田 泰之	明治大学政治経済学部准教授
	池本 美香	株式会社日本総合研究所調査部主任研究員
	井手 英策	慶應義塾大学経済学部教授
	大屋 雄裕	慶應義塾大学法学部教授
	林 直樹	金沢大学人間社会研究域人間科学系准教授
	松永 桂子	大阪市立大学商学部准教授
	村上 由美子	OECD東京センター所長
	横田 響子	株式会社コラボボ代表取締役

開催実績

第1回(10月 2日)	意見交換
第2回(10月31日)	「教育・子育て」
第3回(11月16日)	「医療・介護」
第4回(12月 7日)	「インフラ・公共施設／公共交通」
第5回(12月15日)	「空間管理、治安・防災」
第6回(1月30日)	「労働」
第7回(2月 7日)	「産業・ICT」
第8回(2月23日)	「自治体行政」
第9回(3月19日)	第一次報告とりまとめに向けて①
第10回(3月29日)	第一次報告とりまとめに向けて②
4月26日	第一次報告を大臣に手交
第11回(4月27日)	「地域圏の圏域マネジメント」
第12回(5月10日)	「大都市圏(特に東京圏)の圏域マネジメント」
第13回(5月30日)	「多様な担い手によって住民ニーズを満たす仕組み／自治体行政の標準化」
第14回(6月 6日)	第二次報告とりまとめに向けて①
第15回(6月15日)	第二次報告とりまとめに向けて②
第16回(6月27日)	第二次報告とりまとめに向けて③
7月 3日	第二次報告を大臣に手交

自治体戦略2040構想研究会 第一次・第二次報告の概要

～人口減少下において満足度の高い人生と人間を尊重する社会をどう構築するか～

I 我が国の人口の動向・人口段階別市区町村の変動(2015→2040)(P.1～3)

II 2040年頃までの個別分野の課題(P.4～9)

第一次報告

- 1 子育て・教育
- 2 医療・介護
- 3 インフラ・公共交通
- 4 空間管理・防災
- 5 労働力
- 6 産業・テクノロジー

III 2040年頃にかけて迫り来る我が国の内政上の危機とその対応(P.10・11)

第一次報告

- 1 若者を吸収しながら老いていく東京圏と支え手を失う地方圏
- 2 標準的な人生設計の消滅による雇用・教育の機能不全
- 3 スポンジ化する都市と朽ち果てるインフラ

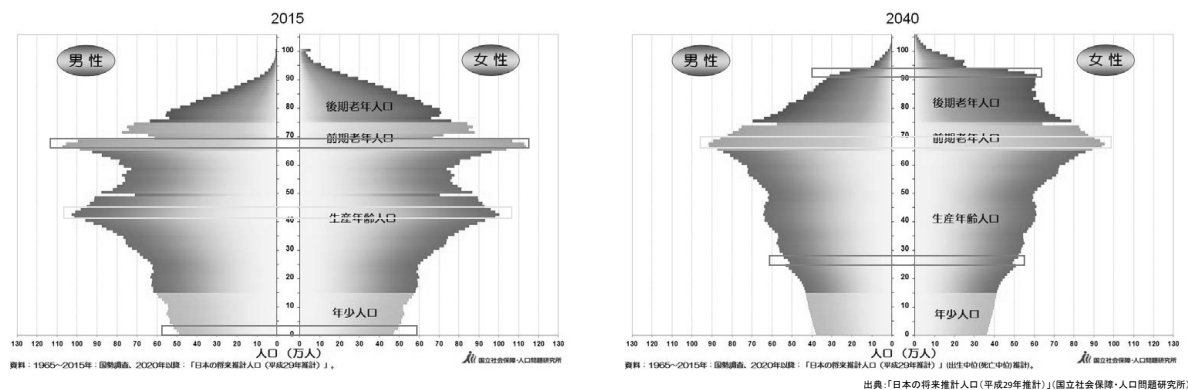
IV 新たな自治体行政の基本的考え方(P.12・13)

第二次報告

- 1 スマート自治体への転換
- 2 公共私によるくらしの維持
- 3 圏域マネジメントと二層制の柔軟化
- 4 東京圏のプラットフォーム

我が国の人口の動向について

- 2040年には、団塊の世代(出生数 260～270万人/年)及び団塊ジュニア世代(出生数 200～210万人/年)が高齢者となり、我が国の人口ピラミッドはいわゆる棺おけ型になる。
- 近年の出生数は、年間100万人に満たない。2040年にはこの世代が20歳代となる。



	出生数	2015年※1	2040年※1
団塊の世代 1947～49年生まれ	267.9万人 ～269.7万人	215.2万人 66～68歳	80.4万人 91～93歳
団塊ジュニア 1971～74年生まれ	200.1万人 ～209.2万人	198.9万人 41～44歳	182.7万人 66～69歳
【参考】 2013～15年生まれ	100.4万人 ～103.0万人	98.2万人 0～2歳	102.7万人※2 25～27歳

※1 2015年、2040年の各世代人口は各年齢の平均を記載。

※2 日本の将来推計人口は、国籍に関わらず日本に在住する総人口を推計の対象としており、国際人口移動率(数)を仮定して推計を実施している。

出典：出生数は厚生労働省「人口動態統計調査」から作成。

2015年、2040年人口は「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)から作成

1

人口段階別市区町村の変動(2015→2040)【H30推計】

[illegible]

※人口は2015年時点 ※下線(赤文字)は2040年の人口が下位の人口区分へ変動する団体。枠囲み(緑文字)は2040年の人口が上位の人口区分へ

變動する団体。

※太枠は各人口段階において団体数が最も多い人口増減率のカテゴリ—

※ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計資料」(H20・3)から作成

※ 地域別将来推計人口では福島県内市町村は推計がないため、市区町村数の合計は1,682としている。

2

人口段階別市区町村の変動(2015→2040)【H30推計】

[illegible]

※人口は2015年時点 ※下線(赤文字)は2040年の人口が下位の人口区分へ変動する団体。枠囲み(緑文字)は2040年の人口が上位の人口区分へ変動する団体。 ※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(H30・3)」から作成 ※地域別将来推計人口では福島県内市町村は推計がないため、市区町村数の合計 ※本表は各人口段階において団体数が最も多い人口増減率のカテゴリ

• 3

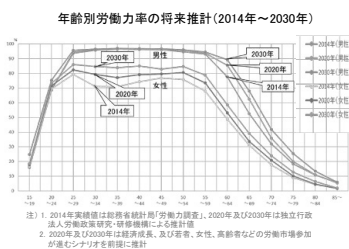
2040年頃までの個別分野の課題①(子育て・教育)

第一次報告

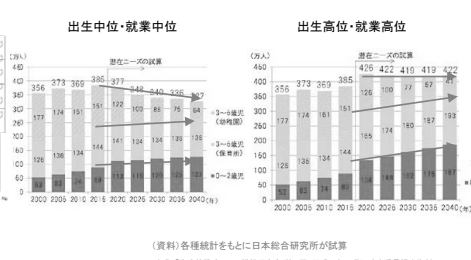
【子育て】 5歳未満人口、5～14歳人口ともに減少傾向。



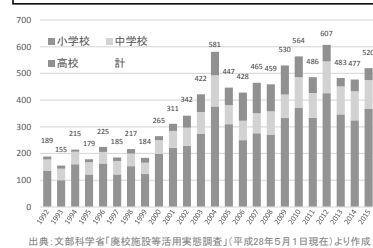
【子育て】 社会構造の変化に即した子育て環境の整備が必要。



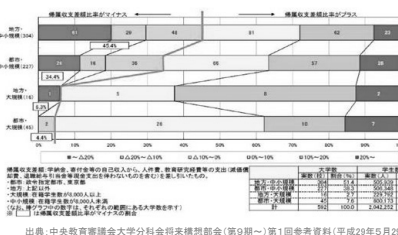
【子育て】幼稚園ニーズは減少。
保育所ニーズは増加。



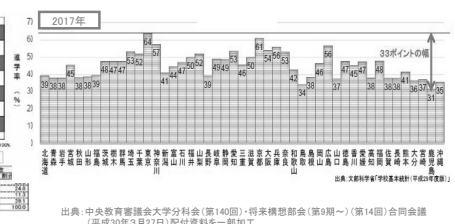
【学校】 児童生徒数の減少により、小規模校や廃校が増加。



【大学】 地方の私立の小規模大学は経営が厳しい。



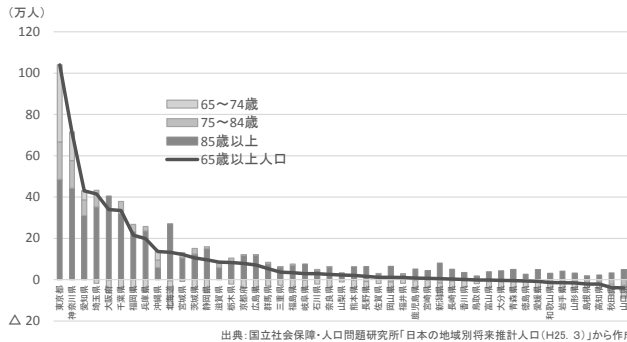
【大学】 大学進学率が低い地方圏において、高等教育を受ける機会の更なる喪失につながるおそれ。



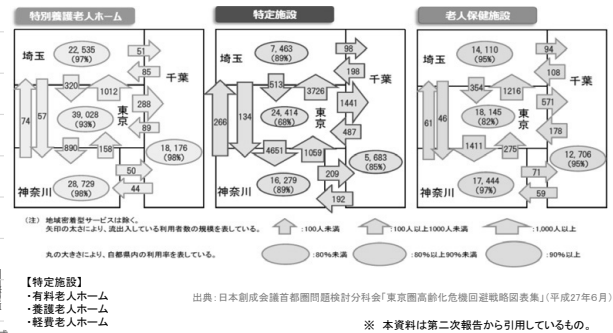
2040年頃までの個別分野の課題②(医療・介護)

第一次報告

【高齢者】 東京圏を中心に、高齢者(特に医療・介護ニーズが高まる85歳以上)が2040年にかけて増加。



【介護】 東京圏では、県境を越えて介護施設等を利用。東京都が最も他県への依存度が高い。

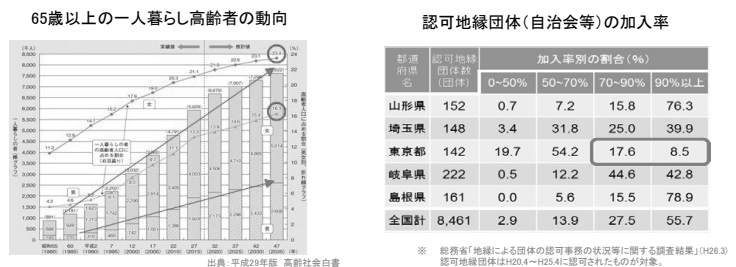


【介護】 介護人材の需給ギャップが拡大。

	2000年	2013年	2025年
介護職員	55万人	171万人	【需要見込み】 253.0万人 【財団推計シナリオによる供給見込み】 215.2万人 【需給ギャップ】 37.7万人

※ 需要見込み(約253万人)については、市町村により第6期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量等に基づく推計
※ 供給見込み(約215万人)については、現状推移シナリオ(近年の入職・離職等の動向に将来の生産年齢人口の減少等を反映)による推計(平成27年度以降に追加的に追加的に雇われる新たな効果は含んでいない)
出典: 厚生労働省「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計(確定値)について」(平成27年6月24日)より作成

【高齢者】 一人暮らし高齢者が増加。高齢者が増加する東京では、家族や地域の支えが弱い。



5

2040年頃までの個別分野の課題③(インフラ・公共交通)

第一次報告

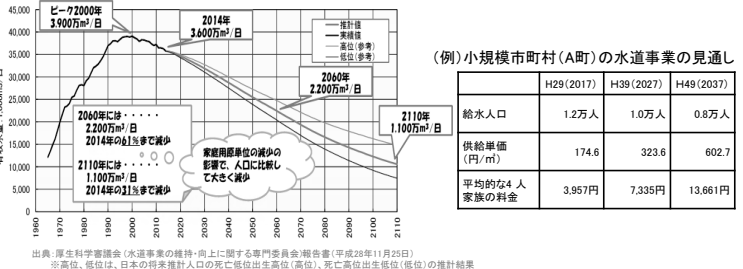
【インフラ】 老朽化したインフラ・公共施設が大幅に増加。

「建設後50年以上経過する社会資本の割合」

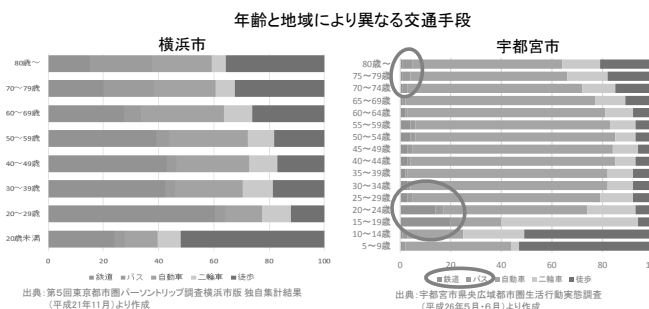
	H24年3月	H34年3月	H44年3月
道路橋	約16%	約40%	約65%
トンネル	約18%	約31%	約47%
河川管理施設(水門等)	約24%	約40%	約62%
下水道管	約2%	約7%	約23%
港湾岸壁	約29%	約29%	約56%

注1: 建設後50年以上経過する社会資本の割合については、調査の対象に限定している。
注2: 建設後50年以上経過する社会資本の割合については、調査の対象に限定している。
注3: 調査の対象は、建設後50年以上経過する社会資本の割合については、調査の対象に限定している。
注4: 調査の対象は、建設後50年以上経過する社会資本の割合については、調査の対象に限定している。
注5: 調査の対象は、建設後50年以上経過する社会資本の割合については、調査の対象に限定している。

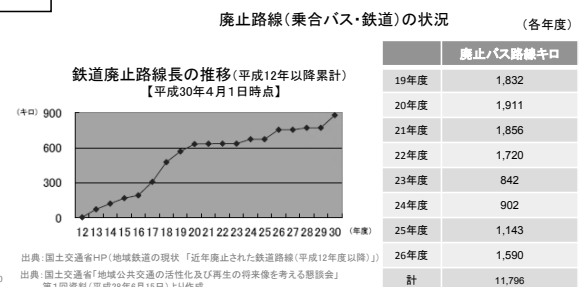
【インフラ】 人口減少下では、公営企業(水道)の料金が上昇するおそれ。



【公共交通】 地方圏では、高齢者の利用は少なく、主要な利用者である高校生が減少すると、さらに民間事業者の経営環境が悪化するおそれ。



【公共交通】 乗合バス・鉄道の廃止路線が増加。



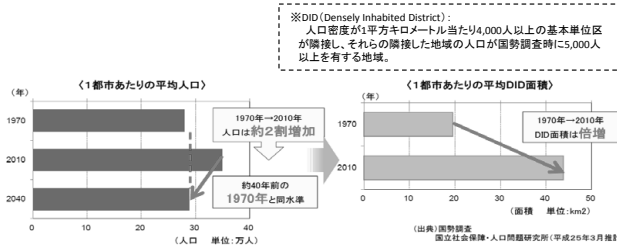
6

2040年頃までの個別分野の課題④(空間管理・防災)

第一次報告

【空間管理】都市では、人口減少により、「都市のスポンジ化」やDID(人口集中地区)の低密度化が進行。

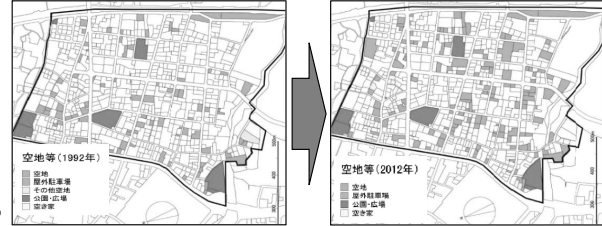
地方の県庁所在地の人口とDID面積の推移 ⇒ DIDの低密度化



出典:国土交通省「社会資本整備審議会 都市計画基本問題小委員会(平成29年2月)」資料

20年間における空き地等の分布の変化 ⇒ スポンジ化

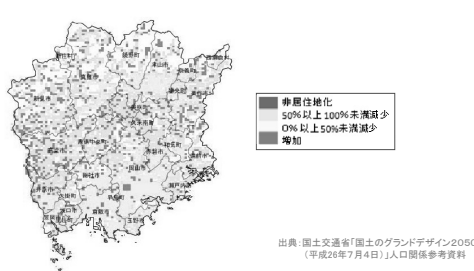
茨城県日立市の事例



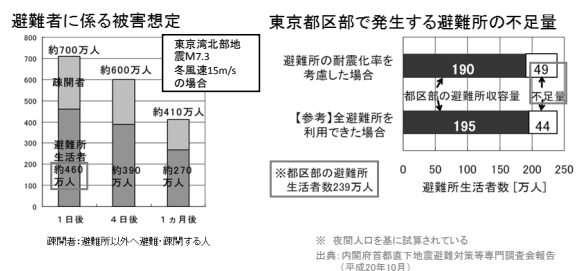
出典:国土交通政策研究所「空地等の発生消滅の要因把握と新たな活用方策に関する調査研究」(平成27年3月)
※ 本資料は、自治体戦略2040構想研究会(第5回 平成29年12月)事務局資料から引用しているもの。

【集落】中山間地域では、集落機能の維持が困難になるような低密度化が発生するおそれ。

岡山県の人口の増減(2010→2050)



【防災】首都直下地震発災時には避難所生活者が最大約460万人が発生。23区では収容力が不足。

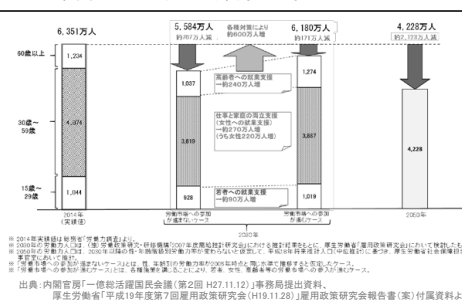


7

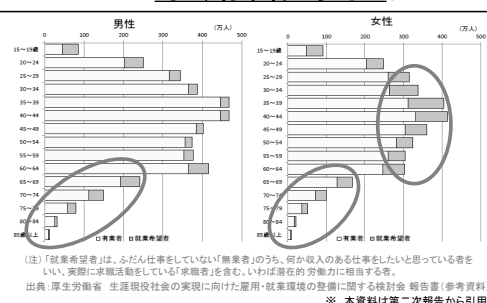
2040年頃までの個別分野の課題⑤(労働力)

第一次報告

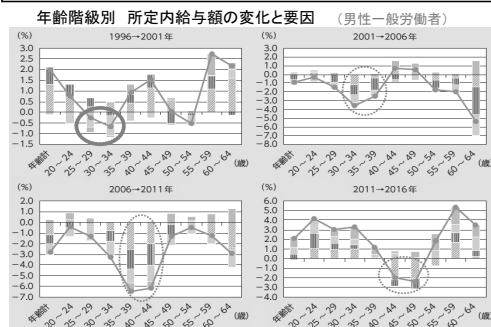
【労働力】高齢者と女性、若者の労働参加が進まないと労働力不足が顕著に。(2030年に600万人の差)



【就労ギャップ】高齢者と女性、就職希望者数に対し、有業者が少ない。

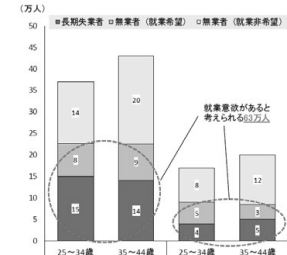


【就職氷河期】バブル崩壊後の就職氷河期に就職した世代(特に1972~76年生まれ)は長期にわたり給与が低い。



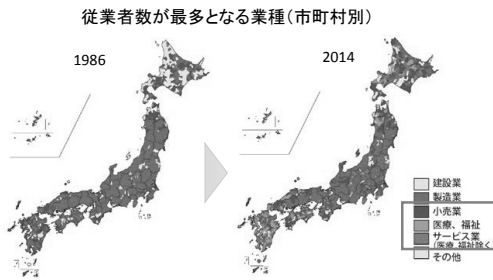
【就職氷河期】就業意欲がある長期失業者、無業者が多い。

労働市場で十分に活躍していない層(2015年)



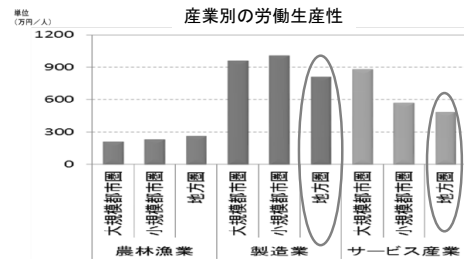
8

【産業】地方圏では労働集約型サービス産業が増加。



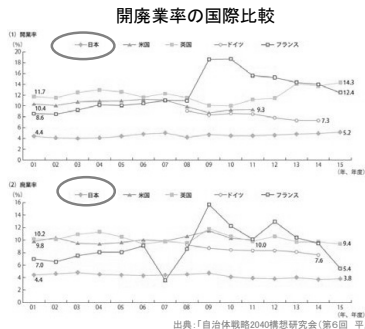
出典: 経済産業省「平成29年版中小企業白書」

【産業】地方圏のサービス産業は生産性が低い。



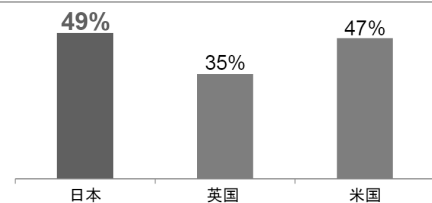
出典: 内閣府「まち・ひと・しごと創生本部「地域ごとと創生会議(第1回 平成27年11月)」事務局資料

【産業】開業率・廃業率が低水準に止まり、産業の新陳代謝が低調。

出典: 経済産業省「平成29年版中小企業白書」
出典: 「自治体戦略2040構想研究会(第6回 平成30年1月)」横田委員提出資料

【テクノロジー】ロボットやAI(人工知能)、生命科学と共存・協調する社会を構築する必要がある。

人工知能やロボット等による代替可能性が高い労働人口の割合

※米国データはオズボーン准教授、フレイ博士の共著「The Future of Employment」(2013年)。
英国データはオズボーン准教授、フレイ博士、およびデロイト・トーマツコンサルティング社による報告結果(2014年)

出所: NRIとオックスフォード大学マイケル・A. オズボーン准教授等との共同研究(2015年)

出典: 厚生労働省「労働政策審議会労働政策基本部会(第3回平成29年12月)」(株式会社社野村総合研究所 未来創発センター2030年研究室 上田恵陶奈氏発表資料)

9

- ◆ 2040年頃にかけて迫り来る我が国の危機を乗り越えるべく、**全ての府省が政策資源を最大限投入**するに当たって、**地方自治体も、持続可能な形で住民サービスを提供し続けられるようなプラットフォーム**であり続けなければならない。
- ◆ **新たな自治体と各府省の施策(アプリケーション)**の機能が最大限発揮できるようにするための**自治体行政(OS)**の書き換えを大胆に構想する必要がある。

1. 若者を吸収しながら老いていく東京圏と支え手を失う地方圏

2040年頃にかけての危機

- 東京圏は入院・介護ニーズの増加率が全国で最も高い。医療介護人材が地方から流出のおそれ
- 東京圏には子育ての負担感につながる構造的要因が存在し、少子化に歯止めがかからないおそれ
- 地方圏では東京からのサービス移入に伴う資金流出が常態化
- 中山間地域等では、集落機能の維持や耕地・山林の管理がより困難に

考えられる対応

- 元気な高齢者が支援を必要とする高齢者の支え手にまわる仕組み
- 圏域内の自治体が連携した医療・介護サービス供給体制
- AIによる診断など技術革新の成果を積極的に導入し、支え手不足を緩和
- 共働き社会に対応した保育サービス、より安定的な就労環境とワークライフバランス、長時間通勤を減らす職住環境など、複合的な少子化対策
- ワークライフバランスを実現しやすい地方圏に移住しやすい環境の整備
- サービス業について、多様な人材が集積する指定都市や中核市等を中心として、新陳代謝によるイノベーションを誘発し、稼ぐ力を高める
- 意欲ある担い手への集約を進め、農林水産物の輸出を拡大
- 中山間地域等において、集落移転を含め、地域に必要な生活サービス機能を維持する選択肢の提示と将来像の合意形成
- 粗放的な針広混交林としての保全など、保険的な管理も選択肢化

10

2. 標準的な人生設計の消滅による雇用・教育の機能不全

2040年頃にかけての危機

- 世帯主が雇用者として生活給を得る従来の世帯主雇用モデルがもはや標準的とはいえない
- 就職氷河期世代で経済的に自立できない人々がそのまま高齢化すれば社会のリスクになりかねない
- 若者の労働力は希少化し、公民や組織の枠を超えた人材確保が必要
- 教育の質の低下が、技術立国として、国際競争での遅れにつながるおそれ

考えられる対応

- 男性も、女性も、ともにライフステージに対応し、イノベーションをもたらす起業を含め、無理なく活躍できる柔軟な就労システムの構築
- 活躍し続けたいと思う女性や高齢者、就職氷河期世代の不安定な就労環境にある人々が就労の場が得られるような受け皿づくり
- 共助の領域を広げ、多様なバックグラウンドを持つ様々な年齢層の人々が必要なスキルを身につけながら、力を発揮することができるようにするための新たなスキームと就労モデルの構築
- 量的ニーズの減少を質の向上の契機と捉え、良質な施設を残しつつ適正な配置を行い、質の高い教職員を確保し、子供たちに充実した教育環境を提供
- 学び直しや高度なSTEM教育(科学・技術・工学・数学)の場として、地方において洗練された高等教育機関を確保

3. スポンジ化する都市と朽ち果てるインフラ

2040年頃にかけての危機

- 多くの都市で「都市のスポンジ化」が顕在化。放置すれば加速度的に都市の衰退を招くおそれ
- 東京圏では都心居住が進むが、過度の集中は首都直下地震発生時のリスクに
- 高度経済成長期以降に整備されたインフラが老朽化し、更新投資が増加

考えられる対応

- 地域経済をけん引する都市機能や生活機能を確保するため、DID(人口集中地区)における一定の集積を維持
- より安全で、医療や介護、買い物などの生活機能が近隣で維持された空間に集住することで、自然災害リスクを減少し、高齢者にも住みやすい空間を形成。警察力・消防力の効率的な運用で、治安・救急面での安心も確保
- 量を減らしながら既存ストックを有効活用するため、IoTを活用したインフラ点検の省力化とあわせて、活用方法の多様化などにより価値を向上
- 東京圏において、郊外を含めた圏域全体の持続可能性を高めるため、職住近接ができるような圏域の構築

11

新たな自治体行政の基本的考え方①

第二次報告

労働力(特に若年労働力)の絶対量が不足

人口縮減時代のパラダイムへの転換が必要

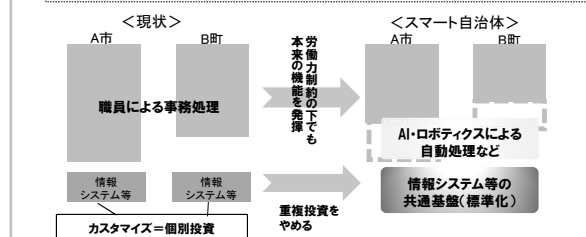
スマート自治体への転換

<破壊的技術(AI・ロボティクス等)を使いこなすスマート自治体へ>

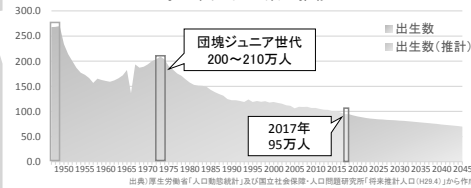
- 経営資源が大きく制約されることを前提に、従来の半分の職員でも自治体が本来担うべき機能を発揮できる仕組みが必要。
- 全ての自治体で、AI・ロボティクスが処理できる事務作業は全てAI・ロボティクスによって自動処理するスマート自治体へ転換する必要がある。

<自治体行政の標準化・共通化>

- 標準化された共通基盤を用いた効率的なサービス提供体制へ。
 - 自治体ごとの情報システムへの重複投資をやめる枠組みが必要。円滑に統合できるように、期限を区切って標準化・共通化を実施する必要。
- ⇒ 自治体の情報システムや申請様式の標準化・共通化を実効的に進めるためには、新たな法律が必要となるのではないかな。



<我が国の出生数の推移>



公共私による暮らしの維持

<プラットフォーム・ビルダーへの転換>

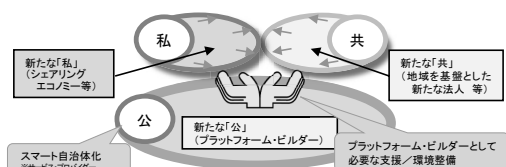
- 人口減少と高齢化により、公共私それぞれの暮らしを支える機能が低下。⇒ 自治体は、新しい公共私相互間の協力関係を構築する「プラットフォーム・ビルダー」へ転換する必要。
- 公共が必要となる人材・財源を確保できるように公による支援や環境整備が必要。

<新しい公共の協力関係の構築>

- 全国一律の規制を見直し、シェアリングエコノミーの環境を整備する必要。
- ソーシャルワーカーなど技能を習得したスタッフが随時対応する組織的な仲介機能が求められる。

<暮らしを支える担い手の確保>

- 定年退職者や就職氷河期世代の活躍の場を求める人が、人々の暮らしを支えるために働ける新たな仕組みが必要。地域を基盤とした新たな法人が必要。
- 地方部の地縁組織は、法人化等による組織的基盤の強化が必要。



12

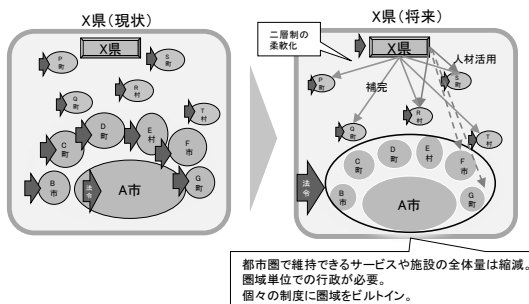
圏域マネジメントと二層制の柔軟化

＜地方圏の圏域マネジメント＞

- 個々の市町村が行政のフルセツ主義から脱却し、圏域単位での行政をスタンダードにし、戦略的に圏域内の都市機能等を守る必要。
 - 現状の連携では対応できない深刻な行政課題への取組を進め、広域的な課題への対応力（圏域のガバナンス）を高める仕組みが必要。
 - 個々の制度に圏域をビルトインし、連携を促すルールづくりや財政支援、連携をしない場合のリスクの可視化等が必要。
- ⇒ 圏域単位で行政を進めることについて真正面から認める法律上の枠組みを設け、中心都市のマネジメント力を高めることが必要ではないか。

＜二層制の柔軟化＞

- 都道府県・市町村の二層制を柔軟化し、それぞれの地域に応じ、都道府県と市町村の機能を結集した行政の共通基盤の構築が必要。
- 核となる都市がない地域では都道府県が市町村の補完・支援に本格的に乗り出すことが必要。
- 都道府県・市町村の垣根を越え、専門職員を柔軟に活用する仕組みが必要。



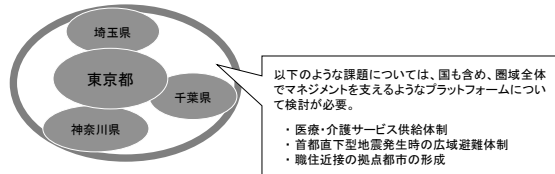
東京圏のプラットフォーム

＜三大都市圏それぞれの最適なマネジメント手法＞

- 東京圏では、市町村合併や広域連携の取組が進展していない。早急に近隣市町村との連携やスマート自治体への転換をはじめとする対応を講じなければ、人口減少と高齢化の加速に伴い危機が顕在化。
- 社会経済的に一体性のある圏域の状況は、三大都市圏で異なる。最適なマネジメントの手法について、地域ごとに枠組みを考える必要。

＜東京圏のプラットフォーム＞

- 利害衝突がなく連携しやすい分野にとどまらず、連携をより深化させ、圏域全体で負担の分かち合いや利害調整を伴う合意形成を図る必要。
- ⇒ 今後も我が国の有力な経済成長のエンジンとしての役割を果たしていくため、東京圏全体で対応が必要となる深刻な行政課題に関し、国も含め、圏域全体でマネジメントを支えるようなプラットフォームについての検討が必要。
- ＞ 長期にわたる医療・介護サービス供給体制を構築する必要。
 - ＞ 首都直下地震に備え、広域的な避難体制の構築が必要。
 - ＞ 仕事と子育て等を両立しやすい環境づくりの観点からも、都心に通勤しなくても済むような、東京23区外で職住近接の拠点都市の構築が必要。



報道資料

平成29年度都道府県普通会計決算の概要（速報）

注1 本資料は、都道府県の財政状況を迅速に示すため、平成30年8月末現在の集計状況を速報として取りまとめたものです。数値は概数であり、今後変動する場合があります。

注2 本資料の国庫中の数値については、歳入歳出科目未済四捨五入の関係で、合計が一致しない場合があります。

注3 本資料においては、東日本大震災に係る復旧・復興事業及び全国防災事業に係る決算額を「東日本大震災分」と、全体の決算額から東日本大震災分を差し引いた値を「通常収支分」と表記しています。

歳入 50.9兆円(▲0.7兆円)

うち通常収支分 49.1兆円(▲0.1兆円)、東日本大震災分 1.8兆円(▲0.7兆円)

歳出 49.4兆円(▲0.8兆円)

うち通常収支分 47.8兆円(▲0.1兆円)、東日本大震災分 1.6兆円(▲0.6兆円)

1 歳入

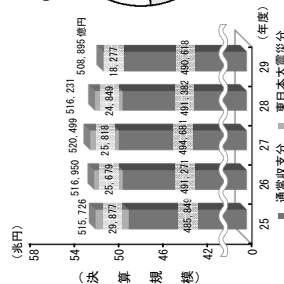
【増要因】

- ・個人道府県民税の増等による
地方税※の増加 (2,912億円増)
- ※地方税は、H24年度以降、6年連続増加

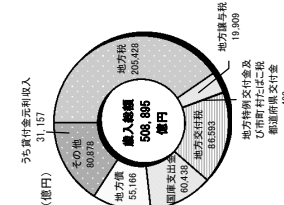
【減要因】

- ・東日本大震災復興関連の補助金の
減等による国庫支出金の減少
(4,087億円減)
- ・地方交付税
(3,907億円減)
- ・繰入金
(1,847億円減)

〈歳入の推移〉



〈歳入の状況〉



2 歳出

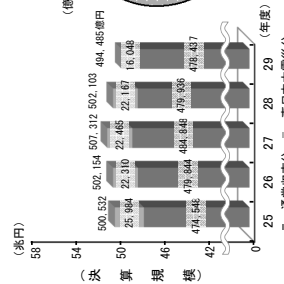
【増要因】

- ・道府県民税所得割臨時交付金等による
補助費等の増加
(7,061億円増)
- ・公債費
(1,655億円増)

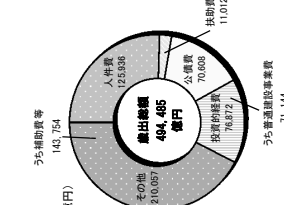
【減要因】

- ・県費負担教職員に係る給与負担等の
政令指定都市への移譲等による人件費
の減少
(1兆1,262億円減)
- ・東日本大震災復興関連基金への積立金の
減等による積立金の減少
(3,157億円減)
- ・賃付金
(2,150億円減)

〈歳出の推移〉



〈性質別歳出の状況〉



3 決算収支

- (1) 実 質 収 支 : 5,983億円の黒字 (270億円増)
実質単年度収支 : 1,223億円の黒字 (343億円減)
- (2) 全団体において実質収支が黒字 (平成20年度以降、10年連続で全団体が黒字)

区 分	平成29年度	平成28年度	対前年度増減
実 質 収 支	5,983億円	5,713億円	270億円
実質単年度収支	1,223億円	1,566億円	▲343億円

4 財政構造の弾力性

- (1) 経常収支比率 : 94.2% (0.1ポイント低下)
- (2) 実質公債費比率 : 11.4% (0.5ポイント低下)

区 分	平成29年度	平成28年度	対前年度増減
経常収支比率	94.2%	94.3%	▲0.1
実質公債費比率	11.4%	11.9%	▲0.5

5 地方債現在高

- (1) 地方債現在高 : 87兆9,700億円 (6,556億円減)
- (2) 地方債現在高 (臨時財政対策債除き) : 55兆3,644億円 (1兆3,374億円減)

区 分	平成29年度	平成28年度	対前年度増減
地方債現在高	87兆9,700億円	88兆6,256億円	▲6,556億円 (▲0.7%)
地方債現在高 (臨時財政対策債除き)	55兆3,644億円	56兆7,017億円	▲1兆3,374億円 (▲2.4%)

※詳細は別紙のとおりです。

(連絡先)
自治財政局財務調査課
宮野課長補佐、大林係長
(代表) 03-5253-5111
(直通) 03-5253-5649
(FAX) 03-5253-5650

1 決算規模

- (1) 歳入総額は、前年度と比べて7,336億円減（1.4%減）の50兆8,895億円となった。このうち、通常収支分は764億円減（0.2%減）の49兆618億円、東日本大震災分は6,572億円減（26.4%減）の1兆8,277億円となった。
- (2) 歳出総額は、前年度と比べて7,618億円減（1.5%減）の49兆4,485億円となった。このうち、通常収支分は1,499億円減（0.3%減）の47兆8,437億円、東日本大震災分は6,119億円減（27.6%減）の1兆6,048億円となった。

＜決算規模の状況＞

区 分	平成29年度	平成28年度	増減額	増減率
歳入総額	50兆8,895億円	51兆6,231億円	▲7,336億円	▲1.4%
通常収支分	49兆618億円	49兆1,382億円	▲764億円	▲0.2%
東日本大震災分	1兆8,277億円	2兆4,849億円	▲6,572億円	▲26.4%
歳出総額	49兆4,485億円	50兆2,103億円	▲7,618億円	▲1.5%
通常収支分	47兆8,437億円	47兆9,936億円	▲1,499億円	▲0.3%
東日本大震災分	1兆6,048億円	2兆2,167億円	▲6,119億円	▲27.6%

2 決算収支

- (1) 実質収支は、前年度より270億円増加し、5,983億円の黒字となった。
- (2) 単年度収支は、前年度より1,598億円減少し、270億円の黒字となった。
- (3) 実質単年度収支は、前年度より343億円減少し、1,223億円の黒字となった。
- (4) 全ての団体の実質収支が黒字となった。

＜決算収支の状況＞

区 分	決 算 額		増減額
	平成29年度	平成28年度	
形 式 収 支	14,410	14,128	283
実 質 収 支	5,983	5,713	270
単 年 度 収 支	270	1,868	▲1,598
実質単年度収支	1,223	1,566	▲343

形式収支：歳入歳出差引額
実質収支：歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
単年度収支：当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額
実質単年度収支：単年度収支に、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額

3 歳 入

歳入は、国庫支出金、地方交付税の減少等により、前年度と比べて7,336億円減（1.4%減）の50兆8,895億円となった。

通常収支分及び東日本大震災分の主な増減内訳はそれぞれ以下のとおりである。

＜通常収支分＞

通常収支分は、地方税が増加したものの、地方交付税、義務教育費負担金の減少等により、前年度と比べて764億円減（0.2%減）の49兆618億円となった。

(1) 一般財源

地方税は増加したものの、地方交付税の減少等により、前年度と比べて168億円減（0.1%減）の30兆9,044億円となった。

(2) 国庫支出金

国民健康保険財政安定化基金の造成に係る補助金の増加があったものの、県費負担教職員の給与負担等の政令指定都市への移譲に係る義務教育費負担金の減少等により、前年度と比べて768億円減（1.4%減）の5兆3,906億円となった。

(3) 地方債

建設事業に係る地方債は減少したものの、臨時財政対策債、減収補填債の増加により、前年度と比べて65億円増（0.1%増）の5兆4,918億円となった。

(4) その他

貸付金元利収入は減少したものの、繰越金の増加等により、前年度と比べて107億円増（0.1%増）の7兆2,750億円となった。

＜東日本大震災分＞

東日本大震災分は、国庫支出金、繰入金の減少等により、前年度と比べて6,572億円減（26.4%減）の1兆8,277億円となった。

(1) 一般財源

震災復興特別交付税の減少等により、前年度と比べて187億円減（5.3%減）の3,369億円となった。

(2) 国庫支出金

放射線量低減対策特別緊急事業費補助金の減少等により、前年度と比べて3,319億円減（33.7%減）の6,532億円となった。

(3) 地方債

災害復旧事業等に係る地方債の減少等により、前年度と比べて160億円減（39.2%減）の248億円となった。

(4) その他

東日本大震災復興関連基金からの繰入金の減少等により、前年度と比べて2,906億円減（26.3%減）の8,128億円となった。

＜歳入の状況＞

区 分	(単位：億円、%)			
	平成29年度 決算額	平成29年度 構成比	平成28年度 決算額	平成28年度 構成比
地方税	205,428	40.4	202,516	39.2
参入人道府県民税	53,164	10.4	50,935	9.9
考法人関係二税	47,538	9.3	48,168	9.3
地方譲与税	19,909	3.9	19,248	3.7
うち地方法人特別譲与税	18,452	3.6	17,776	3.4
市町村たばこ税都道府県交付金	10	0.0	9	0.0
地方特別交付金	473	0.1	493	0.1
地方交付税	86,593	17.0	90,500	17.5
うち特別交付税	1,490	0.3	2,004	0.4
うち震災復興特別交付税	2,578	0.5	2,902	0.6
(一般財源) ①+②+③+④+⑤	312,413	61.4	312,767	60.6
国庫支出金	60,438	11.9	64,526	12.5
うち普通建設事業費支出金	11,266	2.2	10,282	2.0
うち災害復興旧事業費支出金	4,171	0.8	3,921	0.8
地方債	55,166	10.8	55,261	10.7
うち臨時財政対策債	22,120	4.3	21,701	4.2
その他	80,878	15.9	83,678	16.3
うち繰入金	13,884	2.7	15,732	3.0
うち繰越金	14,032	2.8	13,034	2.5
うち貸付金元利収入	31,157	6.1	32,847	6.4
歳入合計	508,895	100.0	516,231	100.0

※1 地方税には、東京都が課税する特別区に係る法人住民税、固定資産税、都市計画税等を含む。
 ※2 地方税の参考額は、法人関係二税は、法人道府県民税と事業税(法人分)の合計であるが、東京都が課税する特別区に係る法人住民税は含まない。
 ※3 国庫支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は含まない。

(参考) 通常収支分と東日本大震災分

＜歳入の状況・通常収支分＞

区 分	(単位：億円、%)			
	平成29年度 決算額	平成29年度 構成比	平成28年度 決算額	平成28年度 構成比
一般財源	309,044	63.0	309,211	62.9
国庫支出金	53,906	11.0	54,674	11.1
うち普通建設事業費支出金	10,596	2.2	9,770	2.0
うち災害復興旧事業費支出金	1,746	0.4	1,090	0.2
地方債	54,918	11.2	54,853	11.2
その他	72,750	14.8	72,644	14.8
うち繰入金	10,471	2.1	10,068	2.0
うち繰越金	11,641	2.4	10,228	2.1
うち貸付金元利収入	29,102	5.9	30,592	6.2
歳入合計	490,618	100.0	491,382	100.0

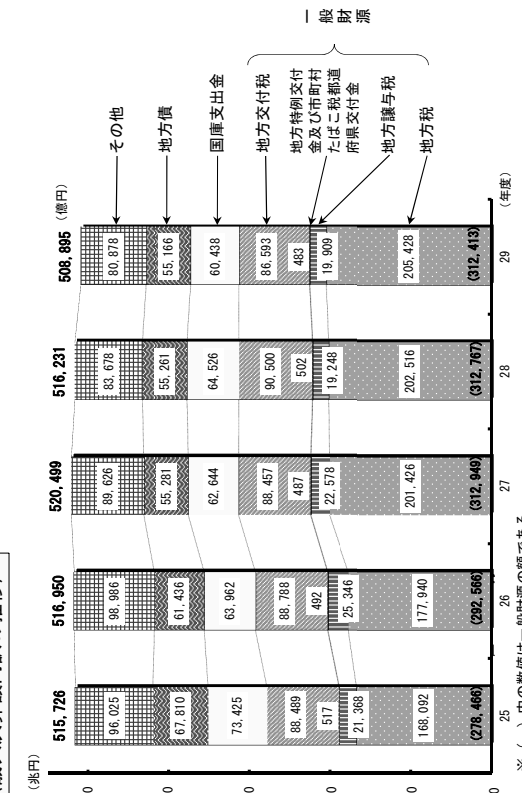
＜歳入の状況・東日本大震災分＞

区 分	(単位：億円、%)			
	平成29年度 決算額	平成29年度 構成比	平成28年度 決算額	平成28年度 構成比
一般財源	3,369	18.4	3,556	14.3
うち震災復興特別交付税	2,578	14.1	2,902	11.7
国庫支出金	6,532	35.7	9,851	39.6
うち普通建設事業費支出金	670	3.7	513	2.1
うち災害復興旧事業費支出金	2,426	13.3	2,830	11.4
うち東日本大震災復興交付金	137	0.7	321	1.3
地方債	246	1.4	407	1.6
その他	8,128	44.5	11,035	44.5
うち繰入金	3,414	18.7	5,663	22.8
うち繰越金	2,391	13.1	2,806	11.3
うち貸付金元利収入	2,055	11.2	2,255	9.1
歳入合計	18,277	100.0	24,849	100.0

一別 3 -

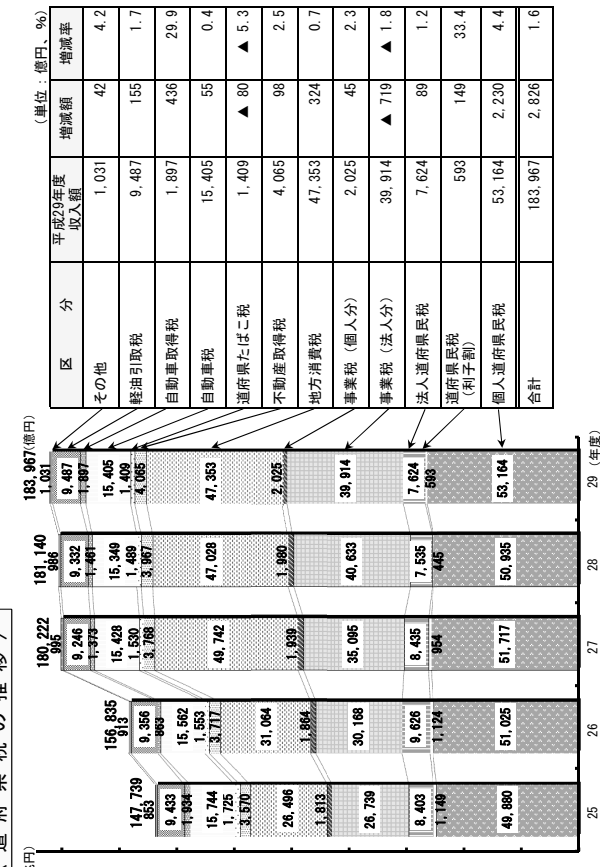
3 歳入

＜歳入決算額内訳の推移＞



※ () 内の数値は一般財源の額である。

＜道府県税の推移＞



※道府県税は、都道府県の地方税の決算額から東京都が課税する特別区に係る法人住民税、固定資産税、都市計画税等(2米1,462億円)を除いた額である。

一別 4 -

3 歳入

4 歳 出

【性質別】

性質別歳出は、人件費、積立金の減少等により、前年度と比べて7,618億円減(1.5%減)の49兆4,485億円となった。
通常収支分及び東日本大震災分の主な増減内訳はそれぞれ以下のとおりである。

<通常収支分>

通常収支分は、補助費等が増加したものの、人件費、貸付金の減少等により、前年度と比べて1,499億円減(0.3%減)の47兆8,437億円となった。

(1) 義務的経費

- ・人件費は、県費負担教職員の給与負担等の政令指定都市への移譲等により、前年度と比べて1兆1,236億円減(8.2%減)の12兆5,776億円となった。
- ・公債費は、臨時財政対策債の元利償還金の増加等により、前年度と比べて1,631億円増(2.4%増)の7兆501億円となった。

(2) 投資的経費

- ・災害復旧事業費は、平成28年4月に発生した熊本地震に係る引き続きの対応に加え、平成29年7月に発生した九州北部豪雨等により、前年度と比べて843億円増(40.8%増)の2,913億円となった。

(3) その他の経費

- ・補助費等は、県費負担教職員の給与負担等の政令指定都市への移譲に係る道府県民税所得割臨時交付金等により、前年度と比べて8,741億円増(6.6%増)の14兆1,238億円となった。
- ・貸付金は、制度融資に係る預託金の減少等により、前年度と比べて1,921億円減(6.5%減)の2兆7,494億円となった。

<東日本大震災分>

東日本大震災分は、積立金、補助費等の減少等により、前年度と比べて6,119億円減(27.6%減)の1兆6,048億円となった。

(1) 義務的経費

- ・人件費は、任期付職員の減少等により、前年度と比べて27億円減(14.2%減)の161億円となった。

(2) 投資的経費

- ・普通建設事業費は、補助事業費の減少等により、前年度と比べて576億円減(9.3%減)の5,642億円となった。
- ・災害復旧事業費は、補助事業費の減少等により、前年度と比べて525億円減(15.7%減)の2,815億円となった。

(3) その他の経費

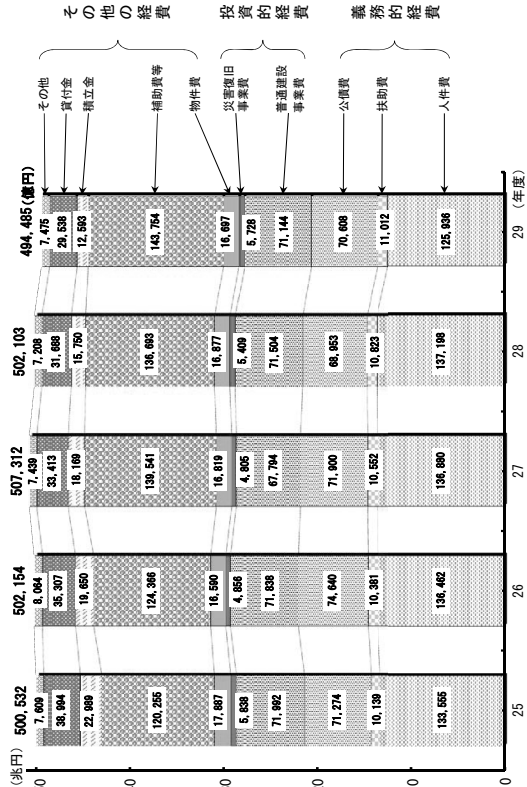
- ・積立金は、除染関連基金への積立金の減少等により、前年度と比べて2,932億円減(57.0%減)の2,209億円となった。
- ・補助費等は、福島県内市町村の除染事業に対する補助金の減少等により、前年度と比べて1,681億円減(40.1%減)の2,515億円となった。

<性質別歳出の状況>

区 分	平成29年度		平成28年度		比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義務的経費	207,556	42.0	216,974	43.2	▲9,418	▲4.3
うち人件費	125,936	25.5	137,198	27.3	▲11,262	▲8.2
うち職員給	92,388	18.7	100,474	20.0	▲8,086	▲8.0
うち扶助費	11,012	2.2	10,823	2.2	189	1.7
うち公債費	70,608	14.3	68,953	13.7	1,655	2.4
うち臨時財政対策債元利償還額	18,027	3.6	16,474	3.3	1,553	9.4
投資的経費	76,872	15.5	76,913	15.3	▲42	▲0.1
うち普通建設事業費	71,144	14.4	71,504	14.2	▲360	▲0.5
うち補助事業費	39,813	8.1	39,095	7.8	718	1.8
うち単独事業費	24,739	5.0	25,266	5.0	▲528	▲2.1
うち国直轄事業負担金	6,593	1.3	7,143	1.4	▲550	▲7.7
うち災害復旧事業費	5,728	1.2	5,409	1.1	318	5.9
うち補助事業費	5,067	1.0	4,664	0.9	404	8.7
うち単独事業費	534	0.1	494	0.1	40	8.0
その他の経費	210,057	42.5	208,216	41.5	1,841	0.9
うち物件費	16,697	3.4	16,877	3.4	▲180	▲1.1
うち補助費等	143,754	29.1	136,693	27.2	7,061	5.2
うち積立金	12,593	2.5	15,750	3.1	▲3,157	▲20.0
うち貸付金	29,538	6.0	31,688	6.3	▲2,150	▲6.8
歳出合計	494,485	100.0	502,103	100.0	▲7,618	▲1.5

※普通建設事業費のうち、更新整備分は2兆5,976億円、新規整備分は2兆3,511億円。

<歳出決算額の性質別内訳の推移>



(参考) 通常収支分と東日本大震災分

＜性質別歳出の状況・通常収支分＞

(単位：億円、%)

区 分	平成29年度		平成28年度		比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義務的経費	207,279	43.3	216,686	45.2	▲ 9,417	▲ 4.3
うち人件費	125,776	26.3	137,011	28.5	▲ 11,236	▲ 8.2
うち職員給	92,280	19.3	100,349	20.9	▲ 8,069	▲ 8.0
うち扶助費	11,002	2.3	10,814	2.3	▲ 188	1.7
うち公債費	70,501	14.7	68,871	14.4	▲ 1,631	2.4
うち臨時財政対策債元利償還額	18,027	3.8	16,474	3.4	▲ 1,553	9.4
投資的経費	68,415	14.3	67,356	14.0	▲ 1,059	1.6
うち普通建設事業費	65,502	13.7	65,286	13.6	▲ 216	0.3
うち補助事業費	35,249	7.4	34,174	7.1	▲ 1,075	3.1
うち単独事業費	24,438	5.1	24,900	5.2	▲ 462	▲ 1.9
うち国直轄事業負担金	5,815	1.2	6,212	1.3	▲ 397	▲ 6.4
うち災害復旧事業費	2,913	0.6	2,069	0.4	▲ 843	40.8
うち補助事業費	2,430	0.5	1,554	0.3	▲ 877	56.4
うち単独事業費	363	0.1	278	0.1	▲ 85	30.4
その他の経費	202,743	42.4	195,884	40.8	▲ 6,858	3.5
うち物件費	16,224	3.4	16,316	3.4	▲ 92	▲ 0.6
うち補助費等	141,238	29.5	132,497	27.6	▲ 8,741	6.6
うち積立金	10,385	2.2	10,610	2.2	▲ 225	▲ 2.1
うち買付金	27,494	5.7	29,415	6.1	▲ 1,921	▲ 6.5
歳出合計	478,437	100.0	479,936	100.0	▲ 1,499	▲ 0.3

＜性質別歳出の状況・東日本大震災分＞

(単位：億円、%)

区 分	平成29年度		平成28年度		比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義務的経費	277	1.7	278	1.3	▲ 1	▲ 0.5
うち人件費	161	1.0	187	0.8	▲ 27	▲ 14.2
うち職員給	108	0.7	125	0.6	▲ 17	▲ 13.4
うち扶助費	10	0.1	9	0.0	▲ 1	7.1
うち公債費	107	0.7	82	0.4	▲ 25	30.1
投資的経費	8,457	52.7	9,558	43.1	▲ 1,101	▲ 11.5
うち普通建設事業費	5,642	35.2	6,218	28.1	▲ 576	▲ 9.3
うち補助事業費	4,563	28.4	4,921	22.2	▲ 358	▲ 7.3
うち単独事業費	301	1.9	366	1.7	▲ 65	▲ 17.8
うち国直轄事業負担金	778	4.8	931	4.2	▲ 153	▲ 16.5
うち災害復旧事業費	2,815	17.5	3,340	15.1	▲ 525	▲ 15.7
うち補助事業費	2,637	16.4	3,110	14.0	▲ 473	▲ 15.2
うち単独事業費	171	1.1	216	1.0	▲ 45	▲ 20.9
その他の経費	7,313	45.5	12,331	55.7	▲ 5,017	▲ 40.7
うち物件費	473	2.9	561	2.5	▲ 88	▲ 15.7
うち補助費等	2,515	15.7	4,196	18.9	▲ 1,681	▲ 40.1
うち積立金	2,209	13.8	5,140	23.2	▲ 2,932	▲ 57.0
うち買付金	2,043	12.7	2,273	10.3	▲ 230	▲ 10.1
歳出合計	16,048	100.0	22,167	100.0	▲ 6,119	▲ 27.6

－別 7－

4 歳出 (その1)

【目的別】

目的別歳出は、教育費、民生費の減少等により、前年度と比べて7,618億円減(1.5%減)の49兆4,485億円となった。
通常収支分及び東日本大震災分の主な増減内訳はそれぞれ以下のとおりである。

＜通常収支分＞

通常収支分は、商工費、教育費の減少等により、前年度と比べて1,499億円減(0.3%減)の47兆8,437億円となった。

(1) 商工費は、貸付金の減少等により、前年度と比べて2,159億円減(6.8%減)の2兆9,649億円となった。

(2) 教育費は、県費負担教職員の給与負担等の政令指定都市への移譲に係る人件費の減少等により、前年度と比べて1兆1,419億円減(10.3%減)の9兆9,390億円となった。

(3) 総務費は、東京都の東京オリンピック・パラリンピック開催準備基金への積立金の増加等により、前年度と比べて2,039億円増(8.0%増)の2兆7,398億円となった。

(4) 公債費は、臨時財政対策債の元利償還金の増加等により、前年度と比べて1,627億円増(2.4%増)の7兆704億円となった。

(5) 上記のほか、県費負担教職員の給与負担等の政令指定都市への移譲に係る道府県民税所得割臨時交付金が5,575億円計上された。

＜東日本大震災分＞

東日本大震災分は、民生費の減少等により、前年度と比べて6,119億円減(27.6%減)の1兆6,048億円となった。

(1) 民生費は、除染関連基金への積立金の減少等により、前年度と比べて4,738億円減(62.5%減)の2,843億円となった。

(2) 商工費は、貸付金の減少等により、前年度と比べて393億円減(13.5%減)の2,529億円となった。

(3) 土木費は、普通建設事業費の減少等により、前年度と比べて395億円減(8.9%減)の4,066億円となった。

【ここに入力】

－別 8－

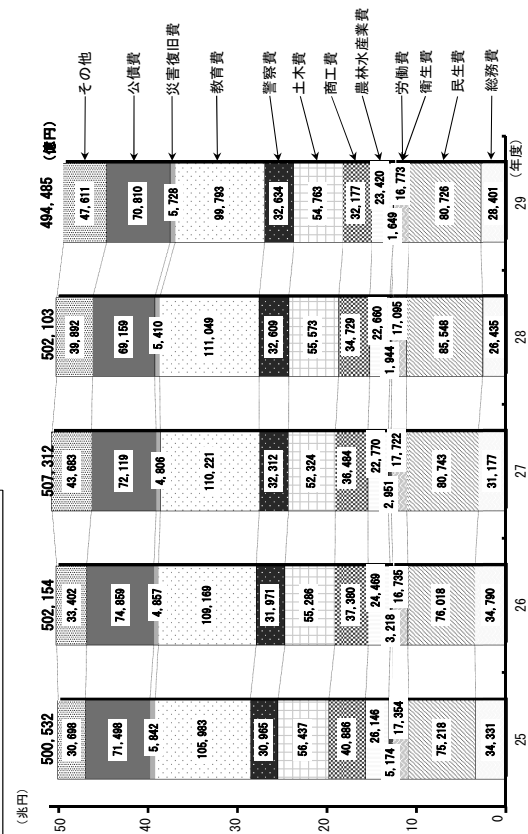
4 歳出 (その2)

＜目的別歳出の状況＞

(単位：億円、%)

区 分	平成29年度		平成28年度		比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総務費	28,401	5.7	26,435	5.3	1,966	7.4
民生費	80,726	16.3	85,548	17.0	▲ 4,822	▲ 5.6
うち災害救助費	3,105	0.6	8,321	1.7	▲ 5,217	▲ 62.7
衛生費	16,773	3.4	17,095	3.4	▲ 322	▲ 1.9
労働費	1,649	0.3	1,944	0.4	▲ 295	▲ 15.2
農林水産業費	23,420	4.7	22,660	4.5	761	3.4
商工費	32,177	6.5	34,729	6.9	▲ 2,552	▲ 7.3
土木費	54,763	11.1	55,573	11.1	▲ 810	▲ 1.5
警察費	32,634	6.6	32,609	6.5	26	0.1
教育費	99,793	20.2	111,049	22.1	▲ 11,256	▲ 10.1
災害復旧費	5,728	1.2	5,410	1.1	318	5.9
公債費	70,810	14.3	69,159	13.8	1,651	2.4
うち臨時財政対策債元利償還額	18,027	3.6	16,474	3.3	1,553	9.4
その他	47,611	9.7	39,892	7.9	7,717	19.3
うち道府県民税所得割臨時交付金	5,575	1.1	—	—	5,575	皆増
歳出合計	494,485	100.0	502,103	100.0	▲ 7,618	▲ 1.5

＜歳出決算額の目的別内訳の推移＞



(参考) 通常収支分と東日本大震災分

＜目的別歳出の状況・通常収支分＞

(単位：億円、%)

区 分	平成29年度		平成28年度		比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総務費	27,398	5.7	25,359	5.3	2,039	8.0
民生費	77,883	16.3	77,966	16.2	▲ 84	▲ 0.1
衛生費	16,041	3.4	16,460	3.4	▲ 419	▲ 2.5
労働費	1,549	0.3	1,635	0.3	▲ 86	▲ 5.3
農林水産業費	22,016	4.6	21,178	4.4	838	4.0
商工費	29,649	6.2	31,807	6.6	▲ 2,159	▲ 6.8
土木費	50,697	10.6	51,112	10.6	▲ 416	▲ 0.8
警察費	32,589	6.8	32,569	6.8	21	0.1
教育費	99,390	20.8	110,809	23.1	▲ 11,419	▲ 10.3
災害復旧費	2,913	0.6	2,070	0.4	843	40.7
公債費	70,704	14.8	69,077	14.4	1,627	2.4
うち臨時財政対策債元利償還額	18,027	3.8	16,474	3.4	1,553	9.4
その他	47,608	9.9	39,894	8.5	7,716	19.3
うち道府県民税所得割臨時交付金	5,575	1.2	—	—	5,575	皆増
歳出合計	478,437	100.0	479,936	100.0	▲ 1,499	▲ 0.3

＜目的別歳出の状況・東日本大震災分＞

(単位：億円、%)

区 分	平成29年度		平成28年度		比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総務費	1,003	6.3	1,076	4.9	▲ 73	▲ 6.8
民生費	2,843	17.7	7,581	34.2	▲ 4,738	▲ 62.5
うち災害救助費	2,674	16.7	7,400	33.4	▲ 4,726	▲ 63.9
衛生費	732	4.6	635	2.9	97	15.3
労働費	100	0.6	308	1.4	▲ 208	▲ 67.6
農林水産業費	1,405	8.8	1,482	6.7	▲ 77	▲ 5.2
商工費	2,529	15.8	2,922	13.2	▲ 393	▲ 13.5
土木費	4,066	25.3	4,461	20.1	▲ 395	▲ 8.9
警察費	45	0.3	40	0.2	5	12.6
教育費	404	2.5	240	1.1	163	68.0
災害復旧費	2,815	17.5	3,340	15.1	▲ 525	▲ 15.7
公債費	107	0.7	82	0.4	25	30.1
その他	0	0.0	0	0.0	0	33.3
歳出合計	16,048	100.0	22,167	100.0	▲ 6,119	▲ 27.6

5 財政構造の弾力性

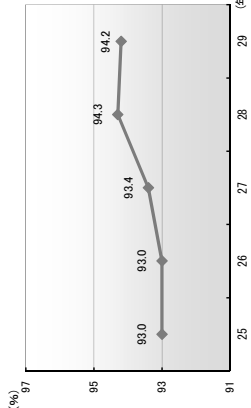
- (1) 経常収支比率
- 分子である経常経費充当一般財源の減等による減少率が、分母である経常一般財源の地方税の減等による減少率を上回ったため、経常収支比率は0.1ポイント減少し、94.2%となった。
- (2) 実質公債費比率
- 前年度より0.5ポイント低下し、11.4%となった。
 - 実質公債費比率が18%以上の団体は、前年度と比べて1団体減少し2団体となった。

<財政指標の状況>

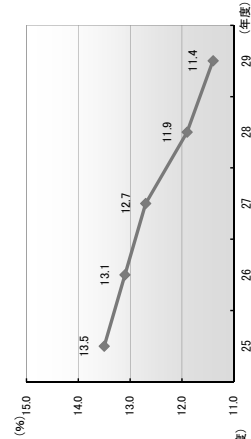
区分	経常収支比率	実質公債費比率	財政力指数
平成29年度	94.2%	11.4%	0.51602
平成28年度	94.3%	11.9%	0.50540
対前年度増減	▲0.1	▲0.5	0.01062

※1 経常収支比率及び実質公債費比率は各都道府県の数値の加重平均である。財政力指数は単純平均である。
※2 経常経費充当一般財源とは、人件費、扶助費、公債費等の毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源を指す。
※3 経常一般財源とは、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）を指す。
※4 実質公債費比率が18%以上の地方公共団体は、原則として、地方債の発行に総務大臣等の許可が必要である。

<経常収支比率の推移>



<実質公債費比率の推移>



<経常収支比率の段階別都道府県数の状況>

区分	80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 100%未満	100%以上	合計
平成29年度	—	1 (2.1%)	45 (95.7%)	1 (2.1%)	47 (100.0%)
平成28年度	1 (2.1%)	2 (4.3%)	43 (91.5%)	1 (2.1%)	47 (100.0%)

<実質公債費比率の段階別都道府県数の状況>

区分	18%未満	18%以上 25%未満	25%以上 35%未満	35%以上	合計
平成29年度	45 (95.7%)	2 (4.3%)	— (0.0%)	— (0.0%)	47 (100.0%)
平成28年度	44 (93.6%)	3 (6.4%)	— (0.0%)	— (0.0%)	47 (100.0%)

6 地方債現在高、債務負担行為額及び積立金現在高の推移

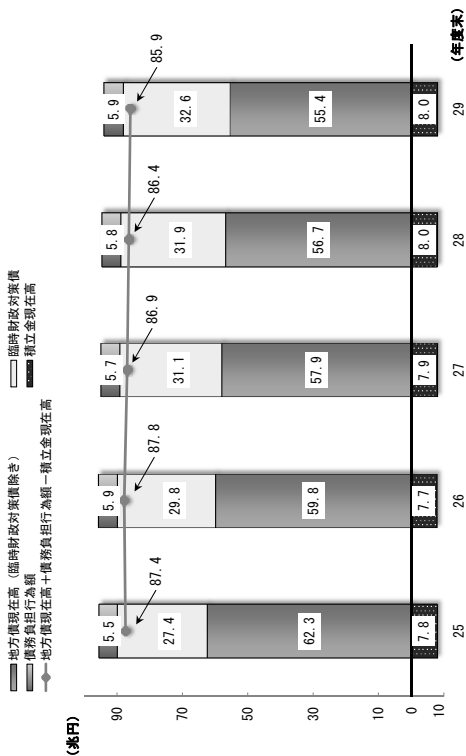
- (1) 地方債現在高は前年度と比べて6,556億円減（0.7%減）の87兆9,700億円、債務負担行為額は1,637億円増（2.8%増）の5兆9,215億円、積立金現在高は78億円減（0.1%減）の7兆9,670億円となった。
- (2) 積立金の内訳については、財政調整基金が439億円増（2.8%増）、減債基金が762億円減（6.7%減）、その他特定目的基金が244億円増（0.5%増）となった。
- (3) 地方債現在高に債務負担行為額を加え、積立金現在高を引いた額は、前年度と比べて4,908億円減（0.6%減）の85兆9,245億円となった。

区分	平成29年度	平成28年度	増減額	増減率
地方債現在高 A	87兆9,700億円	88兆6,256億円	▲6,556億円	▲0.7%
地方債現在高(臨時財政対策債除き) B	55兆3,644億円	56兆7,017億円	▲1兆3,374億円	▲2.4%
債務負担行為額 C	5兆9,215億円	5兆7,578億円	1,637億円	2.8%
積立金現在高	7兆9,670億円	7兆9,749億円	▲78億円	▲0.1%
内 財政調整基金	1兆6,038億円	1兆5,599億円	439億円	2.8%
減債基金	1兆582億円	1兆1,343億円	▲762億円	▲6.7%
その他特定目的基金	5兆3,051億円	5兆2,807億円	244億円	0.5%
A+B-C	85兆9,245億円	86兆4,085億円	▲4,840億円	▲0.6%

<(参考) 積立金の増減額>

区分	積立額	取崩し額	積立金増減額
積立金総額	1兆2,689億円	1兆2,767億円	▲78億円
内 財政調整基金	1,904億円	1,465億円	439億円
減債基金	616億円	1,378億円	▲762億円
その他特定目的基金	1兆169億円	9,925億円	244億円

※ 積立金増減額は、積立額（歳出決算額+歳計剰余金処分による積立）から取崩し額を差し引いたものである。



【参考】

決算収支及び財政分析指標について（解説）

○ 実質収支と実質単年度収支

- ・ 実質収支とは、歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた額（形式収支）から、翌年度への繰越し財源（継続費の通次繰越〔執行残額〕、繰越明許費繰越等に伴い翌年度へ繰り越すべき財源）を差し引いたもの。これには過去からの収支の赤字・黒字要素が含まれている。
- ・ 実質単年度収支とは、実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額（単年度収支）から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いたものの。当該年度だけの実質的な収支を把握するための指標。

実質単年度収支＝当該年度実質収支－前年度実質収支＋財政調整基金積立額
＋地方債繰上償還額－財政調整基金取崩し額

* 実質収支と実質単年度収支の相違点

- ・ 実質収支には前年度以前からの収支の累積が含まれている。
- ・ 前年度からの影響を遮断し、当該年度のみの実質的な収支状況を示したものが実質単年度収支。
- ・ 実質収支が黒字であっても、実質単年度収支が赤字であれば、前年度までの黒字により当該年度が黒字となっていることを示している。この状態が続けば、やがて実質収支も赤字となる。
- ・ 地方財政の健全性（決算収支の均衡）の判断は、実質収支が黒字か否かを見るだけでは不十分。実質収支が前年度と比べてどう増減したのか（単年度収支）に加え、それに基金の積立てや取崩し・地方債の繰上償還などを考慮した場合はどうか（実質単年度収支）を併せて見る必要がある。

○ 経常収支比率

人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補填償特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。

経常収支比率＝ $\frac{\text{人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源}}{\text{経常一般財源（地方税＋普通交付税等）} + \text{減収補填償特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$

○ 実質公債費比率

地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合の前３年度の平均値。地方債協議制度の下で、18%以上の団体は、原則として、地方債の発行に際し許可が必要となる。加えて、25%以上の団体は財政健全化計画の策定が必要となり、35%以上の団体は、財政再生計画の同意がなければ災害復旧事業債等を除いて起債が制限されることになる。

実質公債費比率＝ $\frac{(A+B)-(C+D)}{E-D}$

- A：地方債の元利償還金（繰上償還等を除く）
- B：地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」）
- C：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源
- D：地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入公債費の額」）及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入準公債費の額」）
- E：標準財政規模（「標準的な規模の収入の額」）

* 実質公債費比率の算定において除かれる元利償還金（上記 A 関連）

- ①繰上償還を行ったもの
 - ②借換債を財源として償還を行ったもの
 - ③満期一括償還方式の地方債の元金償還金
 - ④利子支払金のうち減債基金の運用利子等を財源とするもの
- * 「準元利償還金」（上記 B 関連）
- ①満期一括償還方式の地方債の１年当たりの元金償還金相当額
 - ②公営企業債の元利償還金に対する普通会計からの繰入金
 - ③一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等
 - ④債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの（PF1 事業に係る委託料、国営事業負担金、利子補給など）
 - ⑤一時借入金の利子

平成29年度市町村普通会計決算の概要（速報）

注1 本資料は、市町村（市町村1,718団体、特別区23団体、計1,741団体）の財政状況を迅速に示すため、平成30年8月末現在の集計状況速報として取りまとめたものです。数値は概数であり、今後変動する場合があります。
注2 本資料の速報中の数値については、示示単位未満四捨五入の關係で、合計が一致しない場合があります。
注3 本資料においては、東日本大震災に係る復旧・復興事業及び全国防災事業に係る決算額を「東日本大震災分」とし、全体の決算額から東日本大震災分を差し引いた額を「通常収支分」と表記しています。

歳入 59.2兆円(+1.4兆円)

うち通常収支分 58.0兆円(+1.9兆円)、東日本大震災分 1.2兆円(▲0.5兆円)

歳出 57.4兆円(+1.5兆円)

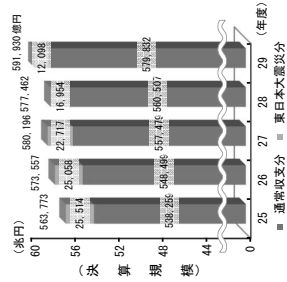
うち通常収支分 56.3兆円(+1.9兆円)、東日本大震災分 1.1兆円(▲0.4兆円)

1 歳入

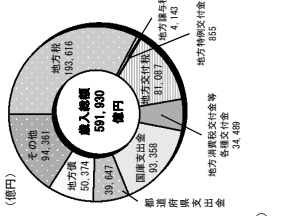
【増要因】

- 道府県民税所得割臨時交付金等による
地方消費税交付金等各種交付金の増加
(7,805億円増)
 - 臨時財政対策債の増等による地方債の増加
(2,666億円増)
 - 児童保護費等負担金の増等による国庫支出
金の増加
(2,636億円増)
 - 地方税
(2,208億円増)
- 【減要因】
- 繰越金
(2,507億円減)
 - 貸付金元利収入
(1,015億円減)
 - 地方交付税
(803億円減)

〈歳入の推移〉



〈歳入の状況〉



2 歳出

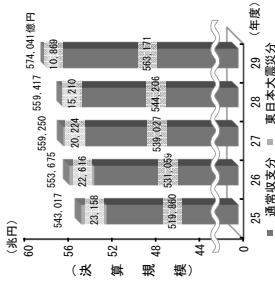
【増要因】

- 県費負担教職員に係る給与負担等の政令
指定都市への移譲等による人件費の増加
(1兆1,251億円増)
- 保有所運営費、障害者自立支援給付金の増
等による扶助費の増加
(2,527億円増)

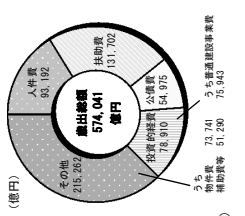
【減要因】

- 東日本大震災復興関連の除染関連事業の減
等による物件費の減少
(744億円減)
- 貸付金
(702億円減)
- 公債費
(523億円減)

〈歳出の推移〉



〈性質別歳出の状況〉



3 決算収支

- (1) 実質収支：1兆3,529億円の黒字（571億円増）
実質単年度収支：2,174億円の赤字（赤字額は529億円減）
- (2) 実質収支が赤字の団体は3団体（平成26年度から28年度までは全団体が黒字）

区分	平成29年度	平成28年度	対前年度増減
実質収支	1兆3,529億円	1兆2,958億円	571億円
実質単年度収支	▲2,174億円	▲2,703億円	529億円

4 財政構造の弾力性

- (1) 経常収支比率：92.8%（0.3ポイント上昇）
- (2) 実質公債費比率：6.4%（0.5ポイント低下）

区分	平成29年度	平成28年度	対前年度増減
経常収支比率	92.8%	92.5%	0.3
実質公債費比率	6.4%	6.9%	▲0.5

5 地方債現在高

- (1) 地方債現在高：55兆4,010億円（404億円増）
- (2) 地方債現在高（臨時財政対策債除き）：34兆9,156億円（4,721億円減）

区分	平成29年度	平成28年度	対前年度増減
地方債現在高	55兆4,010億円	55兆3,606億円	404億円 (0.1%)
地方債現在高 (臨時財政対策債除き)	34兆9,156億円	35兆3,877億円	▲4,721億円 (▲1.3%)

※詳細は別紙のとおりです。

(連絡先)
自治財政局財務調査課
宮野課長補佐、大林係長
(代表)03-5253-5111
(直通)03-5253-5649
(FAX)03-5253-5650

歳入は、繰越金が減少したものの、地方消費税交付金等各種交付金、地方債の増加等により、前年度と比べて1兆4,468億円増(2.5%増)の59兆1,930億円となった。
通常収支分及び東日本大震災分の主な増減内訳はそれぞれ以下のとおりである。

＜通常収支分＞

通常収支分は、地方消費税交付金等各種交付金、地方債、国庫支出金の増加等により、前年度と比べて1兆9,325億円増(3.4%増)の57兆9,832億円となった。

(1) 一般財源

県費負担給職員の給与負担等の政令指定都市への移譲に係る道府県民税所得割臨時交付金等により、前年度と比べて9,532億円増(3.2%増)の31兆1,947億円となった。

(2) 国庫支出金

児童保護費等負担金、普通建設事業費支出金の増加等により、前年度と比べて3,306億円増(3.8%増)の9兆937億円となった。

(3) 都道府県支出金

児童保護費等負担金、普通建設事業費支出金の増加等により、前年度と比べて2,045億円増(5.7%増)の3兆8,001億円となった。

(4) 地方債

臨時財政対策債の増加等により、前年度と比べて3,396億円増(7.3%増)の5兆22億円となった。

(5) その他

繰越金が減少したものの、繰入金の増加等により、前年度と比べて1,046億円増(1.2%増)の8兆8,925億円となった。

＜東日本大震災分＞

東日本大震災分は、都道府県支出金の減少等により、前年度と比べて4,856億円減(28.6%減)の1兆2,098億円となった。

(1) 一般財源

震災復興特別交付税の減少等により、前年度と比べて217億円減(8.8%減)の2,244億円となった。

(2) 国庫支出金

東日本大震災復興交付金の減少等により、前年度と比べて670億円減(21.7%減)の2,422億円となった。

(3) 地方債

災害復旧事業等に係る地方債の減少等により、前年度と比べて730億円減(67.4%減)の353億円となった。

(4) その他

繰越金、繰入金の減少等により、前年度と比べて1,569億円減(22.4%減)の5,433億円となった。

1 決算規模

(1) 歳入総額は、前年度と比べて1兆4,468億円増(2.5%増)の59兆1,930億円となった。このうち、通常収支分は1兆9,325億円増(3.4%増)の57兆9,832億円、東日本大震災分は4,856億円減(28.6%減)の1兆2,098億円となった。

(2) 歳出総額は、前年度と比べて1兆4,624億円増(2.6%増)の57兆4,041億円となった。このうち、通常収支分は1兆8,965億円増(3.5%増)の56兆3,171億円、東日本大震災分は4,341億円減(28.5%減)の1兆869億円となった。

＜決算規模の状況＞

区 分	平成29年度	平成28年度	増減額	増減率
歳入総額	59兆1,930億円	57兆7,462億円	1兆4,468億円	2.5%
通常収支分	57兆9,832億円	56兆507億円	1兆9,325億円	3.4%
東日本大震災分	1兆2,098億円	1兆6,954億円	▲4,856億円	▲28.6%
歳出総額	57兆4,041億円	55兆9,417億円	1兆4,624億円	2.6%
通常収支分	56兆3,171億円	54兆4,206億円	1兆8,965億円	3.5%
東日本大震災分	1兆869億円	1兆5,210億円	▲4,341億円	▲28.5%

2 決算収支

- 実質収支は、前年度より571億円増加し、1兆3,529億円の黒字となった。
- 単年度収支は、前年度より2,458億円増加し、568億円の黒字となった。
- 実質単年度収支は、前年度より529億円増加し、2,174億円の赤字となった。
- 実質収支が赤字の団体は、3団体となった。(平成26年度から28年度までは全団体が黒字)

＜決算収支の状況＞

区 分	決 算 額		増減額
	平成29年度	平成28年度	
形 式 収 支	17,890	18,045	▲155
実 質 収 支	13,529	12,958	571
単 年 度 収 支	568	▲1,890	2,458
実質単年度収支	▲2,174	▲2,703	529

形式収支：歳入歳出差引額
実質収支：歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
単年度収支：当該年度の歳入収支を差し引いた額
実質単年度収支：単年度収支に、実質的な黒字要素(財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額)を加え、赤字要素(財政調整基金の取崩し額)を差し引いた額

＜歳入の状況＞

区 分	(単位：億円、%)				比 較
	平成29年度 決算額	構成比	平成28年度 決算額	構成比	増減率
地方税	193,616	32.7	191,407	33.1	2,208 ▲ 1.2
① 市町村民税	74,708	12.6	73,651	12.8	1,057 ▲ 1.4
② 市町村民税	22,241	3.8	22,085	3.8	156 ▲ 0.7
③ 市町村民税	90,254	15.2	88,935	15.4	1,319 ▲ 1.5
④ 市町村民税	4,143	0.7	4,154	0.7	▲ 11 ▲ 0.3
⑤ 市町村民税	855	0.1	740	0.1	116 ▲ 15.6
地方交付税	81,087	13.7	81,890	14.2	▲ 803 ▲ 1.0
うち特別交付税	8,307	1.4	8,526	1.5	▲ 218 ▲ 2.6
うち震災復興特別交付税	1,804	0.3	1,975	0.3	▲ 171 ▲ 8.7
地方消費税交付金等各種交付金	34,489	5.8	26,684	4.6	7,805 ▲ 29.2
① ② ③ ④ ⑤	314,191	53.1	304,876	52.8	9,316 ▲ 3.1
国庫支出金	93,358	15.8	90,722	15.7	2,636 ▲ 2.9
うち普通建設事業費支出金	5,911	1.0	4,886	0.8	1,026 ▲ 21.0
うち災害復旧事業費支出金	1,074	0.2	1,066	0.2	9 ▲ 0.8
都道府県支出金	39,647	6.7	39,272	6.8	375 ▲ 1.0
うち臨時財政対策債	50,374	8.5	47,708	8.3	2,666 ▲ 5.6
うち臨時財政対策債	17,763	3.0	15,693	2.7	2,070 ▲ 13.2
その他	94,361	16.0	94,885	16.5	▲ 524 ▲ 0.6
うち繰入金	20,774	3.5	18,937	3.3	1,837 ▲ 9.7
うち繰入金	16,165	2.7	18,672	3.2	▲ 2,507 ▲ 13.4
うち買付金元利収入	11,377	1.9	12,392	2.1	▲ 1,015 ▲ 8.2
歳入合計	591,930	100.0	577,462	100.0	14,468 ▲ 2.5

※ 1 地方税には、東京都が課税する特別区に係る法人住民税、固定資産税、都市計画税等は含まない。
※ 2 地方税の参考欄の「法人市町村民税」及び「固定資産税」には、東京都が課税する特別区に係る法人住民税、固定資産税
※ 3 国庫支出金には、国庫提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は含まない。

(参考) 通常収支分と東日本大震災分

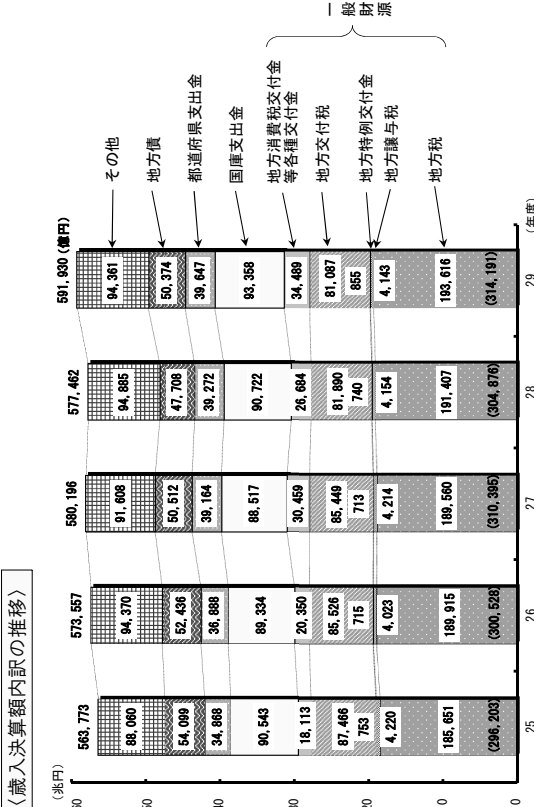
＜歳入の状況・通常収支分＞

区 分	(単位：億円、%)				比較
	平成29年度 決算額	構成比	平成28年度 決算額	構成比	増減率
一般財源	311,947	53.8	302,415	54.0	9,532 ▲ 3.2
国庫支出金	90,937	15.7	87,631	15.6	3,306 ▲ 3.8
うち普通建設事業費支出金	5,623	1.0	4,420	0.8	1,203 ▲ 27.2
うち災害復旧事業費支出金	610	0.1	436	0.1	174 ▲ 39.9
都道府県支出金	38,001	6.6	35,936	6.4	2,065 ▲ 5.7
うち普通建設事業費支出金	50,022	8.6	46,626	8.3	3,396 ▲ 7.3
うち臨時財政対策債	88,925	15.3	87,879	15.7	1,046 ▲ 1.2
その他	17,139	3.0	14,559	2.6	2,580 ▲ 17.7
うち繰入金	14,795	2.6	16,443	2.9	▲ 1,649 ▲ 10.0
うち繰入金	11,298	1.9	12,315	2.2	▲ 1,017 ▲ 8.3
うち買付金元利収入	579,832	100.0	560,507	100.0	19,325 ▲ 3.4
歳入合計	579,832	100.0	560,507	100.0	19,325 ▲ 3.4

＜歳入の状況・東日本大震災分＞

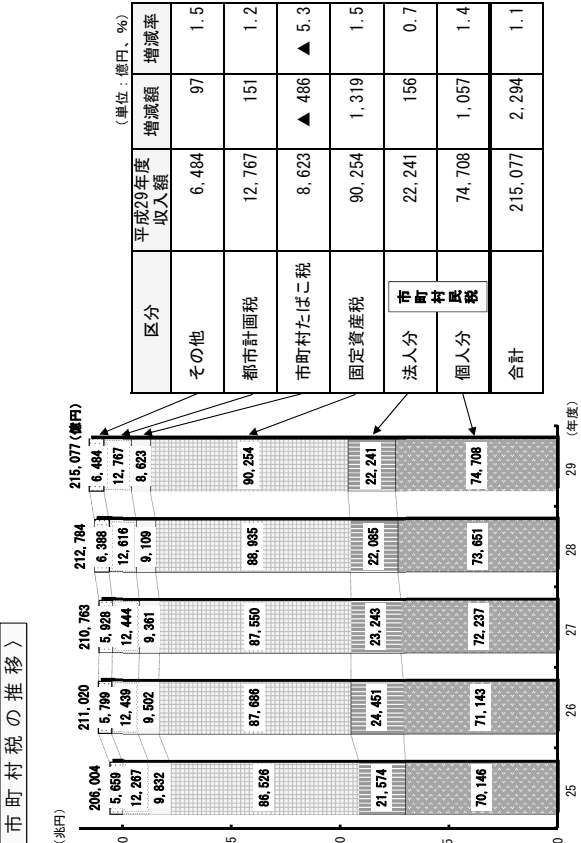
区 分	(単位：億円、%)				比較
	平成29年度 決算額	構成比	平成28年度 決算額	構成比	増減率
一般財源	2,244	18.5	2,461	14.5	▲ 217 ▲ 8.8
うち震災復興特別交付税	1,804	14.9	1,975	11.6	▲ 171 ▲ 8.7
国庫支出金	2,422	20.0	3,091	18.2	▲ 670 ▲ 21.7
うち普通建設事業費支出金	289	2.4	466	2.7	▲ 177 ▲ 38.0
うち災害復旧事業費支出金	464	3.8	629	3.7	▲ 166 ▲ 26.3
うち東日本大震災復興交付金	952	7.9	1,315	7.8	▲ 363 ▲ 27.6
都道府県支出金	1,646	13.6	3,316	19.6	▲ 1,670 ▲ 50.4
うち普通建設事業費支出金	353	2.9	1,003	6.4	▲ 730 ▲ 67.4
うち臨時財政対策債	5,433	45.0	7,003	41.3	▲ 1,569 ▲ 22.4
その他	3,635	30.0	4,378	25.8	▲ 743 ▲ 17.0
うち繰入金	1,371	11.3	2,229	13.1	▲ 858 ▲ 38.5
うち繰入金	79	0.7	77	0.5	2 ▲ 2.9
うち買付金元利収入	12,098	100.0	16,954	100.0	▲ 4,856 ▲ 28.6
歳入合計	12,098	100.0	16,954	100.0	▲ 4,856 ▲ 28.6

＜歳入決算額内訳の推移＞



※ () 内の数値は一般財源の額である。

＜市町村税の推移＞



※収入額は、地方税の決算額に、東京都が課税する特別区に係る法人住民税、固定資産税、都市計画税等(2兆1,462億円)を加算した額である。

4 歳 出

【性質別】

性質別歳出は、人件費、扶助費の増加等により、前年度と比べて1兆4,624億円増(2.6%増)の57兆4,041億円となった。
通常収支分及び東日本大震災分の主な増減内訳はそれぞれ以下のとおりである。

＜通常収支分＞

通常収支分は、人件費、扶助費の増加等により、前年度と比べて1兆8,965億円増(3.5%増)の56兆3,171億円となった。

(1) 義務的経費

- ・人件費は、県費負担教職員の給与負担等の政令指定都市への移譲等により、前年度と比べて1兆1,260億円増(13.8%増)の9兆3,055億円となった。
- ・扶助費は、保育所運営費、障害者自立支援給付費の増加等により、前年度と比べて2,527億円増(2.0%増)の13兆1,667億円となった。
- ・公債費は、臨時財政対策債の元利償還金は増加したものの、他の地方債の元利償還金の減少等により、前年度と比べて528億円減(1.0%減)の5兆4,713億円となった。

(2) 投資的経費

- ・普通建設事業費は、補助事業費の増加等により、前年度と比べて3,119億円増(4.6%増)の7兆1,016億円となった。

(3) その他の経費

- ・補助費等は、各種事業に対する補助金等の増加等により、前年度と比べて915億円増(1.8%増)の5兆642億円となった。
- ・積立金は、基金への積立金の増加等により、前年度と比べて1,293億円増(9.1%増)の1兆5,560億円となった。

＜東日本大震災分＞

東日本大震災分は、普通建設事業費の減少等により、前年度と比べて4,341億円減(28.5%減)の1兆869億円となった。

(1) 義務的経費

- ・人件費は、災害派遣職員の減少等により、前年度と比べて9億円減(6.1%減)の137億円となった。

(2) 投資的経費

- ・普通建設事業費は、補助事業費の減少等により、前年度と比べて2,270億円減(31.5%減)の4,927億円となった。
- ・災害復旧事業費は、補助事業費の減少等により、前年度と比べて324億円減(22.4%減)の1,124億円となった。

(3) その他の経費

- ・物件費は、除染関連事業の減少等により、前年度と比べて1,595億円減(56.0%減)の1,254億円となった。

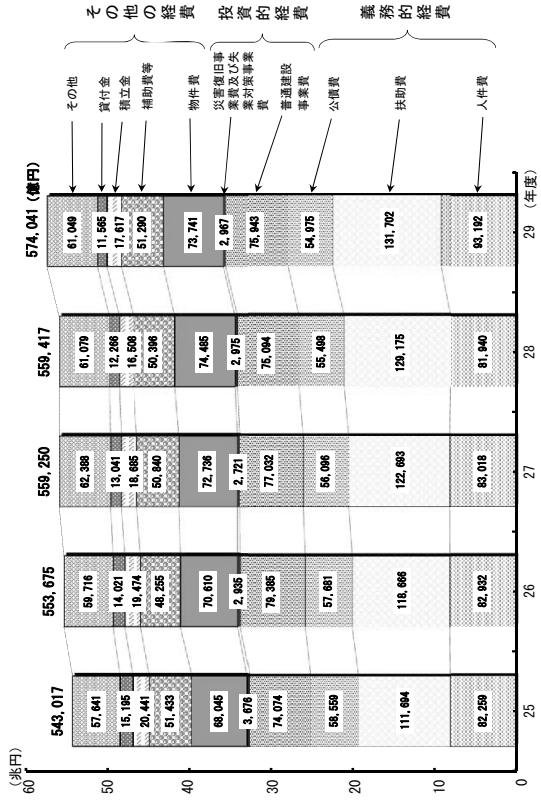
＜性質別歳出の状況＞

(単位：億円、%)

区 分	平成29年度		平成28年度		比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義務的経費	279,868	48.8	266,614	47.7	13,255	5.0
うち人件費	93,192	16.2	81,940	14.6	11,251	13.7
うち職員給	62,900	11.0	54,507	9.7	8,393	15.4
うち扶助費	131,702	22.9	129,175	23.1	2,527	2.0
うち公債費	54,975	9.6	55,498	9.9	▲523	▲0.9
うち臨時財政対策債元利償還額	14,053	2.4	13,047	2.3	1,007	7.7
投資的経費	78,910	13.7	78,070	14.0	841	1.1
うち普通建設事業費	75,943	13.2	75,094	13.4	849	1.1
うち補助事業費	34,883	6.1	33,436	6.0	1,447	4.3
うち単独事業費	39,214	6.8	39,711	7.1	▲497	▲1.3
うち災害復旧事業費	2,967	0.5	2,975	0.5	▲8	▲0.3
うち補助事業費	2,039	0.4	2,131	0.4	▲93	▲4.3
うち単独事業費	921	0.2	838	0.1	84	10.0
その他の経費	215,262	37.6	214,734	38.4	529	0.2
うち物件費	73,741	12.8	74,485	13.3	▲744	▲1.0
うち補助費等	51,290	8.9	50,396	9.0	894	1.8
うち積立金	17,617	3.1	16,508	3.0	1,109	6.7
うち貸付金	11,565	2.0	12,266	2.2	▲702	▲5.7
歳出合計	574,041	100.0	559,417	100.0	14,624	2.6

※普通建設事業費のうち、更新整備分は3兆7,188億円、新規整備分は2兆2,417億円。

＜歳出決算額の性質別内訳の推移＞



(参考) 通常収支分と東日本大震災分

＜性質別歳出の状況・通常収支分＞

区 分	平成29年度		平成28年度		(単位：億円、%)	
	決算額	構成比	決算額	構成比	比	較
義務的経費	279,435	49.6	266,175	48.9	13,260	5.0
うち人件費	93,055	16.5	81,794	15.0	11,260	13.8
うち職員給	62,789	11.1	54,389	10.0	8,399	15.4
うち扶助費	131,667	23.4	129,140	23.7	2,527	2.0
うち公債費	54,713	9.7	55,241	10.2	▲ 528	▲ 1.0
うち臨時財政対策債元金償還額	14,053	2.5	13,047	2.4	1,007	7.7
投資的経費	72,859	12.9	69,424	12.8	3,435	4.9
うち普通建設事業費	71,016	12.6	67,897	12.5	3,119	4.6
うち補助事業費	30,686	5.4	27,281	5.0	3,405	12.5
うち単独事業費	38,552	6.8	38,729	7.1	▲ 177	▲ 0.5
うち災害復旧事業費	1,843	0.3	1,527	0.3	316	20.7
うち補助事業費	1,107	0.2	842	0.2	266	31.5
うち単独事業費	733	0.1	681	0.1	52	7.6
その他の経費	210,877	37.5	208,607	38.3	2,271	1.1
うち物件費	72,487	12.9	71,637	13.2	851	1.2
うち補助費等	50,642	9.0	49,727	9.1	915	1.8
うち積立金	15,560	2.8	14,267	2.6	1,293	9.1
うち貸付金	11,490	2.0	12,186	2.2	▲ 696	▲ 5.7
歳出合計	563,171	100.0	544,206	100.0	18,965	3.5

＜性質別歳出の状況・東日本大震災分＞

区 分	平成29年度		平成28年度		(単位：億円、%)	
	決算額	構成比	決算額	構成比	比	較
義務的経費	434	4.0	438	2.9	▲ 5	▲ 1.1
うち人件費	137	1.3	146	1.0	▲ 9	▲ 6.1
うち職員給	112	1.0	118	0.8	▲ 6	▲ 5.3
うち扶助費	35	0.3	36	0.2	▲ 0	▲ 0.6
うち公債費	261	2.4	257	1.7	4	1.7
投資的経費	6,051	55.7	8,646	56.8	▲ 2,594	▲ 30.0
うち普通建設事業費	4,927	45.3	7,198	47.3	▲ 2,270	▲ 31.5
うち補助事業費	4,197	38.6	6,156	40.5	▲ 1,958	▲ 31.8
うち単独事業費	662	6.1	982	6.5	▲ 320	▲ 32.6
うち災害復旧事業費	1,124	10.3	1,448	9.5	▲ 324	▲ 22.4
うち補助事業費	931	8.6	1,289	8.5	▲ 358	▲ 27.8
うち単独事業費	189	1.7	156	1.0	32	20.6
その他の経費	4,385	40.3	6,125	40.3	▲ 1,742	▲ 28.4
うち物件費	1,254	11.5	2,849	18.7	▲ 1,595	▲ 56.0
うち補助費等	648	6.0	668	4.4	▲ 21	▲ 3.1
うち積立金	2,057	18.9	2,241	14.7	▲ 185	▲ 8.2
うち貸付金	75	0.7	81	0.5	▲ 6	▲ 7.0
歳出合計	10,869	100.0	15,210	100.0	▲ 4,341	▲ 28.5

【目的別】

目的別歳出は、教育費、民生費の増加等により、前年度と比べて 1 兆 4,624 億円増 (2.6%増) の 57 兆 4,041 億円となった。
通常収支分及び東日本大震災分の主な増減内訳はそれぞれ以下のとおりである。

＜通常収支分＞

通常収支分は、教育費、民生費の増加等により、前年度と比べて 1 兆 8,965 億円増 (3.5%増) の 56 兆 3,171 億円となった。

(1) 民生費は、児童福祉費の増加等により、前年度と比べて 3,303 億円増 (1.6%増) の 21 兆 57 億円となった。

(2) 教育費は、県費負担教職員に係る給与負担等の政令指定都市への移譲等により、前年度と比べて 1 兆 3,649 億円増 (24.0%増) の 7 兆 540 億円となった。

(3) 土木費は、道路橋りょう費の増加等により、前年度と比べて 863 億円増 (1.4%増) の 6 兆 2,122 億円となった。

(4) 公債費は、臨時財政対策債の元利償還金は増加したものの、他の地方債の元利償還金の減少等により、前年度と比べて 526 億円減 (1.0%減) の 5 兆 4,774 億円となった。

＜東日本大震災分＞

東日本大震災分は、民生費、土木費の減少等により、前年度と比べて 4,341 億円減 (28.5%減) の 1 兆 869 億円となった。

(1) 民生費は、除染関連事業の減少等により、前年度と比べて 1,628 億円減 (58.8%減) の 1,139 億円となった。

(2) 土木費は、住宅費の減少等により、前年度と比べて 1,083 億円減 (21.4%減) の 3,967 億円となった。

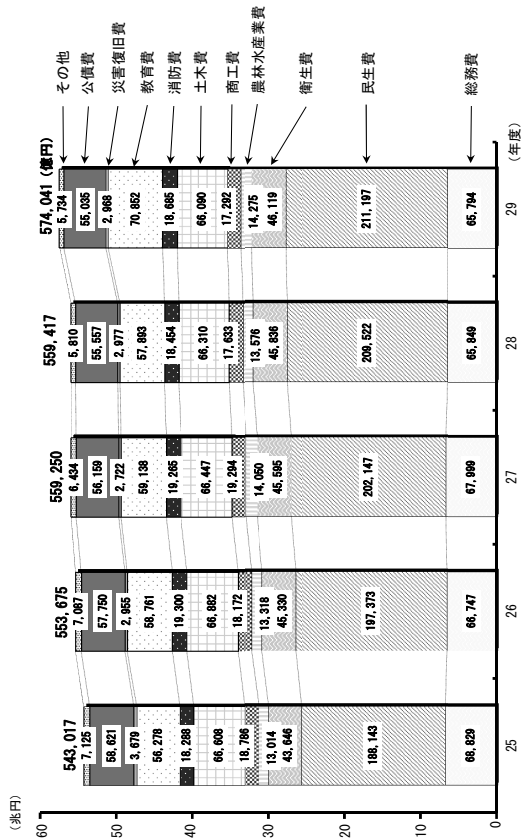
(3) 教育費は、学校施設の耐震整備改修事業の減少等により、前年度と比べて 691 億円減 (68.9%減) の 312 億円となった。

＜目的別歳出の状況＞

区 分	平成29年度		平成28年度		比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総務費	65,794	11.5	65,849	11.8	▲ 55	▲ 0.1
民生費	211,197	36.8	209,522	37.5	1,675	0.8
うち災害救助費	1,288	0.2	3,083	0.6	▲ 1,815	▲ 58.9
衛生費	46,119	8.0	45,836	8.2	283	0.6
労働費	1,033	0.2	1,071	0.2	▲ 38	▲ 3.5
農林水産業費	14,275	2.5	13,576	2.4	699	5.2
商工費	17,292	3.0	17,633	3.2	▲ 341	▲ 1.9
土木費	66,090	11.5	66,310	11.9	▲ 220	▲ 0.3
消防費	18,685	3.3	18,454	3.3	231	1.3
教育費	70,852	12.3	57,893	10.3	12,958	22.4
災害復旧費	2,968	0.5	2,977	0.5	▲ 9	▲ 0.3
公債費	55,035	9.6	55,557	9.9	▲ 521	▲ 0.9
うち臨時財政対策債元利償還額	14,053	2.4	13,047	2.3	1,007	7.7
その他	4,701	0.8	4,739	0.8	▲ 39	▲ 0.8
歳出合計	574,041	100.0	559,417	100.0	14,624	2.6

(単位：億円、%)

＜歳出決算額の目的別内訳の推移＞



(参考) 通常収支分と東日本大震災分

＜目的別歳出の状況・通常収支分＞

区 分	平成29年度		平成28年度		比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総務費	63,404	11.3	63,064	11.6	340	0.5
民生費	210,057	37.3	206,754	38.0	3,303	1.6
うち災害救助費	226	0.0	421	0.1	▲ 195	▲ 46.4
衛生費	45,759	8.1	45,451	8.4	308	0.7
労働費	1,017	0.2	1,046	0.2	▲ 29	▲ 2.8
農林水産業費	13,416	2.4	12,689	2.3	727	5.7
商工費	17,024	3.0	17,325	3.2	▲ 300	▲ 1.7
土木費	62,122	11.0	61,260	11.3	863	1.4
消防費	18,518	3.3	18,164	3.3	354	2.0
教育費	70,540	12.5	56,891	10.5	13,649	24.0
災害復旧費	1,843	0.3	1,527	0.3	316	20.7
公債費	54,774	9.7	55,300	10.2	▲ 526	▲ 1.0
うち臨時財政対策債元利償還額	14,053	2.5	13,047	2.4	1,007	7.7
その他	4,697	0.9	4,735	0.7	▲ 40	▲ 0.8
歳出合計	563,171	100.0	544,206	100.0	18,965	3.5

(単位：億円、%)

＜目的別歳出の状況・東日本大震災分＞

区 分	平成29年度		平成28年度		比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総務費	2,391	22.0	2,785	18.3	▲ 395	▲ 14.2
民生費	1,139	10.5	2,767	18.2	▲ 1,628	▲ 58.8
うち災害救助費	1,042	9.6	2,662	17.5	▲ 1,620	▲ 60.9
衛生費	360	3.3	385	2.5	▲ 25	▲ 6.5
労働費	17	0.2	25	0.2	▲ 9	▲ 33.7
農林水産業費	860	7.9	887	5.8	▲ 28	▲ 3.1
商工費	268	2.5	308	2.0	▲ 41	▲ 13.2
土木費	3,967	36.4	5,050	33.2	▲ 1,083	▲ 21.4
消防費	167	1.5	290	1.9	▲ 124	▲ 42.5
教育費	312	2.9	1,003	6.6	▲ 691	▲ 68.9
災害復旧費	1,125	10.4	1,450	9.5	▲ 325	▲ 22.4
公債費	261	2.4	257	1.7	4	1.7
その他	2	0.0	3	0.1	▲ 1	▲ 32.4
歳出合計	10,869	100.0	15,210	100.0	▲ 4,341	▲ 28.5

(単位：億円、%)

5 財政構造の弾力性

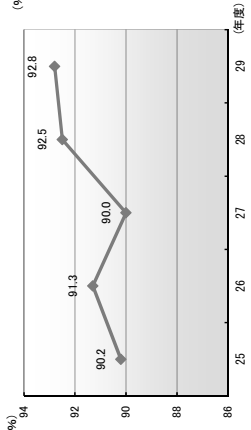
- (1) 経常収支比率
- 分子である経常経費充当一般財源の増等による増加率が、分母である経常一般財源の地方消費税交付金等各種交付金の増等による増加率を上回ったため、前年度より0.3ポイント上昇し、92.8%となった。
- (2) 実質公債費比率
- 前年度より0.5ポイント低下し、6.4%となった。
 - 実質公債費比率が18%以上の団体は、前年度より1団体増加し、13団体となった。

<財政指標の状況>

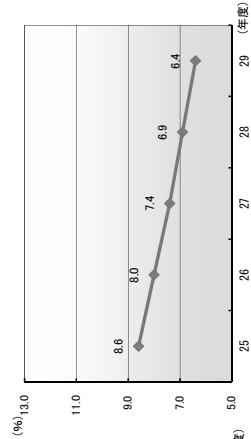
区分	経常収支比率	実質公債費比率	財政力指数
平成29年度	92.8%	6.4%	0.51
平成28年度	92.5%	6.9%	0.50
対前年度増減	0.3	▲0.5	0.01

※1 経常収支比率及び実質公債費比率は加重平均である。財政力指数は単純平均である。
※2 経常収支比率及び財政力指数は特別区を除く。実質公債費比率は特別区を含む（以下の図表において同じ。）
※3 経常経費充当一般財源とは、人件費、扶助費、公債費等の毎年度歳常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源を指す。
※4 経常一般財源とは、地方税、普通交付税を中心とする毎年度歳常的に収入される一般財源（経常一般財源）を指す。
※5 実質公債費比率が18%以上の地方公共団体は、原則として、地方債の発行に総務大臣等の許可が必要である。

<経常収支比率の推移>



<実質公債費比率の推移>



<経常収支比率の段階別団体数の状況>

区分	80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 100%未満	100%以上	合計
平成29年度	124 (7.2%)	691 (40.2%)	862 (50.2%)	41 (2.4%)	1,718 (100.0%)
平成28年度	162 (9.4%)	769 (44.8%)	754 (43.9%)	33 (1.9%)	1,718 (100.0%)

<実質公債費比率の段階別団体数の状況>

区分	18%未満	18%以上 25%未満	25%以上 35%未満	35%以上	合計
平成29年度	1,728 (99.3%)	12 (0.7%)	—	1 (0.1%)	1,741 (100.0%)
平成28年度	1,729 (99.3%)	11 (0.6%)	—	1 (0.1%)	1,741 (100.0%)

6 地方債現在高、債務負担行為額及び積立金現在高の推移

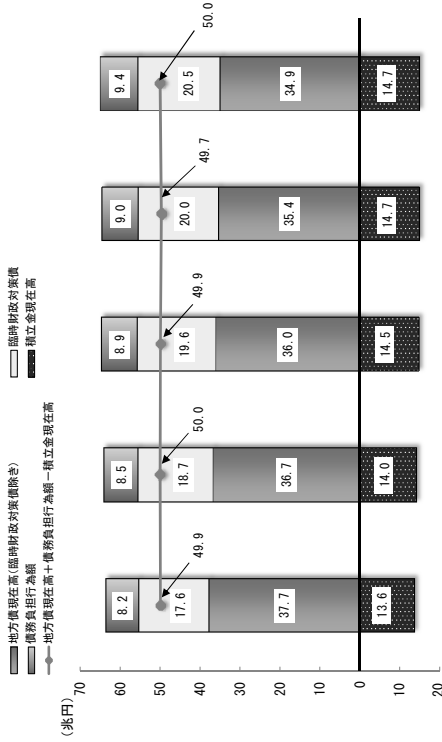
- (1) 地方債現在高は前年度と比べて404億円増（0.1%増）の55兆4,010億円、債務負担行為額は4,214億円増（4.7%増）の9兆3,893億円、積立金現在高は781億円増（0.5%増）の14兆7,413億円となった。
- (2) 積立金の内訳については、財政調整基金が1,825億円減（3.2%減）、減債基金が37億円増（0.3%増）、その他特定目的基金が2,570億円増（3.4%増）となった。
- (3) 地方債現在高に債務負担行為額を加え、積立金現在高を引いた額は、前年度と比べて3,837億円増（0.8%増）の50兆490億円となった。

区分	平成29年度	平成28年度	増減額	増減率
地方債現在高 A	55兆4,010億円	55兆3,606億円	404億円	0.1%
地方債現在高(臨時財政対策債除き) B	34兆9,156億円	35兆3,877億円	▲4,721億円	▲1.3%
債務負担行為額 C	9兆3,893億円	8兆9,679億円	4,214億円	4.7%
積立金現在高	14兆7,413億円	14兆6,632億円	781億円	0.5%
財政調整基金	5兆5,186億円	5兆7,011億円	▲1,825億円	▲3.2%
内 減債基金	1兆4,164億円	1兆4,127億円	37億円	0.3%
その他特定目的基金	7兆8,064億円	7兆5,494億円	2,570億円	3.4%
A+B-C	50兆490億円	49兆6,652億円	3,837億円	0.8%

<(参考) 積立金の増減額>

区分	積立額	取崩し額	積立金増減額
積立金総額	1兆9,501億円	1兆8,720億円	781億円
財政調整基金	5,694億円	7,520億円	▲1,825億円
内 減債基金	1,255億円	1,218億円	37億円
その他特定目的基金	1兆2,552億円	9,982億円	2,570億円

※ 積立金増減額とは、積立額（歳出決算額+歳計剰余金処分による積立）から取崩し額を差し引いたものである。



【参考】

決算収支及び財政分析指標について（解説）

○ 実質収支と実質単年度収支

- ・ 実質収支とは、歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた額（形式収支）から、翌年度への繰越し財源（継続費の通次繰越〔執行残額〕、繰越明許費繰越等に伴い翌年度へ繰り越すべき財源）を差し引いたもの。これには過去からの収支の赤字・黒字要素が含まれている。
- ・ 実質単年度収支とは、実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額（単年度収支）から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いたものの。当該年度だけの実質的な収支を把握するための指標。

実質単年度収支＝当該年度実質収支－前年度実質収支＋財政調整基金積立額
＋地方債繰上償還額－財政調整基金取崩し額

* 実質収支と実質単年度収支の相違点

- ・ 実質収支には前年度以前からの収支の累積が含まれている。
- ・ 前年度からの影響を遮断し、当該年度のみの実質的な収支状況を示したものが実質単年度収支。
- ・ 実質収支が黒字であっても、実質単年度収支が赤字であれば、前年度までの黒字により当該年度が黒字となっていることを示している。この状態が続けば、やがて実質収支も赤字となる。
- ・ 地方財政の健全性（決算収支の均衡）の判断は、実質収支が黒字か否かを見るだけでは不十分。実質収支が前年度と比べてどう増減したのか（単年度収支）に加え、それに基金の積立てや取崩し・地方債の繰上償還などを考慮した場合はどうか（実質単年度収支）を併せて見る必要がある。

○ 経常収支比率

人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補填償還特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。

経常収支比率＝
$$\frac{\text{人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源}}{\text{経常一般財源（地方税＋普通交付税等）} + \text{減収補填償還特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

○ 実質公債費比率

地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合の前３年度の平均値。地方債協議制度の下で、18%以上の団体は、原則として、地方債の発行に際し許可が必要となる。加えて、25%以上の団体は財政健全化計画の策定が必要となり、35%以上の団体は、財政再生計画の同意がなければ災害復旧事業債等を除いて起債が制限されることになる。

実質公債費比率＝
$$\frac{(A+B)-(C+D)}{E-D}$$

- A：地方債の元利償還金（繰上償還等を除く）
- B：地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」）
- C：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源
- D：地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入公債費の額」）及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入準公債費の額」）
- E：標準財政規模（「標準的な規模の収入の額」）

* 実質公債費比率の算定において除かれる元利償還金（上記 A 関連）

- ①繰上償還を行ったもの
 - ②借換債を財源として償還を行ったもの
 - ③満期一括償還方式の地方債の元金償還金
 - ④利子支払金のうち減債基金の運用利子等を財源とするもの
- * 「準元利償還金」（上記 B 関連）
- ①満期一括償還方式の地方債の１年当たりの元金償還金相当額
 - ②公営企業債の元利償還金に対する普通会計からの繰入金
 - ③一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等
 - ④債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの（PFI 事業に係る委託料、国営事業負担金、利子補給など）
 - ⑤一時借入金の利子

(参考)

平成 29 年度普通会計決算の概要（速報）における 積立金現在高の状況

- 平成 29 年度地方公共団体の積立金現在高（東日本大震災等分を除く。以下同じ。）は 21 兆 9,778 億円で、前年度と比べて 4,273 億円増となった。うち、財政調整基金は 1,150 億円減、減債基金は 741 億円減、その他特定目的基金は 6,164 億円増となった。
- このうち、東京都及び特別区の積立金現在高は 4 兆 6,240 億円で、前年度と比べて 3,012 億円増となった。
また、東京都及び特別区以外の地方公共団体の積立金現在高は 17 兆 3,538 億円で、前年度と比べて 1,262 億円増となった。
- なお、平成 30 年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることに伴い、平成 29 年度に国費を財源として都道府県が積み立てた国民健康保険財政安定化基金の増加分（全都道府県で 1,911 億円）を除けば、東京都及び特別区の合計は 2,805 億円増、東京都及び特別区以外の地方公共団体は 444 億円減となっている。

<東日本大震災等分※¹を除く積立金現在高※²>

（単位：億円）

	平成29年度				平成28年度				増減額				
	財調	減債	特目	合計	財調	減債	特目	合計	財調	減債	特目	合計	(参考) 国民健康保険財政安定化基金除きの合計
都道府県	16,038	10,582	44,740	71,359	15,592	11,343	42,887	69,822	446	▲ 762	1,853	1,537	▲ 375
うち東京都	7,165	0	20,391	27,556	6,274	0	19,504	25,779	891	0	887	1,778	1,572
うち東京都以外	8,872	10,582	24,348	43,802	9,318	11,343	23,383	44,043	▲ 445	▲ 762	966	▲ 241	▲ 1,947
市区町村 ※ ³	58,045	14,114	76,260	148,419	59,640	14,094	71,948	145,682	▲ 1,595	20	4,312	2,737	2,737
うち特別区	6,475	632	11,577	18,684	6,529	665	10,255	17,450	▲ 55	▲ 33	1,321	1,234	1,234
うち特別区以外	51,570	13,482	64,683	129,735	53,111	13,429	61,692	128,232	▲ 1,541	53	2,991	1,503	1,503
全団体	74,083	24,696	120,999	219,778	75,232	25,437	114,835	215,504	▲ 1,150	▲ 741	6,164	4,273	2,362
うち東京都及び特別区	13,640	632	31,968	46,240	12,804	665	29,760	43,228	836	▲ 33	2,208	3,012	2,805
うち東京都及び特別区以外	60,443	24,064	89,031	173,538	62,429	24,772	85,075	172,276	▲ 1,986	▲ 708	3,956	1,262	▲ 444

※¹ 「東日本大震災等分」は平成 29 年度：1 兆 7,744 億円、平成 28 年度：2 兆 753 億円であり、平成 28 年熊本地震分（平成 29 年度：481 億円、平成 28 年度：518 億円）を含む。

※² 「東日本大震災等分」を合わせた積立金現在高は平成 29 年度：23 兆 7,521 億円、平成 28 年度：23 兆 6,257 億円。

※³ 市区町村には一部事務組合等（平成 29 年度：1 兆 438 億円、平成 28 年度：9,877 億円）を含む。

平成29年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要（速報）

※ 本資料は、健全化判断比率及び資金不足比率の各地方公共団体における算定結果を迅速に示すため、平成30年8月31日現在の算定結果を速報として取りまとめたものです。数値については大部分の地方公共団体において公表手続きの途中にある数値であり、今後変動する場合があります。

I. 健全化判断比率の状況

- 財政再生基準以上の団体
：北海道夕張市（28年度決算も同じ）

【参考】財政再生団体等の状況

- 財政再生団体：北海道夕張市（28年度決算も同じ）
- 財政健全化団体：なし（28年度決算も同じ）

団体名	計画期間	完了報告の 見込	【参考】（注）	
			実質公債費比率 （％）	将来負担比率 （％）
北海道夕張市	平成21年度～平成41年度	—	73.5(76.8)	516.2(594.2)

（注）実質公債費比率及び将来負担比率の（ ）内は平成28年度決算に基づく数値

1. 実質赤字比率

- ・ 早期健全化基準以上の団体はなし（28年度決算も同じ）
なお、実質赤字額がある団体は市区町村で3団体（28年度決算：該当なし）

＊ 実質赤字比率：福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの
＊ 実質赤字比率の早期健全化基準は、市区町村は財政規模に応じ11.25%～15%、道府県は3.75%、財政再生基準は、市区町村は20%、道府県は5%
なお、都、都の実質赤字比率の基準については、財政制度の特例に伴う計算調整後の数値

2. 連結実質赤字比率

- ・ 早期健全化基準以上の団体はなし（28年度決算も同じ）
なお、連結実質赤字額がある団体は市区町村で1団体（28年度決算：該当なし）

＊ 連結実質赤字比率：すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの
＊ 連結実質赤字比率の早期健全化基準は、市区町村は財政規模に応じ16.25%～20%、道府県は8.75%、財政再生基準は、市区町村は30%、道府県は15%
なお、都、都の連結実質赤字比率の基準については、財政制度の特例に伴う計算調整後の数値

3. 実質公債費比率

- ・ 財政再生基準以上の団体は1団体（夕張市：73.5%）
（28年度決算も団体は同じ）
- ・ 都道府県の平均値は11.4%、市区町村は6.4%
（28年度決算：都道府県平均11.9%、市区町村平均6.9%）

＊ 実質公債費比率：借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの
＊ 実質公債費比率の早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%

4. 将来負担比率

- ・ 早期健全化基準以上の団体は1団体（夕張市：516.2%）
（28年度決算も団体は同じ）
- ・ 都道府県の平均値は173.1%、市区町村は33.7%
（28年度決算：都道府県平均173.4%、市区町村平均34.5%）

＊ 将来負担比率：地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの
＊ 将来負担比率の早期健全化基準は、市区町村（政令市を除く）は350%、都道府県及び政令市は400%
なお、財政再生基準はない

Ⅱ. 資金不足比率の状況

- ・ 経営健全化基準以上の公営企業会計は 11 会計（28 年度決算：9 会計）
 - * 11 会計の内訳：簡易水道事業 1 会計、病院事業 2 会計、宅地造成事業 3 会計、下水道事業 2 会計、観光施設事業 2 会計、その他事業 1 会計
- ・ 資金不足額がある公営企業会計は 84 会計（28 年度決算：55 会計）
 - * 資金不足比率：公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの
 - * 資金不足比率の経営健全化基準は 20%

※ 健全化判断比率及び資金不足比率に関する解説については、「制度解説」（P.9）及び「用語説明」（P.14）をご覧ください。
また、団体別健全化判断比率及び資金不足比率については「資料」をご覧ください。

Ⅲ. 資料の入手方法

- ・ 参考資料等については、総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp>）の「報道資料」欄に、本日（27 日（木））17 時を目途に掲載するほか、総務省自治財政局財務調査課（総務省 6 階）において閲覧に供するとともに配布します。

（連絡先）
（健全化判断比率について）
自治財政局財務調査課 総務省自治財健全化専門官、大竹係長
電話：（代表）03-5253-5111（直通）03-5253-5649
FAX：03-5253-5650
（資金不足比率について）
自治財政局公営企業課 志賀理事官、宮澤事務官
電話：（代表）03-5253-5111（直通）03-5253-5634
FAX：03-5253-5640
E-mail：kenzenkahou@soumu.go.jp（各担当共通）

【参考】早期健全化基準又は経営健全化基準以上である団体又は会計の状況

1. 健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	合計	合計（総計）
都道府県 (47 団体)	0	0	0	0	0	0
	(28 0)	(28 0)	(28 0)	(28 0)	(28 0)	(28 0)
政令市 (20 団体)	0	0	0	0	0	0
	(28 0)	(28 0)	(28 0)	(28 0)	(28 0)	(28 0)
市区 (794 団体)	0	0	1 (1)	1	2 (1)	1 (1)
	(28 0)	(28 0)	(28 1(1))	(28 1)	(28 2(1))	(28 1(1))
町村 (927 団体)	0	0	0	0	0	0
	(28 0)	(28 0)	(28 0)	(28 0)	(28 0)	(28 0)
合計 (1,788 団体)	0	0	1 (1)	1	2 (1)	1 (1)
	(28 0)	(28 0)	(28 1(1))	(28 1)	(28 2(1))	(28 1(1))

（注）1.（ ）内の数値は、財政再生基準以上である団体数であり、内数である。
2. 将来負担比率には、財政再生基準はない。

2. 健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体名

	平成29年度決算 早期健全化基準以上団体	平成28年度決算 早期健全化基準以上団体	増減
実質赤字比率	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—
実質公債費比率	1 団体 (北海道) 夕張市	1 団体 (北海道) 夕張市	—
将来負担比率	1 団体 (北海道) 夕張市	1 団体 (北海道) 夕張市	—

（注）財政再生基準以上である団体には、下線を付している。

3. 実質赤字比率が早期健全化基準以上である団体の状況

- ・ 早期健全化基準以上である団体数（再掲）

	都道府県	政令市	市区	町村	合計
団体数	0/47 (0)	0/20 (0)	0/794 (1)	0/927 (2)	0/1,788 (3)

（注）（ ）内の数値は、実質赤字額がある（実質赤字比率が0%超である）団体数である。

4. 連結実質赤字比率が早期健全化基準以上である団体の状況

- ・早期健全化基準以上である団体数(再掲)

	都道府県	政令市	市区	町村	合計
団体数	0/47 (0)	0/20 (0)	0/794 (0)	0/927 (1)	0/1,788 (1)

(注) 1. () 内の数値は、連結実質赤字比率が0%超である) 団体数である。

5. 実質公債費比率が早期健全化基準以上である団体の状況

- (1) 早期健全化基準以上である団体数(再掲)

	都道府県	政令市	市区	町村	合計
団体数	0/47	0/20	1/794	0/927	1/1,788

(2) 早期健全化基準以上である団体の実質公債費比率

都道府県名	市区町村名	実質公債費比率 (単位: %)
北海道	夕張市	73.5

(注) 実質公債費比率の早期健全化基準は25%であり、財政再生基準は35%である。

6. 将来負担比率が早期健全化基準以上である団体の状況

- (1) 早期健全化基準以上である団体数(再掲)

	都道府県	政令市	市区	町村	合計
団体数	0/47	0/20	1/794	0/927	1/1,788

(2) 早期健全化基準以上である団体の将来負担比率

都道府県名	市区町村名	将来負担比率 (単位: %)
北海道	夕張市	516.2

(注) 将来負担比率の早期健全化基準は、都道府県・政令市が400%であり、市区町村が350%である。

7. 資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数(事業種類・団体区分別)

事業種類	都道府県	政令市	市区町村	一部事務組合等	計
水道事業	0 / 25	0 / 19	0 / 1,211	0 / 93	0 / 1,348
簡易水道事業	0 / 1	0 / 2	1 / 592	0 / 3	1 / 598
工業用水道事業	0 / 40	0 / 9	0 / 97	0 / 9	0 / 155
交通事業	0 / 3	0 / 20	0 / 56	0 / 3	0 / 82
電気事業	0 / 25	0 / 2	0 / 67	0 / 4	0 / 98
ガス事業	0 / 0	0 / 1	0 / 25	0 / 0	0 / 26
港湾整備事業	0 / 35	0 / 4	0 / 41	0 / 6	0 / 86
病院事業	0 / 37	0 / 14	2 / 447	0 / 80	2 / 578
市場事業	0 / 9	0 / 19	0 / 123	0 / 9	0 / 160
と畜場事業	0 / 1	0 / 5	0 / 31	0 / 7	0 / 44
宅地造成事業	0 / 48	0 / 20	1 / 360	2 / 6	3 / 434
下水道事業	0 / 45	0 / 28	2 / 2,446	0 / 21	2 / 2,540
観光施設事業	0 / 6	0 / 4	2 / 237	0 / 0	2 / 247
その他事業	0 / 16	0 / 1	1 / 77	0 / 36	1 / 130
計	0 / 291	0 / 148	9 / 5,810	2 / 277	11 / 6,526

(注) 分母は事業種類別の公営企業会計数である。

8. 資金不足比率が経営健全化基準以上である団体・公営企業会計名

事業名	都道府県名	市区町村等名	注2
簡易水道事業(1)	鹿児島県	中種子町	
病院事業(2)	長野県	病院事業会計	
	福岡県	小竹町立病院事業特別会計	
宅地造成事業(3)	青森県	桔梗野工業用地造成事業	*
	青森県	百石住宅用地造成事業	*
	山口県	臨海土地造成事業特別会計	
下水道事業(2)	石川県	下水道事業特別会計	
	和歌山県	下水道事業特別会計	
観光施設事業(2)	奈良県	保養センター事業特別会計	
	高知県	国民宿舎運営事業特別会計	
その他事業(1)	北海道	釧路市役魚市場事業会計	

(注1)資金不足比率の経営健全化基準は20%である。

(注2)資金不足比率を既に議会に報告し、公表している団体には*を付している。

(参考)

	平成29年度決算 経営健全化基準以上会計数	平成28年度決算 経営健全化基準以上会計数	増減
簡易水道事業	1会計	1会計	+1 中種子町 簡易水道事業特別会計 ▲1 大台町 簡易水道事業特別会計
交通事業	-	1会計	▲1 大阪市 自動車運送事業会計
病院事業	2会計	1会計	+1 大田市 病院事業会計
下水道事業	2会計	-	+2 七尾市 下水道事業特別会計 和歌山市 下水道事業特別会計
宅地造成事業	3会計	3会計	-
観光施設事業	2会計	2会計	-
その他事業	1会計	1会計	-
合計	11会計	9会計	

(注) 三重県大台町の簡易水道事業特別会計は、平成28年度決算に基づく資金不足比率が経営健全化基準以上となったが、平成28年度末に廃止された。

【制度解説】

1. 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制定背景

地方公共団体の財政再建制度については、地方財政再建促進特別措置法（昭和 30 年法律第 195 号。以下「再建法」という。）による赤字の地方公共団体に対する財政再建制度と地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）による赤字企業に対する財政再建制度が設けられていたところでした。

地方分権を進める中で、この再建制度のあり方を検討するため、平成 18 年 8 月、「新しい地方財政再生活制度研究会報告書」としてまとめられました。この中でこれまでの制度については、「新しい地方財政再生活制度研究会報告書」としてまとめられました。この中でこれまでの制度については、「新しい地方財政再生活制度研究会報告書」としてまとめられました。この中でこれまでの制度については、「新しい地方財政再生活制度研究会報告書」としてまとめられました。

この結果を踏まえ、第 166 回国会に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律案」を提出し、同法案は国会審議を経て平成 19 年 6 月 15 日に可決・成立し、平成 19 年 6 月 22 日に公布されました（平成 19 年 6 月 22 日法律第 94 号。以下「健全化法」という。）。

また、法律で政省令事項とされた財政指標の算定方法の細目や財政の早期健全化・再生の基準等については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令」（平成 19 年 12 月 28 日政令第 397 号）及び「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則」（平成 20 年 2 月 5 日総務省令第 8 号）などにより定められています。

2. 健全化判断比率の公表等

(1) 健全化判断比率の内容

健全化法においては、地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、以下の 4 つの財政指標を「健全化判断比率」として定めています。地方公共団体は、毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率をその算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければなりません。

① 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

② 連結実質赤字比率

当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率

③ 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

④ 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

※ 標準財政規模から元利償還金等に係る標準財政需要額算入額を控除した額

（健全化判断比率の概要）

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
・実質赤字の額＝繰上充入額＋（支払繰延額－事業繰越額）

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\begin{aligned} \text{実質公債費比率} &= \frac{\text{（地方債の元利償還金）} + \text{準元利償還金} - \text{（特定財源）} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る標準財政需要額算入額}}{\text{（3 か年平均）}} \\ &= \frac{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る標準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模}} \end{aligned}$$

・準元利償還金：イからホまでの合計額

イ 満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とすると元金均等年賦償還とした場合における 1 年当たりの元金償還金相当額
ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
ハ 組合：地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に充ずるもの
ホ 一時借入金の利子

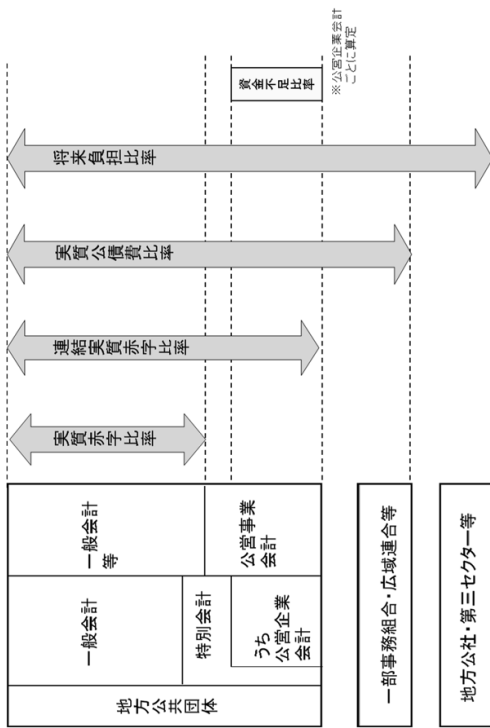
$$\begin{aligned} \text{将来負担比率} &= \frac{\text{将来負担額} - \text{（充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る標準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る標準財政需要額算入額）}} \end{aligned}$$

・将来負担額：イからヌまでの合計額

イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高等
ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第 5 条各号の経費に係るもの）
ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況に勘案した一般会計等の負担見込額
チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して買付けを行った買付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
リ 連結実質赤字額
ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
・充当可能基金額：イからマまでの償還額等に充てることができる地方自治法第 241 条の基金

(2) 健全化判断比率等の対象となる会計

健全化判断比率等の対象となる会計の範囲を図示すると、以下のとおりです。

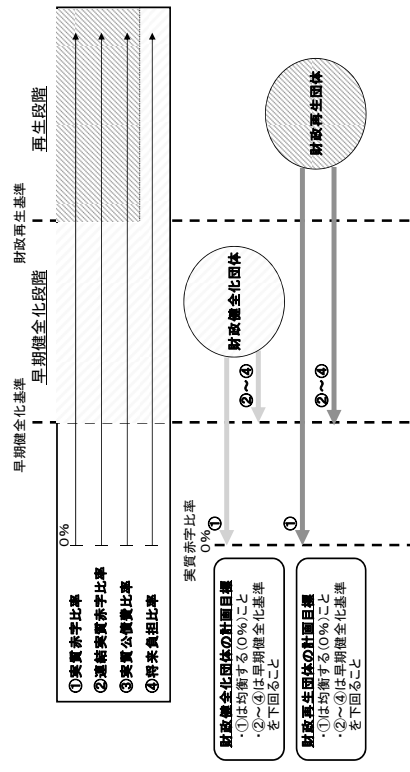


(3) 財政の早期健全化と財政の再生

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、「財政健全化計画」を定めなければなりません。

また、再生判断比率（健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた3つの指標）のいずれかが財政再生基準以上である場合には、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに、「財政再生計画」を定めなければなりません。

財政の早期健全化、財政の再生における計画目標を図示すると、以下のとおりです。



なお、早期健全化基準又は財政再生基準以上となった場合の計画策定等に関する規定は、平成21年4月1日から施行されています。

3. 資金不足比率の公表等

公営企業を運営する地方公共団体（組合及び地方開発事業団を含む。）は、毎年度、公営企業会計ごとに資金不足比率（資金の不足額の事業規模に対する比率）を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならずとされています。資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

（資金不足比率の概要）

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・ 資金の不足額：

資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てたために起こした地方債の現在高）－流動資産）－解消可能資金不足額

資金の不足額（法非適用企業）＝（歳出額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てたために起こした地方債の現在高）－歳入額）－解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額：

事業の性質上、事業開始後の一定期間構造的に生じる資金の不足額がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※ 宅地造成事業を行う公営企業については、販売用土地に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

・ 事業の規模：

事業の規模（法適用企業）＝ 営業収益の額 － 受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）＝ 営業収益に相当する収入の額 － 受託工事収益に相当する収入の額

※ 指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。

4. 早期健全化基準、財政再生基準

(1) 実質赤字比率

財政再生基準は、財政規律を確保する上で事実上の規範として定着している旧再建法の起債制限の基準（市区町村 20%、道府県 5%[※]）を用い、早期健全化基準は、地方債協議・許可制度における許可制移行基準（市区町村 2.5%～10%、都道府県 2.5%）と財政再生基準（再掲・市区町村 20%、道府県 5%）との中間の値をとって、市区町村は財政規模に応じ 11.25%～15%、道府県は 3.75%としています。

※ 都の実質赤字比率の基準については、旧再建法と同様、財政制度の特例に伴う計算調整があります。（平成28年度における早期健全化基準は 5.47%、財政再生基準は 8.43%です。）

(2) 連結実質赤字比率

早期健全化基準は、実質赤字比率の早期健全化基準に公営企業会計等における経営健全化等を踏まえ 5%を加算し、市区町村は財政規模に 16.25%～20%、道府県は 8.75%としています。

同様に財政再生基準については、実質赤字比率の財政再生基準に10%加算し、市区町村は30%、道府県は15%としています。

※ 連結実質赤字比率の財政再生基準については、平成21年度からの3年間は市区町村は40%~35%、道府県は25%~20%の経過的な基準が適用されます。

※ 都の連結実質赤字比率の基準については、旧再建法と同様、財政制度の特例に伴う計算調整があります。（平成28年度における早期健全化基準は10.47%、財政再生基準は18.43%です。）

(3) 実質公債費比率

早期健全化基準については、市区町村・都道府県とも、健全化法施行以前の地方債協議・許可制度において一般単独事業の許可が制限される基準であった25%とし、財政再生基準は、市区町村・都道府県とも、健全化法施行以前の地方債協議・許可制度において、公共事業等の許可が制限される基準であった35%としています。

(4) 将来負担比率

実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案し、市区町村（政令市を除く。）は350%、都道府県及び政令市は400%を早期健全化基準としています。

(5) 資金不足比率

経営健全化基準（早期健全化基準に相当する基準）は、地方債協議・許可制度における許可制移行基準を勘案して20%（営業収益／年の5%程度の合理化努力の4年分に相当するもの）としています。

5. 施行

健全化判断比率及び資金不足比率の公表に関する規定は、平成20年4月1日から施行しており、平成19年度の決算に基づく健全化判断比率等から適用されていますが、財政健全化計画等の策定義務などその他の規定は、平成21年4月1日に施行され、平成20年度決算に基づく健全化判断比率等から適用されています。

【用語説明】

健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称です。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表示意義を持つものです。

実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率です。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

一般会計等

地方公共団体財政健全化法における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のものが該当します。これは、地方財政統計で用いられている普通会計とほぼ同様の範囲ですが、地方財政統計で行っているいわゆる「想定企業会計」など、一の会計を区分することはありません。

実質赤字額

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費通次繰越や繰越明許費繰越等の財源を控除した額をいいます。実質赤字額がある団体を通常「赤字団体」と呼んでいます。

標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税等を加算した額をいいます。

連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

公営企業（法適用企業・法非適用企業）

公営企業とは地方公共団体が経営する企業であり、法適用企業と法非適用企業に分類されます。地方公共団体財政健全化法においては、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を法適用企業、地方財政法第6条の規定により特別会計を設けて事業の経理を行っている公営企業であって法適用企業以外のものを法非適用企業と定義しています。

法適用企業には、地方公営企業法の全部を適用することが法律で定められている上水道、工業用水道、軌道、鉄道、自動車運送、電気（水力発電等）、ガスの7事業、法律により財務規定等を適用するように定められている病院事業（以上、当然適用事業）、及び条例で地方公営企業法の全部又は財務規定等を任意で適用する事業（任意適用事業）があります。法非適用事業には、下水道事業、宅地造成事業、観光施設事業等（それぞれ地方公営企業法を任意適用していないものに限り）があります。

公営企業の経理は特別会計を設けて行うこととされており、その特別会計を公営企業会計といいます。法適用企業の公営企業会計は、企業会計方式により経理が行われ、法非適用企業は、一般会計と同様、地方自治法に基づく財務処理が行われます。

資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としています。

実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額*に対する比率です。

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じです。

※ 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額(将来負担比率において同じ。)

将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額*に対する比率です。

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。
公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値です。

財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。

経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値です。

資料

1. 健全化判断比率(団体別)

(1) 都道府県

都道府県名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
北海道	-	-	21.1	322.2
青森県	-	-	13.4	127.3
岩手県	-	-	18.2	224.2
宮城県	-	-	14.5	171.7
秋田県	-	-	13.0	254.7
山形県	-	-	12.5	236.6
福島県	-	-	9.5	136.5
茨城県	-	-	10.2	213.3
栃木県	-	-	10.6	98.4
群馬県	-	-	11.5	159.4
埼玉県	-	-	11.7	191.0
千葉県	-	-	9.8	151.3
東京都	-	-	1.6	12.5
神奈川県	-	-	10.5	126.2
新潟県	-	-	14.9	315.0
富山県	-	-	13.2	254.9
石川県	-	-	13.5	214.9
福井県	-	-	13.3	169.2
山梨県	-	-	15.2	203.6
長野県	-	-	11.4	172.4
岐阜県	-	-	10.0	199.1
静岡県	-	-	13.4	238.4
愛知県	-	-	13.6	193.0
三重県	-	-	14.2	189.4
滋賀県	-	-	12.3	200.2
京都府	-	-	14.2	283.1
大阪府	-	-	17.9	183.1
兵庫県	-	-	15.3	335.0
奈良県	-	-	10.5	157.6
和歌山県	-	-	8.7	196.0
鳥取県	-	-	12.6	119.3
島根県	-	-	6.2	178.8
岡山県	-	-	11.3	203.1
広島県	-	-	14.2	228.5
山口県	-	-	13.8	206.4
徳島県	-	-	12.8	181.8
香川県	-	-	10.3	197.0
愛媛県	-	-	11.2	149.7
高知県	-	-	10.3	171.0
福岡県	-	-	11.8	257.8
佐賀県	-	-	9.6	112.2
長崎県	-	-	12.3	193.9
熊本県	-	-	10.4	185.0
大分県	-	-	10.0	162.0
宮崎県	-	-	12.9	113.6
鹿児島県	-	-	12.8	219.9
沖縄県	-	-	9.0	47.5
都道府県(平均)	-	-	11.4	173.1

(注) 1. 実質赤字額や連結実質赤字額がない場合は、「-」と表記している。
2. 健全化判断比率を別に議案に報告し、公表している団体には、「*」を付している。
3. 平均値は加重平均である。

(2) 市区町村(政令市を含む)

(単位: %)					
都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
北海道	札幌市	- (11.25)	- (16.25)	2.8	63.8
北海道	函館市	- (11.25)	- (16.25)	7.9	61.1
北海道	小樽市	- (11.73)	- (16.73)	7.9	48.5
北海道	旭川市	- (11.25)	- (16.25)	7.8	95.4
北海道	室蘭市	- (12.22)	- (17.22)	9.6	59.5
北海道	釧路市	- (11.28)	- (16.28)	10.9	103.2
北海道	帯広市	- (11.43)	- (16.43)	8.7	102.3
北海道	北見市	- (11.60)	- (16.60)	8.8	142.9
北海道	夕張市	- (15.00)	- (20.00)	73.5	516.2
北海道	岩見沢市	- (12.13)	- (17.13)	5.9	54.6
北海道	網走市	- (13.08)	- (18.08)	16.4	164.3
北海道	留萌市	- (18.87)	- (23.87)	15.2	79.9
北海道	苫小牧市	- (11.47)	- (16.47)	6.6	66.0
北海道	稚内市	- (12.97)	- (17.97)	13.6	55.0
北海道	美幌市	- (13.60)	- (18.60)	14.1	144.5
北海道	芦別市	- (14.39)	- (19.39)	7.6	90.9
北海道	江別市	- (17.12)	- (22.12)	8.6	30.9
北海道	赤平市	- (15.00)	- (20.00)	16.1	129.8
北海道	紋別市	- (13.39)	- (18.39)	10.5	39.5
北海道	士別市	- (13.40)	- (18.40)	13.3	133.4
北海道	名寄市	- (13.02)	- (18.02)	8.4	33.8
北海道	三笠市	- (15.00)	- (20.00)	6.5	64.5
北海道	根室市	- (13.46)	- (18.46)	8.7	54.2
北海道	千歳市	- (12.33)	- (17.33)	9.5	61.7
北海道	滝川市	- (13.09)	- (18.09)	10.6	98.7
北海道	砂川市	- (14.14)	- (19.14)	5.8	14.9
北海道	歌志内市	- (15.00)	- (20.00)	12.4	-
北海道	深川市	- (13.45)	- (18.45)	14.6	142.4
北海道	富良野市	- (13.79)	- (18.79)	7.4	38.6
北海道	登別市	- (13.12)	- (18.12)	12.7	99.7
北海道	恵庭市	- (12.80)	- (17.80)	5.4	29.0
北海道	伊達市	- (13.25)	- (18.25)	7.7	3.6
北海道	北広島市	- (12.94)	- (17.94)	4.2	80.3
北海道	石狩市	- (12.67)	- (17.67)	8.6	84.6
北海道	当別町	- (13.00)	- (18.00)	5.3	-
北海道	新篠津村	- (14.36)	- (19.36)	12.4	94.5
北海道	松前町	- (15.00)	- (20.00)	4.9	-
北海道	福島町	- (15.00)	- (20.00)	7.4	27.8
北海道	知内町	- (15.00)	- (20.00)	9.8	15.9
北海道	木古内町	- (15.00)	- (20.00)	12.8	-
北海道	七飯町	- (14.07)	- (19.07)	9.8	97.0
北海道	鹿部町	- (15.00)	- (20.00)	4.5	60.7
北海道	森町	- (14.23)	- (19.23)	14.2	-
北海道	八雲町	- (13.77)	- (18.77)	9.1	73.1
北海道	長万部町	- (15.00)	- (20.00)	12.7	11.1
北海道	江差町	- (15.00)	- (20.00)	15.5	38.9
北海道	上ノ国町	- (15.00)	- (20.00)	5.0	72.8
北海道	厚沢部町	- (15.00)	- (20.00)	4.7	-
北海道	乙部町	- (15.00)	- (20.00)	3.4	-
北海道	奥原町	- (15.00)	- (20.00)	11.3	31.5
北海道	今金町	- (15.00)	- (20.00)	6.3	-
北海道	せせがな町	- (14.47)	- (19.47)	7.8	-
北海道	鳥牧村	- (15.00)	- (20.00)	4.6	-
北海道	寿都町	- (15.00)	- (20.00)	13.6	78.3
北海道	黒松内町	- (15.00)	- (20.00)	7.9	48.1

-17-

(2) 市区町村(政令市を含む)

(単位: %)					
都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
北海道	蘭越町	- (15.00)	- (20.00)	9.8	-
北海道	二七〇町	- (15.00)	- (20.00)	12.2	41.4
北海道	真狩村	- (15.00)	- (20.00)	10.3	56.0
北海道	留寿都村	- (15.00)	- (20.00)	7.0	67.9
北海道	喜茂別町	- (15.00)	- (20.00)	9.0	69.0
北海道	京極町	- (15.00)	- (20.00)	6.9	-
北海道	倶知安町	- (15.00)	- (20.00)	7.3	78.1
北海道	共和町	- (15.00)	- (20.00)	7.8	-
北海道	岩内町	- (15.00)	- (20.00)	14.2	188.7
北海道	泊村	- (15.00)	- (20.00)	0.8	-
北海道	神恵内村	- (15.00)	- (20.00)	4.5	-
北海道	積丹町	- (15.00)	- (20.00)	10.2	70.8
北海道	古平町	- (15.00)	- (20.00)	9.1	17.9
北海道	仁木町	- (15.00)	- (20.00)	9.4	0.7
北海道	余市町	- (14.57)	- (19.57)	10.3	81.0
北海道	赤井川村	- (15.00)	- (20.00)	5.0	-
北海道	南幌町	- (15.00)	- (20.00)	13.0	75.0
北海道	秦井江町	- (15.00)	- (20.00)	13.3	77.0
北海道	上砂川町	- (15.00)	- (20.00)	8.9	-
北海道	由仁町	- (15.00)	- (20.00)	18.4	188.6
北海道	長沼町	- (15.00)	- (20.00)	11.2	75.9
北海道	栗山町	- (15.00)	- (20.00)	11.4	79.7
北海道	月形町	- (15.00)	- (20.00)	1.6	-
北海道	浦臼町	- (15.00)	- (20.00)	1.3	-
北海道	新十津川町	- (15.00)	- (20.00)	-0.8	-
北海道	妹背牛町	- (15.00)	- (20.00)	10.8	9.1
北海道	秩父別町	- (15.00)	- (20.00)	7.6	-
北海道	雨竜町	- (15.00)	- (20.00)	6.4	-
北海道	北竜町	- (15.00)	- (20.00)	8.5	1.7
北海道	鷹栖町	- (15.00)	- (20.00)	1.1	-
北海道	真狩村	- (15.00)	- (20.00)	6.5	18.8
北海道	当麻町	- (15.00)	- (20.00)	9.0	8.5
北海道	比布町	- (15.00)	- (20.00)	4.9	37.6
北海道	愛別町	- (15.00)	- (20.00)	9.3	11.2
北海道	上川町	- (15.00)	- (20.00)	5.7	11.7
北海道	東川町	- (15.00)	- (20.00)	11.1	67.4
北海道	美瑛町	- (14.45)	- (19.45)	12.1	82.7
北海道	上富良野町	- (15.00)	- (20.00)	9.7	69.2
北海道	中富良野町	- (15.00)	- (20.00)	10.6	61.5
北海道	南富良野町	- (15.00)	- (20.00)	9.4	-
北海道	占冠村	- (15.00)	- (20.00)	12.4	64.8
北海道	和寒町	- (15.00)	- (20.00)	6.9	9.5
北海道	剣淵町	- (15.00)	- (20.00)	2.3	-
北海道	下川町	- (15.00)	- (20.00)	4.1	-
北海道	美深町	- (15.00)	- (20.00)	3.6	37.2
北海道	音威子府村	- (15.00)	- (20.00)	6.3	-
北海道	中川町	- (15.00)	- (20.00)	3.2	5.6
北海道	峠加内町	- (15.00)	- (20.00)	10.6	-
北海道	増毛町	- (15.00)	- (20.00)	-0.4	-
北海道	小平町	- (15.00)	- (20.00)	10.9	-
北海道	苦前町	- (15.00)	- (20.00)	10.3	-
北海道	羽幌町	- (15.00)	- (20.00)	9.9	-
北海道	初山別村	- (15.00)	- (20.00)	10.4	9.5
北海道	遠別町	- (15.00)	- (20.00)	5.8	-
北海道	天塩町	- (15.00)	- (20.00)	5.9	-
北海道		- (15.00)	- (20.00)	9.0	21.4

-18-

(2) 市区町村(政令市を含む)

(単位: %)					
都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
北海道	猿払村	-	(15.00)	9.5	-
北海道	浜頓別町	-	(15.00)	10.1	3.2
北海道	中頓別町	-	(15.00)	0.3	-
北海道	枝幸町	-	(14.07)	8.9	-
北海道	豊富町	-	(15.00)	13.5	12.4
北海道	礼文町	-	(15.00)	9.7	-
北海道	利尻町	-	(15.00)	9.4	94.3
北海道	利尻富士町	-	(15.00)	13.5	41.7
北海道	幌延町	-	(15.00)	11.6	-
北海道	美幌町	-	(14.15)	8.7	-
北海道	津別町	-	(15.00)	3.4	-
北海道	斜里町	-	(14.63)	10.1	86.9
北海道	清里町	-	(15.00)	9.5	-
北海道	小清水町	-	(15.00)	10.6	-
北海道	訓子府町	-	(15.00)	6.6	-
北海道	置戸町	-	(15.00)	6.6	-
北海道	佐呂間町	-	(15.00)	5.7	-
北海道	遠軽町	-	(13.43)	9.1	9.5
北海道	湧別町	-	(14.83)	6.3	-
北海道	滝上町	-	(15.00)	4.0	-
北海道	興部町	-	(15.00)	8.9	6.6
北海道	西興部村	1.63	(15.00)	14.9	-
北海道	雄武町	-	(15.00)	6.4	-
北海道	大空町	-	(14.99)	10.3	-
北海道	豊浦町	-	(15.00)	11.2	-
北海道	壮瞥町	-	(15.00)	12.0	5.6
北海道	白老町	-	(14.30)	15.6	86.0
北海道	厚真町	-	(15.00)	11.3	8.5
北海道	洞爺湖町	-	(15.00)	12.3	60.2
北海道	安平町	-	(15.00)	11.3	80.8
北海道	むかわ町	-	(14.70)	9.2	-
北海道	日高町	-	(14.25)	8.8	74.8
北海道	平取町	-	(15.00)	4.2	14.4
北海道	新冠町	-	(15.00)	8.5	2.8
北海道	浦河町	-	(14.75)	11.5	48.6
北海道	様似町	-	(15.00)	6.3	75.7
北海道	えりか町	-	(15.00)	10.2	19.7
北海道	新ひだか町	-	(13.44)	13.7	96.8
北海道	音更町	-	(13.07)	9.9	55.9
北海道	土幌町	-	(15.00)	4.2	-
北海道	上士幌町	-	(15.00)	5.1	-
北海道	鹿追町	-	(15.00)	8.6	-
北海道	新得町	-	(15.00)	8.2	-
北海道	清水町	-	(15.00)	6.2	16.6
北海道	芽室町	-	(13.99)	4.4	2.6
北海道	中札内村	-	(15.00)	5.2	-
北海道	更別村	-	(15.00)	7.7	-
北海道	大樹町	-	(15.00)	9.6	23.4
北海道	広尾町	-	(15.00)	9.4	79.2
北海道	幕別町	-	(13.45)	11.8	106.5
北海道	池田町	-	(15.00)	9.6	92.3
北海道	豊幌町	-	(15.00)	8.4	-
北海道	本別町	-	(15.00)	8.7	25.0
北海道	足寄町	-	(14.82)	8.6	-
北海道	陸別町	-	(15.00)	7.3	-
北海道	浦幌町	-	(15.00)	8.7	-

-19-

(2) 市区町村(政令市を含む)

(単位: %)					
都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
北海道	釧路町	-	(14.81)	8.7	50.9
北海道	厚岸町	-	(14.81)	11.8	65.9
北海道	浜中町	-	(15.00)	10.7	43.8
北海道	標茶町	-	(14.51)	9.5	26.4
北海道	弟子屈町	-	(15.00)	12.9	132.2
北海道	鶴居村	-	(15.00)	6.2	-
北海道	白糠町	-	(15.00)	8.0	72.7
北海道	別荘町	-	(13.38)	11.4	54.3
北海道	中標津町	-	(13.69)	10.5	83.7
北海道	標津町	-	(15.00)	7.6	-
北海道	羅臼町	-	(15.00)	8.3	-
青森県	青森市	-	(11.25)	15.2	104.3
青森県	弘前市	-	(11.40)	8.3	55.7
青森県	八戸市	-	(11.25)	9.6	124.9
青森県	黒石市	-	(13.53)	20.1	104.1
青森県	五所川原市	-	(12.65)	11.8	136.5
青森県	十和田市	-	(12.59)	10.2	-
青森県	三沢市	-	(13.27)	11.0	89.8
青森県	むつ市	-	(12.64)	17.1	169.0
青森県	つがる市	-	(12.95)	11.9	113.6
青森県	平川市	-	(13.23)	12.6	-
青森県	今別町	-	(15.00)	10.3	73.6
青森県	蓬田村	-	(15.00)	2.1	12.9
青森県	外ヶ浜町	-	(15.00)	10.6	-
青森県	鰯ヶ沢町	-	(15.00)	14.7	81.0
青森県	深浦町	-	(15.00)	12.8	188.1
青森県	西目屋村	-	(15.00)	12.0	54.1
青森県	藤崎町	-	(15.00)	12.5	-
青森県	大鰐町	-	(15.00)	18.8	67.0
青森県	田舎館村	-	(15.00)	9.0	175.1
青森県	板柳町	-	(15.00)	9.7	-
青森県	鶴田町	-	(15.00)	13.0	20.5
青森県	中泊町	-	(15.00)	9.0	117.9
青森県	野辺地町	-	(15.00)	6.3	96.1
青森県	七戸町	-	(14.23)	5.4	44.9
青森県	六戸町	-	(15.00)	10.0	26.8
青森県	横浜町	-	(15.00)	4.9	-
青森県	東北町	-	(14.11)	10.3	-
青森県	六ヶ所村	-	(13.64)	5.4	90.8
青森県	おいらせ町	-	(14.21)	11.5	-
青森県	大間町	-	(15.00)	15.4	15.5
青森県	東通村	-	(15.00)	21.8	52.1
青森県	風間浦村	-	(15.00)	12.7	-
青森県	佐井村	-	(15.00)	9.8	-
青森県	三戸町	-	(15.00)	10.8	-
青森県	五戸町	-	(14.38)	10.2	86.0
青森県	田子町	-	(15.00)	9.0	47.2
青森県	南郷町	-	(14.05)	8.6	21.4
青森県	新郷村	-	(15.00)	10.7	-
青森県	盛岡市	-	(11.25)	9.5	65.6
岩手県	盛岡市	-	(11.25)	9.5	24.0
岩手県	宮古市	-	(12.61)	10.7	64.2
岩手県	大船渡市	-	(13.19)	10.8	26.5
岩手県	花巻市	-	(11.89)	9.8	95.0
岩手県	北上市	-	(12.31)	15.5	95.8

-20-

(2) 市区町村(政令市を含む)

都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
(単位: %)					
岩手県	久慈市	- (13.11)	- (18.11)	13.9	120.1
岩手県	遠野市	- (13.20)	- (18.20)	13.3	76.3
岩手県	一関市	- (11.44)	- (16.44)	11.6	86.6
岩手県	陸前高田市	- (14.17)	- (19.17)	14.2	-
岩手県	釜石市	- (13.30)	- (18.30)	12.8	9.0
岩手県	二戸市	- (13.35)	- (18.35)	11.4	42.5
岩手県	八幡平市	- (13.07)	- (18.07)	12.7	8.6
岩手県	奥州市	- (11.61)	- (16.61)	16.2	114.4
岩手県	滝沢市	- (13.25)	- (18.25)	7.2	66.8
岩手県	磐石町	- (14.31)	- (19.31)	7.7	47.6
岩手県	最上町	- (15.00)	- (20.00)	5.4	-
岩手県	岩手町	- (14.84)	- (19.84)	10.6	43.6
岩手県	柴波町	- (13.69)	- (18.69)	14.5	127.2
岩手県	矢巾町	- (14.22)	- (19.22)	13.6	126.1
岩手県	西和賀町	- (15.00)	- (20.00)	9.0	73.1
岩手県	金ケ崎町	- (14.82)	- (19.82)	15.4	22.9
岩手県	平泉町	- (15.00)	- (20.00)	9.1	57.0
岩手県	住田町	- (15.00)	- (20.00)	6.1	-
岩手県	大槌町	- (15.00)	- (20.00)	9.8	-
岩手県	山田町	- (15.00)	- (20.00)	8.4	19.8
岩手県	岩手町	- (14.62)	- (19.62)	8.7	64.4
岩手県	田野畑村	- (15.00)	- (20.00)	8.2	-
岩手県	普代村	- (15.00)	- (20.00)	11.2	-
岩手県	軽米町	- (15.00)	- (20.00)	8.9	87.0
岩手県	野田村	- (15.00)	- (20.00)	6.9	-
岩手県	九戸村	- (15.00)	- (20.00)	4.5	-
岩手県	洋野町	- (14.12)	- (19.12)	11.0	27.0
岩手県	一戸町	- (14.95)	- (19.95)	7.7	46.6
宮城県	仙台市	- (11.25)	- (16.25)	8.2	101.1
宮城県	石巻市	- (11.47)	- (16.47)	10.3	7.1
宮城県	塩竈市	- (13.04)	- (18.04)	9.6	8.9
宮城県	気仙沼市	- (12.58)	- (17.58)	11.4	7.9
宮城県	白石市	- (13.44)	- (18.44)	8.5	7.0
宮城県	名取市	- (12.74)	- (17.74)	3.9	-
宮城県	角田市	- (13.82)	- (18.82)	6.6	90.9
宮城県	多賀城市	- (13.01)	- (18.01)	9.1	6.4
宮城県	岩沼市	- (13.46)	- (18.46)	-1.4	-
宮城県	登米市	- (11.92)	- (16.92)	7.9	77.7
宮城県	栗原市	- (11.90)	- (16.90)	9.2	34.9
宮城県	東松島市	- (13.30)	- (18.30)	8.5	-
宮城県	大崎市	- (11.56)	- (16.56)	8.7	36.2
宮城県	富谷市	- (13.52)	- (18.52)	-2.1	-
宮城県	蔵王町	- (15.00)	- (20.00)	5.2	-
宮城県	七ヶ宿町	- (15.00)	- (20.00)	4.4	-
宮城県	大河原町	- (14.99)	- (19.99)	-1.0	0.5
宮城県	村田町	- (15.00)	- (20.00)	13.9	128.0
宮城県	柴田町	- (13.79)	- (18.79)	3.1	41.2
宮城県	川崎町	- (15.00)	- (20.00)	3.8	-
宮城県	丸森町	- (14.93)	- (19.93)	10.1	64.0
宮城県	亶理町	- (14.03)	- (19.03)	5.5	-
宮城県	山元町	- (15.00)	- (20.00)	12.1	-
宮城県	松島町	- (15.00)	- (20.00)	9.1	53.2
宮城県	七ヶ浜町	- (15.00)	- (20.00)	1.6	-
宮城県	利府町	- (14.15)	- (19.15)	9.3	7.4
宮城県	大和町	- (14.04)	- (19.04)	1.9	-
宮城県	大郷町	- (15.00)	- (20.00)	9.8	11.1

-21-

(2) 市区町村(政令市を含む)

都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
(単位: %)					
宮城県	大衡村	- (15.00)	- (20.00)	9.0	-
宮城県	色麻町	- (15.00)	- (20.00)	8.0	100.6
宮城県	加美町	- (13.52)	- (18.52)	7.6	49.7
宮城県	涌谷町	- (15.00)	- (20.00)	12.6	66.3
宮城県	美里町	- (14.07)	- (19.07)	9.5	47.4
宮城県	女川町	- (15.00)	- (20.00)	3.7	-
宮城県	南三陸町	- (14.87)	- (19.87)	7.8	-
秋田県	秋田市	- (11.25)	- (16.25)	10.2	83.6
秋田県	能代市	- (12.74)	- (17.74)	6.3	36.7
秋田県	横手市	- (11.73)	- (16.73)	7.1	19.2
秋田県	大館市	- (12.33)	- (17.33)	8.8	72.1
秋田県	男鹿市	- (13.27)	- (18.27)	10.7	105.7
秋田県	湯沢市	- (12.72)	- (17.72)	11.6	84.4
秋田県	鹿角市	- (13.27)	- (18.27)	8.1	38.7
秋田県	由利本荘市	- (11.87)	- (16.87)	9.7	106.3
秋田県	潟上市	- (13.41)	- (18.41)	6.6	61.1
秋田県	大仙市	- (11.86)	- (16.86)	13.3	134.8
秋田県	北秋田市	- (12.86)	- (17.86)	10.2	61.6
秋田県	にかほ市	- (13.46)	- (18.46)	9.6	77.3
秋田県	仙北市	- (13.06)	- (18.06)	9.5	106.5
秋田県	小坂町	- (15.00)	- (20.00)	14.0	122.1
秋田県	上小阿仁村	- (15.00)	- (20.00)	5.5	-
秋田県	藤里町	- (15.00)	- (20.00)	8.7	41.4
秋田県	三種町	- (14.05)	- (19.05)	7.9	2.4
秋田県	八峰町	- (15.00)	- (20.00)	8.6	8.7
秋田県	五城目町	- (15.00)	- (20.00)	7.8	87.4
秋田県	八郎潟町	- (15.00)	- (20.00)	9.3	-
秋田県	井川町	- (15.00)	- (20.00)	7.7	-
秋田県	大湯村	- (15.00)	- (20.00)	8.0	60.8
秋田県	美郷町	- (13.80)	- (18.80)	4.1	-
秋田県	羽後町	- (14.87)	- (19.87)	9.4	36.8
秋田県	東成瀬村	- (15.00)	- (20.00)	10.7	4.0
山形県	山形市	- (11.25)	- (16.25)	8.3	88.2
山形県	米沢市	- (12.51)	- (17.51)	8.6	40.5
山形県	鶴岡市	- (11.49)	- (16.49)	7.2	54.7
山形県	酒田市	- (11.82)	- (16.82)	11.3	42.4
山形県	新庄市	- (13.43)	- (18.43)	9.1	37.5
山形県	寒河江市	- (13.34)	- (18.34)	8.9	64.9
山形県	上山市	- (13.77)	- (18.77)	9.0	135.3
山形県	村山市	- (13.98)	- (18.98)	12.2	113.0
山形県	長井市	- (13.75)	- (18.75)	11.4	128.1
山形県	天童市	- (12.93)	- (17.93)	4.7	24.2
山形県	東根市	- (13.12)	- (18.12)	8.3	11.6
山形県	尾花沢市	- (14.26)	- (19.26)	8.8	64.4
山形県	南陽市	- (13.74)	- (18.74)	12.0	122.6
山形県	山辺町	- (15.00)	- (20.00)	9.7	79.4
山形県	中山町	- (15.00)	- (20.00)	9.6	123.6
山形県	河北町	- (15.00)	- (20.00)	12.0	31.6
山形県	西川町	- (15.00)	- (20.00)	9.3	2.3
山形県	朝日町	- (15.00)	- (20.00)	3.5	-
山形県	大江町	- (15.00)	- (20.00)	3.9	37.7
山形県	大石田町	- (15.00)	- (20.00)	10.1	106.7
山形県	金山町	- (15.00)	- (20.00)	8.5	51.6
山形県	最上町	- (15.00)	- (20.00)	7.6	48.1
山形県	舟形町	- (15.00)	- (20.00)	12.1	15.4
山形県	真室川町	- (15.00)	- (20.00)	5.6	5.5

-22-

(2) 市区町村(政令市を含む)

(単位: %)				
都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率
山形県	大蔵村	- (15.00)	-	8.2
山形県	鮭川村	- (15.00)	-	10.7
山形県	戸沢村	- (15.00)	-	97.3
山形県	高畠町	- (14.16)	-	9.7
山形県	川西町	- (14.27)	-	11.9
山形県	小国町	- (15.00)	-	91.2
山形県	白鷹町	- (15.00)	-	39.3
山形県	飯豊町	- (15.00)	-	47.3
山形県	三川町	- (15.00)	-	11.3
山形県	庄内町	- (13.98)	-	70.3
山形県	遊佐町	- (15.00)	-	44.8
福島県	福島市	- (11.25)	-	19.3
福島県	会津若松市	- (11.88)	-	31.7
福島県	郡山市	- (11.25)	-	5.6
福島県	いわき市	- (11.25)	-	8.3
福島県	須賀川市	- (12.63)	-	10.5
福島県	須賀川市	- (12.56)	-	6.3
福島県	喜多方市	- (12.74)	-	8.7
福島県	相馬市	- (13.44)	-	11.3
福島県	二本松市	- (12.65)	-	10.9
福島県	田村市	- (12.88)	-	7.5
福島県	南相馬市	- (12.59)	-	9.1
福島県	伊達市	- (12.62)	-	7.4
福島県	本宮市	- (13.70)	-	8.3
福島県	桑折町	- (15.00)	-	11.6
福島県	国見町	- (15.00)	-	6.8
福島県	川俣町	- (15.00)	-	3.1
福島県	大玉村	- (15.00)	-	6.8
福島県	鏡石町	- (15.00)	-	9.3
福島県	天栄村	- (15.00)	-	8.6
福島県	下郷町	- (15.00)	-	5.2
福島県	檜枝岐村	- (15.00)	-	-3.1
福島県	只見町	- (15.00)	-	3.2
福島県	南会津町	- (13.66)	-	5.3
福島県	北会津町	- (15.00)	-	11.0
福島県	西会津町	- (15.00)	-	11.9
福島県	磐梯町	- (15.00)	-	6.1
福島県	猪苗代町	- (14.85)	-	9.4
福島県	会津坂下町	- (15.00)	-	14.2
福島県	湯川村	- (15.00)	-	6.7
福島県	柳津町	- (15.00)	-	4.0
福島県	三島町	- (15.00)	-	2.8
福島県	金山町	- (15.00)	-	3.6
福島県	昭和村	- (15.00)	-	3.7
福島県	会津美里町	- (13.91)	-	5.6
福島県	西郷村	- (14.79)	-	8.2
福島県	泉崎村	- (15.00)	-	8.6
福島県	中島村	- (15.00)	-	8.8
福島県	矢吹町	- (15.00)	-	12.5
福島県	棚倉町	- (15.00)	-	10.8
福島県	矢祭町	- (15.00)	-	0.8
福島県	塙町	- (15.00)	-	6.8
福島県	鮫川村	- (15.00)	-	6.1
福島県	石川町	- (15.00)	-	5.3
福島県	玉川村	- (15.00)	-	8.7
福島県	平田村	- (15.00)	-	8.9

(2) 市区町村(政令市を含む)

(単位: %)				
都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率
福島県	浅川町	- (15.00)	-	7.7
福島県	古殿町	- (15.00)	-	7.4
福島県	三春町	- (15.00)	-	7.6
福島県	小野町	- (15.00)	-	6.7
福島県	広野町	- (15.00)	-	4.7
福島県	柳井町	- (15.00)	-	4.2
福島県	富岡町	- (15.00)	-	6.1
福島県	川内村	- (15.00)	-	5.6
福島県	大熊町	- (14.54)	-	-2.3
福島県	双葉町	- (15.00)	-	8.8
福島県	浪江町	- (15.00)	-	8.1
福島県	葛尾村	- (15.00)	-	2.1
福島県	新地町	- (15.00)	-	10.3
福島県	飯館村	- (15.00)	-	6.1
茨城県	水戸市	- (11.25)	-	9.1
茨城県	日立市	- (11.49)	-	-1.3
茨城県	土浦市	- (11.84)	-	7.5
茨城県	古河市	- (11.80)	-	8.3
茨城県	石岡市	- (12.60)	-	9.4
茨城県	結城市	- (13.25)	-	10.1
茨城県	龍ヶ崎町	- (12.78)	-	4.2
茨城県	下妻市	- (13.30)	-	7.7
茨城県	常総市	- (12.78)	-	9.4
茨城県	常陸太田市	- (12.77)	-	3.5
茨城県	高萩市	- (13.98)	-	11.6
茨城県	北茨城市	- (13.34)	-	7.8
茨城県	笠間市	- (12.57)	-	8.5
茨城県	取手市	- (12.27)	-	7.6
茨城県	牛久市	- (12.74)	-	2.1
茨城県	つくば市	- (11.28)	-	6.5
茨城県	ひたちなか市	- (11.85)	-	9.2
茨城県	鹿嶋市	- (13.93)	-	6.7
茨城県	潮来市	- (18.93)	-	7.6
茨城県	守谷市	- (13.01)	-	4.9
茨城県	常陸大宮市	- (12.87)	-	7.5
茨城県	那珂市	- (13.04)	-	7.2
茨城県	筑西市	- (12.08)	-	8.3
茨城県	坂東市	- (12.93)	-	7.0
茨城県	稲敷市	- (12.94)	-	13.3
茨城県	かすみがうら市	- (13.20)	-	10.8
茨城県	桜川市	- (13.10)	-	7.3
茨城県	神栖市	- (11.88)	-	4.0
茨城県	行方市	- (13.20)	-	7.1
茨城県	鉾田市	- (12.93)	-	65.9
茨城県	つくばみらい市	- (13.10)	-	7.5
茨城県	小美玉市	- (12.97)	-	7.4
茨城県	茨城町	- (13.86)	-	64.1
茨城県	大洗町	- (15.00)	-	67.7
茨城県	城里町	- (14.27)	-	3.8
茨城県	東海村	- (13.12)	-	11.8
茨城県	大子町	- (14.49)	-	4.4
茨城県	美浦村	- (15.00)	-	3.3
茨城県	阿見町	- (13.44)	-	44.5
茨城県	河内町	- (15.00)	-	5.3
茨城県	八千代町	- (14.91)	-	44.8
茨城県	五霞町	- (15.00)	-	66.6

(2) 市区町村(政令市を含む)

(単位: %)					
都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
茨城県	境町	- (14.50)	- (19.50)	15.5	127.6
茨城県	利根町	- (15.00)	- (20.00)	2.3	-
栃木県	宇都宮市	- (11.25)	- (16.25)	5.0	6.4
栃木県	足利市	- (11.84)	- (16.84)	7.2	-
栃木県	栃木市	- (11.57)	- (16.57)	10.8	63.4
栃木県	佐野市	- (11.96)	- (16.96)	3.0	-
栃木県	鹿沼市	- (12.25)	- (17.25)	3.4	-
栃木県	日光市	- (12.12)	- (17.12)	5.6	58.9
栃木県	小山市	- (11.73)	- (16.73)	5.5	67.1
栃木県	真岡市	- (12.61)	- (17.61)	5.2	-
栃木県	大田原市	- (12.54)	- (17.54)	8.6	51.1
栃木県	矢板市	- (13.86)	- (18.86)	9.4	46.3
栃木県	那須塩原市	- (11.94)	- (16.94)	3.8	-
栃木県	さくが市	- (13.24)	- (18.24)	7.2	-
栃木県	那須高山市	- (13.67)	- (18.67)	7.1	8.9
栃木県	下野市	- (12.82)	- (17.82)	3.9	-
栃木県	上三川町	- (14.10)	- (19.10)	5.0	-
栃木県	益子町	- (14.92)	- (19.92)	7.1	46.7
栃木県	茂木町	- (15.00)	- (20.00)	10.0	51.7
栃木県	市貝町	- (15.00)	- (20.00)	8.4	6.4
栃木県	芳賀町	- (15.00)	- (20.00)	2.5	-
栃木県	壬生町	- (13.75)	- (18.75)	6.4	-
栃木県	野木町	- (14.90)	- (19.90)	6.6	16.0
栃木県	塩谷町	- (15.00)	- (20.00)	5.3	-
栃木県	高根沢町	- (14.27)	- (19.27)	4.2	-
栃木県	那須町	- (13.88)	- (18.88)	8.5	55.5
栃木県	那珂川町	- (14.53)	- (19.53)	7.9	-
群馬県	前橋市	- (11.25)	- (16.25)	8.4	-
群馬県	高崎市	- (11.25)	- (16.25)	6.0	66.8
群馬県	桐生市	- (12.02)	- (17.02)	5.1	32.5
群馬県	伊勢崎市	- (11.40)	- (16.40)	5.2	9.0
群馬県	太田市	- (11.25)	- (16.25)	5.5	39.7
群馬県	沼田市	- (12.87)	- (17.87)	9.3	41.8
群馬県	館林市	- (12.71)	- (17.71)	4.9	71.4
群馬県	渋川市	- (12.35)	- (17.35)	5.9	90.7
群馬県	藤岡市	- (12.75)	- (17.75)	11.3	26.7
群馬県	富岡市	- (13.07)	- (18.07)	8.4	18.3
群馬県	安中市	- (12.77)	- (17.77)	8.0	-
群馬県	みどり市	- (13.09)	- (18.09)	3.9	15.1
群馬県	榛東村	- (15.00)	- (20.00)	9.0	-
群馬県	吉岡町	- (15.00)	- (20.00)	10.5	-
群馬県	上野村	- (15.00)	- (20.00)	7.9	-
群馬県	神流町	- (15.00)	- (20.00)	4.7	-
群馬県	下仁田町	- (15.00)	- (20.00)	9.2	66.4
群馬県	南牧村	- (15.00)	- (20.00)	2.8	0.4
群馬県	甘楽町	- (15.00)	- (20.00)	7.0	43.7
群馬県	中之条町	- (14.37)	- (19.37)	7.0	-
群馬県	長野原町	- (15.00)	- (20.00)	8.6	-
群馬県	嬬恋村	- (15.00)	- (20.00)	8.2	-
群馬県	草津町	- (15.00)	- (20.00)	2.3	-
群馬県	高山村	- (15.00)	- (20.00)	5.4	-
群馬県	東吾妻町	- (14.76)	- (19.76)	11.4	55.2
群馬県	片品村	- (15.00)	- (20.00)	1.5	2.8
群馬県	川場村	- (15.00)	- (20.00)	8.5	27.0
群馬県	昭和村	- (15.00)	- (20.00)	5.0	-
群馬県	みなかみ町	- (13.48)	- (18.48)	11.8	-

-25-

(2) 市区町村(政令市を含む)

(単位: %)					
都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
群馬県	玉村町	- (14.03)	- (19.03)	4.0	5.2
群馬県	板倉町	- (15.00)	- (20.00)	3.7	-
群馬県	明和町	- (15.00)	- (20.00)	7.8	31.4
群馬県	千代田町	- (15.00)	- (20.00)	6.8	-
群馬県	大泉町	- (13.21)	- (18.21)	1.4	-
群馬県	邑楽町	- (14.63)	- (19.63)	6.3	-
埼玉県	さいたま市	- (11.25)	- (16.25)	5.1	15.3
埼玉県	川越市	- (11.25)	- (16.25)	5.5	69.5
埼玉県	熊谷市	- (11.47)	- (16.47)	1.2	-
埼玉県	川口市	- (11.25)	- (16.25)	5.1	6.4
埼玉県	行田市	- (12.65)	- (17.65)	4.4	19.9
埼玉県	秩父市	- (12.60)	- (17.60)	1.6	24.2
埼玉県	所沢市	- (11.25)	- (16.25)	2.1	2.6
埼玉県	飯能市	- (12.63)	- (17.63)	3.1	40.4
埼玉県	加須市	- (12.13)	- (17.13)	6.0	-
埼玉県	本庄市	- (12.64)	- (17.64)	4.2	-
埼玉県	東松山市	- (12.63)	- (17.63)	3.5	29.9
埼玉県	春日部市	- (11.39)	- (16.39)	5.0	31.7
埼玉県	狭山市	- (11.94)	- (16.94)	3.6	13.9
埼玉県	羽生市	- (13.17)	- (18.17)	9.5	102.2
埼玉県	鴻巣市	- (12.13)	- (17.13)	4.1	15.9
埼玉県	深谷市	- (11.81)	- (16.81)	0.0	-
埼玉県	上尾市	- (11.53)	- (16.53)	4.4	24.0
埼玉県	草加市	- (11.38)	- (16.38)	4.2	2.8
埼玉県	越谷市	- (11.25)	- (16.25)	7.0	37.6
埼玉県	蕨市	- (12.85)	- (17.85)	3.3	1.0
埼玉県	戸田市	- (11.86)	- (16.86)	4.3	30.9
埼玉県	入間市	- (12.05)	- (17.05)	0.7	4.5
埼玉県	朝霞市	- (12.16)	- (17.16)	4.1	26.6
埼玉県	志木市	- (12.87)	- (17.87)	1.0	-
埼玉県	和光市	- (12.76)	- (17.76)	2.7	61.2
埼玉県	新座市	- (11.85)	- (16.85)	6.0	56.7
埼玉県	桶川市	- (12.88)	- (17.88)	4.3	42.5
埼玉県	久喜市	- (11.78)	- (16.78)	7.0	26.2
埼玉県	北本市	- (12.97)	- (17.97)	6.2	41.5
埼玉県	八潮市	- (12.65)	- (17.65)	7.5	54.4
埼玉県	富士見市	- (12.49)	- (17.49)	3.2	-
埼玉県	三郷市	- (12.07)	- (17.07)	7.4	67.5
埼玉県	蓮田市	- (13.05)	- (18.05)	5.5	4.5
埼玉県	坂戸市	- (12.58)	- (17.58)	4.8	41.0
埼玉県	幸手市	- (13.30)	- (18.30)	3.6	27.8
埼玉県	鶴ヶ島市	- (12.98)	- (17.98)	7.5	2.1
埼玉県	日高市	- (13.20)	- (18.20)	1.8	3.5
埼玉県	吉川市	- (12.98)	- (17.98)	5.5	47.9
埼玉県	ふじみ野市	- (12.31)	- (17.31)	1.3	-
埼玉県	白岡市	- (13.36)	- (18.36)	7.9	-
埼玉県	伊奈町	- (13.79)	- (18.79)	9.0	51.0
埼玉県	三芳町	- (13.68)	- (18.68)	9.7	123.1
埼玉県	毛呂山町	- (14.16)	- (19.16)	6.1	58.4
埼玉県	越生町	- (15.00)	- (20.00)	3.0	5.8
埼玉県	滑川町	- (15.00)	- (20.00)	12.1	61.7
埼玉県	嵐山町	- (15.00)	- (20.00)	8.4	84.7
埼玉県	小川町	- (14.32)	- (19.32)	5.7	55.9
埼玉県	川島町	- (14.98)	- (19.98)	4.0	41.0
埼玉県	吉見町	- (15.00)	- (20.00)	6.3	24.1
埼玉県	鳩山町	- (15.00)	- (20.00)	7.8	106.5

-26-

(2) 市区町村(政令市を含む)

都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
埼玉県	ときがわ町	-	(15.00)	4.5	55.9
埼玉県	横瀬町	-	(15.00)	7.4	42.4
埼玉県	皆野町	-	(15.00)	5.6	7.7
埼玉県	長瀬町	-	(15.00)	11.9	101.9
埼玉県	小籠野町	-	(15.00)	8.0	26.0
埼玉県	東秩父村	-	(20.00)	0.3	-
埼玉県	美里町	-	(15.00)	5.5	44.9
埼玉県	神川町	-	(15.00)	5.5	0.7
埼玉県	上里町	-	(14.44)	6.8	7.6
埼玉県	寄居町	-	(13.96)	4.3	49.6
埼玉県	宮代町	-	(14.22)	6.6	14.8
埼玉県	杉戸町	-	(13.64)	2.0	2.0
埼玉県	松伏町	-	(14.58)	8.3	58.0
千葉県	千葉市	-	(11.25)	15.8	159.4
千葉県	銚子市	-	(17.80)	13.7	163.8
千葉県	市川市	-	(11.25)	0.7	-
千葉県	船橋市	-	(11.25)	0.0	7.5
千葉県	館山市	-	(13.19)	5.8	66.0
千葉県	木更津市	-	(12.07)	2.9	19.1
千葉県	松戸市	-	(16.25)	0.9	5.2
千葉県	野田市	-	(11.81)	7.5	46.4
千葉県	茂原市	-	(12.58)	10.3	100.3
千葉県	成田市	-	(11.51)	6.3	81.0
千葉県	佐倉市	-	(11.88)	2.5	-
千葉県	東金市	-	(13.00)	3.6	102.7
千葉県	旭市	-	(12.60)	8.5	-
千葉県	習志野市	-	(11.72)	3.7	26.6
千葉県	柏市	-	(11.25)	4.1	-
千葉県	勝浦市	-	(14.97)	7.3	86.9
千葉県	市原市	-	(11.25)	6.0	49.7
千葉県	流山市	-	(11.77)	3.3	30.6
千葉県	八千代市	-	(16.69)	6.8	33.5
千葉県	我孫子市	-	(17.21)	1.3	-
千葉県	鴨川市	-	(13.45)	10.8	105.4
千葉県	鎌ヶ谷市	-	(12.53)	1.2	28.2
千葉県	君津市	-	(12.55)	5.0	28.1
千葉県	富津市	-	(13.18)	9.9	80.6
千葉県	浦安市	-	(11.37)	6.6	4.8
千葉県	四街道市	-	(12.72)	3.5	-
千葉県	袖ヶ浦市	-	(12.85)	0.7	8.7
千葉県	八街市	-	(12.95)	6.9	20.3
千葉県	印西市	-	(12.43)	3.1	-
千葉県	白井市	-	(13.12)	1.1	15.3
千葉県	富里市	-	(13.49)	6.0	66.5
千葉県	南房総市	-	(12.77)	7.7	-
千葉県	匝瑳市	-	(13.39)	5.6	27.5
千葉県	香取市	-	(12.52)	8.5	55.2
千葉県	山武市	-	(12.85)	9.3	-
千葉県	いすみ市	-	(13.18)	8.3	50.2
千葉県	大網白里市	-	(13.39)	7.8	73.9
千葉県	酒々井町	-	(15.00)	2.3	1.3
千葉県	栄町	-	(15.00)	8.6	38.6
千葉県	神崎町	-	(15.00)	3.0	-
千葉県	多古町	-	(15.00)	3.7	-
千葉県	東庄町	-	(15.00)	6.2	-
千葉県	九十九里町	-	(15.00)	6.9	93.9

-27-

(2) 市区町村(政令市を含む)

都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
千葉県	芝山町	-	(15.00)	4.7	-
千葉県	横芝光町	-	(14.26)	6.5	16.8
千葉県	一宮町	-	(15.00)	6.2	17.5
千葉県	睦沢町	-	(15.00)	4.9	-
千葉県	長生村	-	(15.00)	8.4	49.0
千葉県	白子町	-	(15.00)	2.0	31.6
千葉県	長柄町	-	(15.00)	4.8	-
千葉県	長瀬町	-	(15.00)	6.9	35.8
千葉県	大多喜町	-	(15.00)	5.3	19.9
千葉県	御宿町	-	(15.00)	5.7	28.3
千葉県	鋸南町	-	(15.00)	14.0	68.4
東京都	千代田区	-	(11.76)	0.5	-
東京都	中央区	-	(11.25)	0.0	-
東京都	港区	-	(11.25)	-2.5	-
東京都	新宿区	-	(11.25)	-3.8	-
東京都	文京区	-	(11.25)	-4.4	-
東京都	台東区	-	(11.25)	-1.0	-
東京都	墨田区	-	(11.25)	-0.7	-
東京都	江東区	-	(11.25)	-4.4	-
東京都	品川区	-	(11.25)	-4.6	-
東京都	目黒区	-	(11.25)	-4.0	-
東京都	大田区	-	(11.25)	-3.5	-
東京都	世田谷区	-	(11.25)	-3.4	-
東京都	渋谷区	-	(11.25)	-3.7	-
東京都	中野区	-	(11.25)	-1.7	-
東京都	杉並区	-	(11.25)	-6.4	-
東京都	豊島区	-	(11.25)	-2.8	-
東京都	北区	-	(11.25)	-3.7	-
東京都	荒川区	-	(11.25)	0.6	-
東京都	板橋区	-	(11.25)	-3.4	-
東京都	練馬区	-	(11.25)	-4.2	-
東京都	足立区	-	(11.25)	-2.4	-
東京都	葛飾区	-	(11.25)	0.7	-
東京都	江戸川区	-	(11.25)	-6.0	-
東京都	八王子市	-	(11.25)	-0.5	-
東京都	立川市	-	(11.43)	2.5	-
東京都	武蔵野市	-	(11.42)	-0.7	-
東京都	三鷹市	-	(11.45)	3.5	11.8
東京都	青梅市	-	(11.99)	2.4	0.0
東京都	府中市	-	(11.25)	2.9	-
東京都	調布市	-	(12.35)	0.2	-
東京都	昭島市	-	(11.30)	0.7	0.7
東京都	町田市	-	(11.25)	-0.6	-
東京都	小金井市	-	(12.27)	2.8	9.6
東京都	小平市	-	(11.62)	0.7	-
東京都	日野市	-	(11.63)	-1.7	10.6
東京都	東村山市	-	(11.87)	4.9	6.0
東京都	国分寺市	-	(12.17)	-0.6	-
東京都	国立市	-	(12.73)	-1.4	-
東京都	福生市	-	(13.11)	-3.0	-
東京都	狛江市	-	(12.74)	2.5	17.9
東京都	東大和市	-	(12.66)	-2.6	-
東京都	清瀬市	-	(12.76)	4.1	23.4
東京都	東久留米市	-	(12.26)	0.4	-
東京都	武蔵村山市	-	(12.88)	-0.3	-
東京都	多摩市	-	(11.78)	0.3	-

-28-

(2) 市区町村(政令市を含む)

都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
東京都	稲城市	- (12.62)	- (17.62)	2.1	30.1
東京都	羽村市	- (18.16)	- (18.16)	2.0	5.3
東京都	あきる野市	- (12.69)	- (17.69)	8.5	51.5
東京都	西東京市	- (11.48)	- (16.48)	0.1	19.2
東京都	瑞穂町	- (14.01)	- (19.01)	0.6	-
東京都	日の出町	- (15.00)	- (20.00)	6.0	3.3
東京都	檜原村	- (15.00)	- (20.00)	4.9	-
東京都	奥多摩町	- (15.00)	- (20.00)	5.6	-
東京都	大島町	- (15.00)	- (20.00)	11.5	121.4
東京都	利島村	- (15.00)	- (20.00)	2.8	-
東京都	新島村	- (15.00)	- (20.00)	7.3	-
東京都	神津島村	- (15.00)	- (20.00)	1.6	-
東京都	三宅村	- (15.00)	- (20.00)	3.9	-
東京都	御蔵島村	- (15.00)	- (20.00)	2.2	-
東京都	八丈町	- (15.00)	- (20.00)	12.4	34.8
東京都	青ヶ島村	- (15.00)	- (20.00)	-2.2	-
東京都	小笠原村	- (15.00)	- (20.00)	9.8	-
神奈川県	横浜市中区	- (11.25)	- (16.25)	13.3	145.6
神奈川県	川崎市	- (11.25)	- (16.25)	6.9	121.7
神奈川県	相模原市	- (11.25)	- (16.25)	2.9	39.0
神奈川県	横須賀市	- (11.25)	- (16.25)	6.3	45.5
神奈川県	平塚市	- (11.27)	- (16.27)	2.4	27.4
神奈川県	鎌倉市	- (11.58)	- (16.58)	0.3	-
神奈川県	藤沢市	- (11.25)	- (16.25)	1.2	44.9
神奈川県	小田原市	- (11.51)	- (16.51)	4.4	-
神奈川県	茅ヶ崎市	- (11.42)	- (16.42)	0.5	34.7
神奈川県	逗子市	- (13.06)	- (18.06)	5.8	67.5
神奈川県	三浦市	- (13.37)	- (18.37)	17.5	166.1
神奈川県	秦野市	- (11.84)	- (16.84)	3.1	36.0
神奈川県	厚木市	- (11.34)	- (16.34)	2.6	48.8
神奈川県	大和市	- (11.42)	- (16.42)	0.7	28.4
神奈川県	伊勢原市	- (12.54)	- (17.54)	7.3	81.9
神奈川県	海老名市	- (12.15)	- (17.15)	0.8	20.5
神奈川県	座間市	- (12.19)	- (17.19)	1.4	14.4
神奈川県	南足柄市	- (13.56)	- (18.56)	6.4	66.6
神奈川県	綾瀬市	- (12.71)	- (17.71)	8.0	52.9
神奈川県	葉山町	- (14.10)	- (19.10)	-0.7	-
神奈川県	寒川町	- (13.49)	- (18.49)	3.8	-
神奈川県	大磯町	- (14.12)	- (19.12)	5.3	76.9
神奈川県	二宮町	- (14.50)	- (19.50)	6.7	40.7
神奈川県	大井町	- (15.00)	- (20.00)	3.9	-
神奈川県	松田町	- (15.00)	- (20.00)	5.7	56.8
神奈川県	山北町	- (15.00)	- (20.00)	7.3	69.8
神奈川県	開成町	- (15.00)	- (20.00)	6.7	30.5
神奈川県	箱根町	- (14.59)	- (19.59)	12.8	85.6
神奈川県	真鶴町	- (15.00)	- (20.00)	8.4	158.6
神奈川県	湯河原町	- (14.70)	- (19.70)	1.6	15.2
神奈川県	愛川町	- (13.69)	- (18.69)	-3.1	-
神奈川県	清川村	- (15.00)	- (20.00)	-3.9	-
新潟県	新潟市	- (11.25)	- (16.25)	10.9	146.1
新潟県	長岡市	- (11.25)	- (16.25)	6.5	60.7
新潟県	三条市	- (12.04)	- (17.04)	15.0	119.1
新潟県	柏崎市	- (12.10)	- (17.10)	14.3	44.5
新潟県	新発田市	- (12.03)	- (17.03)	7.4	71.2
新潟県	小千谷市	- (13.39)	- (18.39)	8.4	75.6

(2) 市区町村(政令市を含む)

都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
新潟県	加茂市	- (14.05)	- (19.05)	12.3	124.3
新潟県	十日町市	- (12.48)	- (17.48)	11.6	114.0
新潟県	見附市	- (13.41)	- (18.41)	7.7	119.4
新潟県	村上市	- (12.34)	- (17.34)	13.3	120.5
新潟県	燕市	- (12.51)	- (17.51)	12.2	142.7
新潟県	糸魚川市	- (12.69)	- (17.69)	12.8	90.0
新潟県	妙高市	- (13.04)	- (18.04)	8.4	9.2
新潟県	五泉市	- (12.90)	- (17.90)	10.1	86.5
新潟県	上越市	- (11.25)	- (16.25)	12.3	91.1
新潟県	阿賀野市	- (12.96)	- (17.96)	12.4	154.1
新潟県	佐渡市	- (11.95)	- (16.95)	13.6	128.0
新潟県	魚沼市	- (12.70)	- (17.70)	6.8	34.0
新潟県	南魚沼市	- (12.51)	- (17.51)	15.2	132.3
新潟県	胎内市	- (13.48)	- (18.48)	11.5	165.7
新潟県	豊籠町	- (15.00)	- (20.00)	7.3	40.7
新潟県	弥彦村	- (15.00)	- (20.00)	14.3	100.3
新潟県	田上町	- (15.00)	- (20.00)	11.8	36.1
新潟県	阿賀町	- (13.67)	- (18.67)	10.0	153.3
新潟県	出雲崎町	- (15.00)	- (20.00)	7.2	-
新潟県	津南町	- (15.00)	- (20.00)	4.6	34.4
新潟県	刈羽村	- (15.00)	- (20.00)	9.3	86.2
新潟県	関川村	- (15.00)	- (20.00)	-3.3	-
新潟県	粟島浦村	- (15.00)	- (20.00)	8.5	44.9
富山県	富山市	- (11.25)	- (16.25)	5.7	-
富山県	高岡市	- (11.50)	- (16.50)	11.6	115.3
富山県	魚津市	- (13.26)	- (18.26)	16.2	180.3
富山県	氷見市	- (13.01)	- (18.01)	13.1	115.6
富山県	滑川市	- (13.83)	- (18.83)	11.1	83.3
富山県	黒部市	- (13.00)	- (18.00)	9.3	26.8
富山県	砺波市	- (12.90)	- (17.90)	12.0	111.6
富山県	小矢部市	- (13.67)	- (18.67)	11.4	44.5
富山県	南砺市	- (12.37)	- (17.37)	15.1	165.2
富山県	射水市	- (12.11)	- (17.11)	3.9	-
富山県	舟橋村	- (15.00)	- (20.00)	10.3	98.5
富山県	上市町	- (14.31)	- (19.31)	10.5	108.3
富山県	立山町	- (13.92)	- (18.92)	15.1	118.6
富山県	入善町	- (14.07)	- (19.07)	14.4	145.2
富山県	朝日町	- (15.00)	- (20.00)	11.7	36.1
石川県	金沢市	- (11.25)	- (16.25)	10.9	-
石川県	七尾市	- (12.54)	- (17.54)	8.3	62.3
石川県	小松市	- (12.10)	- (17.10)	17.1	100.1
石川県	輪島市	- (13.05)	- (18.05)	16.0	162.0
石川県	珠洲市	- (14.12)	- (19.12)	11.6	94.2
石川県	加賀市	- (12.59)	- (17.59)	13.4	52.0
石川県	羽咋市	- (14.15)	- (19.15)	8.1	66.4
石川県	かほく市	- (13.27)	- (18.27)	11.6	36.2
石川県	白山市	- (11.78)	- (16.78)	10.8	22.5
石川県	能美市	- (12.91)	- (17.91)	10.8	125.3
石川県	野々市市	- (13.23)	- (18.23)	9.9	17.5
石川県	川北町	- (15.00)	- (20.00)	5.6	33.7
石川県	津幡町	- (13.59)	- (18.59)	9.0	0.6
石川県	内灘町	- (14.69)	- (19.69)	11.4	90.0
石川県	志賀町	- (13.53)	- (18.53)	8.9	79.1
石川県	宝達志水町	- (14.82)	- (19.82)	10.6	2.6
石川県	中能登町	- (14.19)	- (19.19)	10.7	60.9
石川県	中能登町	- (14.19)	- (19.19)	11.5	75.0

(2) 市区町村(政令市を含む)

都道府県名		市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
(単位: %)						
石川県		穴水町	-	(15.00)	7.2	78.8
石川県		能登町	-	(18.55)	10.2	68.3
福井県		福井市	0.27	(11.25)	11.2	117.7
福井県		敦賀市	-	(16.25)	6.3	6.1
福井県		小浜市	-	(17.71)	10.5	136.1
福井県		大野市	-	(18.34)	7.7	52.2
福井県		勝山市	-	(19.11)	8.6	89.0
福井県		鯖江市	-	(12.80)	9.0	-
福井県		あわら市	-	(18.62)	6.9	34.6
福井県		越前市	-	(17.51)	10.8	101.8
福井県		坂井市	-	(17.31)	6.5	134.7
福井県		永平寺町	-	(19.43)	8.5	22.1
福井県		池田町	-	(20.00)	3.7	-
福井県		南越前町	-	(19.83)	10.4	-
福井県		越前町	-	(18.77)	8.2	7.2
福井県		美浜町	-	(20.00)	9.3	106.0
福井県		高浜町	-	(20.00)	8.2	9.9
福井県		おおい町	-	(19.93)	1.1	-
福井県		若狹町	-	(19.41)	15.3	131.3
山梨県		甲府市	-	(11.41)	7.1	78.9
山梨県		富士吉田市	-	(16.41)	45.7	45.7
山梨県		都留市	-	(18.57)	13.0	23.2
山梨県		山梨市	-	(18.31)	11.2	125.3
山梨県		大月市	-	(18.78)	18.3	157.1
山梨県		韭崎市	-	(18.70)	9.9	79.4
山梨県		南アルファス市	-	(17.56)	4.7	-
山梨県		北杜市	-	(17.52)	6.7	-
山梨県		甲斐市	-	(17.69)	7.7	0.2
山梨県		笛吹市	-	(17.52)	12.9	67.2
山梨県		上野原市	-	(18.90)	10.3	75.3
山梨県		甲州市	-	(18.33)	13.2	145.7
山梨県		中央市	-	(18.69)	10.0	21.4
山梨県		市川三郷町	-	(19.50)	7.8	110.1
山梨県		早川町	-	(15.00)	1.6	-
山梨県		身延町	-	(14.44)	-1.1	-
山梨県		南都町	-	(15.00)	4.4	-
山梨県		富士川町	-	(15.00)	10.6	43.3
山梨県		昭和町	-	(14.63)	7.5	-
山梨県		道志村	-	(15.00)	7.1	-
山梨県		西桂町	-	(15.00)	5.2	-
山梨県		忍野村	-	(15.00)	0.8	-
山梨県		山中湖村	-	(15.00)	3.9	-
山梨県		鳴沢村	-	(15.00)	-2.1	-
山梨県		富士河口湖町	-	(18.83)	8.8	52.7
山梨県		小菅村	-	(15.00)	7.6	-
山梨県		丹波山村	-	(15.00)	3.5	-
長野県		長野市	-	(11.25)	2.0	46.2
長野県		松本市	-	(16.25)	4.8	-
長野県		上田市	-	(16.46)	5.3	35.8
長野県		岡谷市	-	(13.08)	11.3	117.4
長野県		飯田市	-	(11.96)	8.4	24.1
長野県		諏訪市	-	(18.12)	3.9	98.2
長野県		須坂市	-	(18.06)	8.6	33.1
長野県		小諸市	-	(18.36)	8.8	38.2
長野県		伊那市	-	(17.46)	9.8	-
長野県		駒ヶ根市	-	(18.54)	13.8	197.9

-31-

(2) 市区町村(政令市を含む)

都道府県名		市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
(単位: %)						
長野県		中野市	-	(13.01)	5.7	-
長野県		大田市	-	(13.29)	7.2	56.7
長野県		飯山市	-	(13.84)	11.2	30.2
長野県		茅野市	-	(12.82)	8.8	87.8
長野県		塩尻市	-	(12.66)	7.2	38.3
長野県		佐久市	-	(11.92)	0.0	-
長野県		千曲市	-	(12.70)	7.3	25.3
長野県		真御市	-	(13.52)	6.8	65.1
長野県		安曇野市	-	(12.04)	9.4	18.2
長野県		小海町	-	(15.00)	6.9	-
長野県		川上村	-	(15.00)	1.4	-
長野県		南牧村	-	(15.00)	-0.2	-
長野県		南相木村	-	(15.00)	0.1	-
長野県		北相木村	-	(15.00)	4.5	-
長野県		佐久穂町	-	(14.69)	10.8	-
長野県		軽井沢町	-	(13.56)	0.4	-
長野県		御代町	-	(15.00)	6.8	-
長野県		立科町	-	(15.00)	6.8	-
長野県		青木村	-	(15.00)	7.0	-
長野県		長和町	-	(15.00)	10.0	27.2
長野県		下諏訪町	-	(15.00)	1.7	81.0
長野県		富士見町	-	(15.00)	6.1	0.0
長野県		原村	-	(15.00)	5.1	-
長野県		辰野町	-	(14.59)	8.8	15.3
長野県		箕輪町	-	(14.29)	10.1	60.1
長野県		飯島町	-	(15.00)	8.1	59.3
長野県		南箕輪村	-	(15.00)	5.7	17.6
長野県		中川村	-	(15.00)	0.3	-
長野県		宮田村	-	(15.00)	13.3	13.8
長野県		松川町	-	(15.00)	7.4	-
長野県		高森町	-	(15.00)	14.7	102.4
長野県		阿南町	-	(15.00)	2.6	-
長野県		阿智村	-	(15.00)	-0.6	-
長野県		平谷村	-	(15.00)	2.7	-
長野県		根羽村	-	(15.00)	1.6	-
長野県		下條村	-	(15.00)	-4.5	-
長野県		売木村	10.77	(15.00)	10.3	-
長野県		天龍村	-	(15.00)	-3.1	-
長野県		泰阜村	-	(15.00)	7.8	-
長野県		喬木村	-	(15.00)	8.8	-
長野県		豊丘村	-	(15.00)	7.0	3.0
長野県		大鹿村	-	(15.00)	1.9	-
長野県		上松町	-	(15.00)	5.6	17.7
長野県		南木曽町	-	(15.00)	6.9	12.4
長野県		木曽町	-	(15.00)	5.9	-
長野県		王滝村	-	(15.00)	5.5	-
長野県		大桑村	-	(15.00)	9.2	29.1
長野県		木曽町	-	(14.13)	4.9	-
長野県		麻績村	-	(15.00)	5.8	-
長野県		生坂村	-	(15.00)	7.8	-
長野県		山形村	-	(15.00)	4.9	-
長野県		朝日村	-	(15.00)	7.1	-
長野県		筑北村	-	(15.00)	4.8	-
長野県		池田町	-	(15.00)	8.8	-
長野県		松川村	-	(15.00)	3.5	-
長野県		白馬村	-	(15.00)	9.4	36.2

-32-

(2) 市区町村(政令市を含む)

(単位: %)				
都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率
長野県	小谷村	- (15.00)	- (20.00)	12.0
長野県	坂城町	- (15.00)	- (20.00)	8.8
長野県	小布施町	- (15.00)	- (20.00)	4.1
長野県	高山村	- (15.00)	- (20.00)	15.6
長野県	山ノ内町	- (15.00)	- (20.00)	8.8
長野県	木島平村	- (15.00)	- (20.00)	79.7
長野県	野沢温泉村	- (15.00)	- (20.00)	9.7
長野県	信濃町	- (15.00)	- (20.00)	12.1
長野県	小川村	- (15.00)	- (20.00)	8.4
長野県	飯綱町	- (15.00)	- (20.00)	21.0
長野県	栄村	- (15.00)	- (20.00)	9.6
岐阜県	岐阜市	- (11.25)	- (16.25)	5.9
岐阜県	大垣市	- (11.60)	- (16.60)	4.6
岐阜県	高山市	- (11.90)	- (16.90)	0.9
岐阜県	多治見市	- (12.28)	- (17.28)	9.9
岐阜県	関市	- (12.21)	- (17.21)	-1.9
岐阜県	中津川市	- (12.15)	- (17.15)	4.6
岐阜県	美濃市	- (14.55)	- (19.55)	10.5
岐阜県	瑞浪市	- (13.52)	- (18.52)	36.5
岐阜県	羽島市	- (12.93)	- (17.93)	4.3
岐阜県	恵那市	- (12.64)	- (17.64)	5.0
岐阜県	美濃加茂市	- (13.10)	- (18.10)	6.0
岐阜県	土岐市	- (13.00)	- (18.00)	6.2
岐阜県	各務原市	- (11.91)	- (16.91)	5.3
岐阜県	可児市	- (12.54)	- (17.54)	1.3
岐阜県	山梨市	- (13.59)	- (18.59)	0.1
岐阜県	瑞穂市	- (13.18)	- (18.18)	32.8
岐阜県	飛騨市	- (13.18)	- (18.18)	1.6
岐阜県	本巣市	- (13.24)	- (18.24)	13.6
岐阜県	郡上市	- (12.59)	- (17.59)	5.4
岐阜県	下呂市	- (12.89)	- (17.89)	12.7
岐阜県	海津市	- (13.27)	- (18.27)	67.4
岐阜県	岐阜市	- (15.00)	- (20.00)	13.3
岐阜県	笠松町	- (15.00)	- (20.00)	10.9
岐阜県	養老町	- (14.17)	- (19.17)	3.7
岐阜県	垂井町	- (14.45)	- (19.45)	105.0
岐阜県	関ヶ原町	- (15.00)	- (20.00)	6.0
岐阜県	神戸町	- (15.00)	- (20.00)	7.7
岐阜県	輪之内町	- (15.00)	- (20.00)	90.9
岐阜県	安八町	- (13.39)	- (18.39)	24.7
岐阜県	揖斐川町	- (15.00)	- (20.00)	76.7
岐阜県	大野町	- (15.00)	- (20.00)	58.8
岐阜県	池田町	- (14.75)	- (19.75)	15.5
岐阜県	北方町	- (15.00)	- (20.00)	97.2
岐阜県	坂形町	- (15.00)	- (20.00)	7.7
岐阜県	富加町	- (15.00)	- (20.00)	-
岐阜県	川辺町	- (15.00)	- (20.00)	-
岐阜県	七宗町	- (15.00)	- (20.00)	-
岐阜県	八百津町	- (15.00)	- (20.00)	-
岐阜県	白川町	- (15.00)	- (20.00)	-
岐阜県	東白川村	- (15.00)	- (20.00)	10.3
岐阜県	御嵩町	- (15.00)	- (20.00)	10.2
岐阜県	白川村	- (15.00)	- (20.00)	7.5
岐阜県	静岡市	- (11.25)	- (16.25)	0.1
静岡県	浜松市	- (11.25)	- (16.25)	7.3
静岡県	沼津市	- (11.43)	- (16.43)	7.4
静岡県	沼津市	- (11.43)	- (16.43)	4.5

(2) 市区町村(政令市を含む)

(単位: %)				
都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率
静岡県	熱海市	- (13.33)	- (18.33)	4.4
静岡県	三島市	- (12.42)	- (17.42)	9.2
静岡県	富士宮市	- (12.01)	- (17.01)	14.9
静岡県	伊東市	- (12.75)	- (17.75)	3.2
静岡県	島田市	- (12.34)	- (17.34)	6.4
静岡県	富士市	- (11.26)	- (16.26)	7.4
静岡県	磐田市	- (11.49)	- (16.49)	3.0
静岡県	焼津市	- (11.98)	- (16.98)	5.9
静岡県	掛川市	- (11.94)	- (16.94)	4.3
静岡県	藤枝市	- (11.90)	- (16.90)	1.0
静岡県	御殿場市	- (12.58)	- (17.58)	6.3
静岡県	袋井市	- (12.53)	- (17.53)	2.6
静岡県	下田市	- (14.44)	- (19.44)	10.2
静岡県	裾野市	- (13.03)	- (18.03)	76.7
静岡県	湖西市	- (12.88)	- (17.88)	8.8
静岡県	伊豆市	- (13.31)	- (18.31)	59.4
静岡県	御前崎市	- (13.44)	- (18.44)	38.9
静岡県	菊川市	- (13.11)	- (18.11)	19.5
静岡県	伊豆の国市	- (13.09)	- (18.09)	25.8
静岡県	真伊豆町	- (13.03)	- (18.03)	6.0
静岡県	河津町	- (15.00)	- (20.00)	-0.3
静岡県	南伊豆町	- (15.00)	- (20.00)	10.8
静岡県	松崎町	- (15.00)	- (20.00)	7.7
静岡県	西伊豆町	- (13.85)	- (18.85)	2.5
静岡県	函南町	- (14.28)	- (19.28)	2.5
静岡県	清水町	- (13.27)	- (18.27)	5.2
静岡県	長泉町	- (14.78)	- (19.78)	2.0
静岡県	小山町	- (14.22)	- (19.22)	68.2
静岡県	吉田町	- (15.00)	- (20.00)	73.9
静岡県	川根本町	- (15.00)	- (20.00)	9.0
静岡県	森町	- (15.00)	- (20.00)	10.8
愛知県	名古屋市長	- (11.25)	- (16.25)	4.5
愛知県	豊橋市	- (11.25)	- (16.25)	9.3
愛知県	岡崎市	- (11.25)	- (16.25)	10.5
愛知県	一宮市	- (11.25)	- (16.25)	4.4
愛知県	瀬戸市	- (12.18)	- (17.18)	-1.2
愛知県	半田市	- (12.09)	- (17.09)	3.3
愛知県	春日井市	- (11.25)	- (16.25)	0.4
愛知県	津島市	- (11.50)	- (16.50)	1.8
愛知県	碧南市	- (12.99)	- (17.99)	4.6
愛知県	刈谷市	- (12.50)	- (17.50)	-0.1
愛知県	豊田市	- (11.50)	- (16.50)	5.0
愛知県	安城市	- (11.25)	- (16.25)	32.2
愛知県	西尾市	- (11.55)	- (16.55)	1.7
愛知県	蒲郡市	- (12.65)	- (17.65)	-2.3
愛知県	大山市	- (12.82)	- (17.82)	3.4
愛知県	常滑市	- (12.90)	- (17.90)	1.0
愛知県	江南市	- (12.58)	- (17.58)	2.5
愛知県	小牧市	- (11.66)	- (16.66)	-0.4
愛知県	稲沢市	- (11.87)	- (16.87)	9.5
愛知県	新城市	- (12.83)	- (17.83)	4.7
愛知県	真海市	- (11.87)	- (16.87)	13.2
愛知県	大府市	- (12.46)	- (17.46)	4.2
愛知県	知多市	- (12.64)	- (17.64)	29.1
愛知県	知多市	- (12.64)	- (17.64)	121.9
愛知県	知多市	- (12.64)	- (17.64)	7.7
愛知県	知多市	- (12.64)	- (17.64)	3.2
愛知県	知多市	- (12.64)	- (17.64)	5.6
愛知県	知多市	- (12.64)	- (17.64)	33.2
愛知県	知多市	- (12.64)	- (17.64)	24.4
愛知県	知多市	- (12.64)	- (17.64)	0.3
愛知県	知多市	- (12.64)	- (17.64)	-2.4
愛知県	知多市	- (12.64)	- (17.64)	22.1

(2) 市区町村(政令市を含む)

(単位: %)				
都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率
愛知県	知立市	- (12.92)	- (17.92)	2.9
愛知県	尾張旭市	- (17.80)	- (17.80)	0.3
愛知県	高浜市	- (18.34)	- (18.34)	-0.4
愛知県	岩倉市	- (18.50)	- (18.50)	30.5
愛知県	豊明市	- (12.92)	- (17.92)	0.2
愛知県	日進市	- (12.65)	- (17.65)	1.7
愛知県	田原市	- (12.31)	- (17.31)	5.4
愛知県	清須市	- (12.77)	- (17.77)	4.0
愛知県	北名古屋	- (12.72)	- (17.72)	2.1
愛知県	弥富市	- (13.31)	- (17.65)	3.1
愛知県	みよし市	- (12.53)	- (17.53)	6.3
愛知県	あま市	- (12.61)	- (17.61)	7.1
愛知県	長久手市	- (13.13)	- (18.13)	-1.4
愛知県	東郷町	- (13.74)	- (18.74)	3.0
愛知県	豊山町	- (15.00)	- (20.00)	-1.1
愛知県	大口町	- (14.42)	- (19.42)	1.0
愛知県	扶桑町	- (14.20)	- (19.20)	1.2
愛知県	大治町	- (14.65)	- (19.65)	2.9
愛知県	蟹江町	- (14.02)	- (19.02)	4.5
愛知県	飛島村	- (15.00)	- (20.00)	-0.9
愛知県	阿久比町	- (14.59)	- (19.59)	1.1
愛知県	東浦町	- (13.41)	- (18.41)	1.4
愛知県	南知多町	- (14.98)	- (19.98)	3.6
愛知県	美浜町	- (15.00)	- (20.00)	2.4
愛知県	武豊町	- (13.68)	- (18.68)	2.0
愛知県	幸田町	- (13.45)	- (18.45)	5.3
愛知県	設楽町	- (15.00)	- (20.00)	8.9
愛知県	東栄町	- (15.00)	- (20.00)	7.4
愛知県	豊根村	- (15.00)	- (20.00)	10.0
三重県	津市	- (11.25)	- (16.25)	5.0
三重県	四日市市	- (11.25)	- (16.25)	5.0
三重県	伊勢市	- (11.81)	- (16.81)	3.7
三重県	松阪市	- (11.47)	- (16.47)	2.4
三重県	桑名市	- (11.80)	- (16.80)	10.5
三重県	鈴鹿市	- (11.53)	- (16.53)	4.4
三重県	名張市	- (12.72)	- (17.72)	15.9
三重県	尾鷲市	- (14.52)	- (19.52)	11.2
三重県	亀山市	- (12.96)	- (17.96)	1.4
三重県	鳥羽市	- (14.29)	- (19.29)	8.3
三重県	熊野市	- (14.03)	- (19.03)	4.0
三重県	いなべ市	- (12.91)	- (17.91)	7.3
三重県	志摩市	- (12.66)	- (17.66)	10.6
三重県	伊賀市	- (11.92)	- (16.92)	12.2
三重県	木曽岬町	- (15.00)	- (20.00)	2.7
三重県	東員町	- (14.65)	- (19.65)	3.0
三重県	菟野町	- (13.67)	- (18.67)	1.1
三重県	朝日町	- (15.00)	- (20.00)	6.0
三重県	川越町	- (14.96)	- (19.96)	2.2
三重県	多気町	- (14.80)	- (19.80)	6.2
三重県	明和町	- (14.82)	- (19.82)	8.7
三重県	大台町	- (15.00)	- (20.00)	8.8
三重県	玉城町	- (15.00)	- (20.00)	8.0
三重県	度会町	- (15.00)	- (20.00)	3.8
三重県	大紀町	- (15.00)	- (20.00)	10.3
三重県	南伊勢町	- (14.53)	- (19.53)	9.3
				34.3
				47.2

-35-

(2) 市区町村(政令市を含む)

(単位: %)				
都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率
三重県	紀北町	- (14.43)	- (19.43)	7.0
三重県	御浜町	- (15.00)	- (20.00)	6.7
三重県	紀宝町	- (15.00)	- (20.00)	8.1
滋賀県	大津市	- (11.25)	- (16.25)	2.8
滋賀県	彦根市	- (12.16)	- (17.16)	8.2
滋賀県	長浜市	- (11.64)	- (16.64)	4.4
滋賀県	近江八幡市	- (12.60)	- (17.60)	3.5
滋賀県	守山市	- (12.04)	- (17.04)	6.2
滋賀県	守山市	- (12.69)	- (17.69)	4.4
滋賀県	栗東市	- (12.57)	- (17.57)	16.7
滋賀県	甲賀市	- (12.12)	- (17.12)	10.0
滋賀県	野洲市	- (13.03)	- (18.03)	12.9
滋賀県	湖南市	- (13.01)	- (18.01)	9.7
滋賀県	高島市	- (12.65)	- (17.65)	10.5
滋賀県	真近江市	- (11.81)	- (16.81)	8.9
滋賀県	米原市	- (13.00)	- (18.00)	5.0
滋賀県	白野町	- (14.57)	- (19.57)	4.6
滋賀県	竜王町	- (15.00)	- (20.00)	11.9
滋賀県	愛荘町	- (14.54)	- (19.54)	5.0
滋賀県	豊郷町	- (15.00)	- (20.00)	0.6
滋賀県	甲良町	- (15.00)	- (20.00)	11.9
滋賀県	多賀町	- (15.00)	- (20.00)	6.6
京都府	京都市	- (11.25)	- (16.25)	57.2
京都府	福知山市	- (12.17)	- (17.17)	12.8
京都府	舞鶴市	- (12.54)	- (17.54)	74.7
京都府	綾部市	- (13.41)	- (18.41)	113.0
京都府	宇治市	- (11.62)	- (16.62)	10.4
京都府	宇治市	- (11.62)	- (16.62)	2.1
京都府	宮津市	- (14.42)	- (19.42)	20.3
京都府	城陽市	- (12.75)	- (17.75)	12.8
京都府	向日市	- (13.16)	- (18.16)	9.4
京都府	向日市	- (12.81)	- (17.81)	1.8
京都府	八幡市	- (12.69)	- (17.69)	0.7
京都府	京田辺市	- (12.82)	- (17.82)	0.9
京都府	京丹後市	- (12.49)	- (17.49)	4.1
京都府	京丹波市	- (12.85)	- (17.85)	11.1
京都府	木津川市	- (12.65)	- (17.65)	13.4
京都府	大山崎町	- (15.00)	- (20.00)	10.3
京都府	久御山町	- (15.00)	- (20.00)	6.5
京都府	井手町	- (15.00)	- (20.00)	-1.0
京都府	宇治田原町	- (15.00)	- (20.00)	-0.2
京都府	笠置町	- (15.00)	- (20.00)	4.5
京都府	和束町	- (15.00)	- (20.00)	2.2
京都府	精華町	- (13.72)	- (18.72)	11.1
京都府	南山城村	- (15.00)	- (20.00)	13.4
京都府	京丹波町	- (14.14)	- (19.14)	8.9
京都府	伊根町	- (15.00)	- (20.00)	15.0
京都府	与野町	- (13.90)	- (18.90)	6.1
大阪府	大阪市	- (11.25)	- (16.25)	14.9
大阪府	堺市	- (11.25)	- (16.25)	5.7
大阪府	岸和田市	- (11.42)	- (16.42)	5.6
大阪府	豊中市	- (11.25)	- (16.25)	10.5
大阪府	池田市	- (12.41)	- (17.41)	5.1
大阪府	吹田市	- (11.25)	- (16.25)	4.7
大阪府	泉大津市	- (12.67)	- (17.67)	-2.2
大阪府	高槻市	- (11.25)	- (16.25)	13.7
				0.2
				91.8
				-

-36-

(2) 市区町村(政令市を含む)

(単位: %)					
都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
大阪府	貝塚市	- (12.59)	- (17.59)	8.2	64.0
大阪府	守口市	- (11.75)	- (16.75)	7.2	66.4
大阪府	枚方市	- (11.25)	- (16.25)	-0.3	-
大阪府	茨木市	- (11.25)	- (16.25)	-3.5	-
大阪府	八尾市	- (11.25)	- (16.25)	6.9	30.5
大阪府	泉佐野市	- (12.26)	- (17.26)	18.2	149.1
大阪府	富田林市	- (12.27)	- (17.27)	-1.1	-
大阪府	寝屋川市	- (11.33)	- (16.33)	1.7	-
大阪府	河内長野市	- (12.42)	- (17.42)	1.3	-
大阪府	松原市	- (12.13)	- (17.13)	8.6	75.3
大阪府	大東市	- (12.16)	- (17.16)	4.1	-
大阪府	和泉市	- (11.64)	- (16.64)	6.6	-
大阪府	箕面市	- (12.02)	- (17.02)	0.3	-
大阪府	柏原市	- (12.79)	- (17.79)	6.7	-
大阪府	羽曳野市	- (12.23)	- (17.23)	8.5	20.6
大阪府	門真市	- (11.96)	- (16.96)	6.1	51.2
大阪府	摂津市	- (12.51)	- (17.51)	2.9	-
大阪府	高石市	- (12.94)	- (17.94)	15.6	155.5
大阪府	藤井寺市	- (12.88)	- (17.88)	2.1	44.5
大阪府	東大阪府	- (11.25)	- (16.25)	4.4	8.7
大阪府	泉南市	- (12.96)	- (17.96)	12.0	104.9
大阪府	四條畷市	- (13.11)	- (18.11)	6.1	-
大阪府	交野市	- (12.82)	- (17.82)	11.9	121.6
大阪府	大阪狭山市	- (13.09)	- (18.09)	3.0	1.3
大阪府	阪南市	- (13.19)	- (18.19)	8.0	84.2
大阪府	島本町	- (14.15)	- (19.15)	4.3	-
大阪府	豊能町	- (15.00)	- (20.00)	6.2	-
大阪府	能勢町	- (15.00)	- (20.00)	14.7	121.2
大阪府	忠岡町	- (15.00)	- (20.00)	17.8	89.8
大阪府	熊取町	- (13.71)	- (18.71)	6.8	-
大阪府	田尻町	- (15.00)	- (20.00)	8.2	-
大阪府	太子町	- (15.00)	- (20.00)	13.5	111.0
大阪府	河内町	- (15.00)	- (20.00)	7.4	-
大阪府	千早赤阪村	- (15.00)	- (20.00)	6.2	22.8
大阪府	神戸市	- (11.25)	- (16.25)	6.6	78.8
兵庫県	姫路市	- (11.25)	- (16.25)	4.2	3.7
兵庫県	明石市	- (11.25)	- (16.25)	13.5	102.6
兵庫県	西宮市	- (11.25)	- (16.25)	2.9	41.5
兵庫県	芦屋市	- (12.23)	- (17.23)	8.3	128.4
兵庫県	伊丹市	- (11.44)	- (16.44)	7.1	-
兵庫県	相生市	- (13.72)	- (18.72)	14.3	116.7
兵庫県	豊岡市	- (11.89)	- (16.89)	11.9	89.4
兵庫県	加古川市	- (11.28)	- (16.28)	3.7	-
兵庫県	赤穂市	- (13.02)	- (18.02)	9.4	136.4
兵庫県	西脇市	- (13.09)	- (18.09)	8.7	15.1
兵庫県	宝塚市	- (11.37)	- (16.37)	4.1	30.2
兵庫県	三木市	- (17.57)	- (22.57)	3.8	45.0
兵庫県	高砂市	- (12.47)	- (17.47)	10.0	75.1
兵庫県	川西市	- (11.79)	- (16.79)	11.4	106.3
兵庫県	小野市	- (13.13)	- (18.13)	3.9	-
兵庫県	三田市	- (12.24)	- (17.24)	7.9	2.7
兵庫県	加西市	- (13.11)	- (18.11)	8.0	76.9
兵庫県	篠山市	- (12.88)	- (17.88)	19.1	187.2

-37-

(2) 市区町村(政令市を含む)

(単位: %)					
都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
兵庫県	養父市	- (13.05)	- (18.05)	7.2	-
兵庫県	丹波市	- (12.37)	- (17.37)	6.3	16.8
兵庫県	南あわじ市	- (12.69)	- (17.69)	14.3	135.6
兵庫県	朝来市	- (12.96)	- (17.96)	10.0	33.8
兵庫県	淡路市	- (12.62)	- (17.62)	15.5	191.6
兵庫県	兵要市	- (12.79)	- (17.79)	13.4	111.1
兵庫県	加東市	- (13.05)	- (18.05)	4.7	-
兵庫県	たつの市	- (12.38)	- (17.38)	12.4	24.3
兵庫県	猪名川町	- (14.18)	- (19.18)	1.5	-
兵庫県	多可町	- (13.85)	- (18.85)	16.8	37.6
兵庫県	稲美町	- (14.16)	- (19.16)	4.9	-
兵庫県	播磨町	- (14.16)	- (19.16)	-0.3	-
兵庫県	市川町	- (15.00)	- (20.00)	10.9	73.8
兵庫県	福崎町	- (14.83)	- (19.83)	11.5	137.6
兵庫県	神河町	- (14.97)	- (19.97)	16.0	44.2
兵庫県	太子町	- (14.07)	- (19.07)	10.2	93.9
兵庫県	上郡町	- (15.00)	- (20.00)	18.5	203.8
兵庫県	佐用町	- (13.64)	- (18.64)	6.6	-
兵庫県	香美町	- (13.65)	- (18.65)	9.2	91.6
兵庫県	新温泉町	- (14.32)	- (19.32)	10.8	76.8
奈良県	奈良市	- (11.25)	- (16.25)	12.7	161.1
奈良県	大和高田市	- (12.80)	- (17.80)	9.7	52.2
奈良県	大和郡山市	- (12.57)	- (17.57)	12.7	81.5
奈良県	天理市	- (12.83)	- (17.83)	10.3	49.3
奈良県	橿原市	- (12.17)	- (17.17)	7.6	62.8
奈良県	桜井市	- (13.02)	- (18.02)	7.8	94.2
奈良県	五條市	- (13.23)	- (18.23)	14.3	119.6
奈良県	御所市	- (13.86)	- (18.86)	13.3	128.1
奈良県	生駒市	- (12.27)	- (17.27)	1.3	-
奈良県	香芝市	- (12.79)	- (17.79)	18.4	126.0
奈良県	葛城市	- (13.55)	- (18.55)	6.4	50.0
奈良県	宇陀市	- (13.15)	- (18.15)	14.7	118.2
奈良県	山添村	- (15.00)	- (20.00)	2.0	2.5
奈良県	平群町	- (15.00)	- (20.00)	14.2	216.1
奈良県	三郷町	- (15.00)	- (20.00)	-0.7	19.4
奈良県	斑鳩町	- (14.48)	- (19.48)	6.8	56.7
奈良県	安堵町	- (15.00)	- (20.00)	5.1	3.6
奈良県	川西町	- (15.00)	- (20.00)	7.0	-
奈良県	田原本町	- (15.00)	- (20.00)	6.5	60.6
奈良県	三宅町	- (14.02)	- (19.02)	7.2	73.3
奈良県	曽爾村	- (15.00)	- (20.00)	0.4	-
奈良県	御杖村	- (15.00)	- (20.00)	5.4	-
奈良県	高取町	- (15.00)	- (20.00)	8.8	121.0
奈良県	明日香村	- (15.00)	- (20.00)	6.0	40.3
奈良県	上牧町	- (15.00)	- (20.00)	14.4	138.1
奈良県	王寺町	- (14.93)	- (19.93)	4.0	-
奈良県	広陵町	- (13.93)	- (18.93)	8.7	52.5
奈良県	河合町	- (15.00)	- (20.00)	20.6	219.1
奈良県	吉野町	- (15.00)	- (20.00)	7.6	87.1
奈良県	大淀町	- (15.00)	- (20.00)	7.7	-
奈良県	下市町	- (15.00)	- (20.00)	13.8	113.7
奈良県	黒滝村	- (15.00)	- (20.00)	4.3	-
奈良県	天川村	- (15.00)	- (20.00)	10.3	11.1
奈良県	野迫川村	- (15.00)	- (20.00)	9.3	-
奈良県	十津川村	- (15.00)	- (20.00)	6.8	22.4
奈良県	下北山村	- (15.00)	- (20.00)	5.5	-

-38-

(2) 市区町村(政令市を含む)

(単位: %)					
都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
奈良県	上北山村	- (15.00)	-	4.8	-
奈良県	川上村	- (15.00)	-	3.1	-
奈良県	東吉野村	- (15.00)	-	7.9	2.3
和歌山県	和歌山市	- (11.25)	-	11.7	118.7
和歌山県	海南市	- (12.88)	-	7.1	89.4
和歌山県	橋本町	- (12.68)	-	13.1	120.6
和歌山県	有田町	- (13.95)	-	11.0	-
和歌山県	御坊市	- (14.13)	-	11.4	103.3
和歌山県	田辺市	- (12.19)	-	5.5	78.6
和歌山県	新宮市	- (13.45)	-	16.1	-
和歌山県	紀の川市	- (12.57)	-	9.8	-
和歌山県	岩出市	- (13.34)	-	3.5	-
和歌山県	紀美野町	- (15.00)	-	7.7	78.0
和歌山県	かつらぎ町	- (14.55)	-	11.6	113.1
和歌山県	九度山町	- (15.00)	-	15.4	91.3
和歌山県	高野町	- (15.00)	-	7.2	-
和歌山県	湯淺町	- (15.00)	-	9.7	48.8
和歌山県	広川町	- (15.00)	-	5.2	-
和歌山県	有田川町	- (13.33)	-	11.3	15.0
和歌山県	美浜町	- (15.00)	-	5.8	53.9
和歌山県	日高町	- (15.00)	-	6.7	68.3
和歌山県	由良町	- (15.00)	-	11.1	170.9
和歌山県	印南町	- (15.00)	-	7.1	-
和歌山県	みなべ町	- (14.80)	-	13.2	25.5
和歌山県	白浜町	- (14.72)	-	12.6	0.2
和歌山県	日高川町	- (14.04)	-	7.0	56.5
和歌山県	上富田町	- (15.00)	-	13.1	90.0
和歌山県	すさみ町	- (15.00)	-	6.4	-
和歌山県	那智勝浦町	- (15.00)	-	5.5	50.6
和歌山県	太地町	- (15.00)	-	3.6	-
和歌山県	古座川町	- (15.00)	-	5.5	-
和歌山県	北山村	- (14.42)	-	2.0	-
和歌山県	串本町	- (11.25)	-	8.5	71.3
鳥取県	鳥取市	- (11.73)	-	11.2	68.7
鳥取県	米子市	- (16.73)	-	11.9	117.2
鳥取県	倉吉市	- (12.87)	-	13.2	113.8
鳥取県	境港市	- (13.78)	-	13.4	137.2
鳥取県	岩美町	- (15.00)	-	13.1	47.7
鳥取県	若桜町	- (15.00)	-	6.3	-
鳥取県	智頭町	- (15.00)	-	10.5	93.7
鳥取県	八頭町	- (14.07)	-	8.2	8.9
鳥取県	三朝町	- (15.00)	-	9.4	-
鳥取県	湯梨浜町	- (14.39)	-	14.1	9.5
鳥取県	琴浦町	- (14.25)	-	12.8	106.8
鳥取県	北栄町	- (14.70)	-	13.0	96.2
鳥取県	日吉津村	- (15.00)	-	9.6	16.0
鳥取県	大山町	- (14.08)	-	9.7	9.7
鳥取県	南伯町	- (15.00)	-	12.8	17.1
鳥取県	伯耆町	- (15.00)	-	8.0	-
鳥取県	日南町	- (15.00)	-	8.6	-
鳥取県	江府町	- (15.00)	-	11.6	69.6
鳥取県	松江市	- (11.25)	-	10.7	108.8
鳥取県	浜田市	- (12.46)	-	14.6	72.3
鳥取県	出雲市	- (11.32)	-	16.6	165.4
鳥取県	益田市	- (12.80)	-	14.8	132.8

(2) 市区町村(政令市を含む)

(単位: %)					
都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
鳥根県	大田市	- (12.91)	-	13.6	94.0
鳥根県	安来市	- (12.83)	-	15.9	130.7
鳥根県	江津市	- (13.57)	-	13.4	119.6
鳥根県	雲南市	- (12.60)	-	11.0	91.3
鳥根県	奥出雲町	- (13.78)	-	14.3	177.6
鳥根県	飯南町	- (15.00)	-	9.2	49.1
鳥根県	川本町	- (15.00)	-	6.9	15.9
鳥根県	美郷町	- (15.00)	-	12.4	75.6
鳥根県	邑南町	- (13.97)	-	14.0	109.0
鳥根県	津和野町	- (15.00)	-	10.8	83.4
鳥根県	吉賀町	- (15.00)	-	5.3	40.5
鳥根県	海士町	- (15.00)	-	20.00	186.5
鳥根県	西ノ島町	- (15.00)	-	11.1	89.0
鳥根県	関天村	- (15.00)	-	12.5	29.6
鳥根県	隠岐の島町	- (13.53)	-	11.3	90.2
岡山県	岡山市	- (11.25)	-	7.0	18.3
岡山県	倉敷市	- (11.25)	-	5.8	42.7
岡山県	津山市	- (11.95)	-	11.6	136.2
岡山県	玉野市	- (12.80)	-	5.6	17.6
岡山県	笠岡市	- (12.99)	-	6.0	74.2
岡山県	井原市	- (17.99)	-	10.6	-
岡山県	総社市	- (12.72)	-	9.4	18.9
岡山県	高梁市	- (12.88)	-	11.7	88.3
岡山県	新見市	- (12.75)	-	9.5	51.3
岡山県	備前市	- (13.06)	-	12.5	8.7
岡山県	瀬戸内市	- (13.22)	-	10.6	43.1
岡山県	赤磐市	- (13.00)	-	8.0	24.5
岡山県	真庭市	- (12.51)	-	9.0	-
岡山県	美作市	- (12.89)	-	13.2	22.3
岡山県	浅口市	- (13.45)	-	10.6	8.8
岡山県	和気町	- (14.66)	-	12.9	77.8
岡山県	早島町	- (20.00)	-	6.7	14.6
岡山県	里庄町	- (15.00)	-	7.3	-
岡山県	矢掛町	- (15.00)	-	8.2	-
岡山県	新庄村	- (15.00)	-	5.2	-
岡山県	鏡野町	- (14.01)	-	8.3	72.1
岡山県	勝央町	- (15.00)	-	14.3	111.0
岡山県	奈義町	- (15.00)	-	4.8	-
岡山県	西粟倉村	- (20.00)	-	7.7	-
岡山県	久米南町	- (15.00)	-	13.9	53.9
岡山県	美咲町	- (14.00)	-	10.5	33.0
岡山県	吉備中央町	- (14.66)	-	10.8	40.4
広島県	広島市	- (11.25)	-	13.8	199.6
広島県	呉市	- (11.25)	-	8.1	82.1
広島県	竹原市	- (14.02)	-	8.7	63.4
広島県	三原市	- (11.97)	-	7.0	35.3
広島県	尾道市	- (11.61)	-	6.6	36.2
広島県	福山市	- (11.25)	-	2.1	-
広島県	府中市	- (13.09)	-	9.6	72.2
広島県	三次市	- (12.25)	-	7.5	48.7
広島県	庄原市	- (12.59)	-	15.1	124.8
広島県	大竹市	- (13.89)	-	16.7	167.8
広島県	東広島市	- (11.35)	-	0.8	-
広島県	廿日市市	- (11.93)	-	13.7	54.5
広島県	安芸高田市	- (12.95)	-	13.7	88.1
広島県	江田島市	- (13.44)	-	6.1	10.1

(2) 市区町村(政令市を含む)

都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
(単位: %)					
広島県	府中町	- (13.31)	- (18.31)	7.9	130.7
広島県	熊田町	- (14.31)	- (19.31)	10.2	-
広島県	熊野町	- (14.86)	- (19.86)	7.3	2.3
広島県	坂町	- (15.00)	- (20.00)	4.5	-
広島県	安芸太田町	- (15.00)	- (20.00)	9.5	69.1
広島県	北広島町	- (13.40)	- (18.40)	15.9	94.0
広島県	大崎上島町	- (15.00)	- (20.00)	10.7	-
広島県	世羅町	- (13.88)	- (18.88)	9.6	13.9
広島県	神石高原町	- (14.24)	- (19.24)	6.7	-
山口県	下関市	- (11.25)	- (16.25)	10.0	101.1
山口県	宇部市	- (11.56)	- (16.56)	6.3	28.5
山口県	山口市	- (11.33)	- (16.33)	4.4	22.5
山口県	萩市	- (12.58)	- (17.58)	7.6	-
山口県	防府市	- (12.21)	- (17.21)	3.0	-
山口県	下松市	- (13.12)	- (18.12)	1.2	13.7
山口県	岩国市	- (11.60)	- (16.60)	6.9	5.5
山口県	光市	- (12.99)	- (17.99)	10.0	52.5
山口県	真門市	- (12.97)	- (17.97)	8.7	21.5
山口県	柳井市	- (13.38)	- (18.38)	10.3	59.1
山口県	美祢市	- (13.38)	- (18.38)	14.0	49.7
山口県	周南市	- (11.57)	- (16.57)	7.9	90.7
山口県	山陽小野田市	- (12.63)	- (17.63)	9.8	70.8
山口県	周防大島町	- (13.47)	- (18.47)	11.5	45.7
山口県	和木町	- (15.00)	- (20.00)	7.7	40.4
山口県	上関町	- (15.00)	- (20.00)	10.2	-
山口県	田布施町	- (15.00)	- (20.00)	12.7	73.7
山口県	平井町	- (15.00)	- (20.00)	13.7	164.3
山口県	阿武町	- (15.00)	- (20.00)	0.0	-
徳島県	徳島市	- (11.25)	- (16.25)	6.6	79.1
徳島県	鳴門市	- (12.91)	- (17.91)	15.3	122.5
徳島県	小松島市	- (13.63)	- (18.63)	11.8	99.9
徳島県	吉野川市	- (12.51)	- (17.51)	5.2	-
徳島県	阿南市	- (13.01)	- (18.01)	9.8	34.4
徳島県	阿波市	- (12.99)	- (17.99)	7.0	-
徳島県	美馬市	- (13.07)	- (18.07)	10.3	52.5
徳島県	三好市	- (12.82)	- (17.82)	6.8	-
徳島県	勝浦町	- (15.00)	- (20.00)	4.2	-
徳島県	上勝町	- (15.00)	- (20.00)	4.5	-
徳島県	佐那河内村	- (15.00)	- (20.00)	1.2	-
徳島県	石井町	- (14.58)	- (19.58)	4.9	-
徳島県	神山町	- (15.00)	- (20.00)	2.3	-
徳島県	那賀町	- (14.34)	- (19.34)	6.9	-
徳島県	牟岐町	- (15.00)	- (20.00)	7.1	64.2
徳島県	美波町	- (15.00)	- (20.00)	4.7	-
徳島県	海陽町	- (15.00)	- (20.00)	1.2	-
徳島県	松茂町	- (15.00)	- (20.00)	-2.5	-
徳島県	北島町	- (15.00)	- (20.00)	4.9	-
徳島県	藍住町	- (14.12)	- (19.12)	4.4	-
徳島県	板野町	- (15.00)	- (20.00)	9.5	-
徳島県	上板町	- (15.00)	- (20.00)	7.0	-
徳島県	つるぎ町	- (14.91)	- (19.91)	8.6	24.6
徳島県	東みよし町	- (15.00)	- (20.00)	5.2	-
徳島県	高松市	- (11.25)	- (16.25)	8.7	69.8
香川県	丸亀市	- (12.10)	- (17.10)	4.8	61.7
香川県	坂出市	- (12.90)	- (17.90)	11.7	81.5
香川県	善通寺市	- (13.79)	- (18.79)	5.0	-

-41-

(2) 市区町村(政令市を含む)

都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
(単位: %)					
香川県	観音寺市	- (12.72)	- (17.72)	9.4	77.1
香川県	さぬき市	- (12.77)	- (17.77)	12.5	-
香川県	東かがわ市	- (13.39)	- (18.39)	0.7	-
香川県	三豊市	- (12.50)	- (17.50)	3.8	-
香川県	土庄町	- (15.00)	- (20.00)	6.4	24.9
香川県	小豆島町	- (14.72)	- (19.72)	5.1	-
香川県	三木町	- (14.54)	- (19.54)	3.0	4.2
香川県	直島町	- (15.00)	- (20.00)	2.7	-
香川県	宇多津町	- (15.00)	- (20.00)	4.6	16.6
香川県	綾川町	- (14.17)	- (19.17)	-1.0	-
香川県	琴平町	- (15.00)	- (20.00)	6.8	16.4
香川県	多度津町	- (14.80)	- (19.80)	9.1	138.8
香川県	まんのう町	- (14.16)	- (19.16)	7.0	-
愛媛県	松山市	- (11.25)	- (16.25)	7.4	61.2
愛媛県	今治市	- (11.32)	- (16.32)	12.8	11.8
愛媛県	宇和島市	- (12.01)	- (17.01)	4.9	-
愛媛県	八幡浜市	- (13.15)	- (18.15)	11.1	77.9
愛媛県	新居浜市	- (11.98)	- (16.98)	3.3	-
愛媛県	西条市	- (11.97)	- (16.97)	7.2	67.8
愛媛県	大洲市	- (12.79)	- (17.79)	8.5	39.5
愛媛県	伊予市	- (13.24)	- (18.24)	7.6	57.5
愛媛県	四国中央市	- (12.21)	- (17.21)	9.0	103.5
愛媛県	西予市	- (12.73)	- (17.73)	8.5	47.6
愛媛県	東温市	- (13.48)	- (18.48)	11.5	72.6
愛媛県	上島町	- (15.00)	- (20.00)	10.6	27.6
愛媛県	久万高原町	- (14.54)	- (19.54)	11.1	-
愛媛県	松前町	- (14.20)	- (19.20)	9.1	78.5
愛媛県	砥部町	- (14.89)	- (19.89)	1.5	16.3
愛媛県	伊方町	- (14.16)	- (19.16)	4.0	-
愛媛県	松野町	- (14.62)	- (19.62)	5.5	-
愛媛県	鬼北町	- (15.00)	- (20.00)	4.5	-
愛媛県	愛南町	- (15.00)	- (20.00)	7.0	-
愛媛県	高知市	- (13.36)	- (18.36)	6.1	6.3
高知県	高知市	- (11.25)	- (16.25)	14.7	164.4
高知県	室戸市	- (14.79)	- (19.79)	12.5	27.5
高知県	安芸市	- (14.29)	- (19.29)	7.6	19.7
高知県	南国市	- (13.16)	- (18.16)	7.4	62.2
高知県	土佐市	- (13.90)	- (18.90)	10.4	62.4
高知県	須崎市	- (14.04)	- (19.04)	17.3	127.7
高知県	宿毛市	- (14.16)	- (19.16)	13.3	67.1
高知県	土佐清水市	- (13.08)	- (18.08)	18.9	150.8
高知県	四万十市	- (13.08)	- (18.08)	11.1	127.4
高知県	香南市	- (13.19)	- (18.19)	8.7	-
高知県	香美市	- (13.37)	- (18.37)	8.4	-
高知県	真洋町	- (15.00)	- (20.00)	9.8	-
高知県	奈半利町	- (15.00)	- (20.00)	-1.5	-
高知県	田野町	- (15.00)	- (20.00)	1.9	-
高知県	安田町	- (15.00)	- (20.00)	3.1	-
高知県	北川村	- (15.00)	- (20.00)	-3.8	-
高知県	馬路村	- (15.00)	- (20.00)	6.3	-
高知県	芸西村	- (15.00)	- (20.00)	7.5	-
高知県	本山町	- (15.00)	- (20.00)	6.2	29.3
高知県	大豊町	- (15.00)	- (20.00)	3.8	-
高知県	土佐町	- (15.00)	- (20.00)	6.4	-
高知県	大川村	- (15.00)	- (20.00)	8.0	-
高知県	いの町	- (13.79)	- (18.79)	8.6	-

-42-

(2) 市区町村(政令市を含む)

(単位: %)					
都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
高知県	仁淀川町	- (15.00)	-	1.9	-
高知県	中土佐町	- (15.00)	-	5.3	-
高知県	佐川町	- (15.00)	-	5.1	-
高知県	越知町	- (15.00)	-	6.9	67.7
高知県	梶原町	- (15.00)	-	4.6	-
高知県	日高村	- (15.00)	-	8.2	-
高知県	津野町	- (15.00)	-	-6.1	-
高知県	四万十町	- (15.58)	-	8.6	-
高知県	大月町	- (15.00)	-	6.9	32.4
高知県	三原村	- (15.00)	-	7.3	-
高知県	黒潮町	- (14.95)	-	5.2	-
福岡県	北九州市	- (11.25)	-	12.2	175.6
福岡県	福岡市	- (11.25)	-	11.7	135.5
福岡県	大牟田市	- (11.92)	-	9.1	58.4
福岡県	久留米市	- (16.92)	-	3.6	26.5
福岡県	直方市	- (17.94)	-	8.0	58.9
福岡県	飯塚市	- (16.68)	-	4.2	27.5
福岡県	田川市	- (12.93)	-	8.1	-
福岡県	柳川市	- (12.68)	-	6.9	17.9
福岡県	八女市	- (12.50)	-	8.9	-
福岡県	筑後市	- (13.27)	-	6.9	40.4
福岡県	大川市	- (13.72)	-	9.1	68.7
福岡県	行橋市	- (12.88)	-	5.7	-
福岡県	豊前市	- (19.07)	-	10.1	57.0
福岡県	中間市	- (13.41)	-	14.6	70.1
福岡県	小郡市	- (12.10)	-	11.9	56.2
福岡県	筑紫野市	- (17.56)	-	5.5	-
福岡県	春日市	- (12.53)	-	1.3	-
福岡県	大野城市	- (12.56)	-	1.0	-
福岡県	宗像市	- (12.52)	-	0.3	-
福岡県	太宰府市	- (12.93)	-	0.5	-
福岡県	古賀市	- (18.11)	-	5.3	-
福岡県	糟津市	- (12.95)	-	6.3	2.2
福岡県	うきは市	- (13.53)	-	9.6	-
福岡県	宮若市	- (13.51)	-	5.0	-
福岡県	嘉麻市	- (12.97)	-	4.6	-
福岡県	朝倉市	- (12.78)	-	8.1	18.6
福岡県	みやま市	- (13.26)	-	5.2	-
福岡県	糸島市	- (12.49)	-	5.5	-
福岡県	那珂川町	- (13.54)	-	4.1	-
福岡県	宇美町	- (14.07)	-	9.1	29.1
福岡県	篠栗町	- (14.48)	-	6.7	-
福岡県	志免町	- (13.63)	-	5.8	-
福岡県	須恵町	- (14.68)	-	7.6	49.4
福岡県	新宮町	- (14.35)	-	8.1	72.5
福岡県	久山町	- (15.00)	-	13.7	61.9
福岡県	粕屋町	- (13.61)	-	10.8	5.5
福岡県	芦屋町	- (15.00)	-	8.3	-
福岡県	水巻町	- (14.56)	-	3.4	14.0
福岡県	岡垣町	- (14.33)	-	3.8	-
福岡県	速見町	- (15.00)	-	6.5	-
福岡県	小竹町	- (15.00)	-	11.8	77.4
福岡県	鞍手町	- (15.00)	-	8.5	-
福岡県	桂川町	- (15.00)	-	4.1	-
福岡県	筑前町	- (13.91)	-	14.0	109.4
福岡県	東峰村	- (15.00)	-	6.1	-

-43-

(2) 市区町村(政令市を含む)

(単位: %)					
都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
福岡県	大刀洗町	- (15.00)	-	6.0	-
福岡県	大木町	- (15.00)	-	7.5	-
福岡県	広川町	- (15.00)	-	6.7	4.1
福岡県	香春町	- (15.00)	-	3.4	-
福岡県	糸田町	- (15.00)	-	6.2	-
福岡県	杵田町	- (15.00)	-	5.9	-
福岡県	川崎町	- (15.00)	-	8.5	56.6
福岡県	大任町	- (15.00)	-	17.1	-
福岡県	赤村	- (15.00)	-	-4.4	-
福岡県	福智町	- (13.95)	-	4.7	-
福岡県	苅田町	- (13.54)	-	11.5	83.6
福岡県	みやこ町	- (14.15)	-	3.4	-
福岡県	吉富町	- (15.00)	-	7.9	-
福岡県	上毛町	- (15.00)	-	0.9	-
福岡県	築上町	- (14.55)	-	7.6	69.4
佐賀県	佐賀市	- (11.25)	-	2.9	-
佐賀県	唐津市	- (11.60)	-	13.5	109.9
佐賀県	鳥栖市	- (12.80)	-	6.3	-
佐賀県	多久市	- (14.48)	-	10.9	-
佐賀県	伊万里市	- (12.87)	-	16.0	91.3
佐賀県	武雄市	- (12.95)	-	7.9	36.7
佐賀県	鹿島市	- (14.02)	-	6.3	113.3
佐賀県	小城市	- (13.05)	-	4.7	-
佐賀県	嬉野市	- (13.80)	-	8.3	69.3
佐賀県	神埼市	- (13.54)	-	11.3	35.3
佐賀県	吉野ヶ里町	- (15.00)	-	11.2	-
佐賀県	基山町	- (15.00)	-	10.6	31.3
佐賀県	上峰町	- (15.00)	-	13.6	-
佐賀県	みやき町	- (13.99)	-	11.6	-
佐賀県	玄海町	- (15.00)	-	3.6	-
佐賀県	有田町	- (14.57)	-	7.2	54.2
佐賀県	大町町	- (15.00)	-	5.2	8.5
佐賀県	江北町	- (15.00)	-	9.3	-
佐賀県	白石町	- (13.78)	-	7.5	15.8
佐賀県	太良町	- (15.00)	-	3.5	-
長崎県	長崎市	- (11.25)	-	7.1	77.0
長崎県	佐世保市	- (11.25)	-	5.2	-
長崎県	島原市	- (13.11)	-	3.9	-
長崎県	諫早市	- (11.58)	-	7.4	-
長崎県	大村市	- (12.53)	-	6.8	59.8
長崎県	平戸市	- (12.90)	-	6.3	-
長崎県	松浦市	- (13.48)	-	12.2	79.5
長崎県	対馬市	- (12.62)	-	7.8	17.6
長崎県	壱岐市	- (12.95)	-	4.6	6.8
長崎県	五島市	- (12.65)	-	5.8	-
長崎県	西海市	- (12.98)	-	-0.6	-
長崎県	雲仙市	- (12.63)	-	2.6	-
長崎県	南島原市	- (12.59)	-	4.4	-
長崎県	長与町	- (13.85)	-	6.9	21.4
長崎県	時津町	- (14.49)	-	1.0	-
長崎県	真彼杵町	- (15.00)	-	12.5	75.7
長崎県	川棚町	- (15.00)	-	11.6	53.5
長崎県	波佐見町	- (15.00)	-	11.2	10.2
長崎県	小値賀町	- (15.00)	-	5.5	-
長崎県	佐々町	- (15.00)	-	8.3	-
長崎県	新上五島町	- (13.25)	-	3.9	-

-44-

(2) 市区町村(政令市を含む)

都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
熊本県	熊本市	- (11.25)	- (16.25)	8.8	127.8
熊本県	八代市	- (11.67)	- (16.67)	10.5	86.3
熊本県	人吉市	- (13.52)	- (18.52)	6.5	39.5
熊本県	荒尾市	- (13.09)	- (18.09)	9.3	-
熊本県	水俣市	- (13.73)	- (18.73)	12.4	38.4
熊本県	玉名市	- (12.60)	- (17.60)	8.2	8.4
熊本県	山鹿市	- (12.63)	- (17.63)	9.0	-
熊本県	菊池市	- (12.80)	- (17.80)	8.5	-
熊本県	宇土市	- (13.64)	- (18.64)	9.4	29.5
熊本県	上天草市	- (13.24)	- (18.24)	11.5	-
熊本県	宇城市	- (12.62)	- (17.62)	11.1	26.1
熊本県	阿蘇市	- (13.46)	- (18.46)	7.5	82.4
熊本県	天草市	- (11.71)	- (16.71)	8.8	24.4
熊本県	合志市	- (13.03)	- (18.03)	3.3	0.4
熊本県	美里町	- (15.00)	- (20.00)	5.0	-
熊本県	玉東町	- (15.00)	- (20.00)	8.0	-
熊本県	南阿蘇町	- (15.00)	- (20.00)	10.7	73.0
熊本県	和水町	- (15.00)	- (20.00)	7.9	-
熊本県	大津町	- (13.90)	- (18.90)	11.3	-
熊本県	菊陽町	- (13.65)	- (18.65)	8.4	-
熊本県	南小国町	- (15.00)	- (20.00)	5.8	34.3
熊本県	小国町	- (15.00)	- (20.00)	10.4	36.7
熊本県	産山村	- (15.00)	- (20.00)	9.1	-
熊本県	高森町	- (15.00)	- (20.00)	6.2	-
熊本県	西原村	- (15.00)	- (20.00)	3.2	-
熊本県	南阿蘇村	- (15.00)	- (20.00)	6.6	-
熊本県	御船町	- (15.00)	- (20.00)	6.0	106.0
熊本県	益島町	- (15.00)	- (20.00)	6.4	60.7
熊本県	益城町	- (14.01)	- (19.01)	8.0	-
熊本県	甲佐町	- (15.00)	- (20.00)	5.3	53.6
熊本県	山都町	- (13.91)	- (18.91)	5.9	35.7
熊本県	水川町	- (15.00)	- (20.00)	5.7	27.1
熊本県	芦北町	- (14.34)	- (19.34)	4.4	-
熊本県	津奈木町	- (15.00)	- (20.00)	1.5	-
熊本県	錦町	- (15.00)	- (20.00)	9.1	91.4
熊本県	多良木町	- (15.00)	- (20.00)	9.3	53.5
熊本県	湯前町	- (15.00)	- (20.00)	3.7	-
熊本県	水上村	- (15.00)	- (20.00)	6.8	-
熊本県	相良村	- (15.00)	- (20.00)	9.0	19.2
熊本県	五木村	- (15.00)	- (20.00)	7.6	-
熊本県	山江村	- (15.00)	- (20.00)	9.2	-
熊本県	球磨村	- (15.00)	- (20.00)	6.2	-
熊本県	あさぎり町	- (14.26)	- (19.26)	8.8	-
熊本県	苓北町	- (15.00)	- (20.00)	12.0	128.3
大分県	大分市	- (11.25)	- (16.25)	5.7	41.5
大分県	別府市	- (12.07)	- (17.07)	2.7	-
大分県	中津市	- (12.20)	- (17.20)	5.3	33.7
大分県	日田市	- (12.34)	- (17.34)	4.6	-
大分県	佐伯市	- (12.00)	- (17.00)	8.5	-
大分県	臼杵市	- (13.09)	- (18.09)	10.8	5.7
大分県	津久見市	- (14.66)	- (19.66)	11.7	50.7
大分県	竹田市	- (13.31)	- (18.31)	4.5	5.9
大分県	豊後高田市	- (13.65)	- (18.65)	8.0	-
大分県	杵築市	- (13.24)	- (18.24)	9.7	42.6
大分県	宇佐市	- (12.70)	- (17.70)	5.4	-

(2) 市区町村(政令市を含む)

都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
大分県	豊後大野市	- (12.77)	- (17.77)	4.8	-
大分県	由布市	- (13.24)	- (18.24)	7.9	34.3
大分県	国東市	- (13.03)	- (18.03)	9.5	-
大分県	姫島村	- (15.00)	- (20.00)	4.8	-
大分県	日出町	- (14.44)	- (19.44)	8.8	70.5
大分県	九重町	- (15.00)	- (20.00)	4.7	-
大分県	玖珠町	- (15.00)	- (20.00)	2.7	-
宮崎県	宮崎市	- (11.25)	- (16.25)	7.9	51.7
宮崎県	都城市	- (11.41)	- (16.41)	5.1	-
宮崎県	延岡市	- (11.71)	- (16.71)	10.2	9.3
宮崎県	日南市	- (12.75)	- (17.75)	10.3	87.7
宮崎県	小林市	- (12.83)	- (17.83)	10.5	108.6
宮崎県	日向市	- (12.73)	- (17.73)	11.4	82.2
宮崎県	串間市	- (14.15)	- (19.15)	4.6	42.6
宮崎県	西都市	- (13.57)	- (18.57)	5.2	-
宮崎県	えびの市	- (14.34)	- (19.34)	2.6	-
宮崎県	三股町	- (14.64)	- (19.64)	3.2	-
宮崎県	高原町	- (15.00)	- (20.00)	8.1	-
宮崎県	国富町	- (14.93)	- (19.93)	10.1	83.8
宮崎県	綾町	- (15.00)	- (20.00)	8.4	42.6
宮崎県	高鍋町	- (15.00)	- (20.00)	9.6	25.4
宮崎県	新富町	- (15.00)	- (20.00)	9.1	30.5
宮崎県	西米良村	- (15.00)	- (20.00)	3.9	-
宮崎県	木城町	- (15.00)	- (20.00)	5.3	-
宮崎県	川南町	- (15.00)	- (20.00)	5.3	-
宮崎県	都農町	- (15.00)	- (20.00)	9.5	-
宮崎県	門川町	- (15.00)	- (20.00)	2.2	-
宮崎県	諸塚村	- (15.00)	- (20.00)	6.9	-
宮崎県	椎葉村	- (15.00)	- (20.00)	12.0	-
宮崎県	美郷町	- (15.00)	- (20.00)	7.5	-
宮崎県	高千穂町	- (15.00)	- (20.00)	6.0	-
宮崎県	日之影町	- (15.00)	- (20.00)	6.3	-
宮崎県	五ヶ瀬町	- (15.00)	- (20.00)	4.1	-
鹿児島県	鹿児島市	- (11.25)	- (16.25)	2.7	21.0
鹿児島県	鹿屋市	- (12.05)	- (17.05)	7.2	-
鹿児島県	枕崎市	- (14.45)	- (19.45)	10.8	98.5
鹿児島県	阿久根市	- (14.33)	- (19.33)	6.9	-
鹿児島県	出水市	- (12.72)	- (17.72)	8.1	-
鹿児島県	指宿市	- (12.99)	- (17.99)	8.8	35.0
鹿児島県	西之表市	- (14.57)	- (19.57)	9.2	45.6
鹿児島県	薩摩市	- (14.85)	- (19.85)	8.7	53.6
鹿児島県	薩摩川内市	- (11.82)	- (16.82)	10.5	-
鹿児島県	日置市	- (12.82)	- (17.82)	5.7	17.7
鹿児島県	曾於市	- (12.94)	- (17.94)	5.3	-
鹿児島県	霧島市	- (11.64)	- (16.64)	8.1	-
鹿児島県	いちき串木野市	- (13.56)	- (18.56)	9.9	87.0
鹿児島県	南さつま市	- (12.91)	- (17.91)	7.1	-
鹿児島県	志布志市	- (13.15)	- (18.15)	9.9	40.3
鹿児島県	奄美市	- (12.66)	- (17.66)	9.2	51.5
鹿児島県	南九州市	- (12.98)	- (17.98)	7.3	19.9
鹿児島県	伊佐市	- (13.46)	- (18.46)	8.8	-
鹿児島県	始良市	- (12.66)	- (17.66)	10.4	48.6
鹿児島県	三島村	- (15.00)	- (20.00)	10.3	-
鹿児島県	十島村	- (15.00)	- (20.00)	5.8	-
鹿児島県	さつま町	- (13.67)	- (18.67)	5.3	-
鹿児島県	長島町	- (14.61)	- (19.61)	7.8	0.6

(2) 市区町村(政令市を含む)

都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
鹿児島県	湧水町	— (15.00)	— (20.00)	7.7	27.2
鹿児島県	大崎町	— (15.00)	— (20.00)	11.7	—
鹿児島県	東串良町	— (15.00)	— (20.00)	6.0	—
鹿児島県	錦江町	— (15.00)	— (20.00)	7.8	—
鹿児島県	南大隅町	— (15.00)	— (20.00)	6.3	—
鹿児島県	肝付町	— (14.43)	— (19.43)	7.5	—
鹿児島県	中種子町	— (15.00)	— (20.00)	9.1	22.5
鹿児島県	南種子町	— (15.00)	— (20.00)	12.5	44.8
鹿児島県	屋久島町	— (14.37)	— (19.37)	13.8	20.9
鹿児島県	大和村	— (15.00)	— (20.00)	9.0	—
鹿児島県	宇佐町	— (15.00)	— (20.00)	10.6	—
鹿児島県	瀬戸内町	— (14.88)	— (19.88)	9.9	24.1
鹿児島県	龍郷町	— (15.00)	— (20.00)	10.1	—
鹿児島県	豊後町	— (15.00)	— (20.00)	9.6	—
鹿児島県	徳之島町	— (15.00)	— (20.00)	9.6	31.2
鹿児島県	天城町	— (15.00)	— (20.00)	10.6	46.5
鹿児島県	伊仙町	— (15.00)	— (20.00)	11.3	86.2
鹿児島県	和泊町	— (15.00)	— (20.00)	15.8	100.5
鹿児島県	知名町	— (15.00)	— (20.00)	11.0	67.6
鹿児島県	与論町	— (15.00)	— (20.00)	9.2	24.0
鹿児島県	那覇市	— (11.25)	— (16.25)	12.2	77.5
沖縄県	宜野湾市	— (12.56)	— (17.56)	7.8	61.8
沖縄県	石垣市	— (12.86)	— (17.86)	6.8	35.4
沖縄県	浦添市	— (12.30)	— (17.30)	7.6	38.2
沖縄県	名護市	— (12.72)	— (17.72)	5.9	29.6
沖縄県	米満市	— (13.01)	— (18.01)	8.3	68.1
沖縄県	豊見城市	— (11.85)	— (16.85)	6.1	16.1
沖縄県	うるま市	— (13.14)	— (18.14)	8.3	82.6
沖縄県	宮古島市	— (11.94)	— (16.94)	7.9	4.7
沖縄県	南城市	— (12.53)	— (17.53)	7.1	22.4
沖縄県	国頭村	— (13.14)	— (18.14)	7.0	—
沖縄県	大宜味村	— (15.00)	— (20.00)	6.4	—
沖縄県	東村	— (15.00)	— (20.00)	6.6	—
沖縄県	今帰仁村	— (15.00)	— (20.00)	9.9	16.1
沖縄県	本郷町	— (15.00)	— (20.00)	7.5	29.2
沖縄県	恩納村	— (15.00)	— (20.00)	6.2	—
沖縄県	宜野座村	— (15.00)	— (20.00)	6.9	—
沖縄県	金武町	— (15.00)	— (20.00)	4.9	—
沖縄県	伊江村	— (15.00)	— (20.00)	4.6	—
沖縄県	読谷村	— (13.90)	— (18.90)	3.0	—
沖縄県	嘉手納町	— (15.00)	— (20.00)	-1.5	—
沖縄県	北谷町	— (14.05)	— (19.05)	4.2	—
沖縄県	北中城村	— (15.00)	— (20.00)	5.3	68.5
沖縄県	中城村	— (15.00)	— (20.00)	9.1	25.4
沖縄県	西原町	— (14.22)	— (19.22)	8.2	94.6
沖縄県	与那原町	— (15.00)	— (20.00)	5.3	33.8
沖縄県	南風原町	— (14.03)	— (19.03)	9.6	113.5
沖縄県	渡嘉敷村	— (15.00)	— (20.00)	4.4	—
沖縄県	座間味村	— (15.00)	— (20.00)	15.1	142.1
沖縄県	粟国村	— (15.00)	— (20.00)	6.3	35.2
沖縄県	渡名喜村	— (15.00)	— (20.00)	9.5	—
沖縄県	南大東村	— (15.00)	— (20.00)	6.9	—
沖縄県	北大東村	— (15.00)	— (20.00)	9.3	31.8
沖縄県	伊平屋村	— (15.00)	— (20.00)	6.8	155.2
沖縄県	伊是名村	— (15.00)	— (20.00)	5.8	—

(2) 市区町村(政令市を含む)

都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
沖縄県	久米島町	— (15.00)	— (20.00)	7.3	11.8
沖縄県	八重瀬町	— (14.14)	— (19.14)	10.1	65.9
沖縄県	多良間村	— (15.00)	— (20.00)	9.5	—
沖縄県	竹富町	— (15.00)	— (20.00)	4.8	—
沖縄県	与那国町	— (15.00)	— (20.00)	4.7	—
市区町村(平均)	—	—	—	6.4	33.7

(注) 1. 実質赤字額や連結実質赤字額等がない場合は「—」と表記している。

2. ()内の数値は、各団体の早期健全化基準(財政健康度)に拠り設定)である。

3. 健全化判断比率が早期健全化基準以上である場合は、市区町村名及び当該比率をも併記している。

4. 再生判断比率が財政再生基準以上である場合は、市区町村名及び当該比率を太枠で囲んでいる。

5. 健全化判断比率を別に議会に報告し、公表している団体には、団体名の横に「※」を付している。

6. 平均値は加重平均である。

(参考)

・実質公債費比率が18%以上である団体の状況

(注) 実質公債費比率が18%以上の地方公共団体は、原則として、地方債の発行に総務大臣等の許可が必要。

(1) 実質公債費比率が18%以上である団体数

	都道府県	政令市	市区	町村	合計
団体数	2/47	0/20	8/794	5/927	15/1,788
	(3/47)	(0/20)	(7/794)	(5/927)	(15/1,788)

(注) 括弧書きは、28決算の実質公債費比率が18%以上であった団体数である。

(2) 18%以上である団体の実質公債費比率

① 都道府県

都道府県名	実質公債費比率 (単位: %)
北海道 岩手県	21.1 18.2

(注) 28決算から1団体(大阪府)減

② 政令市

該当団体なし

(注) 28決算も同様

③ 市区町村

都道府県名	市区町村名	実質公債費比率 (単位: %)
北海道	夕張市	73.5
北海道	由仁町※	18.4
青森県	黒石市	20.1
青森県	大鰐町	18.8
青森県	東通村	21.8
山梨県	大月市※	18.3
京都府	宮津市	20.3

(注) 1 ※印は、28決算の実質公債費比率が18%未満であり、29決算(速報)の同比率が18%以上となった団体である(3団体)。

2 28決算実質公債費比率18%以上→29決算(速報)同比率18%未満の団体
神奈川県三浦市、大阪府忠岡町(計2団体)

(連絡先)
(実質公債費比率について)
自治財政局地方債課
担当: 山本理事官、西井係長
電話: (代表) 03-5253-5111
(直通) 03-5253-5629
(FAX) 03-5253-5631

2. 資金不足額がある公営企業会計の資金不足比率(団体別)

(1) 都道府県

都道府県名	公営企業会計名	注4	資金不足額	資金不足比率 (単位: 千円、%)	関係財政関係比
山形県	病院事業会計		3,916,341	12.1	1.2
新潟県	工業用地造成事業会計		1,232,571	9.4	0.4
愛知県	県立病院事業会計		514,089	1.6	0.0
	都道府県(計)		5,663,001	-	-

(注1) 資金不足比率が経営健全化基準(20%)以上である場合には、公営企業会計名等を色塗りしている。

(注2) 資金不足比率が10%以上の場合は、地方債の発行に総務大臣等の許可が必要である。ただし、法適用企業にあつては繰越欠損金があるものに限る。

(注3) 資金不足比率には、財政再生基準はない。

(注4) 資金不足比率を既に議会に報告し、公表している団体には*を付している。

(2) 市区町村(政令市を含む。)

都道府県名	市区町村名	公営企業会計名	注4	資金不足額	資金不足比率 (単位:千円、%)	標準財政規模比
北海道	函館市	病院事業会計		3,173,296	18.3	4.5
北海道	小樽市	病院事業会計		14,438	0.1	0.0
北海道	旭川市	病院事業会計		682,449	7.0	0.8
北海道	室蘭市	病院事業会計		30,841	0.3	0.1
北海道	釧路市	釧路市総合振興事業会計		198,852	261.2	0.4
北海道	網走市	能取海運整備特別会計		36,215	14.6	0.3
北海道	留萌市	病院事業会計		419,462	9.5	5.6
北海道	苫小牧市	市立病院事業会計		855,400	9.2	2.2
北海道	芦別市	市立芦別病院事業会計		200,820	14.1	3.3
北海道	江別市	病院事業会計		256,695	4.3	1.1
北海道	滝川市	滝川市病院事業会計		332,027	5.8	2.8
北海道	深川市	病院事業会計		537,478	14.9	5.7
北海道	真狩村	簡易水道事業特別会計		249	0.5	0.0
北海道	斜里町	病院事業会計		12,999	1.0	0.2
北海道	平取町	国民健康保険病院特別会計		4,969	1.4	0.1
北海道	芽室町	公立芽室病院事業会計		282,354	15.5	3.9
北海道	広尾町	国民健康保険病院事業会計		12,529	2.4	0.3
北海道	中標津町	国立中標津病院事業会計		316,866	11.5	3.8
青森県	青森市	病院事業会計		1,530,074	15.6	2.3
青森県	弘前市	病院事業会計		291,006	9.2	0.1
青森県	黒石市	病院事業会計		506,768	12.4	5.7
青森県	十和田市	病院事業会計		265,301	3.6	1.5
青森県	三沢市	三沢市立三沢病院事業会計		69,420	1.4	0.7
青森県	三戸町	三戸町国民健康保険診療三戸中央病院事業特別会計		72,213	5.6	1.9
青森県	五戸町	病院事業会計		134,138	5.8	2.2
岩手県	盛岡市	病院事業会計		109,988	3.0	0.2
宮城県	仙台市	自動車道送事業会計		634,971	9.4	0.2
宮城県	登米市	病院事業会計		752,786	12.7	2.7
秋田県	大館市	大館市病院事業会計		121,492	1.3	0.6
秋田県	男鹿市	男鹿みなと市民病院事業会計		20,332	0.9	0.2
秋田県	仙北市	仙北市病院事業会計		669,205	17.3	5.6
山形県	上山市	産業団地整備事業特別会計		452	0.7	0.0
福島県	三春町	病院事業会計		40,965	3.7	0.9
千葉県	千葉市	病院事業会計		142,569	0.9	0.1
神奈川県	川崎市	自動車道送事業会計		224,959	2.7	0.1
石川県	七尾市	下水道事業特別会計		213,748	34.1	1.1
山梨県	甲府市	病院事業会計		691,092	8.6	1.6
山梨県	大月市	病院事業会計		39,388	1.9	0.5
長野県	大町市	病院事業会計		859,746	22.0	8.4
静岡県	沼津市	病院事業会計		197,881	2.0	0.5
愛知県	津島市	病院事業会計		355,180	4.2	2.8
大阪府	岸和田市	病院事業会計	*	198,014	1.5	0.5
大阪府	泉大津市	泉大津市病院事業会計		425,622	8.6	2.6
大阪府	貝塚市	病院事業会計		24,888	0.3	0.1
大阪府	柏原市	市立柏原病院事業会計		698,643	17.3	4.7

(単位:千円、%)

都道府県名	市区町村名	公営企業会計名	注4	資金不足額	資金不足比率 (単位:千円、%)	標準財政規模比
大阪府	堺市	水道事業会計		3,502	0.7	0.1
兵庫県	神戸市	自動車事業会計		1,714,396	16.8	0.4
兵庫県	西宮市	病院事業会計		379,403	8.2	0.4
兵庫県	宝塚市	病院事業会計		1,306,613	12.3	3.0
兵庫県	川西市	病院事業会計		788,759	16.9	2.6
兵庫県	加西市	病院事業会計		191,404	4.1	1.7
兵庫県	たつの市	病院事業会計		68,182	4.2	0.3
奈良県	宇陀市	保養センター事業特別会計		205,166	55.9	1.8
和歌山県	和歌山市	土地造成事業特別会計		886,157	13.3	1.1
和歌山県	和歌山市	下水道事業特別会計		2,906,083	46.7	3.7
和歌山県	海南市	病院事業会計		360,894	11.2	2.6
和歌山県	有田市	病院事業会計		59,822	2.7	0.8
和歌山県	串本町	病院事業会計		238,886	15.0	3.9
鳥取県	境港市	土地区画整理費特別会計		26,467	6.6	0.3
鳥取県	笠岡市	病院事業会計		298,345	12.6	2.1
岡山県	笠岡市	笠岡市病院事業会計		239,796	15.4	1.8
山口県	下関市	臨海土地造成事業特別会計		1,711,650	30.3	2.6
愛媛県	宇和島市	介護老人保健施設事業会計		34,728	5.6	0.1
高知県	高知市	国民宿舎運営事業特別会計		342,806	149.0	0.4
高知県	高知市	産業立地推進事業特別会計		1,721	0.4	0.0
福岡県	小竹町	小竹町立病院事業特別会計		162,210	33.3	6.0
熊本県	阿蘇市	病院事業会計		35,911	2.0	0.4
熊本県	錦町	錦町水道事業会計		8,791	8.1	0.3
宮崎県	高原町	高原町病院事業会計		6,517	0.9	0.2
鹿児島県	中種子町	簡易水道事業特別会計		31,301	153.1	0.8
市区町村(計)				28,688,250	-	-

(注1)資金不足比率が経営健全化基準(20%)以上である場合には、公営企業会計名等を色塗りしている。

(注2)資金不足比率が10%以上の場合は、地方債の発行に総務大臣等の許可が必要である。ただし、法適用企業にあっては繰越欠損金があるものに限る。

(注3)資金不足比率には、財政再生基準はない。

(注4)資金不足比率を既に議会に報告し、公表している団体には*を付している。

(3) 一部事務組合等

(単位:千円、%)				
都道府県名	一部事務組合等名	公営企業会計名	注4	資金不足額 資金不足比率
北海道	利尻島国民健康保険病院組合	利尻島国民健康保険病院事業会計		12,770 3.0
青森県	中泊上北広域事業組合	公立七戸病院事業会計	*	99,646 5.5
青森県	青森県新産業都市建設事業団	桧楡野工業用地造成事業	*	1,506,339 206.2
青森県	青森県新産業都市建設事業団	白石住宅用地造成事業	*	50,929 47.8
宮城県	みやぎ県南中核病院企業団	病院事業会計		659,071 8.4
福島県	相馬方部衛生組合	公立相馬総合病院事業会計		516,426 17.1
福島県	公立小浜病院組合	公立小浜病院組合病院事業会計		51,917 0.6
山梨県	峡南医療センター企業団	峡南医療センター企業団会計		487,522 12.4
長野県	諏訪中央病院組合	諏訪中央病院組合看護専門学校事業会計		1,330 2.8
和歌山県	国民健康保険野上厚生病院組合	国民健康保険野上厚生病院組合事業会計		85,614 3.8
和歌山県	御坊市外五ヶ町病院経営事務組合	国保日高総合病院事業会計		303,883 5.3
一部事務組合等(計)				3,715,447 -

(注1) 資金不足比率が経常健全化基準(20%)以上である場合には、公営企業会計名等を色添りしている。
(注2) 資金不足比率が10%以上の場合は、地方債の発行に経務大臣等の許可が必要である。ただし、法適用企業にあっては繰越欠損金があるものに限る。
(注3) 資金不足比率には、財政再生基準はない。
(注4) 資金不足比率を別に議金に報告し、公表している団体には*を付している。

報道資料

平成 29 年度地方公営企業決算の概要

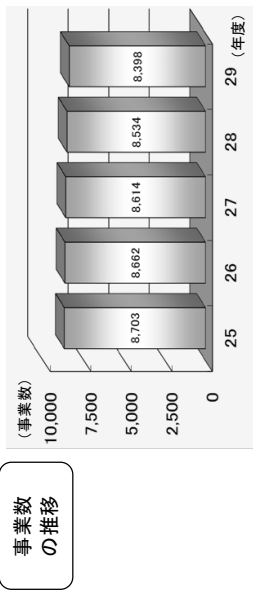
- ・事業数は減少しており、職員数も減少している。
- ・決算規模は拡大しており、総収支は黒字となっている。
- ・建設投資額は減少しており、企業債現在高も減少している。

※（ ）内は対前年度増減額及び増減率。
※本資料の図表中の数値については、表示単位未満四捨五入の関係で、合計が一致しない場合があります。
※詳細は別紙のとおりです。

1 地方公営企業全体の概要

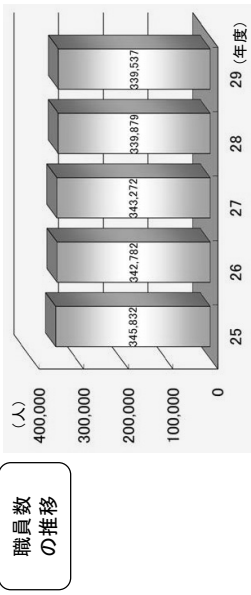
事業数 平成 29 年度末現在 8,398 事業（△136 事業、△1.6%）

簡易水道事業における事業統合等の要因により、前年度末に比べ 136 事業、1.6%減少している。



職員数 平成 29 年度末現在 33 万 9,537 人（△342 人、△0.1%）

簡易水道事業における事業統合等の要因により、前年度末に比べ 342 人、0.1%減少している。



決算規模 17 兆 93 億円（+754 億円、+0.4%）

交通事業において、一部団体の民営化に際し新会社への出資を行ったこと等の要因により、前年度に比べ 754 億円、0.4%増加している。

総収支 9,028 億円の黒字（+1,793 億円、+24.8%）

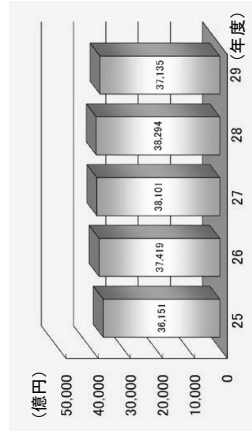
料金収入の増及び下水道事業における再開発事業に伴う固定資産売却益等の要因により黒字となっており、前年度に比べ 1,793 億円、24.8%増加している。

なお、黒字事業は 7,402 事業で全体の 88.8%を占めている。

建設投資額 3 兆 7,135 億円（△1,159 億円、△3.0%）

大規模工事の完了等の要因により、前年度に比べ 1,159 億円、3.0%減少している。

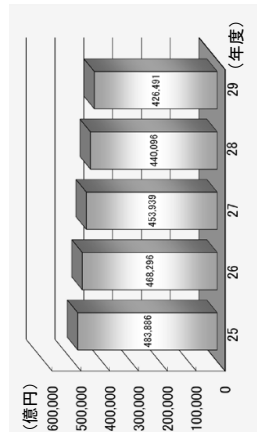
建設投資額の推移



企業債現在高 42 兆 6,491 億円（△1 兆 3,606 億円、△3.1%）

企業債発行額に比較して償還額が大きいため、前年度に比べ 1 兆 3,606 億円、3.1%減少している。

企業債現在高の推移

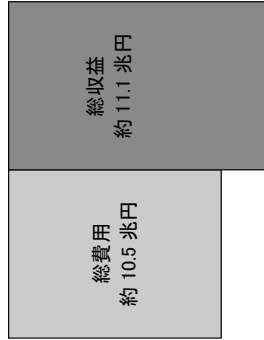


2 法適用企業の概要 (3,301事業)

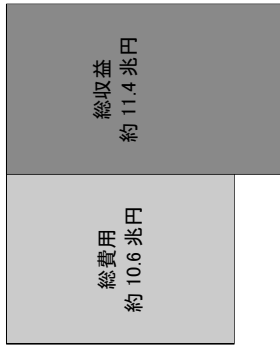
損益計算書

料金収入の増加等により総収益が総費用を上回り、総収支は黒字となっている。

【平成28年度】



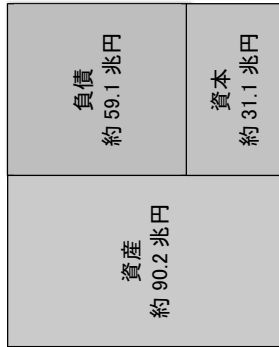
【平成29年度】



貸借対照表

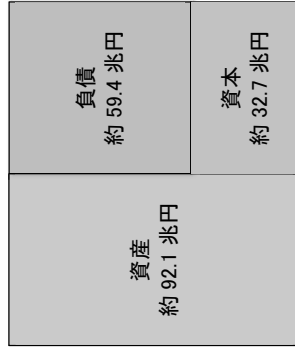
法非適用企業の公営企業会計の適用の拡大等により、資産の総額は増加している。

【平成28年度末】



約+1.9兆円

【平成29年度末】



累積欠損金

4兆1,961億円 (△949億円、△2.2%)
純利益の計上により、前年度に比べ949億円、2.2%減少している。

【資料の入手方法】

参考資料等については、総務省ホームページ
(<http://www.soumu.go.jp>)の「報道資料」欄に、
本日(27日(木))17時を目途に掲載するほか、
総務省自治財政局公営企業課(総務省6階)におい
て閲覧に供するとともに配布します。

(連絡先)

自治財政局公営企業課
森山理事官、門馬係長、新垣
(電話) 03-5253-5635
(FAX) 03-5253-5640

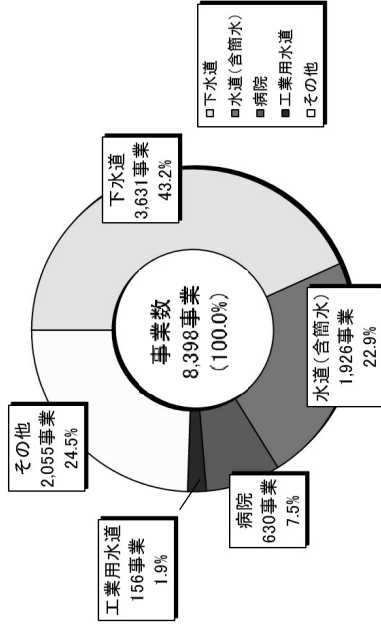
【別紙】

(注) 各項目の数値は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、その内訳を合計した数値は合計欄の数値と一致しない場合がある。

1 地方公営企業全体の概要
(1) 事業数

事業数は、平成29年度末現在8,398事業で、簡易水道事業における事業統合等の要因により、前年度末に比べ136事業、1.6%減少している。
事業別にみると、下水道事業が最も多く、次いで水道事業、病院事業となっている。

地方公営企業の事業数の状況



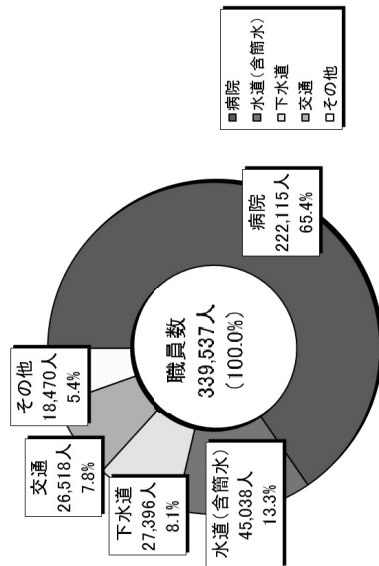
地方公営企業の事業数の推移

事業	年度	対前年度比較				増減率		増減率	
		(A)	(B)	(C)	(D)	(C)-(B)	(D)-(A)	(C)-(B)	(D)-(A)
水道(含簡水)	25	2,111	2,097	2,081	1,926	△115	△185	△8.8	△8.8
工業用水道	26	154	154	154	156	2	2	1.3	1.3
交 通	27	91	87	87	86	-	△5	△5.5	△5.5
電 気	28	79	85	92	95	5	21	26.6	26.6
ガ ス	29	28	28	26	26	1	△1	△3.6	△3.6
病 院	30	642	639	636	630	△4	△6	△1.9	△1.9
下 水 道	31	3,639	3,638	3,639	3,631	△8	△8	△0.2	△0.2
そ の 他	32	1,959	1,930	1,899	1,842	△16	△117	△6.0	△6.0
合 計	33	8,703	8,662	8,614	8,398	△136	△305	△3.5	△3.5

(2) 職員数

職員数は、平成29年度末現在33万9,537人で、簡易水道事業における事業統合等の要因により、前年度末に比べ342人、0.1%減少している。
事業別にみると、病院事業が最も多く、次いで水道事業、下水道事業、交通事業となっている。

地方公営企業の職員数の状況



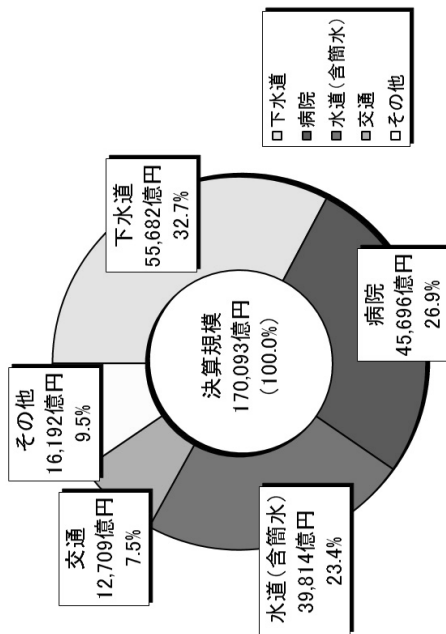
地方公営企業の職員数の推移

事業	年度	対前年度比較				対平成25年度比較		(単位：人、%)		
		増減数		増減率		増減率				
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)-(F) / (F)	(G)-(H) / (H)			
水道(含簡水)	25	47,108	46,797	45,956	△ 403	△ 0.9	△ 2,070	△ 4.4		
工業用水道		1,693	1,678	1,671	1,631	△ 1.6	△ 62	△ 3.7		
交通		26,741	26,638	26,527	63	0.2	△ 223	△ 0.8		
電気		1,793	1,803	1,768	1,804	22	1.2	11	0.6	
ガス		1,048	987	975	940	△ 12	△ 1.3	△ 108	△ 10.3	
病院		221,774	221,056	223,240	221,307	222,115	808	0.4	341	0.2
下水道		28,860	27,882	27,625	27,486	27,396	△ 90	△ 0.3	△ 1,464	△ 5.1
その他		16,815	15,941	15,520	14,799	14,095	△ 704	△ 4.8	△ 2,720	△ 16.2
合計		345,832	342,782	343,272	339,879	339,537	△ 342	△ 0.1	△ 6,295	△ 1.8

(3) 決算規模

決算規模は、17兆93億円で、交通事業において、一部団体の民営化に際し新会社への出資を行ったこと等の要因により、前年度に比べ754億円、0.4%増加している。
事業別にみると、下水道事業が最も大きく、次いで病院事業、水道事業となっている。

地方公営企業の決算規模の状況



地方公営企業の決算規模の推移

事業	年度	対前年度比較				対平成25年度比較		(単位: 億円、%)		
		25 (A)	26 (B)	27 (C)	28 (D)	29 (E)	増減額 (F)-(G)		増減率 (H)-(I) / (I)	
水道(含簡水)		39,126	41,948	39,917	39,850	39,814	△ 36	△ 0.1	689	1.8
工業用水道		1,981	2,802	1,975	1,818	1,811	△ 7	△ 0.4	△ 170	△ 8.6
交通		10,081	12,726	10,848	11,105	12,709	1,604	14.4	2,628	26.1
電気		1,126	1,335	1,154	1,215	1,162	△ 53	△ 4.4	36	3.2
ガス		1,176	1,280	1,086	902	998	96	10.6	△ 177	△ 15.1
病院		45,536	50,688	46,408	45,577	45,696	119	0.3	160	0.4
下水道		55,244	56,169	55,208	54,658	55,682	1,025	1.9	438	0.8
その他		14,448	20,841	14,285	14,214	12,221	△ 1,993	△ 14.0	△ 2,227	△ 15.4
合計		168,717	187,789	170,882	169,339	170,093	754	0.4	1,377	0.8

(注) 減価償却費の支出は次のとおりとした。
① 減価償却費(総費用) 減価償却費+資本的支出
② 減価償却費(総費用) 減価償却費+資本的支出+土地取得金
③ 減価償却費(総費用) 減価償却費+資本的支出+土地取得金+土地改良金

(注) 決算規模の算出は次のとおりとした。
・法適用企業：総費用(収支外)－償還債利息－資本的支出
・法外適用企業：総費用－資本的支出－償還債利息

(4) 全体の経営状況

公営企業全体の総収支は、料金収入の増及び下水道事業における再開発事業に伴う固定資産売却益等の要因により、9,028億円の黒字で、前年度に比べ1,793億円、24.8%増加しており、平成28年度に引き続き黒字となっている。

また、黒字事業は7,402事業で全体の88.8%を占めており、割合は前年度に比べ0.7ポイント減少している。

全体の経営状況

区分 年度		法適用企業			法非適用企業			合 計			(単位：事業、億円)					
		28	29	(A)	増減	(B) - (A)	28	29	(C)	(D)			増減	(D) - (C)	28	29
区分	黒字事業数	2,322	2,448	(74.9%)	2,448	66	5,210	4,954	(98.1%)	△ 256	7,592	7,402	(88.8%)	△ 190	△ 2.5	
	黒字額	8,142	9,320	1,177	1,503	1,557	54	9,645	10,877	1,232	12.8					
赤字事業数	709	843	(25.1%)	89	95	6	888	938	(10.5%)	50	5.6					
	赤字額	2,128	1,627	(25.6%)	282	222	(1.7%)	2,410	1,849	(11.2%)	△ 561	△ 23.3				
総事業数	3,181	3,291	(94.1%)	5,299	5,049	△ 250	8,480	8,340	(98.5%)	△ 140	△ 1.7					
	収支	6,014	7,693	(94.4%)	1,221	1,335	114	7,235	9,028	(99.1%)	1,793	24.8				

(注)・事業数は、決算対象事業数(連結中のものを除く。)であり、年度末事業数とは一致しない。
・赤字額、赤字率は、法適用企業にあっては総損益、法非適用企業にあっては実収支であり、他会計繰入金等を含む。
・()は、総事業数(連結中のものを除く。)に列する割合。

全体の経営状況(事業別総収支額)

事業 区分 年度	法適用企業					法非適用企業					合 計			(単位：億円、%)
	28 (A)	29 (B)	増減額 (B)-(A)	28 (C)	29 (D)	増減額 (D)-(C)	28 (E)	29 (F)	増減額 (F)-(E)	増減率 (F)-(E) / (E)				
水道（含簡水）	3,954	3,794	△ 160	89	44	△ 45	4,043	3,838	△ 205	△ 5.1				
工業用水	273	247	△ 26	—	—	—	273	247	△ 26	△ 9.5				
交通	792	1,248	456	5	10	5	797	1,258	460	57.7				
電気	241	210	△ 31	9	10	0	250	220	△ 30	△ 12.1				
ガス	40	59	19	—	—	—	40	59	19	47.3				
病院	△ 975	△ 855	120	—	—	—	△ 975	△ 855	120	12.3				
下水道	1,786	2,802	1,016	670	827	157	2,456	3,629	1,173	47.8				
その他	△ 97	188	286	448	444	△ 3	351	632	282	80.4				
合 計	6,014	7,693	1,679	1,221	1,335	114	7,235	9,028	1,793	24.8				

(注)総収支額は、法適用企業にあっては総損益、法非適用企業にあっては実収支であり、他会計繰入金等を含む。

地方公営企業の経営状況(事業別総収支額)の推移

事業 年度		25	26	27	28	29	対前年度比較		(参考)	
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	増減額 (D)-(B)	増減率 (D-B)/(B)	増減額 (E)-(A)	増減率 (E-A)/(A)
水道(含簡水)	2,518	1,814	3,634	4,043	3,838	△ 5.1	△ 205	△ 5.1	1,320	52.4
	2,466	1,762	3,575	3,954	3,794	△ 4.1	△ 160	△ 4.1	1,328	53.8
工業用水道	274	△ 254	282	273	247	△ 9.5	△ 26	△ 9.5	△ 27	△ 9.9
	274	△ 254	282	273	247	△ 9.5	△ 26	△ 9.5	△ 27	△ 9.9
交通	770	△ 1,126	1,117	797	1,258	488	460	57.7	488	63.3
	769	△ 1,130	1,111	792	1,248	455	455	57.5	479	62.3
電気	158	170	269	250	220	△ 12.1	△ 30	△ 12.1	61	38.8
	119	135	231	241	210	△ 12.7	△ 31	△ 12.7	91	76.2
ガス	20	66	56	40	59	47.3	19	47.3	40	200.0
	20	66	56	40	59	47.3	19	47.3	40	200.0
病院	△ 429	△ 4,852	△ 703	△ 975	△ 855	120	12.3	△ 426	△ 99.2	
	△ 429	△ 4,852	△ 703	△ 975	△ 855	120	12.3	△ 426	△ 99.2	
下水道	1,405	1,979	2,290	2,456	3,629	47.8	2,225	158.4	2,225	158.4
	829	1,389	1,612	1,786	2,802	1,016	56.9	1,973	238.2	
その他	365	△ 3,050	371	351	632	282	80.4	265	72.8	
	111	△ 3,341	△ 29	△ 97	188	286	291.9	76	68.7	
合計	5,081	△ 5,252	7,316	7,235	9,028	1,793	24.8	3,946	77.7	
	4,159	△ 6,223	6,135	6,014	7,693	1,679	27.9	3,534	85.0	

(5) 料金収入

料金収入は、8兆9,405億円で、病院事業における新病院・新病棟の開設や患者数の増等の要因により、前年度に比べ656億円、0.7%増加している。
事業別にみると、病院事業が最も多く、次いで水道事業、下水道事業となっている。

地方公営企業の料金収入の状況

区分 年度	法適用企業				法非適用企業				合 計	
	28	29	増減額 (B)-(A)	増減率 (B)-(A)/(A)	28	29	増減額 (D)-(C)	増減率 (D)-(C)/(C)	28	29
事業	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)
水道(含簡水)	26,571 (83.4%)	26,871 (83.3%)	300 (83.3%)	366 (71.7%)	27,123 (83.1%)	27,237 (83.1%)	114 (83.1%)	0.4		
工業用水道	1,259 (81.5%)	1,257 (82.9%)	△2	-	1,259 (81.5%)	1,257 (82.9%)	△2	△0.2		
交通	6,878 (80.1%)	7,007 (71.4%)	129	44 (46.1%)	6,920 (79.8%)	7,051 (77.1%)	131	1.9		
電気	825 (91.9%)	842 (92.7%)	17	69 (95.5%)	918 (92.3%)	912 (92.9%)	△6	△0.7		
ガス	722 (88.9%)	756 (84.7%)	35	-	722 (88.9%)	756 (84.7%)	35	4.8		
病院	31,396 (78.9%)	31,847 (79.2%)	451	-	31,396 (78.9%)	31,847 (79.2%)	451	1.4		
下水道	10,732 (43.4%)	11,217 (42.2%)	485	4,350 (38.4%)	15,434 (42.2%)	15,567 (41.1%)	133	0.9		
その他	2,041 (74.4%)	2,044 (74.9%)	3	2,734 (68.3%)	4,976 (69.6%)	4,778 (71.0%)	△199	△4.0		
合 計	80,424 (72.5%)	81,841 (71.7%)	1,417	7,563 (47.2%)	88,748 (69.2%)	89,405 (68.7%)	656	0.7		

(注) () 内の数値は、総収入に占める料金収入比率である。

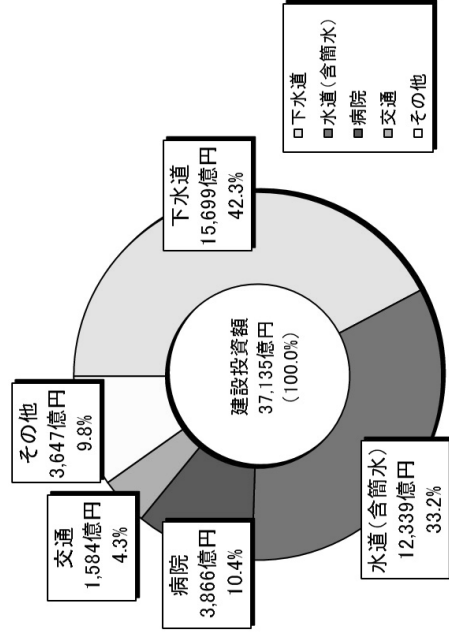
地方公営企業の料金収入の推移

事業	対前年度比較				対平成25年度比較			
	25	26	27	28	29	増減額 (C)-(A)	増減率 (C)-(A)/(A)	増減率 (C)-(A)/(A)
水道(含簡水)	27,538 (85.9%)	27,118 (84.7%)	27,127 (84.7%)	27,123 (84.7%)	27,237 (84.7%)	114 (84.7%)	0.4	△1.1
工業用水道	1,271 (83.4%)	1,272 (83.4%)	1,271 (83.4%)	1,259 (83.4%)	1,257 (83.4%)	△14 (83.4%)	△0.2	△1.1
交通	6,649 (81.5%)	6,632 (81.5%)	6,823 (81.5%)	6,920 (81.5%)	7,051 (81.5%)	402 (81.5%)	1.9	6.0
電気	795 (91.9%)	818 (92.7%)	887 (92.7%)	918 (92.7%)	912 (92.7%)	17 (92.7%)	△0.7	14.7
ガス	956 (88.9%)	974 (88.9%)	981 (88.9%)	722 (84.7%)	756 (84.7%)	35 (84.7%)	4.8	△20.9
病院	32,205 (78.9%)	31,485 (79.2%)	32,133 (79.2%)	31,396 (78.9%)	31,847 (79.2%)	451 (79.2%)	1.4	△1.1
下水道	15,095 (43.4%)	15,174 (42.2%)	15,319 (42.2%)	15,434 (42.2%)	15,567 (41.1%)	472 (41.1%)	0.9	3.1
その他	4,905 (74.4%)	4,978 (74.9%)	4,778 (71.0%)	4,778 (71.0%)	4,778 (71.0%)	△199 (71.0%)	△4.0	△2.6
合 計	89,414 (72.5%)	89,029 (71.7%)	89,178 (71.7%)	88,748 (69.2%)	89,405 (68.7%)	656 (68.7%)	0.7	△0.0

(6) 建設投資額

建設投資額は、3兆7,135億円で、大規模工事の完了等の要因により、前年度に比べ1,159億円、3.0%減少している。
事業別にみると、下水道事業が最も多く、次いで水道事業、病院事業となっている。

地方公営企業の建設投資額の状況



地方公営企業の建設投資額の推移

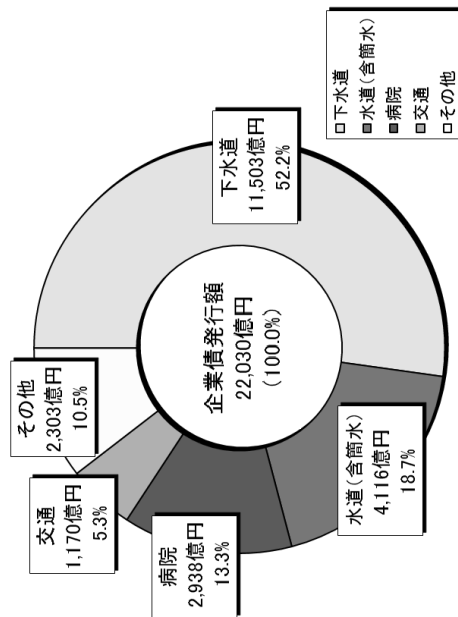
事業	対前年度比較				対平成25年度比較			
	25	26	27	28	29	増減額 (C)-(A)	増減率 (C)-(A)/(A)	増減率 (C)-(A)/(A)
水道(含簡水)	10,793	11,647	12,010	12,491	12,339	△152	△1.2	14.3
工業用水道	418	455	484	509	527	18	3.5	26.0
交通	1,518	1,628	1,722	1,587	1,584	△67	△4.4	4.4
電気	318	338	294	340	305	△14	△4.4	4.3
ガス	111	116	121	112	103	△9	△8.2	△7.7
病院	4,449	4,667	4,407	3,901	3,866	△35	△0.9	△13.1
下水道	15,497	15,770	15,573	15,505	15,699	194	1.3	202
その他	3,047	2,798	3,489	3,849	2,712	△1,137	△29.5	△334
合 計	36,151	37,419	38,101	38,294	37,135	△1,159	△3.0	984

(注) 建設投資額は、資本的支出の建設投資額である。

(7) 企業債
ア 企業債発行額

企業債発行額は、2兆2,030億円で、大規模工事の完了等の要因により、前年度に比べ963億円、4.2%減少している。
事業別にみると、下水道事業が最も多く、次いで水道事業、病院事業となっている。

地方公営企業の企業債発行額の状態



地方公営企業の企業債発行額の推移

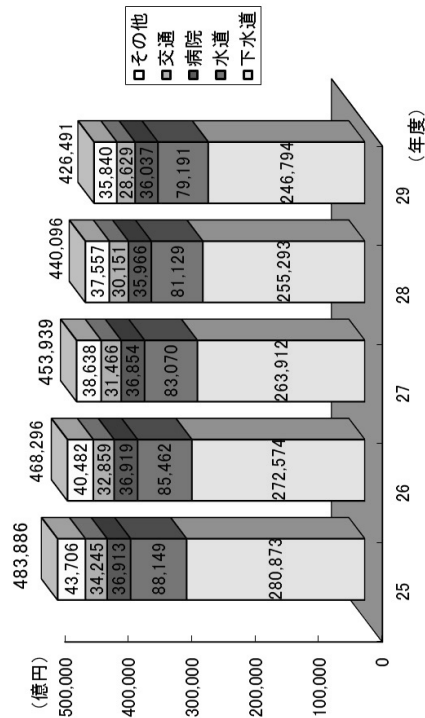
事業	年度	対前年度比較				増減率		対平成25年度比較		増減率
		(A)	(B)	(C)	(D)-(B)	(D)-(B)/(B)	(E)-(A)/(A)	(E)-(A)/(A)	(F)-(E)/(E)	
水道(含簡水)	25	3,640	3,528	4,116	84	2.1	476	13.1		
工業用水道	26	190	191	181	34	23.6	△9	△4.9		
交通	27	1,197	1,340	1,170	△75	△6.0	△27	△2.3		
電気	28	101	133	51	△35	△40.8	△51	△50.2		
ガス	29	37	42	11	△22	△66.4	△26	△69.4		
病院	26	2,789	3,092	2,938	102	3.6	149	5.3		
下水道	27	11,443	11,296	11,503	293	2.6	60	0.5		
その他	28	3,300	4,290	3,405	△1,344	△39.5	△1,239	△37.5		
合計	29	22,697	23,889	22,030	△963	△4.2	△667	△2.9		

(注) 企業債発行額には、前年度同額等額で当年収入分及び増減額を積み、当年同額等額で未収入分は含まない。

イ 企業債現在高

企業債現在高は、42兆6,491億円で、前年度に比べ1兆3,606億円、3.1%減少している。
事業別にみると、下水道事業が最も多く、次いで水道事業、病院事業、交通事業となっている。

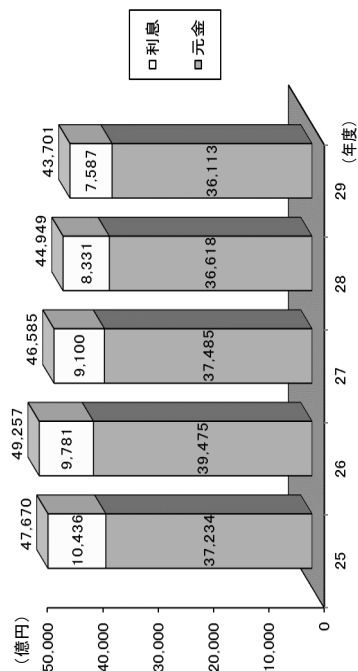
企業債事業別現在高の推移



ウ 企業債元利償還金

企業債元利償還金は、4兆3,701億円で、前年度に比べ1,249億円、2.8%減少している。
元金償還が505億円、1.4%減少しており、利払いは744億円、8.9%減少している。

企業債元利償還金の推移



(注) ・公的資金補償金免除繰上償還に係る元金(平成25年度982億円)を控除している。
・元金償還額は、借換債の償還額を含めたものである。

(8) 他会計繰入金

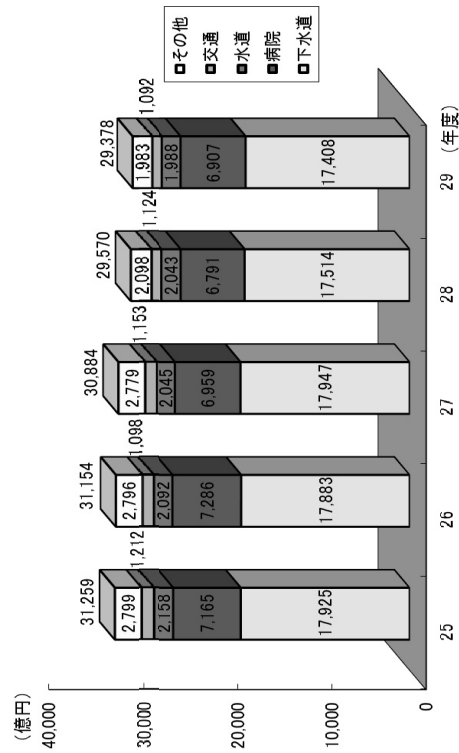
他会計繰入金は、2兆9,378億円で、下水道事業における建設改良費に係る繰入金の減等の要因により、前年度に比べ192億円、0.7%減少している。
事業別にみると、下水道事業が最も多く、次いで病院事業、水道事業となっている。

地方公営企業への他会計繰入金の状況

区分 年度	収益的収入への繰入金		資本的収入への繰入金		合 計	
	28	29	28	29	28	29
事業	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)
水道(含雨水)	753	741	1,291	1,247	2,043	1,988
工業用水道	25	24	△1	98	△26	△27
交通	479	554	75	645	537	△107
電気	1	1	△0	3	△3	5
ガス	3	2	△0	10	9	△1
病院	4,938	4,996	58	1,853	1,910	58
下水道	12,868	12,838	△30	4,646	4,571	17,514
その他	686	625	△63	1,246	1,225	△23
合 計	19,753	19,781	28	9,818	29,570	29,378

(注)「収益的収入への繰入金」には、特別利益の増減が反映されている。
「資本的収入への繰入金」には、他会計繰入金を含んでいる。

他会計繰入金の推移



2 法適用企業の概要 (3,301事業)

(1) 損益計算書、貸借対照表

損益計算書

料金収入の増加等により総収益が総費用を上回り、総収支は黒字となっている。法非適用企業の公営企業会計の適用の拡大等により、総費用及び総収益が増加している。

貸借対照表

法非適用企業の公営企業会計の適用の拡大等により、資産の総額は増加している。特に下水道事業における固定資産の増加分が、全体の増加分の大部分を占めている。

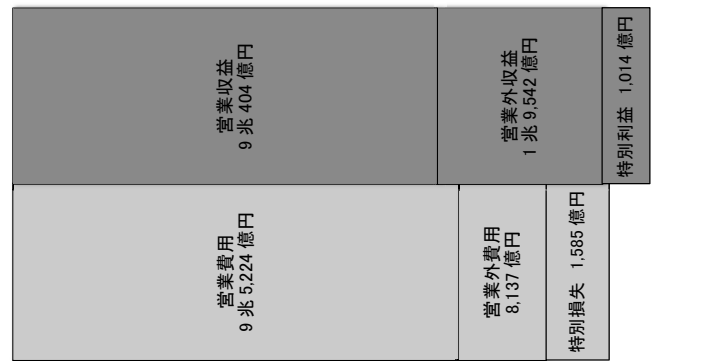
損益計算書

〈平成28年度〉

総費用 10兆4,946億円
総収益 11兆960億円

〈平成29年度〉

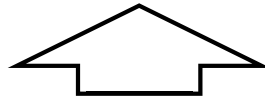
総費用 10兆6,435億円
総収益 11兆4,128億円



貸借対照表

〈平成28年度末〉90兆1,733億円

固定資産 80兆4,401億円 〔減価償却累計額 △52兆5,940億円〕		固定負債 31兆8,731億円
流動資産 7兆9,648億円		流動負債 4兆7,444億円
繰延資産 40億円		繰延収益 22兆4,482億円
土地造成 1兆7,645億円		資本金 28兆9,134億円
流動資産 7兆9,648億円		資本剰余金 3兆477億円
繰延資産 40億円		利益剰余金 △9,550億円
		その他有価証券評価差額 996億円



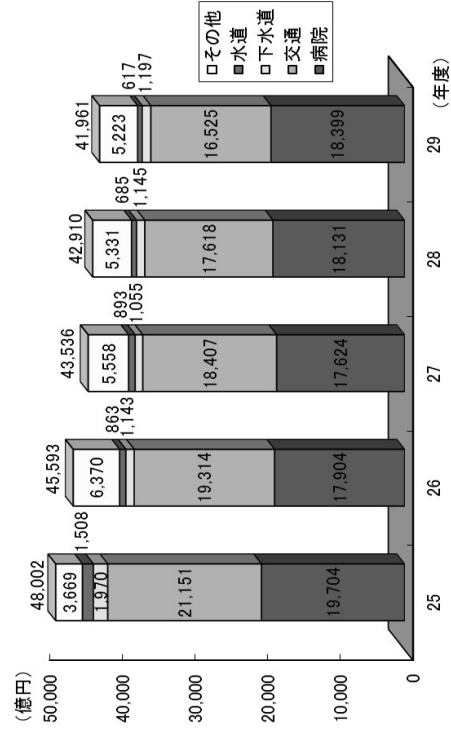
〈平成29年度末〉92兆967億円

固定資産 81兆6,893億円 (+1兆2,492億円)		固定負債 31兆4,775億円 (△3,956億円)
流動資産 8兆7,088億円 (+7,440億円)		流動負債 4兆9,964億円 (+2,519億円)
繰延資産 18億円(△21億円)		繰延収益 22兆9,140億円 (+4,658億円)
土地造成 1兆6,968億円 (△677億円)		資本金 29兆9,438億円 (+1兆305億円)
流動資産 8兆7,088億円 (+7,440億円)		資本剰余金 3兆2,487億円 (+2,011億円)
繰延資産 18億円(△21億円)		利益剰余金 △6,328億円 (+3,203億円)
		その他有価証券評価差額 1,488億円 (+493億円)

(2) 累積欠損金

累積欠損金は、4兆1,961億円となり、交通事業における輸送人員の増加に伴う純利益の計上等の要因により、前年度に比べ949億円、2.2%減少している。事業別にみると、病院事業が最も多く、次いで交通事業となっている。

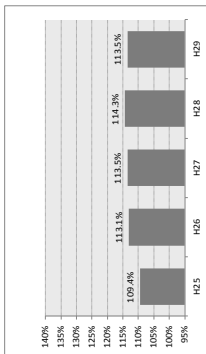
累積欠損金の推移



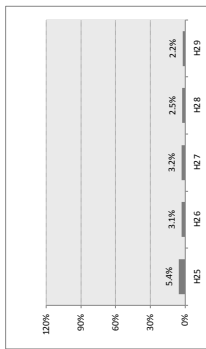
＜参考資料①＞主要事業別経営指標の推移

水道事業（含簡水）

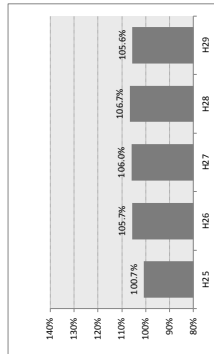
経常収支比率（％）＝ $\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$



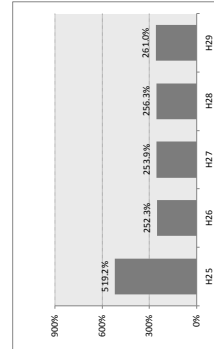
累積欠損金比率（％）＝ $\frac{\text{累積欠損金}}{\text{事業規模}} \times 100$



料金回収率（％）＝ $\frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100$

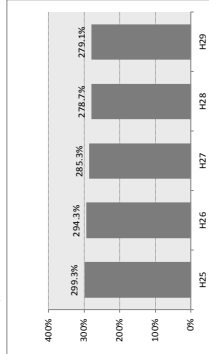


流動比率（％）＝ $\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$



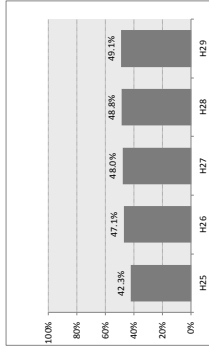
企業債残高対給水収益比率（％）

＝ $\frac{\text{企業債現在高}}{\text{給水収益}} \times 100$



有形固定資産減価償却率（％）

＝ $\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却資産の帳簿原価}} \times 100$

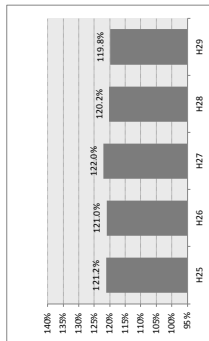


【解説】

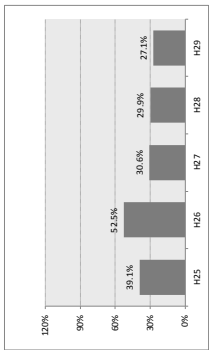
経常収支比率は、平成 26 年度の会計基準見直しによる長期前受金の収益化により経常収益が増加したため上昇し、それ以降は経常費用の減少により上昇傾向にあったが、平成 29 年度は減価償却費の増加等に伴う経常費用の増加により下落した。
累積欠損金比率は、平成 26 年度の会計基準見直しに伴う未処分利益剰余金の計上に伴う累積欠損金の減少により下落し、その後は純利益の計上等に伴う累積欠損金の減少により下落傾向にある。
料金回収率は、平成 26 年度の会計基準見直しに伴う長期前受金の収益化により供給単価が増加したため上昇し、それ以降は給水原価の減少により上昇傾向にあったが、平成 29 年度は給水原価の増加に伴い下落した。
流動比率は、平成 26 年度の会計基準の見直しに伴う借入資本金の負債計上により流動負債が増加したため下落したが、その後は流動資産の増加により上昇傾向にある。
企業債残高対給水収益比率は、企業債の着実な償還により下落傾向にあったが、平成 29 年度は簡易水道事業の法適用化に伴う企業債残高の増加によって上昇した。
有形固定資産減価償却率は、平成 26 年度の会計基準見直しに伴うにみなし償却制度の廃止により有形固定資産減価償却累計額が増加し、その後は経年により上昇している。

工業用水道事業

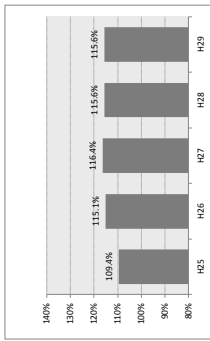
経常収支比率（％）＝ $\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$



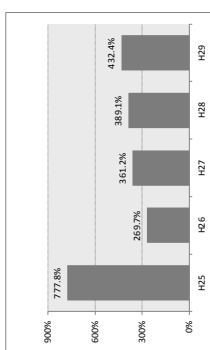
累積欠損金比率（％）＝ $\frac{\text{累積欠損金}}{\text{事業規模}} \times 100$



料金回収率（％）＝ $\frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100$

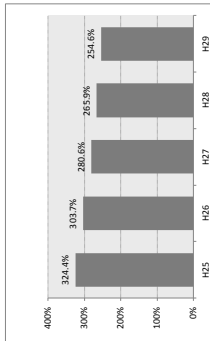


流動比率（％）＝ $\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$



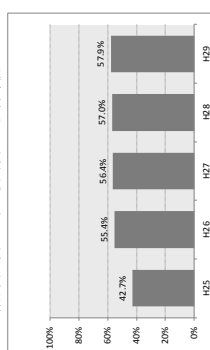
企業債残高対給水収益比率（％）

＝ $\frac{\text{企業債現在高}}{\text{給水収益}} \times 100$



有形固定資産減価償却率（％）

＝ $\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却資産の帳簿原価}} \times 100$

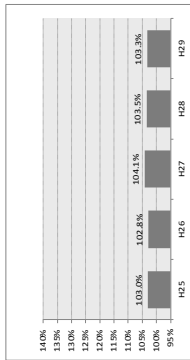


【解説】

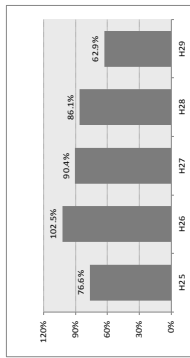
経常収支比率は、減価償却費や支払利息の減少に伴う経常費用の減少により上昇傾向にあったが、平成 28 年度以降は料金値下げや契約水量の減少等に伴う経常収益の減少により下落している。
累積欠損金比率は、平成 26 年度の会計基準の見直しに伴う特別損失の計上により多くの団体が純損失を計上したことにより累積欠損金が増加したため上昇したが、その後は純利益の計上等に伴う累積欠損金の減少により下落傾向にある。
料金回収率は、減価償却費や支払利息の減少に伴う給水原価の減少により上昇傾向であったが、平成 28 年度は料金値下げや契約水量の減少等の影響で下落しており、平成 29 年度も同水準となっている。
流動比率は、平成 26 年度の会計基準の見直しに伴う借入資本金の負債計上により流動負債が増加したため下落したが、その後は企業債償還額の減少に伴い流動負債が減少し上昇傾向となっている。
企業債残高対給水収益比率は、企業債の着実な償還により下落傾向にある。
有形固定資産減価償却率は、平成 26 年度の会計基準の見直しに伴うにみなし償却制度の廃止により有形固定資産減価償却累計額が増加し、その後は経年により上昇している。

交通事業（自動車運送事業）

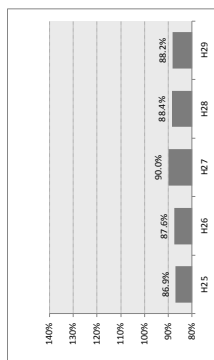
経常収支比率（％）＝ $\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$



累積欠損金比率（％）＝ $\frac{\text{累積欠損金}}{\text{事業現価}} \times 100$

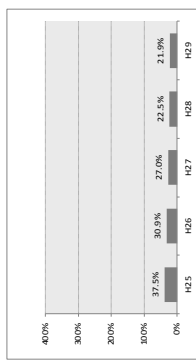


料回収率（％）＝ $\frac{\text{料金単価}}{\text{供給原価}} \times 100$



企業債残高対料金収入比率（％）

＝ $\frac{\text{企業債現在高（一般会計等負担額を除く）}}{\text{旅客運輸収益}} \times 100$



【解説】

経常収支比率は、平成 27 年度に経常費用の減少が経常収益の減少を上回ったため上昇したが、平成 28 年度以降は職員給与費の増加等に伴う経常費用の増加により下落傾向にある。

累積欠損金比率は、平成 26 年度の会計基準の見直しに伴う特別損失の計上により多くの団体が純損失を計上したことにより累積欠損金が増加したため上昇したが、その後は純利益の計上等に伴う累積欠損金の減少により下落傾向にある。

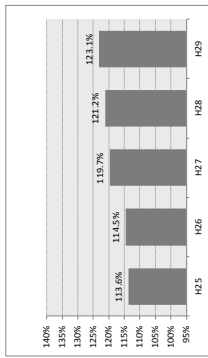
料金回収率は、供給原価の減少が料金単価の減少より大きかったことで上昇傾向にあったが、平成 28 年度以降は職員給与費の増加に伴う供給原価の増加により下落傾向にある。

流動比率は、平成 26 年度の会計基準の見直しに伴う借入資本金の負債計上により流動負債が増加したため下落したが、その後は流動負債の減少率より大きかったため上昇傾向にある。なお、平成 29 年度は大阪市の民営化に伴う処理の影響で上昇幅が大きくなっている。

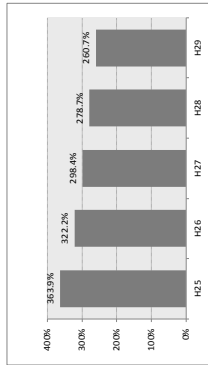
企業債残高対料金収入比率は、企業債の清算な償還により下落傾向にある。
有形固定資産減価償却率は、平成 26 年度の会計基準の見直しに伴うみなし償却制度の廃止により有形固定資産減価償却累計額が増加したため上昇したが、その後は車両・施設の更新等により有形固定資産減価償却累計額が減少したため下落傾向にある。

交通事業（都市高速鉄道路事業）

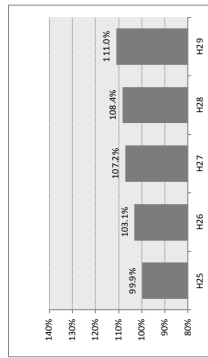
経常収支比率（％）＝ $\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$



累積欠損金比率（％）＝ $\frac{\text{累積欠損金}}{\text{事業現価}} \times 100$

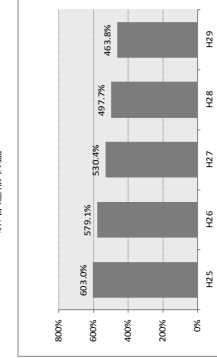


料金回収率（％）＝ $\frac{\text{料金単価}}{\text{供給原価}} \times 100$



企業債残高対料金収入比率（％）

＝ $\frac{\text{企業債現在高（一般会計等負担額を除く）}}{\text{旅客運輸収益}} \times 100$



【解説】

経常収支比率は、料金収入が増加傾向にあること及び支払利息が減少傾向にあること等により上昇傾向にある。

累積欠損金比率は、純利益の計上等により下落傾向にあるものの、事業の構造として初期投資が多額であることから事業開始当初からの減価償却負担が大きく、累積欠損金は高い水準にある。

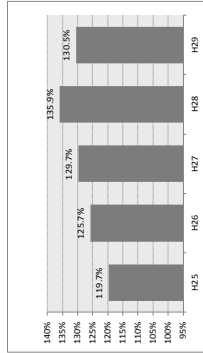
料金回収率は、料金収入の増加に伴う料金単価の増加及び支払利息の減少に伴う供給原価の減少等により上昇傾向にある。

流動比率は、平成 28 年度の会計基準の見直しに伴う借入資本金の負債計上により流動負債が増加したため下落したが、その後は流動資産の増加により上昇傾向にある。なお、平成 29 年度は大阪市の民営化に伴う処理の影響で上昇幅が大きくなっている。

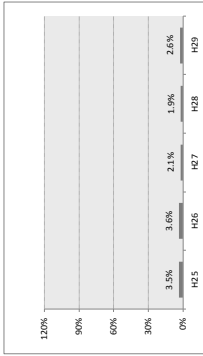
企業債残高対料金収入比率は、企業債の清算な償還により下落傾向にある。
有形固定資産減価償却率は、平成 26 年度の会計基準の見直しに伴うみなし償却制度の廃止により有形固定資産減価償却累計額が増加し、その後は経年により上昇している。

電気事業

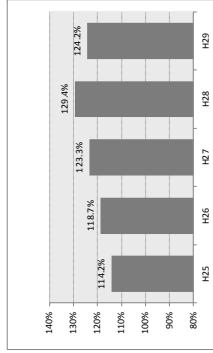
経常収支比率 (%) = $\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$



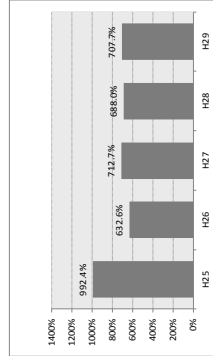
累積欠損金比率 (%) = $\frac{\text{累積欠損金}}{\text{事業規模}} \times 100$



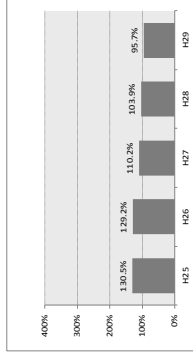
料金回収率 (%) = $\frac{\text{供給単価} \times 100}{\text{供給原価}}$



流動比率 (%) = $\frac{\text{流動資産} \times 100}{\text{流動負債}}$



企業債残高対料金収入比率 (%) = $\frac{\text{企業債現在高 (一般会計等負担額を除く)}}{\text{電気収益}} \times 100$



【解説】

経常収支比率は、固定価格買取制度の適用により経常収益が増加していることから上昇傾向にあったが、平成 29 年度は修繕費の増加により経常費用が増加したため下落している。

累積欠損金比率は、固定価格買取制度の適用による料金収入の増加に伴う累積欠損金の減少により下落傾向であったが、平成 29 年度は修繕費が増加し累積欠損金が増加したことにより上昇している。

料金回収率は、固定価格買取制度の適用により供給単価が増加していることから上昇傾向にあったが、平成 29 年度は修繕費の増加に伴う供給原価の増加により下落している。

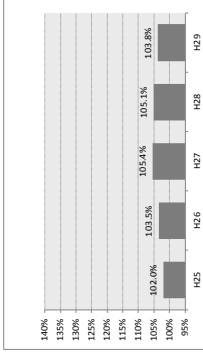
流動比率は、平成 26 年度の会計基準の見直しに伴う借入資本金の負債計上により流動負債が増加したため下落し、平成 27 年度以降は営業収益の増減に伴う流動負債の増減により上下しているが、概ね同水準で推移している。

企業債残高対料金収入比率は、企業債の着実な償還及び固定価格買取制度の適用による料金収入の増加に伴う電気収益の増加により下落傾向にある。

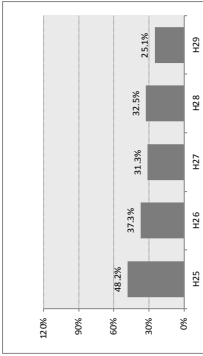
有形固定資産減価償却率は、有形固定資産減価償却累計額が経年により増加したことに伴い上昇していたが、平成 29 年度は発電所の更新等により有形固定資産原価償却累計額が減少したため下落している。

ガス事業

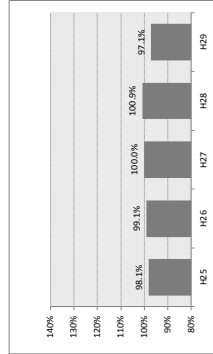
経常収支比率 (%) = $\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$



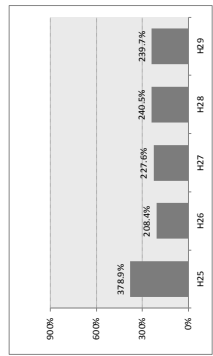
累積欠損金比率 (%) = $\frac{\text{累積欠損金}}{\text{事業規模}} \times 100$



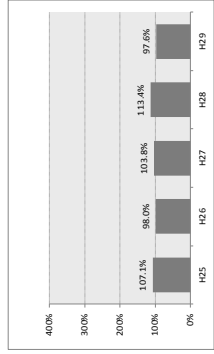
料金回収率 (%) = $\frac{\text{供給単価} \times 100}{\text{供給原価}}$



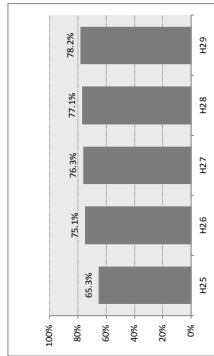
流動比率 (%) = $\frac{\text{流動資産} \times 100}{\text{流動負債}}$



企業債残高対料金収入比率 (%) = $\frac{\text{企業債現在高 (一般会計等負担額を除く)}}{\text{ガス収益}} \times 100$



有形固定資産減価償却率 (%) = $\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却資産の帳簿原価}} \times 100$



【解説】

経常収支比率は、原料価格の下落に伴う経常費用の減少により上昇傾向にあったが、平成 29 年度は一部団体の黒字事業の廃止に伴う経常収益の減少により下落した。

累積欠損金比率は、毎年度の純利益の計上に伴う累積欠損金の減少により下落傾向にある。

料金回収率は、原料価格の下落に伴う供給原価の減少により上昇傾向にあったが、平成 29 年度は原料価格の上昇に伴う供給原価の増加により下落している。

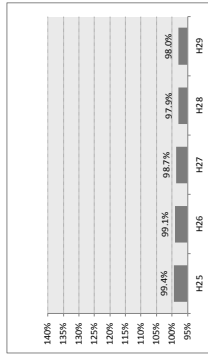
流動比率は、平成 26 年度の会計基準の見直しに伴う借入資本金の負債計上により流動負債が増加したため下落し、その後は上昇傾向にあったが、平成 29 年度は一時借入金の増加に伴う流動負債の増により下落している。

企業債残高対料金収入比率は、原料価格の下落に伴うガス収益の減少により上昇していたが、平成 29 年度は原料価格の上昇に伴うガス収益の増加により下落している。

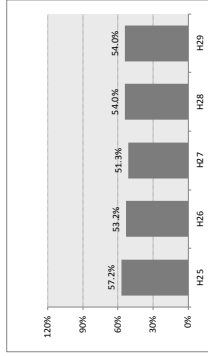
有形固定資産減価償却率は、平成 26 年度の会計基準の見直しに伴うみなし償却制度の廃止により有形固定資産減価償却累計額が増加し、その後は経年により上昇している。

病院事業

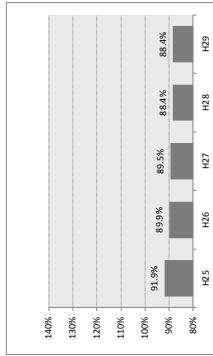
経常収支比率 (%) = $\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$



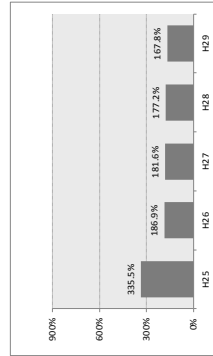
累積欠損金比率 (%) = $\frac{\text{累積欠損金}}{\text{事業規模}} \times 100$



医業収支比率 (%) = $\frac{\text{医業収益}}{\text{医業費用}} \times 100$

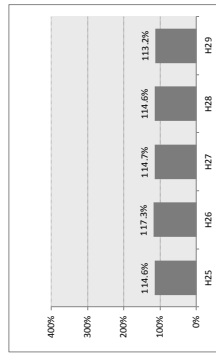


流動比率 (%) = $\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$



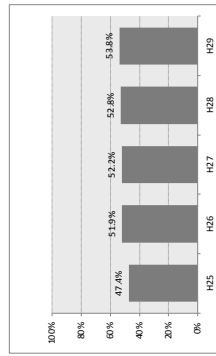
企業債残高対診療収入比率 (%)

= $\frac{\text{企業債現在高}}{\text{診療収入}} \times 100$



有形固定資産減価償却率 (%)

= $\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却資産の帳簿原価}} \times 100$



【解説】

経常収支比率は、減価償却費や職員給与費等の経常費用の増加により下落傾向にあるが、平成 29 年度は昨年度と同水準で推移している。

累積欠損金比率は、平成 26 年度の会計基準見直しに伴う未処分利益剰余金の計上に伴う累積欠損金の減少により下落したものの、平成 28 年度は純損失の計上に伴う累積欠損金の増加により上昇し、平成 29 年度も同水準で推移している。

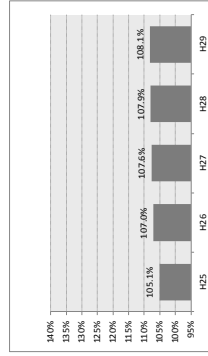
医業収支比率は、減価償却費や職員給与費等の医業費用の増加により下落傾向にあるが、平成 29 年度は昨年度と同水準となっている。

流動比率は、平成 26 年度の会計基準の見直しに伴う借入資本金の負債計上により流動負債が増加したため下落し、その後は純損失の計上による流動資産の減少等により下落傾向にある。

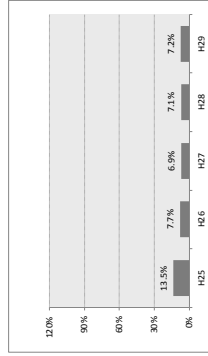
企業債残高対診療収入比率は、企業債の着実な償還により下落傾向にある。
有形固定資産減価償却率は、平成 26 年度の会計基準の見直しに伴うみなし償却制度の廃止により有形固定資産減価償却累計額が増加し、その後は経年により上昇している。

下水道事業

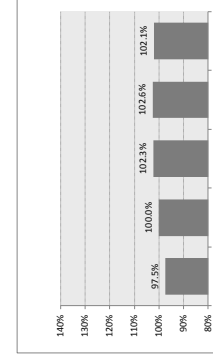
経常収支比率 (%) = $\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$



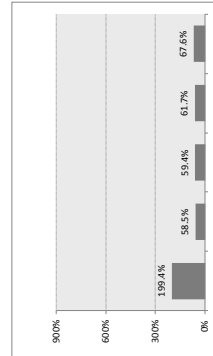
累積欠損金比率 (%) = $\frac{\text{累積欠損金}}{\text{事業規模}} \times 100$



経費回収率 (%) = $\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費用(公費負担分を除く)}} \times 100$

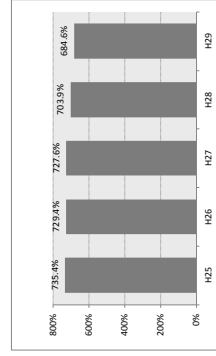


流動比率 (%) = $\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$



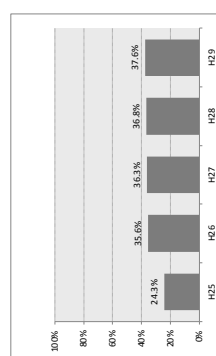
企業債残高対事業規模比率 (%)

= $\frac{\text{企業債現在高(一般会計等負担額を除く)}}{\text{営業収益-受払工事収益-雨水処理負担金}} \times 100$



有形固定資産減価償却率 (%)

= $\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却資産の帳簿原価}} \times 100$



【解説】

経常収支比率は、平成 26 年度の会計基準見直しに伴う長期受金の収益化により上昇し、その後は使用料収入の増加等に伴う経常収益の増加により上昇傾向にある。

累積欠損金比率は、平成 26 年度の会計基準見直しによる未処分利益剰余金の計上に伴う累積欠損金の減少により下落したものの、平成 28 年度以降は法適用に伴う減価償却費の計上等により累積欠損金が増加したため上昇している。

経費回収率は、使用料収入の増加等により上昇傾向にあったが、平成 29 年度は汚水処理費用の増加が使用料収入の増加を上回ったため下落している。

流動比率は、平成 26 年度の会計基準見直しに伴う借入資本金の負債計上により流動負債が増えたため下落したが、平成 27 年度以降は企業債償還額の減少を受けて流動負債が減少し上昇傾向にある。

企業債残高対事業規模比率は、企業債の着実な償還により下落傾向にある。
有形固定資産減価償却率は、平成 26 年度の会計基準の見直しに伴うみなし償却制度の廃止により有形固定資産減価償却累計額が増加し、その後は経年により上昇している。

＜参考資料②＞平成 29 年度地方公営企業決算の概要（用語の定義）

【法適用企業】

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の全部又は財務規定を適用している事業であり、経理事務を企業会計方式で行っているもの。

【法非適用企業】

地方財政法施行令第 46 条に掲げる事業、有料道路事業、駐車場整備事業及び介護サービス事業のうち、地方公営企業法を適用していない事業であり、経理事務を官庁会計方式で行っているもの。

なお、地方公営企業決算状況調査においては、官庁会計による歳入歳出を法適用企業に準じて区分し、経常的な経営収支を収益的収支として、また、建設改良費、地方償還金及びこれに対応する財源等を資本的収支として表示している。

【純損益】

法適用企業において、総収益から総費用を差し引いた額をいう。

なお、純損益の数値がプラスであれば「純利益」、マイナスであれば「純損失」と呼び、地方公営企業決算では、それぞれを黒字、赤字と呼んでいる。

※法適用企業のみ概念。法非適用企業については実質収支参照。

【実質収支】

法非適用企業において、歳入歳出差引額（形式収支）から翌年度へ繰越すべき財源を除いたものをいい、実質収支がプラスであれば黒字、マイナスであれば赤字と呼んでいる。

【累積欠損金】

法適用企業において、営業活動によって損失（赤字）を生じた場合に、繰越利益剰余金、利益積立金等によってもなお補填ができなかった各事業年度の損失（赤字）額が累積したものという。

累積欠損金は、経常費用に占める資本費（減価償却費及び支払利息）の比率の高い事業において増大する傾向がある。このうち、減価償却費は現金支出を伴わないため、これを原因とする損失（赤字）額により生じた累積欠損金が事業全体の資金不足に直接つながるものではないが、累積欠損金が多い事業においては、より一層の収益性の向上を図ることに、経常費用の合理化等により効率性を発揮し、経営の健全化を推進していくことが求められる。

平成 31 年度地方税制改正(案)について

総 務 省
平成 30 年 12 月

平成31年度の与党税制改正大綱(12月14日決定)のうち、地方税関係(概要)は以下のとおり。

1 地方法人課税における新たな偏在是正措置

地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、特別法人事業税(仮称)及び特別法人事業譲与税(仮称)を創設する。

◎ 特別法人事業税(仮称)の創設

消費税率 10%段階において復元後の法人事業税(所得割・収入割)の一部(法人事業税の約3割)を分離し、特別法人事業税(仮称)(国税)とする。

課 税 標 準：法人事業税(所得割・収入割)の税額(標準税率分)

主な税率区分：

主な税率区分	法人事業税 (所得割・収入割)		特別法人事業税 (仮称)	
	(復元後)	(改正後)	(改正後)	(創設)
資本金 1 億円超の普通法人	3. 6 %	⇒ 1 %	税額の 2 6 0 %	
資本金 1 億円以下の普通法人等	9. 6 %	⇒ 7 %	税額の 3 7 %	
収入金額課税対象法人	1. 3 %	⇒ 1 %	税額の 3 0 %	

賦 課 徴 収：都道府県(法人事業税と併せて実施)

国への払込み：税収の全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接払込み

適 用 期 日：平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用

◎ 特別法人事業譲与税(仮称)の創設

譲 与 額：特別法人事業税(仮称)の税収(全額)を都道府県に譲与

譲 与 基 準 等：「人口」を譲与基準とし、不交付団体に譲与制限の仕組み(※)

を設ける

※ 当初算出額の 25%を保障し、残余の 75%を譲与しない
(財源超過額を上限)。

譲与開始時期：平成 32 年度

◎ その他

○ 都道府県の財政運営に支障が生じないよう、新たな偏在是正措置により減収が生じる場合に、地方債の発行を可能とする措置を講じる。

○ 経済社会情勢の変化に対応できるよう、法の施行後における検討に係る規定を設ける。

○ 新たな偏在是正措置により生じる財源は、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用する。

○ 市町村に対する法人事業税交付金について、交付水準に変動が生じないよう交付率を引き上げる(5.4%→7.7%)等の措置を講じる。

2 車体課税の大幅見直し

消費税率 10%への引上げにあわせ、保有課税を恒久的に引き下げることにより、需要を平準化するとともに、国内自動車市場の活性化と新車代替の促進による燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及等を図る。

恒久減税による地方税の減収については、エコカー減税等の見直しや国税から地方税への税源移譲により、これに見合った地方税財源を確保する。

加えて、消費税率引上げにあわせ、自動車の取得時の負担感を緩和するため、環境性能割の税率を 1 %分軽減する。(平成31年10月1日～平成32年9月30日の間の措置)

※ この見直しにより、平成 31 年度与党税制改正大綱において、「税制抜本改革法以来の異次の与党税制改正大綱において懸案事項とされてきた車体課税の見直しについては、今後の措置をもって最終的な結論とする。」とされた。

保有課税の恒久減税

◎ 自動車税の税率引下げ(恒久減税)

平成 31 年 10 月 1 日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車(登録車)から、小型自動車を中心に全ての税率区分において、自動車税の税率を引き下げる。

なお、軽自動車税の税率は、変更しない。

税率区分	～1,000cc 以下	1,000cc 超 1,500cc 以下	1,500cc 超 2,000cc 以下	2,000cc 超 2,500cc 以下	2,500cc 超～
引下げ幅	▲4,500 円	▲4,000 円	▲3,500 円	▲1,500 円	▲1,000 円

◎ 地方税財源の確保

(1) 環境性能割の税率の適用区分の見直し

○ 環境インセンティブを強化するため、自家用乗用車(登録車)に係る環境性能割の税率の適用区分を見直す。

(2) グリーン化特例(軽課)の大幅見直し

○ 環境性能割の導入を契機に、自家用乗用車(登録車及び軽自動車)に係るグリーン化特例(軽課)の適用対象を、電気自動車等に限定する。

○ 消費税率引上げに配慮し、平成 33 年 4 月 1 日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車(登録車及び軽自動車)から適用する。

(3) エコカー減税(自動車取得税・自動車重量税)の軽減割合等の見直し

○ 環境インセンティブを強化するため、乗用車(登録車及び軽自動車)に係るエコカー減税(自動車取得税・自動車重量税)の軽減割合等を見直す。

○ 上記のエコカー減税(自動車重量税)の見直しによって、本来、国の増収分となるものについても、地方に税源移譲し、(4)の財源とする。

○ トラック・バスに係るエコカー減税は、環境インセンティブを強化するため、一定の見直しを行う。

（４）都道府県自動車重量譲与税制度の創設（自動車重量税の譲与割合の引上げ）

- 自動車重量税の譲与割合を段階的に引き上げることによって、国税から地方税への税源移譲を行い、都道府県自動車重量譲与税制度を創設する。

（５）揮発油税から地方揮発油税への税源移譲

- （１）～（４）の措置を講じてもおお不足する地方税財源を確保するため、平成 46 年度から揮発油税から地方揮発油税に税源移譲し、地方揮発油譲与税を増額する。

（６）その他

- 平成 31 年度税制改正に係る車体課税の見直しに伴う都道府県・市町村間の財源調整のため、自動車税環境性能割交付金に係る交付率を見直す。
[現行：65% → 平成 31～33 年度：47% → 平成 34 年度以降：43%]

需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減

自動車の取得時の負担感を緩和するため、平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの間に取得した自家用乗用車（登録車及び軽自動車）について、環境性能割の税率を 1 % 分軽減する。

これによる地方税の減収は、全額国費で補てんする。

〔登録車〕		〔軽自動車〕	
税率	臨時的軽減	税率	臨時的軽減
非課税	非課税	非課税	非課税
1.0%	非課税	1.0%	非課税
2.0%	1.0%	2.0%	1.0%
3.0%	2.0%		

3 消費税率引上げに伴う需要変動の平準化対策

◎ 自動車に係る措置

- 「2 車体課税の大幅見直し」のうち「保有課税の恒久減税」及び「需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減」とおり。

◎ 住宅に係る措置

- 今回の住宅ローン控除の改正により延長された控除期間（11 年目～13 年目）においては、所得税額から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額（所得税の課税総所得金額等 × 7 %）の範囲内において、個人住民税額から控除する。
- この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補てんする。

4 ふるさと納税制度の見直し

制度の健全な発展に向けて、一定のルールの中で地方公共団体が創意工夫をすることにより全国各地の地域活性化に繋げるため、過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税（特例控除）の対象外にすることができるよう、制度の見直しを行う。

◎ 見直し後の制度の基本的枠組み

- 総務大臣は、地方財政審議会の意見を聴いた上で、次の基準に適合する地方公共団体をふるさと納税（特例控除）の対象として指定する。
 - ① 寄附金の募集を適正に実施する地方公共団体
 - ② ①の地方公共団体で返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方公共団体
 - ・ 返礼品の返礼割合を 3 割以下とすること
 - ・ 返礼品を地場産品とすること

5 森林環境税・譲与税（仮称）の法制化

平成 30 年度税制改正で決定された以下の具体的内容について法制化する。

◎ 森林環境税（仮称）の創設 [平成 36 年度から課税]

納税義務者等：国内に住所を有する個人に対して、年額 1,000 円を課する国税
賦課徴収等：市町村が個人住民税と併せて賦課徴収し、都道府県を経由して交付税及び譲与税配付金特別会計に直接払込み

◎ 森林環境譲与税（仮称）の創設 [平成 31 年度から譲与]

譲与総額：森林環境税（仮称）の収入額（全額）に相当する額（注 1）
譲与基準：（市町村）総額の 9 割に相当する額を私有林人工林面積（5/10）、林業就業者数（2/10）、人口（3/10）で按分
※市町村の私有林人工林面積は、林野率により補正
（都道府県）総額の 1 割（注 2）に相当する額を市町村と同様の基準で按分

使途：（市町村）森林整備及びその促進に関する費用
（都道府県）森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用
（注 1）平成 35 年度までの間は、暫定的に譲与税特別会計における借入れにより対応。
借入金は、後年度の森林環境税（仮称）の税収の一部をもって確実に償還。
（注 2）制度創設当初は、都道府県への譲与割合を 2 割とし、段階的に 1 割に移行。

6 子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置

- 子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる。（平成33年度分個人住民税～）

7 主な税負担軽減措置等

◎ 固定資産税等の特例措置

- 特定所有者不明土地を利用した地域福利増進事業に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税、都市計画税）
- 高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置を創設（固定資産税）
- 福島県の原因事故による避難住民の帰還推進を目的とした帰還環境整備推進法人が整備する一定の公共施設に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税、都市計画税、不動産取得税）
- 熊本地震による被災住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用期間を2年延長（固定資産税、都市計画税）
- 鳥獣被害対策を推進するため、対象鳥獣捕獲員等の狩猟者登録に係る課税免除等の特例措置を5年延長（狩猟税）

参 考 資 料

〔 平成31年度地方税制改正(案)関係 〕

総務省自治税務局

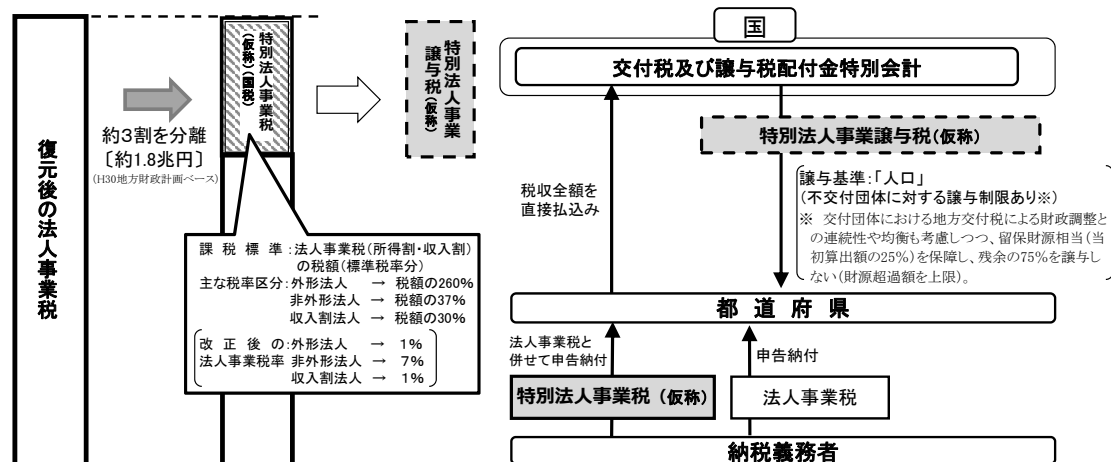
目 次

〔地方法人課税における新たな偏在是正措置〕	
➢ 地方法人課税における新たな偏在是正措置(案)	1
➢ 新たな偏在是正措置の考え方と効果	2
〔車体課税の大幅見直し〕	
➢ 車体課税の大幅見直し(全体像)(案)	3
➢ 自動車税の税率引下げ(案)	4
➢ 地方財政の安定のために講ずる措置のイメージ(案)	5
➢ 環境性能割に係る見直し(案)	6
➢ 自動車税・軽自動車税のグリーン化特例(軽課)に係る大幅見直し(案)	7
➢ 自動車取得税のエコカー減税に係る見直し(案)	8
➢ 国税から地方税への税源移譲(案)	9
➢ 需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減(案)	10
〔消費税率引上げに伴う需要変動の平準化対策〕	
➢ 個人住民税における住宅ローン控除に係る対応(案)	11
〔ふるさと納税制度の見直し〕	
➢ ふるさと納税制度の見直し(案)	12
〔森林環境税・譲与税(仮称)の法制化〕	
➢ 森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の制度設計イメージ(案)	13
➢ 森林環境譲与税(仮称)の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準(案)	14
〔子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置〕	
➢ 子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置(案)	15
〔主な税負担軽減措置等〕	
➢ 地域福利増進事業に係る課税標準の特例措置の創設(案)	16
➢ 高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置の創設(案)	17
➢ 帰還環境整備推進法人が整備する公共施設に係る課税標準の特例措置の創設(案)	18
➢ 熊本地震の被災住宅用地に係る課税標準の特例措置の拡充(案)	19
➢ 鳥獣被害対策の推進を目的とした狩猟税の課税免除等の特例措置の適用期限の延長(案)	20

地方法人課税における新たな偏在是正措置(案)

- 地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、特別法人事業税(仮称)及び特別法人事業譲与税(仮称)を創設する。

＜特別法人事業税(仮称)及び特別法人事業譲与税(仮称)の仕組み＞



＜その他関連する事項＞

- 都道府県の財政運営に支障が生じないよう、新たな偏在是正措置により減収が生じる場合に、地方債の発行を可能とする措置を講じる。
- 経済社会情勢の変化に対応できるよう、法の施行後における検討に係る規定を設ける。
- ※ 新たな偏在是正措置により生じる財源は、地方が偏在是正の効果を実感できるよう、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用する。

1

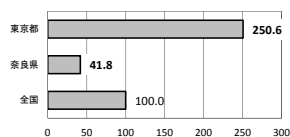
新たな偏在是正措置の考え方と効果

- 大都市における地方法人課税の税収は、県内総生産の分布状況と比較して集中している状況。この構造的な課題を解決することが必要。
- 新たな偏在是正措置の導入により、地方法人課税の税収と県内総生産の分布が概ね合致。

人口一人当たりの最大／最小

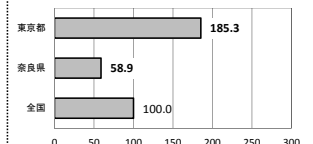
＜地方法人二税のみ＞
(偏在是正措置なし)

最大／最小:6.00倍



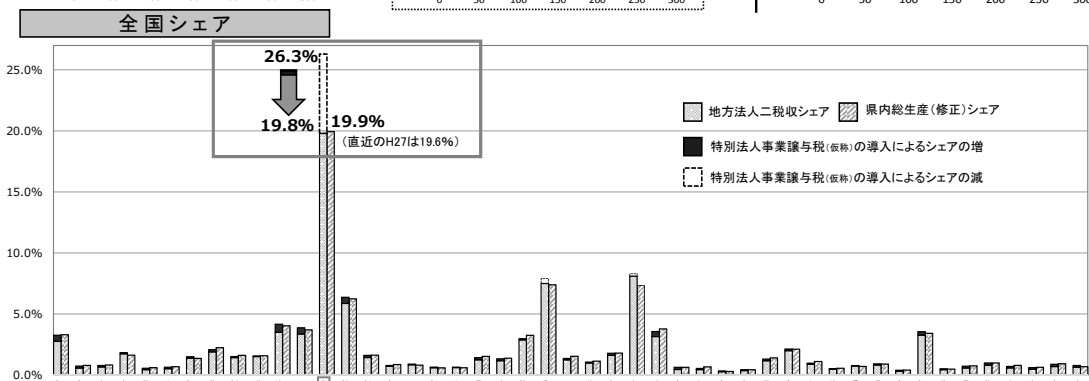
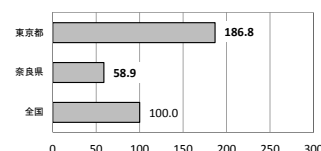
＜特別法人事業譲与税(仮称)導入後＞
(人口による譲与と制限)

最大／最小:3.15倍



＜県内総生産(修正)＞

最大／最小:3.17倍



※1 県内総生産(修正)は、県内総生産(名目)から、一般政府部門等を控除したもの。 ※2 地方法人二税の税収については、H25決算～H29決算の5年平均であり、県内総生産については、H23年度～H27年度の5年平均である。

2

車体課税の大幅見直し（全体像）（案）

- 消費税率10%への引上げにあわせ、自動車の保有に係る税負担を恒久的に引き下げることにより、自動車ユーザーの負担を軽減し、需要を平準化するとともに、国内自動車市場の活性化と新車代替の促進による燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及等を図る。これにより、税制抜本改革法以来の累次の与党税制改正大綱において懸案事項とされてきた車体課税の見直しについては、最終的な結論を得たところである。
- 恒久減税による地方税の減収については、エコカー減税等の見直しや国税から地方税への税源移譲により、これに見合った地方税財源を確保することとする。これにより、地方における社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業のニーズにしっかりと対応する。

保有課税の恒久減税

- 自動車税の税率引下げ（恒久減税）

1,320億円程度（平年度ベース）

- ・ 平成31年10月1日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車（登録車）から引下げ。
- ・ 軽自動車税の税率は、変更しない。

- 地方税財源の確保

1,320億円程度（平年度ベース）

- ・ グリーン化特例・軽課（自動車税・軽自動車税）
 - ・ エコカー減税（自動車重量税・自動車取得税）
 - ・ 環境性能割（自動車税）
- 対象の重点化、基準の見直し 等
- ・ 都道府県自動車重量譲与税制度の創設（自動車重量税の譲与割合の引上げ）
 - ・ 揮発油税から地方揮発油税への税源移譲

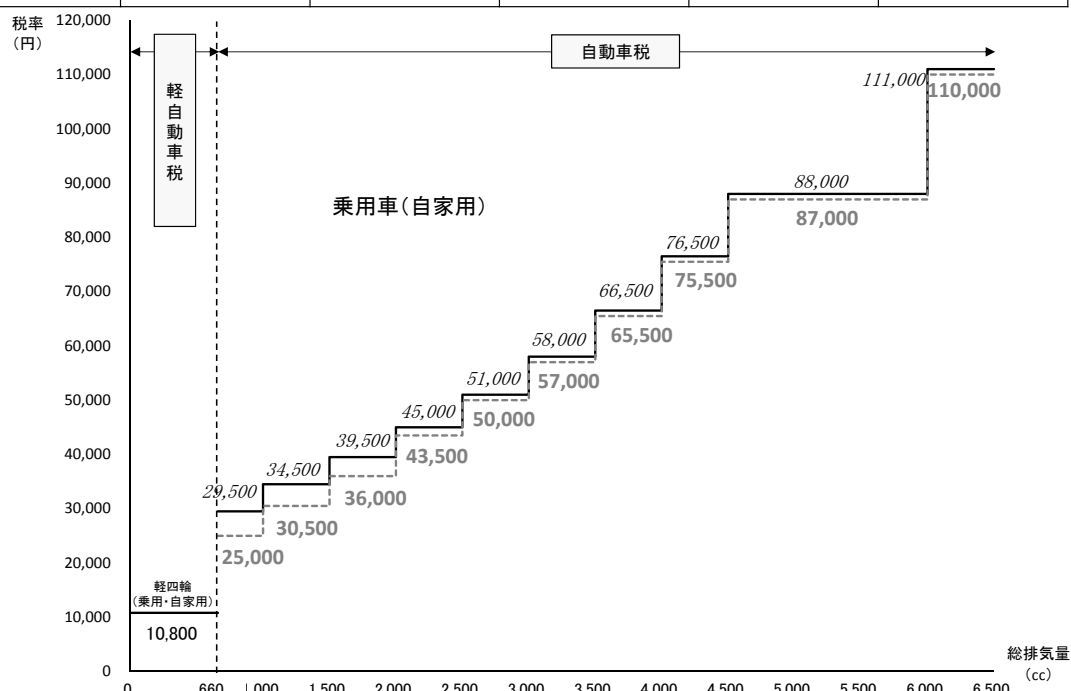
環境性能割の臨時的軽減

- ① 自動車の取得時の負担感を緩和するため、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した自家用乗用車（登録車及び軽自動車）について、環境性能割の税率を1%分軽減する。（例：税率3%→税率2% 等）
- ② ①による地方税の減収については、全額国費で補てんする。

3

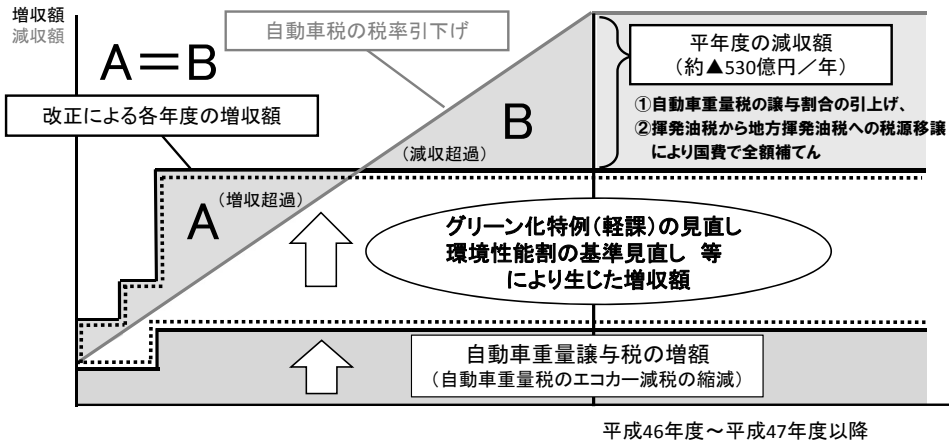
自動車税の税率引下げ（案）

税率区分	～1,000cc以下	1,000cc超1,500cc以下	1,500cc超2,000cc以下	2,000cc超2,500cc以下	2,500cc超～
引下げ幅	▲4,500円	▲4,000円	▲3,500円	▲1,500円	▲1,000円



4

地方財政の安定のために講ずる措置のイメージ(案)



5

乗用車

環境性能割に係る見直し(案)

【改正前(28改正における税率区分)】

区 分		税率		
		自家用		営業用
		登録車	軽自動車	
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 (H21規制からNOx10%低減達成) プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車 (H21規制適合)		非課税	非課税	非課税
ハイブリッド車を含む LPG車	2020年度基準+10%達成			
	2020年度基準達成	1%	1%	0.5%
	2015年度基準+10%達成	2%		1%
	上記以外	3%	2%	2%

(注)ガソリン車(ハイブリッド車を含む)及びLPG車に適用する排ガス要件:
H17規制からNOx75%低減(★★★★)のものに限る。

【改正後】

区 分		税率		
		自家用		営業用
		登録車	軽自動車	
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又は H21規制からNOx10%低減達成) プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車 (H30規制適合又はH21規制適合)		非課税	非課税	非課税
ハイブリッド車を含む LPG車	2020年度基準+20%達成			
	2020年度基準+10%達成	1%		
	2020年度基準達成	2%	1%	0.5%
	2015年度基準+10%達成			1%
上記以外		3%	2%	2%

(注)ガソリン車(ハイブリッド車を含む)及びLPG車に適用する排ガス要件:
H30規制からNOx50%低減(★★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)のものに限る。

○トラック・バスに係る環境性能割は、変更しない。
(但し、H30排ガス規制は導入する。(中量車、軽量車))

6

自動車税・軽自動車税のグリーン化特例(軽課)に係る大幅見直し(案)

自家用乗用車

【改正前】

取得期間:平成30年4月1日～平成31年3月31日
軽課年度:平成31年度(取得の翌年度のみ)

自動車税

区 分	軽減率
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成) プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車 (H30規制適合又はH21規制適合)	75% 軽減
2020年度基準+30%達成	
2020年度基準+10%達成	50% 軽減

※電気自動車等を除き、H30規制からNOx50%低減(★★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)しているものに限る。

軽自動車税

区 分	軽減率
電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成)	75% 軽減
2020年度基準+30%達成	50% 軽減
2020年度基準+10%達成	25% 軽減

※電気自動車等を除き、H30規制からNOx50%低減(★★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)しているものに限る。

【改正後】

※平成32、33年度分については、現行の特例措置を講ずる。
取得期間:平成33年4月1日～平成35年3月31日
軽課年度:平成34年度、平成35年度(取得の翌年度のみ)

区 分	軽減率
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成) プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車 (H30規制適合又はH21規制適合)	75% 軽減
2020年度基準+30%達成	軽減なし
2020年度基準+10%達成	軽減なし

※電気自動車等を除き、H30規制からNOx50%低減(★★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)しているものに限る。

区 分	軽減率
電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成)	75% 軽減
2020年度基準+30%達成	軽減なし
2020年度基準+10%達成	軽減なし

※電気自動車等を除き、H30規制からNOx50%低減(★★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)しているものに限る。

- トラック・バス等に係る自動車税のグリーン化特例については、単純延長(2年)。
- 貨物用の軽自動車に係る軽自動車税のグリーン化特例(軽課)については、単純延長(2年)

7

自動車取得税のエコカー減税に係る見直し(案)

乗用車

【改正前】

区 分	軽減率	(参考) 自重税
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成) プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車 (H30規制適合又はH21規制適合)	非課税	免税 ※2020年度基準+50%達成については、2回目も免税
(ハイブリッド車を含む) ガソリン車 LPG車	2020年度基準+40%達成	
	2020年度基準+30%達成	80% 軽減
	2020年度基準+20%達成	60% 軽減
	2020年度基準+10%達成	40% 軽減
	2020年度基準達成	20% 軽減
上記以外	登録車3% 軽自動車2%	※

(注)ガソリン車(ハイブリッド車を含む)及びLPG車に適用する排ガス要件:
H30規制からNOx50%低減(★★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)のものに限る。

※2015年度基準+10%達成のガソリン車について、本則税率を適用させる経過措置については、H31改正においては、延長しない。

【改正後】

区 分	軽減率	(参考) 自重税
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成) プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車 (H30規制適合又はH21規制適合)	非課税	免税 ※2020年度基準+90%達成については、2回目も免税
(ハイブリッド車を含む) ガソリン車 LPG車	2020年度基準+40%達成	
	2020年度基準+30%達成	50% 軽減
	2020年度基準+20%達成	50% 軽減
	2020年度基準+10%達成	25% 軽減
	2020年度基準達成	20% 軽減
上記以外	登録車3% 軽自動車2%	

(注)ガソリン車(ハイブリッド車を含む)及びLPG車に適用する排ガス要件:
H30規制からNOx50%低減(★★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)のものに限る。

- トラック・バスについては、環境インセンティブを強化するため、一定の見直しを行う。

8

国税から地方税への税源移譲（案）

- 車体課税の大幅見直しに当たり、都道府県における社会インフラ財源を安定的に確保していくため、
- ① 自動車重量税の一部を都道府県に対して譲与する都道府県自動車重量譲与税制度を、新たに創設する。
- ② 平成46年度から、揮発油税から地方揮発油税に税源を移譲することにより、地方揮発油譲与税を増額する。

① 都道府県自動車重量譲与税の創設

1 譲与団体 全ての都道府県

2 規模等

	平成31～33年度	平成34～45年度	平成46年度	平成47年度～
都道府県自重譲与税の規模	98億円/年	160億円/年	451億円/年	550億円/年
必要な譲与割合	15/1000	24/1000	68/1000	83/1000
本則の譲与割合	348/1000	357/1000	401/1000	416/1000
附則の譲与割合（当分の間）	422/1000	431/1000	475/1000	490/1000
（参考）現行の譲与割合	407/1000（本則：1／3）			

3 譲与基準 自家用乗用車（登録車）の保有台数（賦課期日時点における課税台数）

4 譲与時期 6月、11月、3月

② 揮発油税から地方揮発油税への税源移譲

1 譲与団体 全ての都道府県

2 規模等

		現行	平成46年度～
地方揮発油税への移譲額		—	142億円
揮発油税	本則税率	24,300円/キロリットル	24,000円/キロリットル
	当分の間税率	48,600円/キロリットル	48,300円/キロリットル
地方揮発油税	本則税率	4,400円/キロリットル	4,700円/キロリットル
	当分の間税率	5,200円/キロリットル	5,500円/キロリットル

3 譲与基準 自家用乗用車（登録車）の保有台数（賦課期日時点における課税台数）

4 譲与時期 6月、11月、3月

9

需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減（案）

- 自動車の取得時の負担感を緩和するため、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に自家用乗用車（登録車及び軽自動車）を取得した場合、環境性能割の税率を1%分軽減する。
- この措置による地方税の減収については、全額国費で補てんする。

1 対象 平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した自家用乗用車（登録車及び軽自動車）

2 方法 環境性能割の税率を1%分軽減

〔登録車〕

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1.0%	非課税
2.0%	1.0%
3.0%	2.0%

〔軽自動車〕

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1.0%	非課税
2.0%	1.0%

※ 環境性能割については、新車・中古車を問わず対象。

※ 免税点は50万円（中古車については、全体の約9割が非課税）。

※ 平成31年度与党税制改正大綱においては、「全額国費で補てんする。」とされている。

10

個人住民税における住宅ローン控除に係る対応（案）

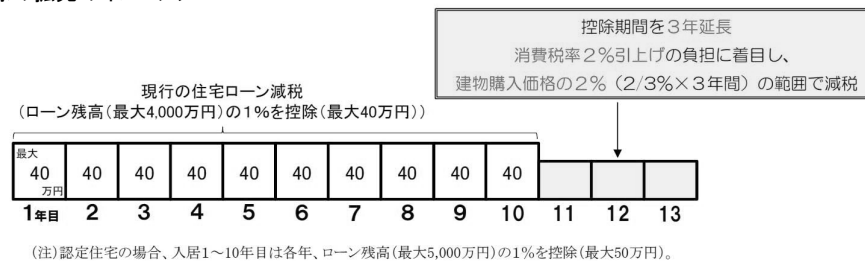
- 今回の対策により延長された控除期間においては、所得税額から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額（以下参照）の範囲内において、個人住民税額から控除する措置を講ずる。
- この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補てんする。

＜個人住民税における住宅ローン控除＞

居住年	平成26年4月～平成33年12月	今回の対策 平成31年10月～平成32年12月
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の7% （最高13.65万円）	同左
控除期間	10年	13年

（注）平成26年4月～平成33年12月までの欄の金額は、住宅に係る消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額。

＜住宅ローン控除の拡充のイメージ＞

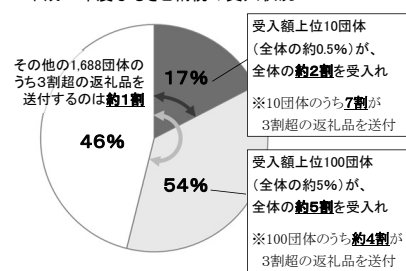


11

ふるさと納税制度の見直し（案）

- これまで、技術的助言の範囲内において、必要な返礼品の見直しを行うよう要請を行ってきた結果、多くの地方公共団体が真摯に見直し要請に応じる一方で、依然として一部の団体が過度な返礼品を送付し、多額のふるさと納税を集める状況が継続している。
- 制度の健全な発展に向けて、一定のルールの中で地方公共団体が創意工夫をすることにより全国各地の地域活性化に繋げるため、過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税（特例控除）の対象外にすることができるよう、制度の見直しを行う。

平成29年度ふるさと納税の受入状況



※返礼品の送付状況については、平成30年9月1日時点のもの

見直し後の制度の基本的枠組み

- 総務大臣は、地方財政審議会の意見を聴いた上で、次の基準に適合する地方公共団体をふるさと納税（特例控除）の対象として指定する。
 - ① 寄附金の募集を適正に実施する地方公共団体
 - ② （①の地方公共団体で）返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方公共団体
 - ・ 返礼品の返礼割合を3割以下とすること
 - ・ 返礼品を地場産品とすること
- （その他の手続き等）
 - 総務大臣は指定をし、又は指定を取り消したときは、その旨を告示する。
 - 指定基準の制定や改廃、指定や指定の取り消しについては、地方財政審議会の意見を聴取する。
 - 上記の改正は、平成31年6月1日以後に支出された寄附金について適用する（指定対象外の団体に対して同日以後に支出された寄附金については、特例控除の対象外となる）。

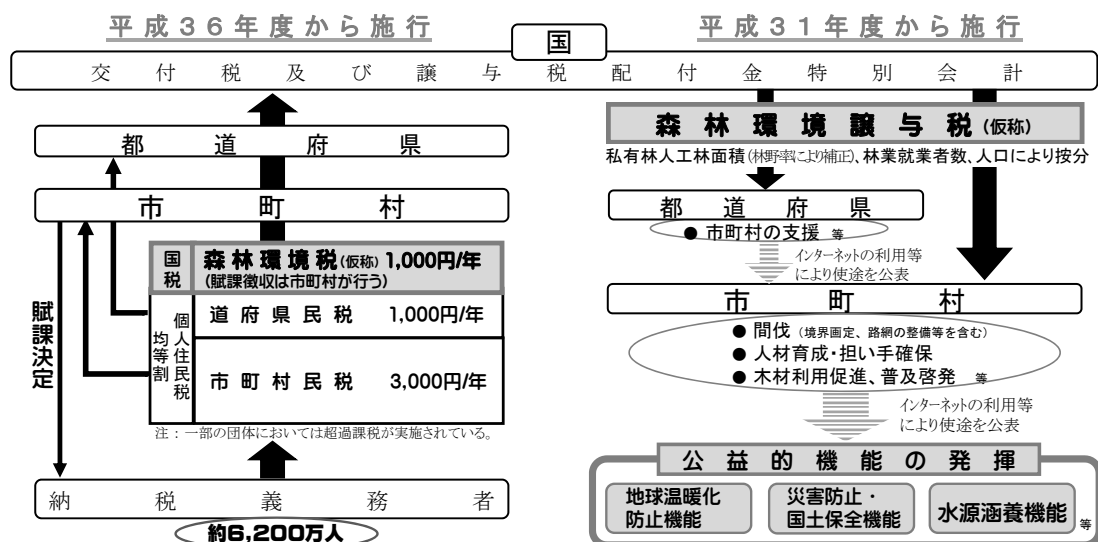
12

森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の制度設計イメージ(案)

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成30年度税制改正大綱の内容のとおり、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設する。

※森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設するための法律案を平成31年通常国会に提出。

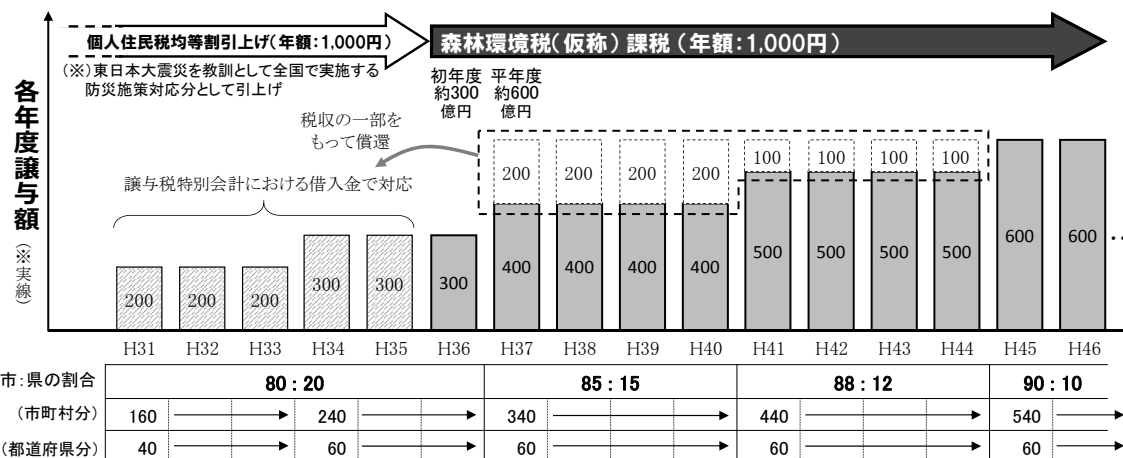
【制度設計イメージ(案)】



13

森林環境譲与税(仮称)の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準(案)

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 平成35年度までの間は、暫定的に譲与税特別会計における借入れで対応し、後年度の森林環境税(仮称)の税収の一部をもって償還。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)



【譲与基準】

市町村分	50% : 私有林人工林面積
	20% : 林業就業者数
	30% : 人口
都道府県分	市町村と同じ基準

(※以下のとおり林野率による補正)

林野率	補正の方法
85%以上の市町村	1.5倍に割増し
75%以上85%未満の市町村	1.3倍に割増し

14

子どもの貧困に対応するための 個人住民税の非課税措置（案）

〔平成33年度分以後の
個人住民税について適用〕

- 子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる。

＜現行の個人住民税の非課税措置の範囲＞

障害者、未成年者、寡婦又は寡夫

（前年の合計所得金額が135万円（※）（給与収入204万円）を超える場合を除く） 等

※ 平成30年度税制改正における給与所得控除等から基礎控除への振替（10万円）に伴い、平成33年度分以後の個人住民税から非課税措置の合計所得金額要件が125万円から135万円となる。

対象の追加

児童扶養手当の支給を受けている児童（※1）の父又は母のうち、現に婚姻（※2）をしていない者又は配偶者（※2）の生死の明らかでない者
（前年の合計所得金額が135万円（給与収入204万円）を超える場合を除く）

※1 父又は母と生計を一にする子で前年の総所得金額等の合計額が48万円以下であるもの。

※2 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。

15

地域福利増進事業に係る課税標準の特例措置の創設（案）

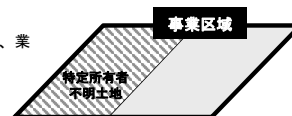
特例の概要（創設）

- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づき、特定所有者不明土地※1を利用して行う地域福利増進事業※2の用に供する土地等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準について、最初の5年度分、2／3を乗じた額とする。

なお、特定所有者不明土地の事業区域に対する割合が1／4未満である場合には、当該不明土地等のみが特例措置の対象となる（事業区域の面積が500㎡未満である場合を除く）。

※1 所有者不明土地のうち、現に建築物（簡易な構造の小規模建築物を除く。）が存せず、かつ、業務の用など特別の用途に供されていない土地

※2 地域住民等の共同の福祉又は利便の増進を図るために行われる事業



所有者不明土地の存在により流通・活用されていない土地（イメージ）



ポケットパーク（公園）
（出典）杉並区



イベントスペース（広場）
（出典）福井市



まちなか防災空き地
（出典）神戸市HP



直売所（購買施設）
（出典）農研機構 広島県

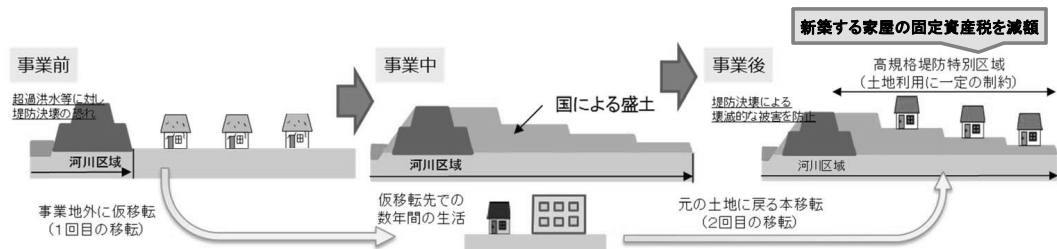
16

高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置の創設（案）

特例の概要（創設）

- 高規格堤防整備事業の事業区域内における家屋の所有者が、事業の実施により仮移転し、事業後に一定の家屋を新築した場合に、当該家屋の固定資産税の税額を、最初の5年度分、下表のとおり減額する。

家屋の種別	減額割合
住宅（居住部分）	2／3 減額
（非居住部分）	1／3 減額
住宅以外の家屋	1／3 減額



17

帰還環境整備推進法人が整備する公共施設に係る課税標準の特例措置の創設（案）

特例の概要（創設）

- 福島県における原子力発電所の事故による避難住民の帰還の推進に向けて、帰還環境整備推進法人^{※1}が、避難住民の帰還環境の整備を目的に地域利便の増進に寄与する一定の公共施設等^{※2}の整備のために土地等を取得した場合について、下記の特例措置を講ずる。

- ・ 固定資産税・都市計画税の課税標準を、最初の5年度分、価格に1／3を乗じた額とする。
- ・ 不動産取得税の課税標準を、価格から1／5を控除した額とする。

※1 避難指示・解除区域の所在する市町村長^{※3}が定める帰還環境整備事業計画等に基づき帰還環境整備のための業務を適正・確実に行うことができると認められる者として当該市町村長が指定する法人（一般社団・財団法人、NPO法人等）

※2 道路、公園、広場、緑地、集会施設、休憩施設、案内施設、駐車場等

※3 推進法人の活動が見込まれる避難指示・解除区域の所在する市町村は以下の12市町村
田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、
双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

<空き家を改修した公共施設の例(案内施設)>



「まちは家世田米駅」（岩手県住田町）

18

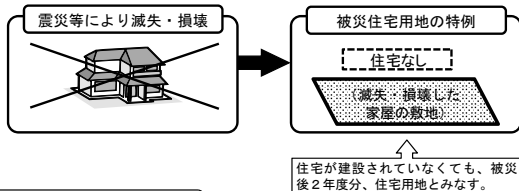
熊本地震の被災住宅用地に係る課税標準の特例措置の拡充（案）

特例の概要（現行）

- 震災等により滅失・損壊した住宅の敷地（被災住宅用地）に係る固定資産税及び都市計画税については、被災後２年度分※１、当該敷地を住宅用地とみなし、住宅用地の課税標準の特例措置を適用する。

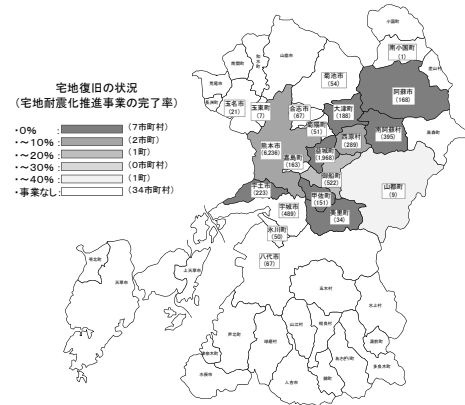
※１ 避難指示区域は解除後３年度分、被災市街地復興推進地域※２に定められた場合は被災後４年度分。

※２ 大規模な災害により相当数の建築物が滅失し、土地区画整理事業等を実施する必要がある区域。
都市計画区域内の市街地の土地の区域において市町村の都市計画で定められる。



改正の内容

- 平成２８年熊本地震により被災した通常２年度分の特例措置が適用されている被災住宅用地について、住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合、適用期間を２年度分延長する。



※ 各市町村名の下の（ ）内の数字は応急仮設住宅の供与戸数
※ 数値は全て平成30年8月末現在

19

鳥獣被害対策の推進を目的とした狩猟税の課税免除等の特例措置の適用期限の延長（案）

特例の概要（現行）

- 「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」(平成25年12月26日 環境省・農林水産省)に基づく有害鳥獣の捕獲目標達成のためには、その担い手確保が重要であることから、平成27年度税制改正において、有害鳥獣の捕獲等を行う以下の者について、狩猟税の課税免除等の特例措置を設けたところ。
同対策については、策定から概ね5年後に必要なに応じて捕獲目標の見直しを行うとされていることから、見直しの時期に合わせて、平成30年度までの時限措置とした。

狩猟税			狩猟税の特例（平成31年3月31日まで）			許可捕獲				
		狩猟者登録					都道府県知事の許可			
目的		レジャー	レジャーのほか、有害鳥獣捕獲等に従事				有害鳥獣捕獲等に従事			
鳥獣		カモ、キジ等	イノシシ、シカ等				イノシシ、シカ等			
税率	第一種銃猟（装薬銃）	16,500円	課税免除	課税免除	全ての区分で2分の1	狩猟税は課されない （課税対象外）				
	網 猟	8,200円								
	わな猟	8,200円								
	第二種銃猟（空気銃）	5,500円								
		※対象鳥獣捕獲員：市町村に設置された「鳥獣被害対策実施隊」の隊員で、主として都道府県知事の指揮率に従事する者					※認定鳥獣捕獲等事業者：国が定める一定の基準に適合しているとして都道府県知事の認定を受けた法人		※狩猟者登録の申請日前1年以内に、鳥獣の管理の目的で、鳥獣保護管理法に基づく許可捕獲等を行った者	

改正の内容

- 適用期限を5年延長(平成35年度まで)

【参考】「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」(平成25年12月26日 環境省・農林水産省) (抄)

○ 当面の捕獲目標(全国レベル)の設定

ニホンジカ、イノシシについては、まず当面の目標として、10年後(平成35年度)までに個体数を半減させることを目指すこととし、概ね5年後に捕獲対策の進捗状況を確認し必要に応じて見直しを行うこととする。

20